ISSN 0286 − 5831

國學院大學

博物館學紀要

第 34 輯

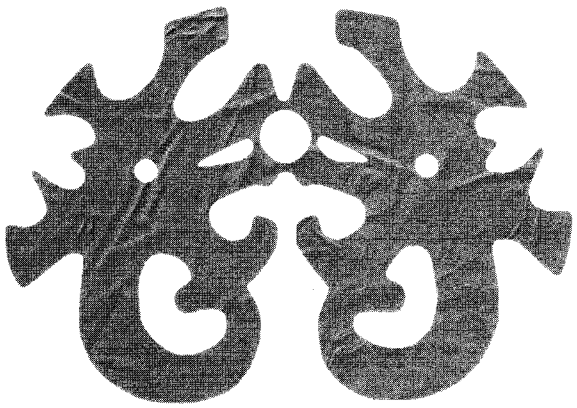

2009年度

國學院大學博物館学研究室

Bulletin of Museology, Kokugakuin University
HAKUBUTUKANGAKU-KIYO

2009, No.34

CONTENTS

An introduction to history of museology ····· AOKI Yutaka ····· 1

The Japan Association of Museums's Undestanding of Historic and Natural Properties in the Early Years of the Postwar Period
····· KONNO Yutaka ·····15

A study of Health exhibition ····· ONUKI Ryoko ·····57

A study of display valuation in museum
—How did confirmed display educationality from the view of display evaluation ?—
····· KOJIMA Yukiko ·····67

History of museum education study in Japan
— The change of the tendency to study and history of Japanese education in the establishment period of the museum education concept —
····· TSUJI Kanako ·····79

Recent trends in museum management
— Present of museum management theory and museum management to watch for "Hakubutsukankenkyu" — ····· MIZUTANI Madoka ·····87

The display of Buddhist art in history
— The main theme of a display history of buddhist art —
····· WATANABE Ayuka ·····95

A Study of the Bank Museum in Japan and Korea
····· OCHIAI Hiromichi ····· 107

Consideration to the modern exhibition space thinking from the fresco space of the ancient times and prehistory ····· OHTSUKA Eriko ····· 117

A Case Study of Collaboration of schools with museums ····· KASUYA Takashi ····· 141

The problem of the educational administration to bring up a local museum
····· ONUKI Hideaki ····· 149

The Museum Study Room
KOKUGAKUIN UNIVERSITY
Shibuya, Tokyo, Japan

國學院大學

博物館學紀要

第 34 輯

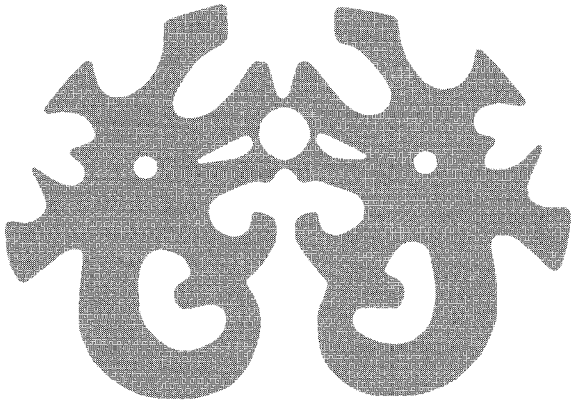

2009年度

國學院大學博物館学研究室

博物館学史序論

An introduction to history of museology

青木　豊
AOKI Yutaka

はじめに

博物館学史を論文・著作のみをもって学史を展開することは、不適当であることは充分承知している。何故なら博物館学は、現場である博物館学と共にある学問であるからである。また、制度史を除外することも論外である。しかし、今回は紙幅の都合上、論著を基本に編年的に学史を概観するものである。

本稿での学史として呈示した時代区分は、あくまで試論であり、暫定的であることは否めない事実である。今後さらなる文献渉猟とその精査によって完成度を高める所存である。

また、本稿では昭和末年までとしたのは紙幅の関係もさる事ながら、種々の意味で博物館学の百花繚乱とも形容し得る平成期である故に、簡単に纏められなかった為でもある。

博物館学前夜

文久元年（1861）の遣欧使節団の傭通詞として随行した福沢諭吉は、帰朝後福沢自身の渡航日記であった『西航記』(註1)と『西航手帳』(註2)を草稿として慶応２年（1866）に『西洋事情』(註3)を刊行した。当該書の中で博物館が紹介され、この事により日本人の知識層は博物館なる施設の存在を始めて知った事は周知の通りである。

この点に関しては古くは椎名仙卓(註4)が、昨今に於いては落合知子(註5)が詳述しているが、落合は『西洋事情外論』巻之二「政府の職分」等々の論旨より、単なる博物館の紹介ではなく博物館設立の意義目的及びその効用について述べている点を指摘し、我が国に於ける博物館学意識の黎明と断じているが、この点は肯定できるものである。

次いで、幕臣で軍艦奉行・外国奉行等を歴任し、親仏派の巨頭であり仏語である“Exposition”を“博覧会”と邦訳した票本助雲は、明治８年（1875）に「博物館論」(註6)を著している。

> 澳国公使館の書記官ヘンリー・ボン・シイボルト氏其先人余か先人と交り余も亦其兄と識るを以って海外二世の知己と為し時に余を延て言論談笑し互に其所志を吐て娯と為す頃者話次博物館の事に渉る氏頻に其人民に利益あるを述る娓々止ます余大に其言に傾倒して以て真に然りと為し乃ち鉛筆を執り聞く儘に記し以て世の余と嗜を同するの人に諗明治八年九月　票本助雲

以上の端書きに如まり、その内容は博物館の目的・博物館の種類・我国での博物館の必要性・資料論・目録の必要性・経営論・収集論に及んでいる。中でも博物館資料の収集に関し、

寄贈には代償を必要としない事や、寄託は許すべからずと具体に至り論じている。結論では、

博物館は国民の利益上に関係し此館盛大を致せば人民自己の利も必ず増殖するものにて結局此博物館は人民の手の物と云ふも可なり天地間の国に於て都て自国古代より固有したる貴重すべき体格或は人工物品の精工なる是を保護して永く存せんことを望む国あれば文明国より是を見て巨多の軍艦及強壮の軍卒を養ふよりは却て賞賛し誓て侮慢を致すまじ

堂々たる博物館論を提唱しているのである。当該論が、表題を「博物館論」と標記した事と、その内容に於いても博物館学に於ける博物館論の濫觴であると看取される。明治８年、1875年の事である。

明治時代初年は維新政府による近代国家への胎動と同様に、博物館にとっても将に「博物館学前夜」と呼称し得る博物館受容期であったと考えられる。

博物館学の確立期（明治時代中期～後期）

明治時代も中頃になると、西洋文化を咀嚼吸収し、受容から創造確立の時代に推移する中で、明治18年（1885）には内閣制度の創設により、森有礼が初代文部大臣となり教育界に於いては明治19年３月には、「帝国大学令」、「師範学校令」、「小学校令」、「中学校令」、「諸学校令」が矢継ぎ早に制定された、一大改革の時期であった。

かかる時代にあって、博物館論を展開したのは岡倉天心であり、その嚆矢は明治11年（1888）の９月２・４・５・６日の『日出新聞』に連載された「博物館に就て」[(註7)]である。「予は博物館に就て過去に係る実業と将来に係る教育に就き、茲に一言せんとす。」博物館の設立目的と意義を集約したとも看取される名言に始まる当該博物館論は、博物館の基本要件を（甲）保存の点（乙）考究の点（丙）都府の盛観、の三点から博物館の必要性を論じ、東京・京都・奈良の三館を必要とし、東京の博物館は大英博物館を、京都はルーブルを、奈良はローマ的博物館をと、実例をあげて博物館の専門性をも指摘している。経営に至っては、収集・陳列・考査（調査研究）・教育・出版・模写と広範囲な視点で論じているのが特徴である。陳列については、展示意図の明確化、展示の形態、展示と保存と関係等々に至っており、いずれも正鵠を射たもので今日と何の遜色ない論となっている。

更に、当該期を代表する博物館学意識を有した研究者として坪井正五郎がいる。坪井の博物館学意識については別稿[(註8)]で記した通りであるが邊見端[(註9)]が論じた「パリー通信」[(註10)]を嚆矢とする展示論では「土俗的標本の蒐集と陳列とに関する意見」、[(註11)]「人類學標本展覧會開催趣旨設計及び効果」[(註12)]などがあり、坪井は「博物館学」の名称こそ使用はしていないが博物館学としての展示論を構築した人物であった。また、博物館展示技法としての模型論には「欧米諸国旅行雑話」[(註13)]などがある。更にまた、学術での専門領域であった人類学を専門とする博物館構想については、「戦後事業の一つとしての人類學的博物館設立」[(註14)]や「人類學と博物館」[(註15)]を著し、その必要性を訴えている。

かかる論文の内容から坪井は人類学の中から考古学を確立させた人物としての評価は当然としても、一方で明らかに坪井は博物館学を確立させていたことは、その実践であった我が国で最初の学術の展示であった「人類學標本展覧會開催趣旨設計及び効果」により明々白々なので

ある。

さらにまた、坪井の弟子であった前田不二三が上記の人類學標本展覧會に於いて「學の展覧會か物の展覧會か」[註16]を著した。前田の称する「学の展示」とは、言い換えればある一定の思想・史観に基づく展示の必要性を述べたものであり、博物館展示の命題の関する理論構築の萌芽であったと看取されることは以前記した通りである。[註17]具体的には、展示とは資料を見せるのではなく、資料を使って学術情報を伝える行為であることを、坪井の展示論では完成していたことは、前記の論文でも明白であり、そしてさらに弟子をも啓蒙していたことが理解出来ると同時に、この考え方は当該期の展示論であり博物館学であったと確認できるのである。今日を当該期と比較すると展示理論が悲しいまでに後退しているのは、何に起因するのであろうか。

明治26年の神谷邦淑による「博物館」[註18]は、歴史・目的利益・位置及外観・配室の概要・中庭の利益・採光の諸説・換気給温・建築の現例と、A4版22頁に及ぶ博物館学理論を展開したものであった。明治32年の高山林次郎による「博物館論」[註19]もある。

明治32年に箕作佳吉は、「博物館ニ就キテ」[註20]で博物館論とジオラマ展示論を展開した。先ず、同論文の最大の特徴は博物館学の目的を以下の如く明示したことであった。

第一　国家ノ宝物ヲ貯蔵保管スルコト

第二　普通教育上参考トナルベキ陳列品ヲ備ヘ且ツ一般公衆ノ為メニ実物ニ依リテ有益ナル智識ヲ得兼テ高尚ナル快楽ヲ感ズル途ヲ設クルコト

第三　高等学術ノ進歩ヲ計ルコト

当該期は、古社寺保存法（明治30年6月公布）の制定により、社寺所有資料の保存場所を考えねばならない時代であったところから、箕作は博物館設立の第1の目的に資料の保存機能を定義付けたものと看取される。さらに、アメリカ合衆国での博物館観察より得た知識から第2に博物館の教育性の必要と第3の研究機関としての博物館を定義したものであり、今日と比較して何の遜色もない博物館理論を明示した。

当該ジオラマ展示論は、我が国での嚆矢となったもので具体的展示形態として命名こそしていないが、資料個別の提示型展示ではなく、資料の生活環境が一目で理解できるといった所謂生態展示を論じたものであった。生態展示については、動物学の学統の中で箕作から後述する谷津直秀、川村多実二に引き継がれてゆく。この点に関しては下湯直樹の論文[註21]に詳しい。

また、植物園に関しては明治36年の白井光太郎による『植物博物館および植物園の話』[註22]がある。尚、大正7年（1918）には白井が専門とした本草学に関する博物館設立の必要性を、短文であるが「本草博物館設立と古記録の保存」[註23]に著している。

一方、明治36年（1904）に建築の視座から展示論及び展示工学論で注目に価する確固たる理論を展開したのは内田四郎[註24]であった。『建築雑誌』第206・207号に分載されたもので、両号合わせ28頁に及ぶ論文である。緒言には

> 國開けて文物燦々萬邦森々として各其精華を発揚し世界に其の光を競ひ天下に其紫朱を争ふは洵に現宇内の盛観ならずや文学の発達以て観るべく藝術の振作以て期すべく機械の細妙商業の進歩共に驚くべき現況に到りしは之れ皆な国家富強の結果にあらずして何ぞや

然れども獨り美術に至ては専ら国民の理想と其発達を共にし国家の富強と其盛衰を同ふするものなれば一国に於ける美術の振否は國民の理想を代表し美術館の栄枯は以て国家の盛衰を卜するに足るべし

内田の言う「美術館の栄枯は国家の盛衰を卜する」は盡し名言であり、現時点の博物館の現状に照らし合わせた場合は如何であろうか。

論文の内容は、繪畫陳列の歴史・繪畫陳列館の分類並繪畫の配列・繪畫陳列館の位置・繪畫陳列館のプラン（室の配置　陳列室・事務室・準備室・倉庫・番人室・番人寝室・観客休息室・喫煙室・便所・事務員私用厠・階上及階下の室割　階段と入口・中庭及ロッヂャ・観覧の順路・畫壁の延長線・プランの実例）・繪畫陳列館の外観・竪面の特性・畫繪陳列館の装飾（外部に於ける装飾・内部に於ける装飾）・繪畫陳列館の材量及構造（硝子屋根・硝子天井・窓及戸・固定畫壁及可動畫壁）・暖房及換気・採光法（頭光法・頭光窓と室の割合・マグナス氏方式・チーヂス氏の方式）・畫壁に於ける等輝曲線（光線の加減・畫壁に於ける光線の反射・畫壁の高さ・側光法・畫壁に於ける等輝曲線）・地面より反射する光線・繪畫陳列に就て必要具（手摺・繪畫懸け・休息椅子）から構成され、中でも展示室の採光法はもとより、光の反射の忌避法にまで論及するなど、該期を代表する論文であると評価できる。

例えば　採光法の一つとしての天井光である「頭光法」、即ちトップライトについては、

光線を上方より探るには硝子屋根及び硝子天井即ち頭光窓 Top Light Opening を用ゆ頭光窓は室の形と相似形なると最も宜しとす頭光線は窓の大さの割合に其の効力甚だ多なり然れども壁上に於ける効力は床上に於けるより甚だ少なし故に博物館或は一般美術館に於ける如く床上の光線を主とする場合に比して幾分か之れを大にするを要す然れども大に過ぐれば返て人目を眩し人をして野外に立て繪畫を見るの感あらしむ世多くは採光の充分ならんことを欲して此弊に陥り易し依て頭光窓の幅長及高の大さと適宜の関係あるものなり世に知られたる割合は今之れを次に述べん

執筆された時代の錯覚すら覚える論文内容なのである。

次いで　当該期の最終を締め括るに相応しい理論展開を試みたのが黒板勝美であった。黒板の博物館学思想については別稿[註25]で記した通りであるが、学位論文である『日本古文書様式論』により古文書学の体系を確立した翌明治39年に、黒板は古文書学研究の場として公開を可能とする「古文書館」の必要性の提唱を嚆矢とし、黒板の博物館学思想は着実に増大強化してゆくのである。中でもその画期となったのは明治41～43年の二年間に及ぶ欧米留学によるものであることは、帰朝後著した『西遊弐年　欧米文明記』[註26]からも明白である。

ここで注目すべき事は、“博物館学”なる用語が黒板により前記の『西遊弐年　欧米文明記』の三三　伯林の博物館（上）で明記されると同時にミュンヘン大学に於ける博物館学の講座の存在を記したもので、博物館学の確立期を決定付けた人物とその業績であったと看取されるのである。『西遊弐年　欧米文明記』以降の博物館学に関する著作を列記してみると、「史跡保存と考古学」・「郷土保存について」・「博物館ニ就テ」・「国立博物館について」等があり、これらは『虚心文集』[註27]第４巻に所収されている。

以上の史実でも明確であるように、博物館学の確立は明治時代後期として、何ら差し支えな

いと考えられるのである。社会に於いても、所謂ツアーによる海外旅行の濫觴となる欧米旅行が実施され、欧米博物館を見学する者が一般人にも多くなった事は『欧米管見』(註28)等々より窺い知ることが出来るのである。

発展期（大正時代）

当該期を代表する者として、谷津直秀がいる。動物学者であった谷津の博物館に関する最初の論文は、明治41年（1908）に記された「博物館内の児童室」(註29)であり、続いて同年の「動物園に関しての一考案」(註30)である。博物館学の代表論文としては大正元年（1912）の「活気ある博物館を設立すべし」(註31)であると見做せる。本論の語調は力強く、明確な博物館学意識に基づく良き展示の必要性を訴えたのであったことが窺える。

> 鳥獣の古びたる不自然の態度を有せる剥製や濃厚色を有せるアルコール中に、専門家と雖ども其生態を知るに苦む様なる魚や色の褪せたる蝶、脚を失へたる昆虫、雑然たる介殻を陳列し一見物置然たる感想を誘起するものは過ぎ去れる世紀よりの遺物として考古学の標本として其価値を有する外、現世紀に於ては全く活気を失へる死したる博物館なり

谷津は、旧来の展示を厳しく批判し、新しい展示法として前述した箕作が提唱し、濫觴とする生態展示は谷津に継承され、更なる博物館展示の理論が構築されていったのである。谷津の学統は前述の箕作佳吉を師とし動物学を基軸とした博物館展示論と教育論であった。

同じく箕作を師としたもう一人の人物が川村多実二であった。川村は、専門とする動物学的見地より動物園・水族館論を専門とし、展示論に於いては、「米国博物館の生態陳列」(註32)と題する論文で生態展示の歴史から、生態展示の実態・設計及び材料収集・組み立て・背景・剥製法等々の詳細に至るまでを紹介している。かかる観点での論著は当該論文が最初のものと看取され、この意味で博物館学的には生態展示では決定的論文であると評価できよう。川村の上記以外の博物館学域での論文は次の通りである。「動物園と水族館」・「動物園の職能と様式」・「動物園の改善策」・「欧米の動物園と水族館」・「自然科学博物館の必要性ー大学的研究と博物館的研究」等があげられる。(註33)

このように、動物学に軸足を置く博物館論は、大いなる進展を見せた。

植物学の視座から博物館を論じた人物として理学博士の三好学がいる。大正３年（1914）に著された『欧米植物観察』(註34)には、（七）博物館の目的及び其種類の章が設けられ、24頁に亙り記されているが、概ね博物館紹介に始終している。

一方、坪井正五郎の博物館学的学問思想を受け継いだのは、浜田耕作であったことは周知の通りである。浜田の博物館学に対する考え方は、『通論考古学』(註35)の中で大所高所から論じられている。「博物館の本義」については

> 博物館の真正なる意義は決して単なる倉庫に非ず、陳列所に非ず、学術研究の目的と社会教育に資するを旨とす可く。而かも欧米諸国に於いて、博物館は住々此の意義を充分徹底せず、単に珍貴なるものを聚集し、遺物の共存関係を無視して、却て学術の進歩を阻害すと云ふ。蓋し其の原因社会が博物館を以て、社会教育学術研究の府としての重要なる意義を認めず、博物館員が往々老朽無能の人物を以て充たされ、学術研究の念お欠くの外、

我国の如きは博物館が充分なる資金を有するせざる等に本くなり。

堂々たる博物館の定義を記す一方で、複製の必要性であるとか、展示に於ける採光の方法、附け札と目録等に至る技術学に及んでいるのが特徴であり、明確に博物館学を構築していた人物であった。

東京帝室博物館嘱託であった圜伊能は、大正10年に『欧米美術館施設調査報告』(註36)を執筆した。本書は、アメリカ合衆国・英国・フランス・ドイツ・ポーランド・ベルギー・イタリア・エジプト各国の主たる博物館の中でも美術館を対象に調査した報告で、極めて緻密で構成は以下の通りである。第一章　美術館の組織（個人美術館　個人協合美術館　協会美術館　国立私立博物館　公私共立博物館　現今美術館の意義）第二章　美術館の建築（位置　外形　配置　建築用材　陳列室の設備　陳列室採光法　倉庫　講演室　図書室　事務室）第３章　陳列法（美術品陳列法　聚集及陳列　特別展覧）第四章　聚集及保管（美術品聚集編成　購買と保管）第五章　美術館の教育研究事業（講演　模写　写真　説明書　研究者保護）第六章（目録　貼札　開館閉館　無料日　監守）附記　欧米美術館調査報告及視察美術館表と今日の博物館経営的視座で技術論を記しているが、当該期に於いてはもはや何ら目新しい観点はなく博物館学の意識は希薄であることは行間から窺える。圜の博物館学上の他の論文としては「本邦博物館に関する諸問題」(註37)がある。

変革期（昭和初期～戦前期）

ここで述べる郷土博物館思想は、そもそもの始まりは前述した三好学による郷土保護思想を著した『天然記念物』(註38)を嚆矢とし、それはまたドイツ郷土保護思想に基づいたものであった。

> 此特徴の隠滅を防ぐ為めに近世になって欧州では郷土保護の事業が盛に成って来た。其事業としては、先づ其土地の特徴足るべき史蹟、名勝、天然記念物に就ての調査を施して、其結果を報告し、更に詳しい「郷土誌」の編纂を行ひ、又一方には郷土記念の材料を蒐集して陳列する「郷土博物館」を造り、土地の人々に自郷の特徴を知らせる、其他土地の学校に於いては、中学校、小学校で郷土誌に関係ある事柄を教へ、所謂「郷土学」の講習を怠らない。
>
> 外国には諸所に郷土誌が出来、又郷土博物館も設けて居る。大きい市街地の博物館には世界的材料が集めてあるが、其一部には郷土の歴史、天然物に関する物品は陳列されている。

上記著論を経る事約10年、大正13年にようやく文部省内に社会教育課が設置され、次いで昭和４年（1929）に文部省内にはじめて社会教育局が設置された事は、博物館行政にとっても大きな変革の兆しであったと看取される。

具体的には、文部省社会教育局の「郷土研究」の思想が、師範学校を源に社会に大きな広がりを見せたのである。この社会情勢の中で昭和５年に、郷土教育連盟による機関雑誌『郷土』の創刊や『新郷土教育の理論と實国際』(註39)の刊行、これらが大きな触発となり郷土博物館論が華々しく展開されることとなったのである。昭和４年の『農村教育研究』(註40)第二巻第一号は棚橋源太郎をはじめとし郷土資料館論、小学校付属郷土資料室報告等々の郷土館特集号をはじめとし、種々の雑誌に郷土博物館特集が組まれるなど郷土博物館論の確立に邁進した時期で

あった。

郷土博物館論展開の推進者を代表するのは無論棚橋源太郎であったことは確認するまでもなかろう。棚橋は、当初は理科教育・科学教育博物館が主題で、1930年代に地域博物館へ主題思想は移行している。昭和５年の『眼に訴へる教育機関』(註41)に次ぐ二冊目の著書である『郷土博物館』(註42)を昭和７年に上梓をはじめとし、当該期の『博物館研究』・『郷土研究』・『公民教育』等々に郷土博物館に関する多数の論文(註43)を寄稿している。

一方でまた郷土博物館論を唱えた人物として東京博物館学芸官であった森金次郎がいる。森は、昭和６年に「郷土博物館の設立と経営」(註44)を記し、論頭に「博物館熱の勃興」と題し次の如く記している。

> 一一博物館熱を促進した近因と見るべきものは二・三ある。即ち其の一つは史跡名勝や天然紀念物の保存事業であって、国法によって之等紀念物を貴重に保存せんとするものである。第二は産業開拓・國富増進の根本要素としては発明を奨励し、科学知識の普及を図らねばならぬが、之には自然科学の博物館が重要なる施設であること。又第三は昨年文部省が全国各地の師範学校に補助金を交付して、郷土資料の調査蒐集を奨励したこと等の諸因が互に相関連して今日の郷土博物館熱や科学博物館熱の急速なる勃興を見た所以である。

当該期の博物館学の中興とも言える隆盛の原因を記し、「独逸共和国の郷土博物館」・「英国の郷土博物館」・「米国の郷土博物館」を概観した上で、「我国郷土博物館の設立と蒐集」と「郷土博物館の学術研究と教育活動」と題し、仔細に至る郷土博物館論を展開している。

当該論は、翌昭和７年に『郷土史研究講座』第九號(註45)に「郷土博物館」として、内容を更に充実させた全56頁に及ぶ論文となり、郷土博物館論を代表する初期の先行研究と評価でき得る。なお、森は郷土博物館論の先駆であったことは述べた通りであるが、博物館展示に関しても「科学博物館の陳列上の苦心」(註46)等や、博物館の意義目的論として「学術振興と博物館」(註47)等を記すなど、隠れた存在になっているが再評価せねばならない研究者であると考えられる。

昭和17年には、社団法人日本博物館協会より『郷土博物館建設に関する調査』(註48)が刊行され、郷土博物館の本質・郷土博物館の重要性・郷土博物館の配置・郷土博物館の蒐集品・郷土博物館の事業・郷土博物館の建築設備〔建築設計図例〕・郷土博物館の設立管理及維持と郷土博物館の理念と具体を明示したものであった。尚、附録　郷土博物館の実例として横浜市震災記念館・大垣市郷土博物館・加活木町立郷土館・開城府立博物館・平壌府立博物館の沿革が平面図と伴に例示されており、該書による郷土資料館の具体的な明示は、当時の地域社会に大きな影響を与えたものと看取される。

一方、郷土博物館論とは別に、昭和６年には東京帝室博物館監査官であった後藤守一による『欧米博物館の施設』(註49)が刊行された。後藤は昭和２年に、関東大震災で倒壊した帝室博物館の復旧を目的に欧州の主要都市にある歴史博物館を視察した。本視察報告を含めた著書であるのだが、該書は“木を見て森を見ず”の感を払拭出来ない内容である。坪井正五郎・浜田耕作らとは異なり、後藤はあくまでも考古学者であったことが理解できる。次いで同じく帝室博物館から昭和13年には『帝室博物館』(註50)が上梓された。略史と銘打ってはいるが、序編と本編による二編成で序編には総説、博物館の創設・文部省博物局・内務省博物局・農務省博物局

と分章され、理念と変遷史が明示されており、博物館学史にとっては基本文献と評価できよう。

また一方で、昭和15年（1940）が皇紀2600年記念に当たるところからさまざまな記念事業や行事が計画されたことは周知の通りで、博物館に於いても東京科学博物館が「皇紀二千六百年記念科学博物館拡張計画案」(註51)や黒板勝美らによる「国史館構想」・渋澤敬三が中心となった「皇紀二千六百年記念日本民族博物館設立建議案」等が策定された時代でもあった。

当該期の中で特筆しなければならないのは、大森啓助である。大森は昭和18年に「ミュゼオグラフィー―博物館学―」を『新美術』(註52) 4・5・6の3回に亙り分載したものである。

先ず、はしがきには、

> 故に、ミウゼオグラフィー・・(前略)・・ここに謂ふ博物館学は、最もあたらしい学問の部に属するのではあるけれども、これがそもそもの誕生は、すでに雑誌「ムウゼイオン」刊行の、1926年にあったとするのが至當であろう。
>
> しかし、博物館学は、いまや発育の途上にあるがゆゑに、まとまった著述は殆んど見うけられないやうであり、ために、これが存在を知る人のすくないのはもちろん、博物館学といふ名称にさへ接した人の稀れなのは、至極尤もな次第と云はねばなるまい。(中略)・・・最近、近代美術館や大東亜博物館の建設が伝へられる折から、この際、一つには諸君に向って、博物館に対する再認識をうながさんとするにあり、また一つには、わが日本にも、すみやかに博物館学の出現を希望したいがために他ならぬ。

大森は、ミウゼオグラフィーを博物館学と邦訳し、博物館学の大系を以下の如く明示した。

一、博物館の起源　二、全世界における博物館の分布状態　三、フランスの博物館　四、博物館の発達　五、博物館の繁栄　六、博物館の設計　七、博物館の様式　八、大博物館の活動　九、博物館の見せ方　十、博物館内の光線　十一、博物館の装備　十二、博物館の普及工作の12章から構成された論文で、博物館学の意識下で記した点では、前述した後藤守一とは抜本的に異なり、博物館学史上光採を放つ戦前期を締め括るに相応しい論文である。

さらにまた、当該期を代表する博物館学研究者として藤山一雄があげられる。昭和14年に満州国国立中央博物館副館長に就任した藤山は、「単なるモノの展示物」としての博物館ではなく19世紀に展開された欧米思想である博物館エキステンションを重視し、教育と研究の両者を兼ね備えた新しい博物館を実践し、昭和15年には『新博物館態勢』(註53)を刊行した。学芸官も博士・学士を充当し、満州生物学会の事務局を博物館内に置くことにより所謂博学連携や、博物館友の会の嚆矢となる「満州科学同好会」を組織するなど、利用者を持つ博物館から社会に働きかける博物館活動を実践した。藤山の博物館学思想は、新しい時代の幕開けを感じさせると評価するに足るものであった。当該思想は後述する木場一夫へと伝達されたことは周知の通りである。

社会への浸透期（昭和20～40年代）

昭和21（1946）年3月に、アメリカ教育使節団による『報告書』が提出されたことにより、社会教育に再び光が射すこととなった。具体的には、『報告書』の中の5項目からなる勧告の第4には、「科学・歴史・美術の公立博物館を整備すること」と明記されていた点が、今後の

契機となったことは確認するまでもない。昭和24年には社会教育法が制定され、これを受け昭和26年12月に我が国ではじめての博物館法が制定されるに至った。

かかる社会情勢の中で、博物館学の一つの姿を完成させたのが棚橋源太郎であった。棚橋については郷土博物館論の展開部分で一部前述した通りであるが、棚橋は明治・大正・昭和の三時代に亙る生涯を、理科教育を基軸としながら博物館学に大きな業績を残した。博物館事業促進會の発足及び運営への尽力は基より、発行誌である『博物館学研究』への投稿は数知れない数量である。単行本としては棚橋学の総集編とも言える『博物館学綱要』をはじめとする著書(註54)も多数を数えることは既知の通りである。更に棚橋は、東京芸術大学において第一回学芸員講習会講師（昭和27年）を勤め、昭和28年には我が国で最初となる大学での学芸員養成講座を立教大学で開講している。年歯85歳であった。

また昭和20年代を代表する研究者として、木場一夫が挙げられる。木場は昭和14年に満州国立中央博物館の学芸官に就任し、前述した同館副館長の藤山一雄の推進する博物館エキステンション事業に加わり、「博物館の夕」・大経路展示場での「通俗講演」や「科学ハイキング」で博物館普及事業として講演会の実施や同館の刊行物である『満州帝国国立中央博物館論叢』等々に執筆を繰り返すなど積極的な博物館活動を展開した。研究の中でも野外博物館の研究が顕著なものとして認められ、「自然研究と路傍博物館」(註55)は当該領域での代表する論文である。木場の代表著書は博物館学の体系化を目指した『新しい博物館—その機能と教育活動—』(註56)をはじめとし、「博物館」『視覚教育精説』(註57)・「博物館教育」『見学旅行と博物館』(註58)などがある。

昭和30年代は、博物館が社会に浸透するにしたがい博物館学も社会への拡がりを見た時代であったと言えよう。昭和35年には、我が国初の博物館学分野での研究助成を国立科学博物館長岡田要を研究代表者として、鶴田総一郎、宮本馨太郎、近藤一太郎、矢島恭介、古賀忠道、新井重三らによって、「地域社会発展のための文化センターとしての博物館の役割に関する博物館学的研究」が、昭和35年度文部省科学試験研究助成に採択された。

また、昭和32年には博物館学講座開講大学は７大学に増え、全国大学博物館学講座協議会が結成されている。そのメンバーには、立教大学の宮本馨太郎・中川成夫、同志社大学酒詰仲男、国学院大学樋口清之、東京芸術大学藤田亮策、京都大学梅原末治、関西大学末永雅雄、東京教育大学鶴田総一郎と言った錚々たる研究者達であった。

昭和35年、Asia And Pacific Area Museum Seminar が東京で開催された。このアジア太平洋ミュージアム・セミナーに参加すべく鶴田総一郎を中心に大塚明郎先生を会長に博物館学を専門領域とする我が国で最初の「日本博物館学会」が結成されたが、有名無実に終始するばかりでなく、後に禍根を残すものとなった。

一方、著論としては昭和31年に鶴田総一郎は『博物館入門』(註59)の本篇を著した。当該書は、日本博物館学協会が編纂発行したもので本編と後編からなり、「博物館学総論」を鶴田が本篇として著したものである。ここで特筆すべきことは、博物館学の定義を明記したことである。これによると、

> 博物館の目的とそれを達成する方法について研究し、あわせて博物館の正しい発達に寄与することを目的とする科学である。

その具体的方法については、教育学的方法に位置づけたもので、つまり博物館学とは教育学の一分野とした当該思想は、今日に至るまで大きな影響をもたらす結果となった。

鶴田の思想を受け継いだ研究者の一人として浜根洋がいる。浜根は、昭和38年「博物館について」[註60]でCRE循環論（Conservation 保存 Research 研究 Education 教育）を展開し、「博物館学は教育学であり、研究ではないと極言できると考えられる。」と断言したものであった。

昭和40年代は、30年代後半からの高度経済成長期と明治百年記念事業が相俟って、博物館建設ブームを迎えた時期でもあった。これに伴ない博物館人も増加の一途を辿り、社会的に博物館がようやく認知されるに至った。昭和48年に國學院大學において「全国博物館学会」の設立総会が開催され、実質的な博物館学の学会結成に至ったものである。

富士川金二は、昭和43年に『博物館学』[註61]を記しているが、博物館学の体系を明示するに至っていない。

Museography である博物館技術論では、東京国立文化財研究所（現独立行政法人国立文化機構）、元興寺仏教民俗資料研究所や保存科学研究所などを中心に資料保存研究が躍進した時代でもあった。代表的著作としては、岩崎友吉『文化財の保存と修復』[註62]や登石健三『古美術品保存の知識』[註63]などが認められる。両氏は、保存科学を博物館学の中に位置づけた点でも注視せねばならない研究であった。

乖離の時代（昭和50年～昭和末）

昭和50年以降の昭和時代は、博物館学に関する論文は勿論論著も増加した時代であった。先ず、昭和53年～56年の間『博物館学講座』[註64]全10巻が刊行された。古賀忠道・徳川宗敬・樋口清之らによる監修で、編集委員は新井重三・加藤有次・倉田公裕・柴田敏隆・下津谷達男・千地万造・鶴田総一郎・樋口秀雄・広瀬鎮の当時博物館学を牽引していた錚々たる人々であった。博物館学を専門領域とする講座は、我が国では勿論、世界でも最初の講座であった意義は大きく、明治時代中期の博物館学の確立期以来90年を経た成果であったと看取される。

昭和40年代後半から昭和50年代は、博物館学の目的、方法、構成と言った博物館学の体系に関する執拗な研究が流行した時代であり、かかる状況が一方で博物館現場との乖離を生じたさせた一因であったと看取される。

博物館学も経年の中で、博物館学史を専門とする研究者が出現し、代表として椎名仙卓がいる。椎名は昭和47年に『博物館研究』第44巻4号に投稿した「黎明記における“教育博物館”の実態」を嚆矢とし、博物館史・学史を主対象に多数の論文と、『日本博物館発達史』などの単行本[註65]を著するなど、館史・学史の研究の上での業績は極めて大きいものがある。

昭和52年に、加藤有次は『博物館学序論』[註66]を上梓し、加藤の考える博物館学の体系を明示した。翌昭和53年には、伊藤寿朗・森田恒之の共編者による『博物館学概論』[註67]が刊行された。伊藤は、1970～80年代を駆け抜けた研究者で新たな地域博物館論を展開した。中でも竹中順一が提唱した第3世代博物館論[註68]を基盤に更に発展させた第3世代の博物館論は今日でも大きく評価されている。後晩期の著書としては、『ひらけ、博物館』・『市民のなかの博物館』[註69]などがある。また、『博物館基本文献集』[註70]を再刊した意義は大きい。

昭和52年に、倉田公裕は『博物館学』[註71]の上梓をはじめとし、複数の単行本[註72]を出版している。倉田は昭和40年代以来、多数の論文を『博物館研究』等に執筆し、博物館学の理論の追及に努めた研究者であった。

> 博物館学は、この博物館を全体的にとりあげ、その本質、固有の方法、その使命を考究するものなのである。即ち博物館学の究極の目的は、よい博物館の或は博物館活動の確立にあることはいうまでもない。現在までの博物館学の幾つかは、実用的な博物館技術の記述や、博物館技術の習得で満足し、この学問の基礎を反省しなかったようにも考えられる。
> 私は博物館学は単なる技術ではなく、文字通り一つの科（学）であると考える。

博物館の専門職員としての学芸員の養成を目的とすることが博物館学の目的ではなく、人文科学の一分野に位置づけた点が特徴であった。

さらに、昭和の博物館学研究者を代表する一人として、新井重三があげられる。新井の業績については別稿[註73]でも記した通りであるが、研究の特徴は博物館学の大系化を企てる一方でまた「綜合展示論」と、更なる理論展開を果した「ダブルアレンジメント論」であるところの博物館展示についての理論を構築した。昭和56年には「提示」と「説示」なる展示用語を提唱し「展示の形態論」[註74]を著した。当該論は現在にも今なお引き継がれている基本理論である。次いで新井の業績を代表するのは「野外博物館論」[註75]であり、晩年にはアンリ・リビエルの「エコミュージアム」理論と融合させて、地域社会の活用を思考する上で大きな影響を与えた。

間多善行は昭和58年に『新説博物館』[註76]を、昭和60年には筆者が『博物館技術学』[註77]を、田辺悟が『現代博物館論—地域博物館の理論と実務—』[註78]を、昭和63年に中川成夫による、『博物館学論考』[註79]が刊行されている。

昭和60年には、全国大学博物館学講座協議会関西部会が『博物館学概説』[註80]を刊行した。本書は、同会が加盟する大学での博物館学講座の教科書としての使用を目的としたものであった。この教科書の登場により、斎一的な授業の実施が可能となった反面、博物館学を専門としない教員であっても講義を担当することも可能となったのは事実であった。この点が学芸員養成科目の中の必修科目の貧弱さと相俟って、前述した現場学芸員と博物館学との乖離を生む原因の一つであったと看取されるのである。

おわりに

博物館学の確立期を明治時代中期に於いて、学史を論じて来た。まだまだ、遺漏した文献・思想等も数多い事は承知している。中でも、昭和40～60年代は極めて雑駁な記述となってしまった。今後機会を得て充実させてゆく所存である。

平成時代に入っては、博物館学研究者も増加し、その著作も年を追って多くなっている。平成21年度の博物館に関する論著は約600篇を数えるに至っていることは驚くべき事実である。この一方で、現場である博物館と博物館学との現実乖離がさらに顕になった時代であると言えよう。原因は、学芸員養成方法にあったと指摘し間違いなかろう。つまり、養成学芸員の博物館学の知識・資質が時代に流れに対応し得ていなかったものと看取される。博物館法施行規則の改正により、平成24年より養成学芸員の資質の向上を目的としたカリキュラムの増強による

10年、20年先の改善結果を期待するものである。

註

註１　福沢諭吉　1962　福沢諭吉全集第19巻『西航記』岩波書店

註２　富田正文・長尾政憲　1984『西航手帳解説』福沢諭吉協会

註３　福沢諭吉　1866　『西洋事情』

註４　椎名仙卓　1986　「福沢諭吉の啓蒙した博物館」『博物館研究第21巻第８号』

註５　落合知子　2009　『野外博物館の研究』雄山閣

註６　栗本助雲　1875　「博物館論」『郵便報知新聞』第790号

註７　岡倉天心　1888　「博物館に就て」『日出新聞』、1979『岡倉点心全集』所収平凡社

註８　青木豊　2009　「坪井正五郎博士の博物館学思想」『國學院大學博物館学紀要』第33輯

註９　邊見端　1986　「明治期“博物館学”の面目―坪井正五郎博士の業績―」『博物館学雑誌』第11巻第２号

註10　坪井正五郎　1889・1890　「パリー通信」『東京人類學會雑誌』第五巻第四十六・四十七號

註11　坪井正五郎　1889　「土俗的標本の蒐集と陳列とに関する意見」『東洋學藝雑誌』第十六巻　東洋學藝社

註12　坪井正五郎　1904　「人類學標本展覧會開催趣旨設計及び効果」『東京人類學會雑誌』第二百十九號

註13　坪井正五郎　1912　公演速記「歐米諸国旅行雑話」『農商務省商品陳列館報告』第一號

註14　坪井正五郎　1905　「戦後事業の一つとしての人類學的博物館設立」『戦後経営』早稲田大学出版部

註15　坪井正五郎　1912　「人類學と博物館」『通俗科学』新公論社

註16　前田不二三　1904　「學の展覧會か物の展覧會か」『東京人類學會雑誌』第二百十九號

註17　青木豊　2003　『博物館展示の研究』雄山閣

註18　神谷邦淑　1894　「博物館」『建築雑誌』Vol.17　No.８　社団法人日本建築学会

註19　高山林次郎　1899　「博物館論」『文學會雑誌』、1950『樗手全集』所収　博文館

註20　箕作佳吉　1899　「博物館ニ就キテ」『東洋学藝雑誌』第215号

註21　下湯直樹　2009　「師授伝統からなる博物館学意識―動物学者の思想を中心に―」『博物館学雑誌』第34巻第２号　全日本博物館学会

註22　白井光太郎　1903　『植物博物館および植物園の話』玩古齋蔵版

註23　白井光太郎　1918　「本草博物館設立と古記録の保存」『薬草輸出農産』第二巻第二号

註24　内田四郎　1904　「繪畫陳列館」『建築雑誌』第二百十七號

註25　青木豊　2008　「黒板勝美博士の博物館学思想」『國學院大學博物館学紀要』第32輯

註26　黒板勝美　1911　『西遊弐年　欧米文明記』文会堂

註27　黒板勝美　1940　『虚心文集』第四　吉川弘文館

註28　大岡育造　1901　『欧米管見』秀英舎
単なる見学記ではなく、博物館の種類・機能・必要性など専門的な記載が認められる。

註29　谷津直秀　1908　「博物館内の児童室」『動物学雑誌』20巻237号

註30　谷津直秀　1908　「動物園に関しての一考案」『動物学雑誌』20巻242号

註31　谷津直秀　1912 「活気ある博物館を設立すべし」『新日本』 2巻2号
註32　川村多実二　1920 「米国博物館の生態陳列」『動物学雑誌』 Vol.132　No.381
註33　川村多実二　1926 「動物園と水族館」『自然科学』 創刊号
〃　1936 「動物園の職能と様式」『文芸春秋』 3月号
〃　1939 「動物園の改善策」『博物館研究』 Vol.113　No.1
〃　1950 「欧米の動物園と水族館」『宝塚昆虫館報』 68号
〃　1958 「自然科学博物館の必要性―大学的研究と博物館的研究」
『博物館研究』 Vol.31
註34　三好学　1914 『欧米植物観察』 富山房
註35　浜田耕作　1922 『通論考古学』 大鐙閣
註36　團伊能　1921 『欧米美術館施設調査報告』 帝室博物館
註37　團伊能　1928 『博物館研究』 第1巻3号　博物館事業促進会
註38　三好学　1915 『天然記念物』 富山房
註39　峯地光重・大西伍一　1930 『新郷土教育の理論と實国際』 人文社
註40　1929 『農村教育研究』 第二巻第一号　農村教育研究会
註41　棚橋源太郎　1930 『眼に訴へる教育機関』 寶文館
註42　棚橋源太郎　1932 『郷土博物館』 刀江書院
註43　全国大学博物館学講座協議会　2007 『博物館学文献目録』 同協議会
註44　森金次郎　1931 「郷土博物館の設立と経営」『郷土―研究と教育―』 第六巻刀江書院
註45　森金次郎　1932 「郷土博物館」『郷土史研究講座』 第九號　雄山閣
註46　森金次郎　1931 「科学博物館の陳列上の苦心」『科学知識』 科学知識普及会
森金次郎　1932 「欧米科学博物館に於ける陳列品の蒐集及び陳列方法について」『博物館研究』 第5巻　第9号
註47　森金次郎　1936 「学術振興と博物館」『日本学術協会報告』 第11巻　第4号
註48　社団法人博物館協会編　1942 『郷土博物館建設に関する調査』
註49　後藤守一　1931 『欧米博物館の施設』 帝国博物館
註50　帝室博物館　1938 『帝室博物館略史』
註51　国立科学博物館　1977 『国立科学博物館百年史』 第一法規出版
註52　大森啓助　1943 『新美術』 4・同5・同6　春鳥會
註53　藤山一雄　1940 『新博物館態勢』 満日文化協会
註54　棚橋源太郎　1950 『博物館学綱要』 理想社
〃　1957 『博物館・美術館史』 長谷川書房
〃　1953 『博物館教育』 創元社
〃　1950 『博物館』 三省堂
〃　1947 『世界の博物館』 大日本雄辯會講談社
〃　1932 『郷土博物館』 刀江書院
〃　1930 『眼に訴へる教育機関』 寶文館

註55　木場一夫　1948「自然研究と路傍博物館」『新科学教育の課題』明治図書出版
註56　木場一夫　1949『新しい博物館―その機能と教育活動―』日本教育出版社
註57　木場一夫　1949「博物館」『視覚教育精説』金子書房
註58　木場一夫　1952「博物館教育」『聴視覚教育新書　第六見学・旅行と博物館』金子書房
註59　鶴田総一郎　1956「博物館学総論」『博物館学入門』日本博物館協会
註60　浜根洋　1963「博物館について」『博物館学研究』第36巻　第12号
註61　富士川金二　1968『博物館学』成文堂
〃　1971『増補改訂　博物館学』成文堂
註62　岩崎友吉　1977『文化財の保存と修復』日本放送協会
註63　登岩建造　1970『古美術品保存の知識』第一法規出版
〃　1977『遺構の発掘と保存』雄山閣
〃　1979『古美術品材料の科学』第一法規出版
註64　古賀忠道　徳川宗敬　樋口清之監修　1978～1981『博物館学講座』全10巻　雄山閣
註65　椎名仙卓　1988『日本博物館発達史』1989『明治博物館事始め』
1993『図解　博物館史』2000『図解　博物館史改訂増補』
2005『日本博物館成立史』以上　雄山閣
2002『大正博覧会秘話』論創社
註66　加藤有次　1977『博物館学序論』雄山閣
註67　伊藤寿朗・森田恒之編　1998『博物館概論』学苑社
註68　竹内順一　1985「第3世代の博物館」『冬晴春華論叢』第3号瀧崎安之助記念館
註69　伊藤寿朗　1991『ひらけ、博物館』岩波書店
1993『市民のなかの博物館』吉川弘文館
註70　伊藤寿朗監修　1991『博物館基本文献集』大空社
註71　倉田公裕　1979『博物館学』東京堂出版
註72　倉田公裕　1988『博物館の風景』六興出版
倉田公裕・矢島國雄　1997『新編博物館学』東京堂出版
註73　青木豊　2009「新井重三（1920～2004）の博物館学思想」
『Museum study 20　2008年度　明治大学学芸員養成課程紀要』
註74　新井重三　1981「展示の形態と分類」『博物館学講座　第7巻展示と展示法』雄山閣
註75　新井重三　1957「野外博物館」『博物館入門』理想社、1989「野外博物館総論」『博物館学雑誌』第14巻第1号、1995『「実践」エコミュージアム入門―21世紀のまちおこし』牧野出版
註76　間多善行　1983『新説博物館学』ジー・ツー
註77　青木豊　1985『博物館技術学』雄山閣
註78　田辺悟　1985『現代博物館論―地域博物館の理論と実務』暁印書館
註79　中川成夫　1988『博物館学論考』雄山閣
註80　網干善教・小川光暘・平祐史編　1985『博物館学概説』全国大学博物館学講座協議会関西部会

（國學院大學教授）

戦後初期における日本博物館協会の「戸外文化財」構想

The Japan Association of Museums's Undestanding of Historic and Natural Properties in the Early Years of the Postwar Period

今野　農
KONNO Yutaka

はじめに

昨2009年２月、『学芸員養成の充実方策について「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」第２次報告書（報告)』がまとめられ、「博物館に関する科目」の改善方策として、新たに「博物館資料保存論」が設けられることとなった。同科目は、「博物館における資料（コレクション）の保存・展示環境及び収蔵環境を科学的に捉え、資料を良好な状態で保存していくための知識を習得することを通じて、資料の保存に関する基礎的能力を養う」ことが目途とされ、その内容には「環境保護と博物館の役割」が含められている。[註1] さらに、「環境保護と博物館の役割」には、「地域資源の保存と活用（エコミュージアム等)」、「文化財の保存と活用（景観、歴史的環境を含む)、「自然環境の保護（生物多様性・種の保存を含む)」の３点が挙げられており、[註2] 会議の見解として、これらの地域資源や歴史・自然環境を博物館が保護すべき「資料」として位置付けていることが窺われる。[註3]

博物館が「環境保護」を担うべき根拠に関し、博物館法（昭和二十六年十二月一日法律第二百八十五号、最終改正：平成二〇年六月一一日法律第五九号）は明確な規定をしておらず、[註4] 辛うじて、博物館の事業を定めた第三条の八「当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。」に求めざるを得ない。同報告で掲げられている「環境保護」が、「文化財保護法の適用を受ける文化財」の範疇を越えていることは明白であり、かつ、今日では、地域資源や歴史・自然環境を「文化財」として保護していくことの限界も指摘されている。[註5] しかしながら、1951年の博物館法制定以降、「第三条の八」は改正をみておらず、同条項が成立するまでの経過を検討する作業は、博物館にとっての「環境保護」を明確化する一助となり得よう。

終戦後、連合国軍による主導の下、文化財の保存や教育関連の政策が提示され、1947年３月に教育基本法と学校教育法、1949年６月に社会教育法、1950年４月に図書館法が制定され、教育関連法規が整備されていく。1945年９月、文部省は「新日本建設の教育方針」を定め、[註6] 翌10月には社会教育局が再建され、博物館は文化課の所管となった。また、1946年５月、同省は『新教育指針』を刊行し、社会における科学教育の振興策として、科学研究所・科学博物館の

整備に触れている。[註7]

博物館法制定時の総括的研究を行った伊藤寿朗は、[註8]「社会的に保障される公的機関であることが法的に承認された」ことをもって近代博物館制度の成立と位置付けている。[註9] また、伊藤は、同法の第三条を「内容的核心」とし、特に「第三条の三：一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。」、および「第三条の七：博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。」を「市民自身による、自主的で主体的な自己学習の場を保障し、援助すること」を規定したものと捉え、重視している。[註10]

「近代博物館」制度の成立期にあって、日本博物館協会、および協会を主導した棚橋源太郎は博物館の再建を目指し、博物館法制定に尽力した。その一方で、同協会は博物館事業拡張の一環として1948年に『戸外文化財の教育的利用』を刊行し、ここでの主張は同法「第三条の八」に対する影響が色濃い。そこで、拙稿では、戦前における棚橋の「戸外文化財」論について、若干の検討を加えた後、『戸外文化財の教育的利用』を中心として日本博物館協会による「戸外文化財」論、および法「第三条の八」に至る経過の究明を試みるものである。

第１章　戦前期における「戸外博物館」論

わが国における初の体系だった博物館理論書である『眼に訴へる教育機関』を著した棚橋源太郎は、「第八章　戸外博物館」において、「アウト・ドア・ミュージャム即ち戸外博物館の問題」として論を提起し、「戸外博物館」を「本邦の古社寺や史蹟、名勝、天然記念物保存事業と関係ある施設で、博物館の内に持ち込めないやうな古建造物とか、その他の歴史的遺物、或は天然記念物の類を戸外に保存して、公衆の観覧に供せんとする新しい施設の一つ」と定義した。[註1]

棚橋は、「戸外博物館」の嚆矢としてSkansenを紹介し、建物のみならず、農民の生活品や「特別な服装をした住民」までも完備した充実ぶりや諸国への影響を挙げる一方で、[註2] アメリカ博物館協会・L. V. コールマン（L. V. Coleman）の論に基づき、[註3]「博物館は蒐集に重きを置いて来た」ものであり、「スカンセンでは戸外に存在するものを、そのまま利用するといふよりは、寧ろそれを特に戸外に据付けて博物館としての作用をなさしめんとした」のに対し、「新しい思想」に基づく「戸外博物館」は「既に戸外に存在するものを単に利用するに過ぎず、「何れの博物館も、戸外に存在する自然物なり、人工物なりを博物館の見地から説明紹介すれば、それで或る程度まで戸外博物館となりうる」とした。[註4] この傾向に基づき、現地保存の事例として、自然科学戸外博物館、歴史の戸外博物館、美術の戸外博物館の系統を論じ、自然科学戸外博物館では、「府県郡村等に於ける公園」に科学の「好陳列品」があるとして、樹木に対する説明札の付設や国立公園における小路傍博物館の設立の必要を述べ、アメリカ自然史博物館・F. E. リュッツ（F. E. Lutz）によるPalisades州間公園における事業を紹介した。[註5] 歴史の戸外博物館では、史蹟への標札付設の必要を述べ、建造物と無関係な陳列利用に対する批判を掲げる一方で、将来的に歴史館分館とすることを見越して一時的物置として利用することを容認した。[註6] 美術の博物館では、従来の写真や模型にとどまっていた建築に関する展示の限

界、戸外に存在するもの自体を「陳列物」と見なすことによる現状の不備からの脱却、館内の陳列品との連絡に言及した。[註7]

『眼に訴へる教育機関』による棚橋の「戸外博物館」論を総括すると、まず、体系だった博物館論に位置付けられた初めての「戸外博物館」論であり、本書において、野外の文化財等が博物館そのものであるのか、博物館事業の延長として野外の文化財等を教育的に利用するのか、といった議論が初めて投じられたことが挙げられる。

棚橋は、本論において、「アウト・ドア・ミュージャム」の訳語として「戸外博物館」を与え、下敷きとされたコールマンの著書では、自然・人文の両者、および現地・収集の両者を含めた「野外博物館」の事例に対して用語「Outdoor Museum」を用いており、新井重三が述べたような総合的用語の初出は「野外博物館」でなく、[註8] 棚橋が用いた「戸外博物館」ということになる。ただし、後述のごとく、棚橋は「戸外博物館は英語で outdoor museum、openair museum 独逸語で Freiluftmuseum 等と呼んでゐる」としているように、[註9] 両者を訳し分けていない。New York 州立博物館による「路傍展観」、国民精神の涵養や国民の趣味啓発のた教育上の利用を目的としたドイツの文化財保護事業、リュッツによる「Palisades（ママ）国立公園」の事業、H. C. バンパス（H. C. Bumpus）を委員長とする戸外教育委員会（The Committee on Outdoor Education）による Yosemite や Yellowstone 国立公園における事業といった海外事例の紹介に終始し、史蹟名勝天然記念物の保存事業への博物館事業拡張を訴えているものの、「広告宣伝の強化、解説上の工夫、博物館従業員の助力」にとどまり、これらに対する博物館建設を提唱している訳ではなく、「戸外博物館」建設の具体策を提示するまでには至らなかった。

その後、棚橋は論文「瑞典の郷土博物館に就て」の中で「戸外博物館」や文化財保護事業について取上げ、[註10] その大要を以下に示す。

①Skansenのような著名で大規模な博物館のみならず、時代背景や沿革を伴って地方の小規模な郷土博物館、戸外博物館にも言及した。この点は、中央・地方の編成を重視する棚橋独特の視点であり、当該時代における他者の論考にないものである。

②郷土博物館として機能する戸外博物館について、資料を伴わない単なる建物の保存には批判を投じた。翻って、そのような状態にとどまる日本の史蹟名勝天然記念物保存にも不満を示した。

③郷土博物館をわが国で創設するにあたり、建設を唱導する組織、選地、設置条件、対象範囲、建築設備に及ぶ構想を提示した。

④有識者と農民又は労働階級の市民との協同によって博物館建設が推し進められたことを指摘しつつも、わが国での実施構想においては市民（農民）の役割を位置付けなかった。

⑤郷土の「地方的で、温情と親し味のある雰囲気」を醸成しているというヨーロッパの郷土保存運動における要点に言及しており、当時の日本で施行されていた学術的価値の高低に基づく文化財保護制度では実現不可能な保存の価値観を紹介した。このような見解は、明治・大正期の史蹟名勝天然記念物保存法制定において、黒板勝美が見通していたことでもある。[註11]

⑥本論はE. クライン（E. Klein）の「Rural Museums in Sweden」を参考とし、概ねその内容を踏襲したものと考えられるが、棚橋が指摘しなかった点として、「我が邦の史蹟古社寺保存事業に該当する戸外博物館の施設が伴っており（中略）、室内の陳列は従たるに過ぎないやうな場合もあり、自然地方的郷土的色彩を濃厚ならしめるため」に、郷土地方以外の一般的全国民的の資料に乏しいという非難を免れない」と評し、「左様なことは相当教養のある館員を置いて居る、比較的大きい町村博物館の任務とすべきもので、到底貧弱な農村博物館の企画し得べき所でないと諦めているやうである」と評した。[註12]

田中琢は、わが国における学術的価値に基づく重点主義といった保護制度との比較により、スウェーデンやデンマークの文化財保護の沿革を述べ、法規には「学術上とか、学問、歴史、考古学といった語句はほとんど登場」することがなく、このような考え方を「生活環境の一部である歴史的環境の重要な構成要素として遺跡古代記念物を把握するもの」として今日の北欧が文化財保護行政と博物館が一体化し、博物館で地域の遺跡の保護にあたっている体制を高く評し、[註13] 黒板の見解とも共通する。

しかし、棚橋が「諦めている」と評した館員の配置や自然科学への対象領域について、クラインの原文は以下のように述べているので、[註14] 必ずしも消極性に負うものではなく、棚橋が触れなかった「地域連帯感や近隣同士の親密さの感覚が見出されるものすべてに対する関心や愛情の中心機関」となっている点にこそ、[註15] スウェーデンにおける地方博物館（Rulal Museum）の本質が見出され、過去（Bygone）の保存を本義とする同国の体制について、棚橋が充分な見通しを抱いてはいなかった。

> これら（地方博物館…引用者）は、科学や芸術の中心機関たらんとしていない。これらは、訓練された学芸員をそなえる幾分大きな町の博物館の責務である。加えて、科学や芸術の教育の必要は、多様な地方図書館や講演団体（lecture - societies）に見出される。しかしながら、これらの博物館は彼ら自身の社会的伝統や民俗、習慣、地域の芸術や工芸、その様式や形式、実際には、地域連帯感や近隣同士の親密さの感覚が見出されるものすべてに対する関心や愛情の中心機関なのである。これこそ、スウェーデンの地方博物館が進もうとしている典型例として重要であり、これはA. ハゼリウス（Artur Hazelius）によって60年前に展開された方法なのである。（筆者訳）

「瑞典の郷土博物館に就て」の翌年に刊行された『郷土博物館』では、郷土博物館と戸外博物館の関連について、先に示した戸外博物館の英訳（outdoor museum、openair museum）、ドイツ語訳（Freiluftmuseum）を示し、これらが「本邦の古社寺や史蹟・名勝・天然記念物保存事業に類似」し、「その古い建物は戸外博物館であると同時に、歴史的土俗的の郷土博物館だと言はれないこともな」く、「戸外博物館と郷土博物館との間には、明らかな区別がない」として、棚橋は用語の区分を曖昧にした。[註16]

また、棚橋は町村博物館の建設維持に関する方法論にも言及し、Bonn 市地方博物館長・H.

レーネル（Hans Lehner）の論考に基づき、町村博物館の建物、歴史的建造物の利用と移築の問題、蒐集資料との関連性についての問題にも触れている。[註17] 引用されたレーネル論の要点は、以下の通りである。

①博物館建設にあたっては統一的規格を定めることは困難であり、むしろ郷土博物館はそれぞれの目的や建設者の趣味、人格が反映されるほど、その特色を発揮する。

②歴史的建造物の利用は郷土資料収集の方針と合致するものであるが、博物館として設計されたものでないため、種々の事業を行うのに不便である。

③ Kiel 市等をはじめとした Schleswig-Holstein 各州における町村戸外博物館の失敗例として、農夫の住家、住宅地、農舎、漁夫小屋といった田舎の建築様式、生活様式の記念物として保存されているものを全く異なる環境に移してしまったため、無意義なものとなった。

④建造物の博物館利用は大戦後しばらくの潮流であったが、農家の移築は最早許されないようになり、土地の地理的景観を一緒に提示できる模型を利用すべきであり、実物の移築よりも経済的であるが、今日において、一般的でないのは遺憾である。

棚橋は同論に概ね同調しており、特に「郷土博物館として利用する古い建物は、すべて、これを、現場に保存して、妄りに他へ移築してはならないと云ふ（レーネル…引用者）博士の意見には、全然賛成であ」り、「本邦の史蹟名勝天然紀念物保存法も又同一趣旨で出来て居る」との見解を示した。[註18]

『郷土博物館』の刊行から時期を経て、日本博物館協会が著した『郷土博物館建設に関する調査』では、郷土博物館の建築設備が論じられる過程で既設の建物利用に論及され、役場や会館の転用を認めつつ、旧大名の城郭・館・旧郡役所の庁舎・郷土偉人の住家・その他の由緒ある建物等を挙げ、スウェーデンの事例が引き合いに出されており、「重大時局下に建設される郷土博物館としては、現存の建物を利用すべき」とされている。[註19]

犬塚康博は、藤山一雄と棚橋源太郎によるコールマンをモデルとした小型博物館建設の受容と差異を検討し、棚橋による『郷土博物館建設に関する調査』の既存施設利用の正当化と評している。[註20]「瑞典の郷土博物館に就て」で述べられていた農民参画や、レーネル論に基づく安易な建造物転用の戒めから切り離され、棚橋による「郷土博物館」・「戸外博物館」論は質を低下させ、戦前期において「戸外博物館」論が体系化されることはなく、創設に向けての具体策が提示されることはなかった。

第２章　戦後の文化財保護とその周辺

2.1）戦後の文化財保護を巡る概況

戦争による博物館や史蹟名勝天然紀念物の被災状況として、『花の木』第20巻第１號には、「史蹟名勝天然記念物戦災一覧」として、17都府県にわたる47件（建物全焼、樹木損傷等）の情況が示されており、[註1] 東京大学の鏑木外岐雄は、文化国家建設のため史蹟名勝天然記念物保存、合衆国国立公園の教育的成果（博物館、図書館、小規模な展示植栽園、動物園、展望観測所、その他色々の施設）、保存顕彰にのみ主力が注がれているわが国の現状が論じられている。[註2]

1946年に文部省関係者がまとめた『全国博物館最近情況調査表』（昭和21年１月末日現在）により、伊藤寿朗は、全146件の博物館中、公開49館（33.6%）、一部公開４館（2.7%）、再開計画あり34館（23.3%）、再開計画なし59館（40.4%）[註3]という情況を示している。同調査は「科学博物館等ニ関スル実態調査ニ関スル件（昭20年科学教育局）」に基づいて実施されたものと考えられ、その後、「科学博物館並に類似教育的観覧施設の現状調査依頼の件（昭和21年６月17日92号科学教育局長ヨリ各都道府県内内政部長、教育民生部長）」が出されている。また、伊藤による1948年刊行の『文化観覧施設一覧』の分析では、休館と未開館の42館、非公開施設、博物館以外の施設、および商品陳列所類の19館を除き、全177件の博物館中、宝物館といった宗教団体の設置51館（28.8%）で最も多く、それに次ぐのが財団法人の設置30館（16.9%）であり、国、県、市町村の国公立館を合計しても29%足らずであった。[註4]

他方、外客誘致を目的とする観光政策が国策として重視され、1946年６月、他省にさきがけて鉄道総局業務局内（後に運輸省が所管）に観光課が復活し、[註5]その前年５月には、日本交通公社により、都市計画や交通を担う内務省、国立公園を所管する厚生省、史蹟名勝天然紀念物を所管する文部省の三者を招いた対策協議が催された。[註6]この時期、運輸省観光課長・間島大治郎は、観光資源の保存と開発、博物館などの文化教養施設の不足、陳列・設備の稚拙、社会教育的視座の欠如、観光地に因んだものの収集、模型、模造の陳列と解説の必要を訴えている。[註7]

2.2）文化財保護法の成立

1947年５月３日の国立博物館官制により、宮内省の帝室博物館は文部大臣の所管となって「国立博物館」と改称され、「国立博物館」の下に、奈良帝室博物館（「奈良分館」と改称）、文部省美術研究所が置かれ、文部省社会教育局が行っていた国法等の調査や指定・認定候補物件の選出（指定・認定自体は文部省文化課の所管）・修理事務を所管し、博物館の目的は、「美術品及び歴史資料を収集保存して公衆の観覧に供し、併せてこれに関連する調査、研究及び事業を行う所」と定められた。[註8]この時の国立博物館保存修理課長であった大岡實は、移管の事情を後の座談会で以下のように述べている。[註9]

> 博物館と保存行政とがわかれていることはいかぬ、一体になるべきだということと、もう一つは、行政官庁というものは、資料の保存ができない、引っ越しまた引っ越しというわけで、戦争中貴重な資料をずいぶんなくしているので、やはりこういう仕事は資料保存の設備を持っている所に移すべきだという考えと、もう一つは美術行政というものを一元化して、展示というものを一つにすべきだということなんです。それで呼びかけたら賛成があってそうなったのです。

ただし、「もともと別の組織あったものを統合した形でこれ（大規模な組織と業務…引用者）が実現していること、また調査修理の事務は文部大臣の行政機関である国宝等の指定や補助金の支出と密接な関係を持っているため、これとの分離による連絡の不便や責任の所在の不明確なども生じ得ること」という欠点があり、４年で機構が解体されたために十分な成果を挙

げることができなかったという。[註10]

国立博物館官制が交布された前年にあたる1946年６月19日、および７月15日、文部省において民間の収蔵家、学者、評論家を招いた古美術保存懇談会が催され、「国宝・重要美術品を公開して、公共的な文化財としての意義を発揚させる方法」や「公開観覧のための博物館・美術館をいかに拡張強化するか」、「国宝・重要美術品等の法律を現下の情勢に照らしていかに改正すべきか」などの問題が提起され、時代に適応しえなくなった文化財保護行政法規の検討が始まり、1948年には、文部省と国立博物館の関係者は８回に及ぶ会合を開き、法改正の問題が検討された。[註11]その矢先、1949年１月26日の朝、法隆寺金堂の火災によって法改正への機運が加速し、３月１日には、国立博物館内に文化財保存研究会が組織されて専門的、技術的方面からの研究がなされ、館長の諮問機関として臨時委員が置かれた上、文部省文化課との意見交換が行われた。[註12]

国会においても、参議院の山本勇三、田中耕太郎が法隆寺金堂の消失を受けて法改正に乗り出し、三次にわたる改正案を経て、1949年５月の参議院本会議で可決された。[註13] ５月22日の文部委員会および本会議において、田中耕太郎は法案の趣旨や特色を以下のように説明し、特に保存のみならず公開活用的な側面を強調している。

参議院文部委員会[註14]

本法案の特色を簡單に申し上げますと、第一に、國民の持つておりまする文化的遺産を保存するとともに、それを公開することによりまして、文化的遺産と民衆との接触をはかることを努めたこと、第二に、特に考慮いたしましたのは、私有財産つまり所有者の財産権を尊重し、それと同時に國家全体の利益、すなわち公共の福祉等の調和をはかつたという点でございます。このことは第四條の第二項が宣明しておるのでございます。

参議院本会議[註15]

法案全体の建前を申上げまするとと、第一に国民の持つている文化的遺産を保存すると共に、それを公開することによつて、その民族的遺産と民衆との接触を図ることに努力いたしましたことが一つの点であります。第二に特に顧慮いたしましたのは、所有者の財産権の尊重と国家全体の利益、即ち公共の福祉との調和を図るに努めたことでございます。このことは第四條第二項が闡明しておるのでございます。本法の適用の範囲といたしましては、建造物、絵画、彫刻等、有形の文化財以外に、演劇、音樂、工藝技術その他の無形の文化財、その中には例えて申しますれば、雅樂とか、文樂というようなものも入るのでございます。かような無形の文化財も保存又は公開の対象となつておるのでございます。

他方、衆議院の文部委員会でも「重要文化財保護法案」の作成、検討が始められたが、第六臨時国会には間に合わず、1950年の第七通常国会において、本則７章112箇条、付則18箇条からなる文化財保護法が成立し、国宝保存法、重要美術品の保存に関する法律、史蹟名勝天然記念物保存法が廃止され、無形文化財、埋蔵文化財をも包括する統一法となった。[註16]

同法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図」ることに置いたが、「活用」に関する具体策は示されていない。また、第二十条から二十三条において国立博物館関連の規定であり、これによって文部省の外局として文化財保護委員会が成立し、委員会の諮問機関である文化財専門審議会や国立博物館、研究所がその附属機関となり、国立博物館に移管されていた国宝調査、保存修理が文化財保護委員会の所管となった。[註17]

その後、文化財保護委員会監修の下、民主化の一端として、学校教育において文化財を活用すべく『学習指導における文化財の手引』が刊行され、博物館については図画工作科や中学校クラブ活動との関連に言及されている。[註18]

国立博物館等が文化財保護委員会の附属機関となった点に関し、日本博物館協会は反対運動を展開し、1949年12月、「『文化財保護法案』の修正に関する意見書」（第１案、日本博物館協会、文化財保護法案中第20、21、22条削除理由、修正第二版）は以下のように述べている。[註19]

> 文化財保護委員会が、文化財保護の目的を達成するため、之に要する行政機関を設けることはもとより当然のことであるが、学芸教育の機関である一国立博物館を、その系統から引き抜いて、保護事業の機関とすることは、文化政策の根本にふれる重大な誤謬を犯すおそれがある。同委員会はよろしく博物館には手をふれないで、現在文部省及び国立博物館にある、史蹟名勝天然記念物、国宝、重要美術品等の保存に関する行政機関を拡張移管し、他系統の博物館にまで及ばぬことが、行政の合理化、刷新の正道と思惟するものである。

同協会は、文化財保護法制定以後も国立博物館の独立を訴え、1950年12月に「陳情書」を文化財保護委員長・高橋誠一郎宛に提出し、国立博物館の分離を訴えている。[註20]

> これまでも国宝保存法その他保存関係法規によって保存された文化財の大部分は、全国の国立・公立及び私立の博物館・美術館・社寺宝物館等に収容されて、社会教育・学校教育及び学芸研究の上に利用されつつあった。また歴史的に、あるいは美術的に価値ある古建造物、庭園、彫刻等、及び史蹟名勝天然記念物、考古学的遺蹟等の戸外文化財及び学芸資料で、博物館内に持ちこむことのできないものも、その現場で、戸外博物館として一般の観覧に供し、学芸教育上に利用されつつあったのである。
>
> これら文化財の公共的利用の方面は、その性質上、当然これを観覧教育専門家の手に委すべきである。文化財保護委員会は、文化財利用の面に関しては、その公開、出品等を勧告、または命令等、これに対する経済的その他の援助をなすところまでにとどめ、公開利用の実際的事業はあげてこれを博物館側に一任すべきである。委員会が、その本領とすべき保護の領域をこえて、文化財の利用方面にまで深く立ち入ることは、事務管理上の混乱を招き、一国文化行政の上から望ましくないのである。国立博物館を委員会の付属機関とし、同委員会をして、保護事業と直接関係のない展観その他の博物館事業までも、管理せしめることは、博物館の本質・職能を解しない不合理な措置として、われわれのとうてい同意しえないところである。

博物館法令の制定は戦前からの懸案事項であったが、以上のような文化財保護法の制定という外的要素が大きく起因し、文化財保護法との線引き、博物館の定義、博物館による文化財利用を巡る議論が迫られた。しかしながら、文化財保護法の館問題にあっては、「(文化財保護・・・引用者) 委員会が、その本領とすべき保護の領域をこえて、文化財の利用方面にまで深く立ち入ることは」「望ましくない」と述べているように、博物館協会が「利用」を担うことを主張するのは当然であるが、反面「保護」については主張されていない。無論、「保護」の担い手たることを放棄した訳ではないのであるが、文化財保護論に則った形での反論となり、博物館学として独自に理論構築された反論足りえていなかった。それでは、当該時期における日本博物館協会の「戸外文化財」論、「戸外博物館」論が如何なるものであったのか。次章以降では、その課題について検討を加える。

第3章　日本博物館協会と「戸外博物館」関連の動向

終戦後の苦しい財政状態の中、日本博物館協会は活動を再開した。棚橋源太郎は、この間の事情について、棚橋自身や和田新、国分長左衛門への給与が支払われていなかったこと、寄付金や補助金を当てにせず、会費制によって自立した協会の運営に切り換えたことを回顧している。[註1]

このような事情にも関わらず、日本博物館協会は博物館事業促進を目指して多くの著作を刊行し、1945年には『再建日本の博物館対策』を著し、戦後の博物館再建方針を提示した。その緒言では「新日本の建設に際し、これが基礎工事を担当すべき教育機関並に文化施設の改善は実に刻下の一大急務」であり、「なかんづく、博物館施設の復興拡充は急務中の急務」という情況にあって、博物館の「振興策樹立の必要」から専門員による調査を委嘱し、その成案を博物館関係者の参考に供することによって「わが邦博物館の振興を促進し」て「新生日本の文化建設に貢献」することが掲げられている。[註2]

同書で掲げられた博物館施設拡充方針として、国立中央博物館・地方博物館・郷土博物館（町村と小都市に設置）の3系統、およびその配置を重要問題とし、特に国立中央博物館は東京科学博物館と帝室博物館の再開、交通に便利で公園広場の隣接地を理想とする地方博物館の建設、偉人傑士の旧住宅や諸藩の城郭を利用した郷土博物館の建設に言及し、その他、学校博物館の一般公開が加えられた。[註3]

最後に、積極的多面経営による博物館の活性化として、宣伝と宣伝係りの設置、特別展覧会の開催、展示方法の「民衆化」、休息慰安設備、説明員の設置、公開公園と実演、教育資料の館外貸出しと巡回展、学術研究機関としての資料拡充を挙げ、この諸活動を実行する諸室の設備が必要であるとした。[註4]

以上のような再建方針の下、1947年7月23日、本会調査会において博物館並類似施設に関する法律案・本邦博物館、動物園及び水族館施設に関する方針案調査委員を委嘱し、「博物館類似施設に関する法律案12項」「博物館、動物園及び水族館施設に関する方針案」が示され、博物館類似施設振興に関する協議講習会が催されている【表1：1～4】。また1947年11月27日、田中耕太郎は衆議院において、文化院を創設し、文化国家創設の中核として、博物館、美術館、研究所、古美術建造物、文化行政等の事業にあたらしめる旨を示した【表1：6】。

1946年11月11日から13日にかけて開催された全国博物館並同種施設協議講習会【表１：14・21】では、「古城郭その他由緒ある歴史的建造物庭園等を博物館や同種施設に利用公開」することが「刻下の急務」であるが、大戦の結果破壊されたままになっているため、戦災による文化的建設物復興に要する資財及び資金の融通並に国庫の補助や将来の文化施設拡充に要する資財及び資金の融通並に国庫の助成を連合軍最高司令部および田中耕太郎文部大臣に陳情する旨が決議され、この陳情書は12月８日に提出される運びとなった【表１、11】。さらに、1947年８月４から10日に開催された展観資料の製作・修理・展示法講習会で、文部技官・大岡實の「歴史的記念物・家具・調度類の保存・整備及び展示」と題する講習が行われた。

1947年11月５日、同協会の本会通常総会【表１：28】では、文部大臣諮問案「学校教育と博物館との連絡について」に関し、同協会常務理事・棚橋は博物館以外にも戸外文化財の教育利用を考慮に含めるべき旨を発言し、答申書の「一、学校側としてなすべきこと」の７項に「考古学的遺蹟、史蹟、古建築、彫刻、天然紀念物等で、博物館、動植物園等へ持ちこめないものは、その現地においてつとめてこれを生徒の学習上へりようする」ことが盛り込まれ、その他の議案としては「罹災館園復旧の促進」が協議されている。[註5]

1948年７月23日から同27日の文化観覧施設講習会【表１、34　表２】では、東京大学教授、理学博士・小林貞一、東京大学工学部及農学部講師、林学博士・田村剛によって戸外文化財、戸外教育関連の講演があり、史蹟名勝・古社寺・庭園など貴重な文化財の中心地との理由により、1948年に関西で開催された文化観光施設協議講習会では【表１、39　表３】、国立博物館奈良分館長、文学博士・黒田源次が「美術館・社寺等の教育上利用」を、国立博物館保存修理課長・大岡實が「戸外文化財の教育的利用」を講演しており、協議題として「戸外文化財の保存利用方策」が掲げられた。また、【表４～８】に示したように、その後の協議講習会においても、史蹟等が開催場所や講習テーマ、見学先として選定されている点が窺われる。

観光の問題については、1947年１月30日、交通博物館で外客誘致と博物館及同種施設調査会

表１：『博物館研究』（復興）第１巻第１號から『會報』第10號（1950年７月）、に至る本稿関連記事。

『博物館研究』（復興）				
1	1946	「協會消息　本會調査會」	1（1）p.4.	博物館並類似施設に關する法律案・本邦博物館、動物園及び水族館施設に關する方針案調査委員委嘱、７月23日の開催
2	同上	「協會消息　博物館類似施設に關する法律案」	同上p.4.	博物館類似施設に關する法律案12項
3	同上	「協會消息　本邦博物館、動物園及び水族館施設に關する方針案」	同上pp.4－5.	本邦博物館、動物園及び水族館施設に關する方針案12項
4	同上	「協會消息　博物館類似施設振興に關する協議講習會要綱」	同上p.6－7.	1946年11月11～13日の開催予告
5	同上	「館園ニュース　文化資源監督官」	同上p.9.	民間情報教育局美術記念部に文化資源監督官任命、有光恭一、福井利吉郎、高田修、移川子之蔵、秋山光夫、岡田友次
6	1947/2/20	「文化院の創設を歓迎す」	1（2）p.4.	11月27日、田中文相の衆議院における発言、文化国家創設の中核として、博物館、美術館、研究所、古美術建造物、文化行政等の事業
7	同上	「協會消息　外客誘致と博物館及同種施設調査會」	同上p.4.	１月30日、会長、８理事、文省・雨宮嘱託、運省・間島観光課長、井原事務官、観光連盟・武部常務理事、交通公社・横田理事、栗太外国部長、秋田広報課長、棚橋による協会の原案提出
8	同上	「協會消息　動植物園水族館の擴充完成に關する調査委員會」	同上p.4.	11月14日、会長、本田委員長、古賀、棚橋、佐藤東大理学部教授、檜山東大農学部教授、松崎小石川植物園園芸主任、成案には達せず

9	同上	「協會消息　地方博物館建設に關する調査委員會」	同上pp.4－5.	12月24日、第１回、棚橋原案提出、参考とするための地方博建設指針の発表構想
10	同上	「協會消息　第二回地方博物館建設に關する調査委員會」	同上p.5.	１月18日、会長、山本理事、７委員、岡崎幹事、国分主事、文省·雨宮、木場、鶴田、棚橋案修正可決、各方面への配布と文部省への申請
11	同上	「協會消息　全國博物館並同種施設協議講習會」	同上pp.5－9.	S21、11月11－13日開催報告
12	同上	「協會消息　協議會決議の提出」	同上p.9.	11月28日、全国館園代表者協議会決議文、陳情書を富士川、棚橋が文部省に提出
13	同上	「協會消息　聯合軍最高司令官へ決議提出」	同上p.9.	12月18日、代表者協議会の決議と陳情書をマッカーサーに提出、同局美術及び記念物部では文化財および文化施設の調査中、同部主任ホリスにも副本提出
14	1947/5/20	「展觀資料の製作・修理・展示法講習會」	1(3)pp.4－5.	８月４日の夏期講習会開催予告、文部省共催
15	同上	「協會消息　「地方博物館建設の指針」發行」	同上p.7.	４月10日の発行、８章立て
16	同上	「協會消息　夏期講習會の計畫」	同上p.7.	博物館技術員の養成、学校職員等の技術方面の教養を目的、参加の呼びかけ
17	同上	「協會消息　講習會準備委員會」	同上p.7.	４月８日の委員会開催、協会・棚橋他、文部省・大和田視学官、雨宮嘱託、科学博物館・吉田事務官、他技術部門の専門家
18	同上	「協會消息　館園諸問題研究會の創設」	同上p.7.	博物館動植物園水族館諸問題研究會の創設、平和国家の創設文化立国の見地から同種施設の充実、完成を目的、協会が同会の事務
19	1947/8/20	無記名「博物館活動領域の擴大」	1(4)pp.1－2.	博物館陳列の戸外への拡大。館園内に持ち込めない資料の現地保存、教育学芸上への利用。V. Calemanの保存活動の先駆者としての博物館
20	同上	「本會總會及び協議會豫告」	同上p.4.	1947年12月上旬。総会と観光地館園長協議会開催予告
21	同上	「展觀資料の製作・修理・展示法講習會」	同上pp.5－7.	８月４－10日の講習会開催報告。(於:科学博物館講堂、参加141名) 国立博物館文部技官工学博士・大岡實「歴史的記念物・家具・調度類の保存整備及び展示」
22	同上	「協會消息　資金委員會の開催」	同上p.7.	５月22日の委員会開催報告
23	同上	「協會消息　外客誘致と博物館並同種施設に關する調査」	同上p.7.	５月27日の調査会開催報告。運輸省観光課からの意見紹介。調査目的を完了し、修正の上、印刷・配布
24	同上	「協會消息　戸外文化財の教育的利用に關する調査」	同上pp.7－8.	７月16日（於：国立博物館図書室)、第１回委員会開催報告。朝比奈、石田、岡崎、古賀、小林剛、小林貞一、武部、棚橋、辻村、富士川、本田、山中、間島（代理)、松下（代理)、森、山中、文部省・天宮嘱託、徳川会長、坪井理事、森村監事、和田幹事、国分主事。小委員会設置、委員委嘱
25	同上	「館園ニュース　國立博物館の誕生」	同上pp.8－9.	５月３日、帝室博物館からの移管。新官制の交付
26	1948/3/31	棚橋源太郎「國立公園の戸外教育施設」	2(1)pp.1－3.	博物館に関する諸問題は経費問題から順次実行し取りあえず戸外教育施設の完成充実と外客誘致。アメリカ国立公園の紹介と本邦での実行
27	同上	「協會消息　全國觀光地館園長協議會」	同上pp.3－4.	11月５日（於：国立博物館講堂、参加54名）の開催報告。運輸省観光課長・間島大治郎「観光事業について」棚橋「欧文説明札及び表示札について」協議「観光外客に対する博物館並同種施設の宣伝方法」、地方提出議題「(京都府）観光対象物の現状整備事業」「(福井）個人所有指定物件の保存経営費について」
28	同上	「昭和二十二年度本會總會」	同上pp.4－7.	11月５日、開催報告。文部大臣諮問案「学校教育と博物館との連絡について」棚橋「館園以外に戸外文化財の教育利用を含めるべき」、議案「罹災館園復旧の促進」、答申可決、７項に戸外文化財
29	同上	「協會消息　「觀光外客と博物館竝に同種施設の整備充實」發行」	同上p.7.	10月25日発行。出版は日本交通公社
30	同上	「協會消息　戸外文化財の教育的利用に關する第二回調査委員會」	同上p.7.	12月４日(於：国立博物館会議室)、開催報告。徳川会長、石田、大岡、岡崎、小林剛、棚橋、辻村、富士川、本田、山中、和田幹事、国分主事。具体的方法について意見、原案可決、発行
31	1948/7/1	棚橋源太郎「中央人類學博物館の構想」	2(2)pp.1－7.	民俗園、民俗誌園（Ethnographical Folk Park)、イギリスの事例11件、日本の事例７件
32	同上	「協會消息　「戸外文化財の教育的利用」發行」	同上p.7.	４月15日発行。目次
33	同上	「協會消息　「全國主要觀覽施設共通優待券」發行」	同上p.8.	維持会員に対する38件の博物館、社寺、庭園の優待券配布

34	同上	「協會消息　文化觀覽施設講習會」	同上p.8.	7月23－27日、国立博物館講堂での開催予告。学校教育、社会教育、観光事業に渡る参加者の呼びかけ
34	同上	「協會消息　第一回博物館問題研究會」	同上pp.8－9.	7月26日（於：国立博物館、参加28名）の開催報告。議題「本邦に建設すべき人類学博物館・民族学博物館・日本民俗学博物館、及び附設民俗園の構想」
35	同上	「人類學資料散逸の二例」	同上p.10.	戦災によるアイヌ小屋と遠野町の事例
36	1948/11/1	無記名「觀光と文化觀覽施設」	2(3)pp.1－3.	外客への対策。見物先としての博物館、美術館、古社寺、劇場。両文の案内、えはがき、洋式便所、敷物。内国民の啓発、文化の向上、巨額の貿易外（ママ）貨の獲得
37	同上	「文化觀覽施設協議講習會豫告」	同上pp.6－7.	11月5－8日、大阪第一師範学校講堂での開催予告。文化財の中心地かつ重要な観光地としての関西。大岡「戸外文化財の教育利用」武部栄治「観光事業と文化観覧施設」協議題「三、戸外文化財の保存利用方策」
38	同上	「文化觀覽施設講習會」	同上pp.7－8.	7月23－27日の開催報告。参加184名
39	1949/2/1	「館園の聲」	3(1)p.3－4.	現場への質問「四、日本の文化観覧施設一般についての御意見御要望など。」
40	同上	「文化觀覽施設協議講習會」	同上pp.7－8.	11月5－8日の開催報告。参加49名
41	同上	「協會消息　陳情書提出」	同上p.9	12月2日、民間情報局H. L. シーマンスへの提出報告
42	同上	「館園ニュース　日光パークミュージアムの開館準備進捗」	同上p.10.	田母澤御用邸の公開。12月15日、栃木県よりの要請。4月初旬の公開予定
『會報』				
43	1949/4/19	「文化觀覽施設協議講習會」	(1)pp.1－2.	7月26－30日、東京上野公園国立博物館講堂での開催予告。「修学旅行日程に逸すべからざる主要史蹟、考古遺蹟、地学的記念物」（藤本・八幡）
44	1949/6/28	「文部省機構の改革」	(3)p.2.	博物館は社会教育施設課に、文化財保存は保存課に移管
45	1949/8/22	「博物館法の制定について」	(4･5)pp.1－4.	博物館として扱うべき「歴史的人物の記念家屋」。文化財保護法との関わり
46	同上	「觀覽教育講習協議會豫告」	同上pp.2－3.	10月12－15日、香川県琴平町金刀比羅図書館講堂での開催予告。風光明媚なるに加えて史蹟・名勝・古社寺等貴重な文化財に富む内海沿岸諸府県。観光事業に対する地方的施策（武部）
47	同上	「文化觀覽施設協議講習會」	同上p.5.	7月26－30日の開催報告。参加71名
48	1950/2/5	「「文化財保護法案」の修正に関する意見書」	(6･7)pp.1－4.	12月の提出。第20・21・22条の国立博物館関連についての削除を要望。公共的利用は観覧教育専門家に委すべき
49	同上	「文化財保護法案修正の運動」	同上pp.4－6.	1月9日の関東北方博物館動植物園関係者大会の開催。棚橋等による議員、大臣への陳情
50	同上	「博物館動植物園法について」	同上pp.6－7.	法制定に関する意見の要望
51	同上	「觀覽教育講習協議會」	同上pp.7－8.	10月12－15日の開催報告。参加者105名
52	1950/3/31	棚橋源太郎「博物館動植物園法の制定」	(8)pp.1－4.	欧米の先例
53	同上	棚橋源太郎「博物館と動植物園とはなぜ同一法で律するを可とするか」	(9)pp.1－3.	博物館と動植物園の近接傾向
54	同上	「文化財保護法の成立」	同上p.3.	4月30日の衆議院通過、成立の報告
55	同上	「アイヌ住家建設」	同上p.4.	東京都北多摩郡保谷町、日本民族学協会附属民族学博物館の野外博物館
56	1950/7/10	「博物館動植物園法について」	(10)pp.1－2	6月15日、国立科学博物館会議室における文部省、関係者の意見交換
56	同上	「全國觀覽教育講習協議會豫告」	同上pp.2－4	8月3－7日、北海道網走市労働会館での開催予告「観光事業と観光教育施設」（武部）
57	1951/4/15	「博物館法促進の経過」	(11)pp.1－2.	陳情、会合等の経過報告
58	同上	「博物館法の内容について」	同上pp.2－4.	正式提出を控えた博物館法に関する解説
59	同上	「全國觀覽教育講習協議會」	同上pp.6－7.	8月3－7日の開催報告。参加者：76名
60	1951/6/15	「博物館法の経過について」	(12)pp.6－7.	法案の国会提出持ち越し。5月28日の連合国最高司令官宛陳情提出
61	1951/2/15	「博物館法公布さる」	(13)pp.1－2.	11月22日の衆議院、26日の参議院通過、12月1日の交付、昭和27年3月1日の施行

が開催され、この日に提出された原案を小委員会によって整理検討することとなり、【表１：7】、５月27日、「外客誘致と博物館並同種施設に関する調査」を終了し【表１：23】、10月25日、『観光外客と博物館竝に同種施設の整備充實』にまとめられ、日本交通公社から発行されている【表１：29】。同書においては、博物館を建設すべき観光地として、中央の東京と「幾多の史蹟、古建造物を有し、資料の蒐集には比較的便宜が多い」京都、さらに国立公園等を掲げている。[註6]

11月５日に開催された協会本会会期中に開催された全国観光地館園長協議会は、「重要国策の一として観光事業中、文化施設たる博物館並に同種施設の果たすべき役割はきはめて大きいので、本会ではかねて委員会を設けてこれが準備対策を考究中であったが、その一として全国主要観光地のこれら観覧施設主任者協議会開催の必要をみとめ、昭和二十二年十一月五日で東京都上野公園国立博物館講堂にこの協議会を開いた」という開催趣旨に基づくものであった【表１：27】。協議会の議題「観光外客に対する博物館並に同種施設の宣伝方法」について松本市博物館館長・一志茂樹は「史蹟名勝天然紀念物や国宝建造物などどこに行っても案内がわからぬ。府県、交通公社、とくに博物館で調査しておいて、いつでも案内ができるやうにすべきである」という発言をしている。また、議題「靴ばきのまま出入りできる観覧順路の敷物及び様式便所の設備」について中尊寺・佐々木實高、仙台市・太齋祐治、京都府・中根金作の意見として、靴ばきのまま出入りすることへの賛否両論と、板敷きの廊下に対する敷物の設備が出され、さらに同協会評議員・小林貞一からは「通路の砂利はぜひ改めたい」という発言があった。「観光対象物の現状整備事業（京都府提出）」は中根金作が提出趣旨、京都府の古社寺荒廃実情、整備を急務とする実情、観光関連団体による援助の要望が述べられ、「個人所有指定物件の保存経営費について（福井提出、福井県・柴田事次）」では、所有者による維持費負担、財産税の賦課、農地法による、維持の財源とした土地の消失、観光対策にまわす余裕の無さ、保存経費を支出する方法の確立の要望が提示され、それに対して長崎博物館長・平山國三郎は個人所有の唐人屋敷における荒廃と記念博物館設立の計画を、北見郷土博物館館長・米村喜男衛は史蹟指定をうけたモヨロ貝塚でも荒廃がはなはだしく、国が保存費を負担すべき旨を述べ、棚橋源太郎は、京都府と福井県によって提出された二題を国会と文部当局に伝えるとした。全日本観光聯盟事務理事・武部英治が二度にわたって講習協議会の講師を勤め、観光事業との連絡強化を志向していたものと思われる【表1.7、表1.8】。

表２：文化観覧施設講習会
※参考：(社)日本博物館協會（1948/７/１）「協會消息　文化觀覽施設講習會」『博物館研究』（復興）第２巻第２號、p.8.

主催：社団法人日本博物館協会　後援：文部省		
開催趣旨:わが国に、学徒の教養、民衆の啓発上欠くことのできない実物的教育機関のはなはだ乏しいことは、真に遺憾にたえぬ。故にこれらの文化観覧施設の完成充実を期することは、刻下の急務である。本邦現存の実物教育施設はもとよりその貧困を免れないけれども、しかしながら利用の方法如何によってはこれを活かし、相当効果あらしめることあえて不可能としない。必ずやその間に大いに研究の余地あることを信ずる。本講習会開催の目的はこれらの点に関して、専門諸家研鑽成績の発表、実際的指導を仰ぎ、以て博物館施設従業員、並に学校教育及び社会教育関係者諸賢の要望にこたえ、本邦文化観覧施設の発達に資せんとするにある。		
会期：	昭和23年７月23日(金)より同27日(火)まで５日間	
会場：	東京都台東区上野公園　国立博物館講堂	
聴講者：	博物館並に同種施設従業員、学校教職員、文化団体幹部、地方公共団体職員、その他有志者	
聴講料：	金百円	
講習科目及び講師：		
１、	社会科の教育と博物館・動植物園・水族館及び史蹟等（２時間）	東京文理科大学教授・石山脩平氏
２、	学校博物館の施設経営（２時間）	霞浦農科大学長・上原種美氏
３、	博物館活動の館外延長（２時間）	公立博物館員・森蘊氏
４、	児童博物館問題（２時間）	東京女子高等師範学校教授・倉橋惣三氏
５、	子供動物園の構想（２時間）	恩賜上野動物園長・古賀忠道氏
６、	公民館に附設すべき郷土資料室（２時間）	日本博物館協会専務理事・棚橋源太郎氏
７、	戸外文化財の教育的利用（４時間）	東京大学理学部附属植物園長、理学博士・本田正次氏 東京大学教授、理学博士・小林貞一氏
８、	国立公園その他自然公園の戸外教育施設（２時間）	東京大学工学部及農学部講師、林学博士・田村剛氏
科外講演：	日本文化の将来	学習院長・安倍能成氏
見学：	鎌倉国宝館及び江の島自然科学館計画の現場	
・開催報告、参加184名。※(社)日本博物館協會(1948/11/１)「文化觀覽施設講習會」『博物館研究』(復興)第２巻第３號、pp.7－8.		

表３：文化観光施設協議講習
※参考：(社)日本博物館協會（1948/11/１）「文化觀覽施設協議講習會豫告」『博物館研究』（復興）第２巻第３號、pp.6－7.

主催：社団法人日本博物館協会　後援：文部省、財団法人全日本観光連盟、近畿日本鉄道株式会社		
開催趣旨：本会では文部省後援のもとに、去る七月東京で文化観覧施設講習会を開き、相当の成果をおさめましたが、このたびさらに本年度通常総会をかねて、左のとおり大阪で協議講習会を開くこととしました。けだし近畿の地は、史蹟名勝・古社寺・庭園など貴重な文化財の中心地をなし、博物館その他の観覧施設また乏しからず、もっとも重要な観光地としてこの種事業の一大発展が期待されるからであります。観光施設当事者はもとより、学校教育・社会教育・観光事業等の関係者、その他有志諸君多数の御参加を切望いたします。		
会期：	昭和23年11月５日(金)より同８日(月)まで４日間	
会場：	大阪天王寺公園内　大阪第一師範学校講堂	
会員：	博物館並に同種施設従業員、学校教職員、観光関係団体職員、官公庁職員、その他	
会費：	金百円	
講習科目及び講師：		
１、	社会科と文化観光施設（２時間）	奈良女子高等師範学校教授・重松鷹泰氏
２、	美術館・社寺等の教育上利用（２時間）	国立博物館奈良分館長、文学博士・黒田源次氏
３、	公民館附設の郷土資料室（２時間）	日本博物館協会専務理事・棚橋源太郎氏
４、	戸外文化財の教育的利用（４時間）	国立博物館保存修理課長、工学博士・大岡實氏
５、	観光事業と文化観覧施設	財団法人全日本観光聯盟・武部英治氏
見学：	奈良西の京及び宝竜寺	指導：大岡實
協議題１：	実物教育機関と学校教育との連携	
協議題２：	文化観覧施設の観光事業対策	
協議題３：	戸外文化財の保存利用方策	
・開催報告、参加49名。※(社)日本博物館協會(1949/２/１)「文化觀覽施設協議講習會」『博物館研究』(復興)第３巻第１號、pp.7－8.		

表４：文化觀覽施設協議講習會 ※参考：(社)日本博物館協會（1949/４/19)「文化觀覽施設協議講習會」『會報』第１號、pp.1－2.		
主催：日本博物館協会　後援：文部省		
会期：	昭和24年７月26日(火)より同30日(土)まで５日間	
会場：	東京都上野公園国立博物館講堂	
会員：	小中高等学校教職員、博物館並に同種施設従業員、教育関係者、その他	
会費：	金二百五十円	
講習科目・講師：		
1、	修学旅行日程に逸すべからざる主要史蹟、考古遺蹟、地学的記念物（２時間）	東京文理科大学教授　理学博士・藤本治義氏 国立博物館員・八幡一郎氏
2、	学徒の教育に対する中央博物館の使命（２時間）	日本博物館協会専務理事・棚橋源太郎氏
3、	地域社会学校補助施設としての郷土博物館（２時間）	東京文理科大学教授・梅根悟氏
4、	社会及び理科の学習上への文化観覧施設の利用（２時間）	東京大学教授・海後宗臣氏
5、	児童生徒のクラブ活動と博物館の利用（２時間）	聖学院高等学校長・富永正氏
6、	児童に作らせる学校博物館の構想（２時間）	成城学園小学部主事・滑川道夫氏
7、	児童生徒の美術工作教育に美術館の利用（２時間）	東京教育庁指導部指導主事・中谷健次氏
見学：	日本民藝館、東京都井之頭自然文化園及び武蔵野博物館	
・開催報告、参加71名。※(社)日本博物館協會（1949/８/22)「文化觀覽施設協議講習會」『會報』第４・５號、pp.5－6.		

表５：観覧教育講習協議会 ※参考：(社)日本博物館協會（1949/８/22)「觀覽教育講習協議會豫告」『會報』第４・５號、pp.2－3.	
主催：香川県教育委員会、社団法人日本博物館協会　後援：文部省	
開催趣旨:本会では文部省後援のもとに、別項記事の通り去る七月東京で文化観覧施設講習会を開き相当の成果をおさめましたが、出席者の大部分は関東地方を主として中部以東からでありましたので、今秋さらにこに本年度通常総会をかねて、とくに近畿以西の方々の便宜を考え、香川県教育委員会との教導主催により左の通り講習協議会を開くこととしました。けだし瀬戸内海沿岸諸府県は、風光明媚なるに加えて史蹟・名勝・古社寺等貴重な文化財に富み、博物館・宝物館・動物園・水族館などの施設にも乏しからず、教育上の利用ならびに観光の見地から将来一層の発展を期待しなければならぬからであります。(以下略)。	
会期：	昭和24年10月12日(水)より15日(土)まで４日間
会場：	香川県琴平町金刀比羅図書館講堂
会員：	小・中・高等学校教職員、博物館・動植物園・水族館関係者、公共団体社会教育関係吏員、公民館管理者、観光事業関係者、その他
会費：	金二百円
講習科目及び講師：	
1、	社会科・理科等の学習上への博物館・動植物園・水族館等の利用（２時間）	広島県高等師範学校教授付属中・高等学校主事・鎌塚扶氏
2、	地方博物館と美術教育資料用（２時間）	日本博物館協会常任幹事、前文部省美術研究員・和田新氏
3、	児童教育と動物園（１時間）	東京都恩賜上野動物園長・古賀忠道氏
4、	公民館の設備・運営上の諸問題（１時間）	文部省社会教育施設課事務官・鈴木健次郎氏
5、	公民館の展覧施設と教育上の利用（２時間）	日本博物館協会事務理事、前高等師範学校教授・棚橋源太郎氏
6、	社会教育と婦人の活動（２時間）	文部省社会教育施設課長・山室民子氏
7、	観光事業に対する地方的施策（１時間）	全日本観光聯盟事務理事・武部英治氏
協議題目：	１：学校教育と文化観覧施設	
	２：社会教育と婦人の活動	
	３：文化観覧施設の観光事業対策	
	４：その他	
見学：	１、金刀比羅宮書院、宝物館、及び学芸館　２、神懸山	
・開催報告、参加者105名。※(社)日本博物館協會（1950/２/５)「觀覽教育講習協議會」『會報』第６・７號、pp.7－8.		

表6：観覧教育講習協議会 ※参考：(社)日本博物館協會（1950/7/10)「全國觀覽教育講習協議會豫告」『會報』第10號、pp.2－4.		
主催：文部省・北海道教育委員会・網走市立郷土博物館・日本博物館協会		
開催趣旨：今夏の講習協議会は、左の通り北海道網走市で催すことになりました。北海道は、動植鉱天産特異性、地学的の諸変化、景勝地、考古学的遺蹟及び民族資料などに富み、社会教育、学校教育及び観光事業の上に、これらの利用が大いに期待され、博物館事業の発展が望まれるところです。同地方の方々の便を主とはしていますが、広く全国の関係者を対象としています。地理的に片よっているとはいえ、附近は有数の観光地でもあり、またとない得難い機会と思われますから、とくに会員諸氏はふるって多数ご参加下さい。		
会期：	昭和25年8月3日(木)より7日(月)まで5日間	
会場：	北海道網走市労働会館	
会員：	教育委員会関係職員、博物館・動植物園・水族館等職員、小・中・高等学校教職員、図書館・公民館職員、観光事業関係者、その他有志者	
会費：	金二百五十円	
講習科目・講師：		
1、	北海道の博物館施設の現状と将来の生活（1時間）	北海道教育委員会教育庁・社会教育部長
2、	博物館と図書館・公民館のと連帯機能について（1時間）	文部省社会教育施設課文部事務官・川崎繁氏
3、	動植物園・水族館の綜合的運営について（1時間）	東京都井之頭自然文化園東京都主事・丸山孝氏
4、	公民館の展観施設と地域社会博物館（1時間）	日本博物館協会専務理事・棚橋源太郎氏
5、	考古学資料の教育上利用（1時間）	国立博物館文部技官・八幡一郎氏
6、	婦人の教養と博物館施設（1時間）	文部省社会教育施設課長・山室民子氏
7、	社会科・理科等の学習活動と観覧教育施設の利用法（1時間）	文部省初等中等教育局文部事務官・木場一夫氏
8、	生活の科学化と地方博物館の役割（1時間）	国立科学博物館文部技官理学博士・朝比奈貞一
9、	図書館等に備えつける美術資料の蒐集と利用法（1時間）	日本博物館協会常任幹事・和田新氏
10、	観光事業と観光教育施設（1時間）	全日本観光聯盟事務理事・武部英治氏
研究協議会	1.部会　研究協議会は、学校教育部会と社会教育部会にとわかれ、会員の研究発表を中心に、夫々専門的事項について協議する。 2.研究発表（以下略)。 3.研究題目（以下略)。	
見学：	1、モヨロ貝塚（指定史蹟） 2、大曲洞窟遺蹟（北日本最古のもの） 3、天都山（指定景勝地） 4、網走市立網走郷土博物館 5、道立及び国立公園見学（以下略)。	
・開催報告、参加者：76名。※(社)日本博物館協會（1951/4/15)「全國觀覽教育講習協議會」『會報』第11號、pp.6－7.		

第4章　日本博物協会による「戸外文化財」論

4.1)『博物館研究』誌における「戸外文化財」論

学校事業との連携以外にも、観光事業や「戸外文化財」関係の記事が多数見られたように、日本博物館協会は戸外文化財の教育利用への活動領域拡張を目指しており、無記名「博物館活動領域の擴大」【表1：26】、棚橋源太郎「國立公園の戸外教育施設」【表1：26】、棚橋源太郎「中央人類學博物館の構想」【表1：31】、無記名「觀光と文化觀覽施設」【表1：36】といった論説記事においても窺われる。

無記名の記事である「博物館活動領域の擴大」では、「博物館陳列が戸外に拡大」されたSkansenその他の「民俗園」、さらに「博物館活動の領域を戸外に拡大する新運動」として「博物館や動植物園内に持ち込むことのできない」ものを「現地に於いて現状のまま保存し、教育学芸上へ利用せしめんとする」「戸外文化財の教育的利用」にまで至った現状に鑑み、博物館並びに同種施設の「積極的運営」と「館園内容の充実」を促した。[註1]

棚橋源太郎による「国立公園の戸外教育施設」では、緊急を要する計画の一つとして、「国立公園に於ける戸外教育施設を取上げ、適当なる機関に於てこれが完成充実を急ぎ、以て近く

国交の回復を待ちかねて、本邦に殺到する観光外客に備える」ことを挙げ、アメリカの国立公園の紹介と日本での実践見込みを述べた後、全般計画の指導に日本博物館協会が当たり、部分計画を「地方的文化団体」に任じることが全体の連絡統一を保つ上で好都合であるとした。[註2] また棚橋源太郎は、「中央人類学博物館の構想」では、中央人類学博物館に附属すべき施設として「民俗園」を挙げ、先史時代から現代に至る各時代の特色ある建物を移築し、コスチューム・スタッフや実演販売、郷土料理の提供を提唱した。[註3]

「観光と文化観覧施設」では、政府による観光事業審議会の創設を受け、外客への対策として、都市観光におけるプログラム中の見物先としての博物館、美術館、古社寺、劇場が普通であり、英文観覧案内書、英文の標札附設、英文の館園案内書、えはがき、洋式便所、靴ばきで入るため敷物の設備を要し、政府が負担すべきとした。[註4] さらに、文化史博物館創設の適地として史蹟古建造物の豊富な洛中洛外を挙げ、博物学博物館は東京科学博物館を拡充方針、Skansen 様式にならった民俗園を備える人類学博物館の構想、海洋博物館・江の島における計画の紹介、古社寺・宮殿・庭園の保存修理の必要を述べ、「文化国家の建設を国是とする以上」、「文化施設の核心をなすこの方面の完成充実に全力を傾倒」すべきであり、その実現に邁進することによって「内国民の啓発文化の向上に資し、諸外国の信頼をまし、巨額の貿易外貨の獲得」も成し得ると結んだ。[註5]

以上、4論文の内容は、(社) 日本博物館協会が1948 (昭和23) 年4月に発行した『戸外文化財の教育的利用』にも概ね共通し、同書を参考として日本博物館協会による戦後の野外博物館論とその方針の検討を試みる。

まず、経過に関し、1947年7月16日、国立博物館図書室で、戸外文化財の教育的利用に関する調査委員会第1回委員会が開催されたが【表1：24、表7】、成案には至らず、教育上利用

表7：戸外文化財調査委員会関連記事

7月16日 (於：国立博物館図書室)、第1回委員会開催報告記事。朝比奈貞一 (理学・幹事)、国立博物館・石田茂作、国立博物館・大岡實、岡崎常太郎 (幹事)、古賀忠道 (常務理事)、国立博物館・小林剛、東大教授・小林貞一 (理学・評議員)、武部英治、棚橋源太郎 (常務理事)、東大教授・辻村太郎、富士川金二 (常務理事)、本田正次 (理学・理事)、間島大治郎 (代理)、松下 (代理)、森、山中忠雄 (理事)、文部省・天宮嘱託、徳川宗敬会長、坪井誠太郎 (理学・理事)、森村義行 (監事)、和田新 (幹事)、国分長左衛門 (主事)。小委員会設置、委員委嘱。 原案にもとづき各委員より熱心な発言があったが、教育上利用の主題に入るに先立ち、現状における保存の不備とその応急及び根本対策の問題に議が集中され、これを急務として調査及び審議のため小委員会を設けることとした。なほ、原案にたいしては、各委員より検討を加へ、それぞれの意見の提出をまつて審議を重ねる予定である。 国立博物館・石田茂作、国立博物館・大岡實、国立博物館・小林剛、東大教授・鏑木外岐雄、東大教授・小林貞一、東大教授・辻村太郎、上野動物園長・古賀忠道、東大理学部附属植物園・本田正次 (理学・理事)、資源学研究所・岡田彌一郎、田村剛、森蘊、柳宗悦、文部省社会教育局文化課長・小林行雄、岡崎常太郎 (幹事)、文部省事務官・兵藤清、文部省事務官・黒板昌夫、文部省科学教育局科学教育課長・松下寛一、運輸省業務局観光課長・間島大治郎、日本交通公社理事・横田巖、全日本観光聯盟常務理事・武部英治、本会常務理事・棚橋源太郎、本会常務理事・富士川金二、本会理事・山中忠雄、本会理事・山本爲三郎、本会幹事・朝比奈貞一、本会幹事・岡崎常太郎
参考：(社) 日本博物館協會 (1947/8/20)「協會消息　戸外文化財の教育的利用に關する調査」『博物館研究』(復興) 第1巻第4號、pp.7－8.
12月4日 (於：国立博物館会議室)、第2回委員会開催報告記事。徳川会長、石田、大岡、岡崎、小林剛、棚橋、辻村、富士川、本田、山中、和田幹事、国分主事。 第1回委員会開催後各委員より寄せられた修正意見を、棚橋委員の手許においてとりまとめ、さらに増補改訂を加へた第二稿を原案とし、同委員の詳細な説明ののち、種々意見交換を行つた。原案については別に異論なくこれを決定し、なほ本事業実施の具体的方法について有益な種々の提案があつた。本調査委員はこれで完結をみたので、なほ字句の整理などを行った上近く小冊子として刊行しひろく世に訴へる予定である。
参考：(社) 日本博物館協會 (1948/3/)「協會消息　戸外文化財の教育的利用に關する第二回調査委員會」『博物館研究』(復興) 第2巻第1號、p.7.
4月15日、『戸外文化財の教育的利用』発行報告記事。目次の掲載。 参考：(社) 日本博物館協會 (1948/7/1)「協會消息「戸外文化財の教育的利用」發行」『博物館研究』(復興) 第2巻第2號、p.7.

の主題に入るに先立って現状における保存の不備とその応急及び根本対策の問題に議が集中され、これを急務として調査及び審議のため小委員会を設けることとなった。出席委員、委嘱された小委員会委員の氏名は【表７】の通りであり、役職や名前は一部筆者が補った。同年12月４日には、国立博物館会議室で戸外文化財の教育的利用に関する第二回調査委員会開催が開催された【表１：30、表７】。第二回調査委員会では、委員より寄せられた修正意見を棚橋委員がとりまとめ、さらに増補改訂を加えた第二稿を原案とし、同委員の詳細な説明の後に意見交換を行い、原案については異論なくこれを決定したとされる。その後、同書は、『戸外文化財の教育的利用』と題され、1948年４月15日、（社）日本博物館協会によって発行された【表１：32、表７】。

4.2)『戸外文化財の教育的利用』の内容

もくじは【表８】の通りである。本書はこれまでに充分な検討を見ず、また後述する棚橋源太郎の著書とも共通する文面が散見されることから、やや紙片を厭わずに長文を引用し、章題に引用頁を付したため、註を省略する。なお、括弧と下線で示した箇所は、筆者によるものであり、後に論拠とする。引用箇所は旧漢字を改めた以外、旧仮名づかい等は原典ママとした。「戸外文化財」や保存事業、保存団体等に関する事例は、本章末尾の【表９】に一覧化したが、本表では旧漢字を改めていない。

「第１章　戸外文化財の意義（p.1.）」では、「戸外文化財とは、考古学的、歴史的あるひは美術的遺品、建造物ならびに史蹟名勝天然紀念物等、教育上ならびに学芸の研究上価値ありとして保存されてゐるもの、及び将来保存されるべきもので、その性質上、これを博物館、美術館等に蒐集、保存、展示し、あるひは動植物園、水族館に飼育栽培することができないために、(1・1)戸外に存在しているものの総称である。しかしてその教育的利用とは、それら戸外文化財を単に国宝、史蹟名勝天然紀念物として保存し、保護を加へるばかりでなく、すすんでこれ

表８：『戸外文化財の教育的利用』もくじ　※参考：(社)日本博物館協会（1948/４/15）『戸外文化財の教育的利用』

第１章	戸外文化財の意義	p.1.	へ	公園及び庭園	p.20－23.
第２章	戸外文化財教育的利用の重要性	p.2－3.	と	記念歴史館	p.23.
第３章	海外における戸外文化財教育的利用の状況	p.3－16.	ち	民俗園	p.23－24.
			り	地學園	p.24.
い	天然紀念物	p.3－9.	ぬ	自然植物園	p.24－25.
ろ	史蹟・古建造物・彫刻	p.9－13.	る	自然動物園	p.25.
は	考古學的遺物	p.13－14.	を	公園博物館	p.25－27.
に	民俗學資料	p.14－16.	第６章	戸外文化財の教育的利用促進の方途	p.27－32.
第４章	本邦に於ける戸外文化財保存利用の現状	p.16－18.	い	本施設促進の目標	p.27－28.
			ろ	本施設普及完成の方策	p.28－29.
第５章	戸外文化財の性格とその教育的利用施設	p.18－27.	は	本施設開発の主動機関	p.29－30.
			に	本施設法制化の必要	p.30.
い	自由觀覽施設	p.18.	第７章	教育・學藝上に戸外文化財利用の方法	p.32－35.
ろ	文化史戸外博物館	p.19.	い	社会教育及び學藝研究上への利用	p.32－33.
は	考古學園	p.19－20.	ろ	學校教育上への利用	p.33－34.
に	日本独特の美術館	p.20.	は	觀光外客と戸外文化財	p.34－35.
ほ	彫塑戸外博物館	p.20.			

を(1・2)一般民衆の観覧に供し、知識、趣味の啓発、ならびに学芸研究の上に資することである」と定義し、「(1・3)実物教育機関の不備をおぎなひ、いささか(1・4)新文化国家の建設に寄与せん」という事業の目的を掲げた。

「第2章　戸外文化財教育的利用の重要性（p.2－3.）」には、当該事業の意義として、①「書物萬能の弊」から「実物教育機関の初達振興」の必要性、②野外で実物に接することに対する「(2・1)教育上の価値」の大きさ、③「郷土のほこり」たる「(2・2)愛郷土精神の涵養」の有効性、④「国交が回復するのをまちかねて、わが国に殺到するであらう」「(2・3)観光外客に対」する「日本特有の文化を紹介」が掲げられた。

「第3章　海外における戸外文化財教育的利用の状況（pp.3－16.）」は、欧米を模範とした事例紹介であり、「3－い　天然紀念物（p.3－9.）」は、【表11】中に示したように棚橋の『眼に訴へる教育機関』や『博物館学綱要』等に転用が認められ、アメリカの国立公園等における事業として、アメリカ自然史博物館の自然観察路やアメリカ博物館協会・戸外教育委員会（Committee on Outdoor Education）によるYosemiteやYellostone国立公園等の博物館事業を掲げた。なお、Yellostone国立公園における「五つの小博物館」として、「オールド・フエースフル博物館（Old Faithful Museum）」、「マヂソン路傍博物館（Madison Trailside Museum）」、「ノーリス路傍博物館（Noris Trailside Museum）」、「レーク路傍博物館（Lake Trailside Museum）」、「路傍博物館（Trailside Museum）」を掲げているが、この名称は『The Museum News』によったものと考えられ、[註6]今日、「レーク路傍博物館」とは、Fishng Bidge Museumとして通っているものであり、「路傍博物館」とは、Obsidian Cliffにおける無人の野外展示施設と考えられる。また、Yosemite国立公園のマリポザ・グローブ（Mariposa Grove）におかれている分館は、アメリカ博物館協会による事業ではない。

これらの事業について、「館内陳列品よりも、むしろ外部の自然を十分理解せしめるためである」という目的、「旅行者、見学団はここで有益な指導をうけ、見学の準備」という機能を説明し、さらに「一九四十年の調査」[註7]として、「全米の国立公園内には、七十四の公園博物館の他に、路傍博物館が二十九館存在し」、他に「国立公園内には、歴史館（Historik house museum）が三十八館あ」り、「これら戸外教育施設を利用してゐるものの総数は、問合せに回答してきた全体の三分の二にあたる館園だけでも、(3い1)一九四十年一ヶ年には、実に四二十万人以上の多きに達する」という盛況ぶりを加えた。

「3－ろ　史蹟・古建造物・彫刻（p.9－13.）」では、アメリカ以外にもヨーロッパの事例が掲げられ、「単に建物だけを博物館にしようしてゐるものがすくなくなく、はなはだしいものになると、その建物の内部にみだりに間仕切りをしたり、あるひは採光をよくするために窓を改造したりして、それに陳列ケースをもちこんで、全然関係ない資料の陳列館にしてゐるのさへあるのは米国におひても有識者間ではすこぶる遺憾としてゐる。かくのごとく容れ物として建物を利用することは経済上からみれば多少の意義がないでもないが、しかしそれでは(3ろ1)真の意義ある教育的利用ではない」という、建造物転用に関する倫理規定を提示した。さらに、「戸外文化史博物館として公開されているもの」として「埋没した古都市の(3ろ2)発掘地」や、「巨大な彫刻で博物館内にもちこめなかつたり、建築に附属してゐたりする」事例が挙げられ

ている。

「3－は　考古学的遺蹟（pp.13－14.）」は、「現地に保存されてゐて、すこぶる教育的価値に富むもの」の一つと説明され、「先史時代民族の住居阯、洞窟、石灰洞、湖上生活の跡、貝塚あるひはドルメン、ストーンヘンジなどの巨石建造物等」を挙げ、遺跡に付設されている小博物館を例示した。

「3－に　民俗学資料（pp.14－16.）」は、Skansenの事業や設備を説明しているが、「従来の博物館が蒐集品の全部を館内に配列して、時にその一小部分を構内の庭に据ゑつけてゐるにすぎなかつた古い伝統を破つて、その主張を断行した」として、その意義を認める一方で、「建築史の資料の陳列にはどの博物館もすこぶる困難を感じ、縮小模型や写真ですましてゐたものであつたが、同園で本物をみせることにしたのはたしかに一つの進歩である。しかしながら史蹟名勝天然紀念物の保存及びこれが教育的利用は、原則として所在の現地においてこれをなすべきであるのに反して、（ハゼリウス…引用者註）博士がこれを移動して一処にあつめるにしたのについては、(3に1)多少の異論がないでもない」という批判を加えている。さらに、「本園（Skansen…引用者註）創設以来、北欧の各地に段々設けられた郷土博物館には、スカンセンを模範にして民俗園式の施設をとりいれてゐるものが少なくない」として、「オランダのアーンヘン市の民俗園、デンマーク、アーラス市の昔の町デン・ガムール・ビー（Den Gamle By）、ノールウエー、オスロー市の民俗園等」を挙げ、「スカンセンよりも新しく施設されただけに、一般によくととのつている」と評している。

「第4章　本邦に於ける戸外文化財保存利用の現状（pp.16－18.）」では、戸外文化財の「保存に(4・1)国宝保存法、重要美術品に関する法律、史蹟名勝天然紀念物保存法等が制定され、それぞれ法規で律せられて保存の途が講ぜれられている」として、史蹟名勝天然紀念物保存法を中心に文化財保護行政法で定められている文化財の種類を列挙した。「人文科学関係戸外文化財のおもなもの」は、「法規上史蹟として取扱はれているものに、古代住居阯、貝塚、遺物含有地、古墳、祭祀遺蹟、窯阯、寺阯、宮阯、経塚、偉人誕生の地及び旧宅、外国商館阯、古戦場、城阯、砦阯、防壘、砲台阯、庭園、古城、磨崖仏、一里塚、反射炉、古社寺、旧い学校、昔の救療所、旧民家、偉人の墓等があり、また国宝および重要美術品として指定の対象とされてゐるものに神社の神殿、寺院の堂塔、霊廟、宮殿及びこれら附属建造物、亭、居宅、書院、数奇屋、古城、橋梁、巨大な鋳造物、記念銅像等」であり、「全体からみてこれら戸外文化財の大部分は教育学芸上の見地から何ら特別の設備を施すこともなく、ほとんど利用されずに放置されている」という現状を批判した。「自然科学方面の戸外文化財のおもなもの」は、「山岳、沼湖、海岸、島嶼、河川、峡谷のごとき自然の勝景、特殊鳥類の渡来地、特殊動物の自然棲息蕃殖地、特殊植物の自生地、原始林、巨樹老木、樹叢、社叢、氷蝕岩床、巨石群、接触変質地帯、断層、熔岩流、岩脈、風穴、洞窟、硅化木地帯、化石含有地層、巨大樹型など」であり、自然科学系に関しても「(4・2)国立公園の一部に編入されて、民衆や観光外客の鑑賞に供せられてゐるものも少しはあるが、教育学芸の見地からはほとんどみない」と評している。

「第5章　戸外文化財の性格とその教育的利用施設（pp.18－27.）」は、日本における実施施策であり、主な内容の解説は以下の通りである。

「5－い　自由観覧施設（p.18.）」:「説明札をかかげ、周囲に垣を設けるくらゐの(5い1)簡単な設備を施し、民衆が垣ごしで自由にみることのできるやうにすること」であり、「とくに番人をおかぬかはりにし観集の公徳心に訴えることとし、また説明札の文句でたらぬところは、引率の指導者専門家の口頭説明と、旅行案内書、博物館並に同種施設観覧案内書等でこれをおぎなふ」。

「5－ろ　文化史戸外博物館（p.19.）」:「文化史料の発掘地」であり、「小博物館をも附設し文化史戸外博物館として公開すべきであるが、土地の状況により、むしろこれを博物館としないで当分の間、(5ろ1)自由観覧施設として開放することの方が適当」である。

「5－は　考古学園（pp.19－20.）」:「先史時代民族住居の跡や遺物の包含地などで考古学上すこぶる価値ある史蹟」であり、「発掘品とともに保存観覧の施設をおこなつて教育学芸上に利用しやすいやうにすべき」である。「遺蹟の附近に小規模でもよいから、陳列館を設置することができるならば、その地方から發掘した考古品とともに整理して、系統的に陳列」し、「陳列館が不可能であるならば、遺蹟の周囲に垣を設け、説明札をたてて、外部から(5は1)自由に観覧できる程度を以て満足するのほかあるまい」。

「5－に　日本独特の美術館（p.20.）」:「建物そのものがすでに立派な芸術作品であり、内部にはその当時の巨匠の手になる仏像仏画の類が飾りつけられ、雅致ある庭園が附設されて、日本独特の一種の綜合的美術館」とみなすべきであり、「宗教的施設としての機能を妨げたり、あるひは、その神殿物堂としての尊厳を冒瀆しないかぎり、(5に1)博物館として一般民衆に公開すべき」である。

「5－ほ　彫塑戸外博物館（p.20.）」:「大仏のやうな巨大鋳造物、磨崖仏、石仏など、美術博物館内にもちこめないもの」であり、「その現地におひて、(5ほ1)適当な観覧施設をなし、自由観覧施設または事情がゆるせば彫塑戸外博物館として公開すべき」である。

「5－へ　公園及び庭園（pp.20－23.）」:「宮廷や旧大名の庭園で、造園専門の巨匠の設計工作になり、名苑として世界に誇るもの」であり、「すでに公園として一般に開放されてゐるもの」「建物と庭園は外観上たがひに相調和するやう趣向がこらされてゐるばかりでなく、その建物内部の設備もまた、床の間、違ひ棚、欄間、建具などかくべつの意匠が施されてゐる。」「本邦独特のさびの芸術味豊かな(5へ1)家庭的小美術館の観」がある。「(5へ2)保存上の考慮を払はず、無制限に公開さへすればよいといふのではないということである。ことに破損しやすい繊細な美しさを特色とする日本美術は、庭園にせよ、建物にせよ細心の注意と手入れによつて長年月の保存にたへてきたものである。」

「5－と　記念歴史館（p.23.）」:「建物そのものがすでに貴重な教育資料であるから、これを陳列品の一つとみなし、それにさらに偉人の関係の遺品または事件関係の資料を(5と1)適当に配置して、偉人または事件記念の博物館として公開すること」である。

「5－ち　民俗園（pp.23－24.）」:「日本独特の(5ち1)民俗学資料として学術教育上価値あるもの」であり、「資料を(5ち2)適当な位置に配置し、なるべく居住者とともに適当な地に移し、スカンセン式設備をととのへ、民俗園として公開すべき」である。

「5－り　地学園（p.24.）」:「自然露出または発掘によつて現れた戸外文化財で、地形学、地質学、地理学、鉱物学、古生物学上から重要視すべきもの」「(5り1)適当な設備を施して、自由観覧施設、または地学園として公開すべき」である。

「5－ぬ　自然植物園（pp.24－25.）」:「植物園内に収容することができないから、自然植物園の一種として(5ぬ1)適当な施設をなし、学芸教育上に利用すべき」である。

「5－る　自然動物園（p.25.）」:「これらは(5る1)適当な観覧施設を行って、自然動物園、天然水族館として、それぞれ教育上に利用すべき」である。

「5－を　公園博物館（pp.25－27.）」:「わが国の(5を1)国立公園は、一般に戸外文化財に富み、夏季や春季の好季節には、登山者、参拝者、修学旅団、観光客でにぎはってゐる。しかしてその文化財は、自然と人文の両面にわたり、多種多様であるから、これが教育的施設を行ふには絶好の場所である。勿論公園にもそれぞれの特色があるから、一様にはゆくまいが、しかし大体の公園には、公園博物館として、地学園、自然植物園、自然動物園のほかに自然観察細路、路傍博物館、観望所、歴史館、博物館本部（Headquarter Museum）等の施設をすることとならふ。しかしてこれが順序として、第一に設定しなければならないのは学生や民衆教育のための(5を2)観察細路である。これを公園各所に設定して、米国の国立公園にならひ、路傍の動植鉱物、地質及び考古学等の資料に説明札をつけたり、観察上、保存上に必要なその他の設備、実験的の装置をしなければならぬ。つぎには、とくに重要な資料の存在している地点に(5を3)路傍博物館及び歴史館を設けたり、あるひは遠望のきく地点には、地学的研究に資するための観望所を設けたりして、参考の標品、地理模型、参考書の備へつけ、望遠鏡のとりつけ等を行ひ、かつこれが監視者及び見学指導の専門家を配置すべきである。公園内の各所にかうした設備ができれば、(5を4)自然これが元締めになる中央博物館の必要がおこるから、適当な位置にこれを設置して公園博物館本部にしなければならぬ。そしてこの館には、全公園内に産出する動植鉱物及び岩石標品、化石、考古品等のすべてを一堂に陳列して、諸文科綜合の博物館とすべきである。したがつてこの館には、標品陳列室のほかに研究に必要な参考図書の閲覧室、講演室、案内所等を設け、学殖のある巡回教師をおいて、見学者、旅行者の実地指導にあたらしめなければならぬ。」

第5章で最も紙片が割かれ、比較的具体的な構想が示されているものは「5－を　公園博物館」であり、富士箱根国立公園や日光国立公園において「諸分科綜合の中央博物館を設置し」、園内から文化財を選定し、それぞれに観察細路、路傍博物館、歴史館、地学園、自然植物園等を設置するものとし、この内容は棚橋の『博物館学綱要』にも転用されている。[註8]

「第6章　戸外文化財の教育的利用促進の方策（pp.27－32.）」として、まず、「6－い　本施設促進の目標（pp.27－28.）」を定め、第一に、「(6い1)設備をととのへること」で、「第二段階は、前記のやうな設備ができあがつたならば、これが存在とその教育上の価値とを社会に宣伝し、学校教育、社会教育、学術研究、観光外客の観覧などに(6い2)できるだけ多く利用せしめる方法を講じ、本邦における(6い3)実物教育の不備をおぎなひ、文化の向上に資すること」を

挙げた。

「6－ろ　本施設普及完成の方策（pp.28－29.）」としては、「経費を要し、財政上の問題をともなふが故に、」「本邦施設の重要性を(6ろ1)国会、政府、地方公共団体、産業団体等に宣伝して、これが実施の急務なる所以を十分理解せしめ」、「その重要性と利用の方法とに關してあまねくこれを大衆に宣伝し、啓発指導につとめ」、さらに各種学術団体や協会団体との協力を訴えた。次いで、「本事業はもと特殊な教育的観覧施設であるから、」「民衆相手の教育的観覧事業に従事して十分の経験を有する博物館、動植物園、及び水族館の館園長、学芸員、技師等の指導にまたなければなら」ず、展示等に関する事業の専門性の「故に重要文化財現存地における館園の従業者は、常にそれら文化財の教育的利用の奨励につとむべきは勿論、当該地方においてもしもこの種施設が新たに計画せられるやうな場合には、よろしく館園事業の延長として、すすんで参加協力すべき」として博物館や動植物園の協力を訴えた。

「6－は　本施設開発の主動機関（pp.29－30.）」では、「(6は1)永続的にしてかつ地方に連絡を有する組織的、全国的事業たらしむべきで」あり、「日本博物館協会は、全国の博物館、動植物園及び水族館を構成分子として、各地に連絡を有し、創立以来常に同方面施設の中央機関として、これが開発助長につとめてゐるばかりでなく、かねてわが国博物館、動植物園、水族館等、実物教育機関の発達がはなはだしく遅れ、その数においても規模内容においてもすこぶる貧弱な現状にあることを遺憾とし、(6は1)これが補充となるべき戸外文化財の教育的利用問題に着目してその急務を力説しつつある」状況から、「(6は2)アメリカ博物館協会が同国における本施設開発の中央機関として盛んに活動しつつある事実にかんがみても、わが国としては日本博物館協会をしてこれにあたらしめることがもっともその当をえたものであらう」と述べ、同協会による主導を主張した。さらに「同協会は全国的組織を有するばかりでなく、本施設に必要欠くべからざる知識技術と豊富な経験とをあはせもつ会員を有し、それが全国に配置されて」、「その団体会員の中には、人文科学方面では国立博物館、自然科学方面では東京科学博物館、小石川の植物園、上野の動物園のごとき有力なものをはじめ、全国各地に相当規模の博物館、動植物園及び水族館の関会員（Institutional members）を有し」ているため、「本施設の指導連絡の中央機関としてかくのごとき好条件を具備するもの、同協会を措いてはおそらく他に見出せない」として論を補強し、「(6い3)戸外文化財委員会とも称すべき有力な機関を常置してその指導下に事業をすすむべき」というアメリカの事例に倣った方針を提示した。

「6－に　本施設法制化の必要（p.30.）」では、「戸外文化財の教育的利用を盛んならしめんとするには、(6に1)民間篤志者の発意行動にのみ委ねることなく、よろしく国及び地方公共団体としてもまた、すすんでこの種施設の初達助長につとめ、これが監督に任」じる必要性、および「戸外文化財の保存についてはそれぞれ法令を制定してこれを取締つてゐるが、これが教育学芸上の利用に関しては未だ何の規定もなく、大体放任されてゐるのが現状」にあって、「博物館並同種施設に対し、早晩博物館法のごときものが制定交附」し、「同種施設の意義を拡張して、教育上に利用すべき(6に2)戸外文化財の一切を含めてこれを法文化すべき」ことを主張した。

「第7章　教育・学芸上に戸外文化財利用の方法（pp.32－35.）」では、まず「7－い　社会

教育及び学芸研究上への利用（pp.32－33.）」において、「博物館、美術館等の施設がはなはだ不備不振である現状にかんがみて、これが補充として戸外文化財を教育上に利用せしめることは、(7い1)再建日本、文化立国の見地から刻下の一大急務であ」るとし、その方策として、①「学生及び青年団体の見学旅行日程、各種団体の集会等における会員のエキスカーション計画の立案等に」組み込むこと、②「説明案内役としては必ず適当な専門家」を置き、「戸外文化財ごとに観覧案内、説明書、ゑはがき等のごとき(7い2)印刷物を用意し」、「各府県単位にこの種施設観覧案内、説明書のごときものを刊行」すること、③「専門家の学術研究上にも適当にこれを利用せしめなければならないから、これらの施設には、研究上に必要な当該地域関係の(7い3)参考資料、図書、専門家の手による蔵品目録、専門家の館員をおくこと」を挙げた。

次いで「７－ろ　学校教育上への利用（pp.33－34.）」方策として、①「この種戸外文化財を(7ろ1)戸外教育の日程中に組入れて、学習研究上に利用せしめること」、「日本博物館協会においては、教育関係方面へ戸外文化財についての知識普及の目的で率先これに関する通俗図書の編纂発行につとめ」ること、③「日本博物館協会において地方の要求があればいつでも応諾出講できるやうな適当な専門家を委嘱し、あらかじめその氏名を発表しておくこと」を挙げ、さらに、「国宝保存ならびに史蹟名勝天然紀念物調査のため中央からしばしば地方に出張せられる学者専門家、または当該地方におけるその方面の大学、専門学校教授等に對してもまた、講師たることを委嘱して、地方民に対し豊富で正確な知見を養はしめる」ことを挙げた。

最後に「７－は　観光外客と戸外文化財（pp.34－35.）」では、「観光外客が第一の目標とするのはおそらく美術館、博物館等であらうが、不幸わが国には未だ外客を満足せしめるにたるもののきはめて乏しいのを遺憾と」して、「わが国には、一種独特な役目をする古い神殿仏閣があり、また勝景名苑に乏しくな」く、「ことに風光明媚な本邦独特の自然景観と、さびの芸術味ゆたかな名苑とは、おそらく(7は1)外客の興味をそそり、深い感興をおぼえしめるにた」り、「(7は2)規模はたとへ小さくとも、日本独特の民俗学、文化史、古生物学その他に関する戸外博物館を設けてかれらを迎へることにしたならば、必ず非常な好評を博し、大なる満足をかちえられ」るため、その方策として、①「一般博物館、動植物園及び水族館におけると同様、これら特有の戸外文化財に関する欧文観覧案内書を刊行」し、「日本博物館協会は、日本交通公社、日本観光協会等の協力援助のもとに、すすんでこれが編纂に任」じること、②「全国のあらゆる戸外文化財には、欧文の説明札を設備し、外国語の話せる説明案内者をおき、かつ館園ごとに(7は3)簡単な説明案内書、えはがきの類を作製して発売すること」、③「家庭園、社寺宮殿等では、観覧順路を設定し、また差支えない場所では(7は4)靴ばきのまま室内にはいりうるやうな敷物をとりつけること、ならびに(7は5)西洋式便所の設備とを」設備することを挙げて、同書を終えている。

4.3）内容の検討

①同書の大要として、「戸外文化財」およびその「教育的利用」を定義し、必要な理由が説明され、海外の模範事例を紹介し、日本の「戸外文化財」を例示し、利用の方策を提言している。「戸外文化財の教育的利用」の協議や出版は、博物館協会の組織だった初の運動であり、

国策や博物館法制定を意識したものである（1・4、7い1）。その中で、戦前にはなかった実践的な試案や、促進にあたって目的、方法、機関に言及していることが注目される。また、永続的、かつ地方に連絡を有する常置の主動的機関の必要を説き、（6は1、）博物館法に盛り込む構想（6に1）や戸外教育委員会の構想（6い2）を述べている。

②主導者としては、【表1.9】において「棚橋による取りまとめ」とあることや、海外事例に関する棚橋著書と一致していることから、棚橋源太郎の意向が多分に反映されたものと考えられ、逆に、棚橋の著書による論及がない日本の文化財事例については、他の委員に負ったものと思われる。

③「自由観覧施設」が施設に付けられた名称であり、「文化史戸外博物館」・他は戸外文化財の内容を表している。国立公園法による国立公園での展開を意図した「公園博物館」、史蹟名勝天然記念物保存法による「文化史戸外博物館」・他といった所管法規の相違や、アメリカと日本における国立公園制度の相違、「2章ろ、史蹟・古建造物・彫刻」と「2章は、考古学的遺蹟（3は1）」の相違といった点について説明されておらず、論としての体系性を欠く。また、「民俗学資料として学術教育上価値あるもの」として、この時点では民俗資料を文化財として論じているが（6ち1）、棚橋は、後の著書において、建造物等の移設から成るものとして「民俗園」を見做し、「戸外文化財は移動しない」という根拠をもって「民俗園」を「戸外文化財」から除外している。[註9] しかし、欧米の顕著な移築事例に民俗園（Folk Park）が多いだけで、本来、学術的内容と現地性・移築性の問題は別に扱われるべきものである。さらに棚橋は、「中央国立博物館」には移築を奨励しつつも、これを「別格」とし、地方の「郷土博物館」には、戦前期に語っていた現地保存の意義を理由に移築を容認しない見解を示しており、[註10] 建物を「中央」へと移設された「地方」への配慮を欠いたまま、移築性と現地性の問題は中央・地方の編成を目指す論理の中で処理されていくこととなった。

庭園・社寺が「家庭的小美術館（傍線引用者）」（6へ1）としてが表現されている。この点について伊藤寿朗は、日本博物館協会が関与して作成された『文化観覧施設一覧』において、庭園や宝物殿を博物館の範疇に含めつつ、別の箇所では「博物館」の他に「庭園」、「宝物殿」の項目を設けるという矛盾した姿勢を指摘し、「一館でも多く博物館とし、会員の対象にしようとしていた博物館協会」による調査への関与を述べている。[註11] 伊藤の見解も一因としてあり得るであろうが、先の『観光外客と博物館並同種施設の整備拡充』において触れたように、観光への配慮から、観光スポットとしての著名な社寺・庭園が望まれたことや、開館している館に社寺宝物館が多かったことなども理由として考えられる。

アメリカの国立公園を模範とし、日本の国立公園における実践を試みているが、「文化財」の範囲、営造物制と地域制といった両者の制度比較や、歴史系（3ろ1）、民俗系（3に1）に比して、自然系への批判が欠落している（5を1）。[註12] この点は、アメリカにおける「Park Museum」の隆盛以外にも、当時の文化財関連行政法が「活用」を盛り込んでいないのに対し、国立公園法が「保存」だけでなく「開発」を掲げていることや、交通の便も考慮されていること、かつ国立公園内にも多くの文化財を包括していることから、利便性を

考慮し、系統だった配置を実践するために「公園博物館」が比較的具体性をもって述べられたものと思われる。ただし、「自然これが元締めになる中央博物館の必要がおこる（6を2、3、4）」との見解は、全体的計画、本部博物館、路傍博物館、その他が構想されているアメリカの「Park Museum」で展開されていた論理と比べれば、[註13] 杜撰さが指摘される。

⑥管理の容易な自由観覧施設や適当な施設（5い1）（5ろ1）（5は1）（5ほ1）（5と1）（5ち2）（5り1）（5ぬ1）（5る1）が端々に述べられているように、「公園博物館」の項以外には具体策に乏しく、もしくは次善策に終始している。他方で、参考資料、図書、専門家の手による蔵品目録、専門家の館員を配置する（7い3）といった、充分な施設がなければ不可能な構想も打ち出している。また、少なくともアメリカの「Park Museum」は、他の見学スポットとの間連や来館者の見学効率などが考慮された結果、小規模であることが理論付けられたのに対し、「規模はたとへ小さくとも戸外博物館を設ければ大なる満足をかちえられる（7は2）」と述べられているように、大規模なものを是としつつ次善策として小規模な施設を構想している点が窺われる。

⑦【表1、9】にあるように、第1回委員会では「教育上利用の主題に入るに先立ち、現状における保存の不備とその応急及び根本対策の問題に議が集中され」たにも関わらず、（6へ2）に辛うじて考慮されている程度で、保存手法に関する言及が凡そ存在せず、特に賛否両論が存在した靴ばきでの入室が奨励され（7は4）、保存面のみならず、展示面、国際交流といった観点から、著しい論の粗雑さを指摘し得る。

⑧先の協議会での話題に上っていた、簡単な説明案内書、ゑはがきの設備、靴ばきでの入室、西洋式便所の設備（2・3）（7は1）（7は3）（7は4）（7は5）などが盛り込まれ、観光外客誘致に対する迎合的側面が強く打ち出される一方で、国内観光に対しては省みられることはなかった。[註14]

表9：日本博物館協會（1948/4/15）『戸外文化財の教育的利用』と棚橋著作に表れる事例
※第1、2、7章は事例が無いため省略した。戸外文化財とは無関係な文脈で出現する事例は検討を加えなかった。
※事例の名称は、極力、原典に即した。
※項目は、左から章、項（い、ろ、は・・・）、段落を示す。
※関係性が希薄な事例は（ ）とし、ほぼ同文の箇所は★を加えた。
※1948年以前/眼：眼に訴へる教育機関（1930）、郷：郷土博物館（1932）、世：世界の博物館（1947）
※1948年以後/博：博物館（1949）、綱：博物館学綱要（1950）、史：博物館史・美術館史（1957）、博物館教育（1953）は未検討

項目	事例（文化財以外に組織や調査等を含む）	1947年以前	1948年以後
第3章	海外における戸外文化財教育的利用の状況　p.3－16.		
3い	天然紀念物		
3い①	天然紀念物保存中央協會（プロシア、1906年、會長コンベンツ教授）	眼	博
3い①	大英博物館分館サウス・ケンシントンの博物學博物館（デイプロス・カーネギー）		博
3い①	ニューヨークのアメリカ博物學博物館（世界最大の隕石アニハイト）	世	綱
3い①	ニューヨーク州立博物館（化石木の自由觀覽）	眼★	博
3い②	ニューヨークの動物園（ビーバー）	眼	
3い②	ニューヨークの植物園（地域を劃し、標柱や説明札）	眼	
3い③	アメリカ博物學博物館昆蟲部學藝員フランク・リュッツ	眼/世	綱★
3い④	ヨセミテ國立公園　公園博物館（1926年）	眼/世	博/綱★/史
3い④	ヨセミテ國立公園　グレーシアポイント（Obserbation station）	世	博/綱★/史
3い④	ヨセミテ國立公園　マリポザ・グローブ（Mariposa Grove）		博/綱★/史

3い⑤	パリセーヅ州間公園内のベア・マウンテン路傍博物館（1927年）	眼/世	博/綱★/史
3い⑥	イエローストーン國立公園　國立公園管理館内のマンモス博物館（1922年、1928年）		博/綱★/史
3い⑥	イエローストーン國立公園　オールド・フエースフル博物館(Old Faithful Museum 1929年)	眼/世	博/綱★/史
3い⑥	イエローストーン國立公園　マヂソン路傍博物館（Madison Trailside Museum 1930年）	眼/世	博/綱★/史
3い⑥	イエローストーン國立公園　ノーリス路傍博物館（Noris Trailside Museum 1930年）	眼	博/綱★/史
3い⑥	イエローストーン國立公園　レーク路傍博物館（Lake Trailside Museum 1931年）		博/綱★/史
3い⑥	イエローストーン國立公園　路傍博物館（Trailside Museum 1931年）	眼	博/綱★/史
3い⑦	グランド・カニオン國立公園　グランド・カニオン觀望所（Grand Canyon Observation Station）	世	博/綱★
3い⑦	グランド・カニオン國立公園　分館ウエイサイド・ミユージアム（Wayside Museum）		博
3い⑧	アメリカ博物館協會・戸外教育委員會（The Committee on Outdoor Educaton）	眼/世	博/綱★/史
3い⑧	1940年の調査（全米の國立公園内には、公園博物館74、路傍博物館29、歴史館38）		博/綱★/史
3ろ	史蹟・古建造物・彫刻p.9－13.		
3ろ①	ニューヨーク市の米國名勝史蹟保存會		
3ろ①	獨國ザクセンの郷土保存會		博
3ろ①	ロンドンの大英博物館（現存地保存）		
3ろ①	エヂプトのカイロ府近くのピラミツド		
3ろ①	ギリシア、アテネのパルテノン神殿		綱
3ろ①	ローマ古政廳フオーラムの廢墟		綱
3ろ①	ドイツ、イエナ市のナポレオン一世関連史蹟		博
3ろ①	ドイツ、イエナ大學の文豪シルレル教室	世	博
3ろ②	ワイマールのゲーテ宅庭園	世	博
3ろ②	ワイマールのシルレル住宅	世	博
3ろ②	ゲーテの最後の住宅（國立ゲーテ博物館）	世	博/綱
3ろ②	英國のカーライル博物館	世	
3ろ②	シエクスピア誕生の家	世	
3ろ②	佛國のクレマンソー博物館		
3ろ②	澳國のモツアルト生ひたちの家モツアルト博物館	世	博
3ろ②	ソヴイエトのレニン博物館	世	(史)
3ろ②	米國のワシントン隠棲の地モントヴエルノン	世	史
3ろ②	ロングフエローの家	世	博/史
3ろ②	リンカーン博物館	世	博/史
3ろ②	フイラデルフイアの獨立閣國立博物館		
3ろ②	佛國のヴエルサイユ美術館内の鏡の間		博
3ろ②	獨國ニユルンベルクの刑事博物館	世	
3ろ②	モスクワの社會經濟史博物館	世	史
3ろ③	國立歴史公園：ニユージヤージー州モーリスタウンの歴史館（ワシントンの本營）		綱★
3ろ③	國立歴史公園：ニユージヤージー州ウエークフイールドの國立歴史記念館（ワシントン生家）	世	博/綱★
3ろ④	ナシ（國立公園の歴史館）		
3ろ⑤	ポンペイの發掘地	世	博/綱★/史
3ろ⑤	カルデアのウル遺蹟		綱★
3ろ⑤	インダス河畔のモヘンジョ・ダローの遺蹟		綱★
3ろ⑥	エヂプトカイロ府の大スフインクス		博/綱★
3ろ⑥	イラクのバビロンの古都にのこる獅子		博/綱★
3ろ⑥	イランのペルセポリス王宮の巨大な有翼牛や獅子の彫刻		博/綱★
3ろ⑥	中國の大同の石佛群		博/綱★
3ろ⑥	中國の龍門の石佛群		博/綱★
3ろ⑥	アフガニスタンのバミヤン渓谷の磨崖像		博/綱★

戦後初期における日本博物館協会の「戸外文化財」構想

3は	考古學的遺蹟p.13－14.		
3は①	スイス、チューリッヒ湖の博物館ランデス・ムゼウム	郷/世	網★/史
3は①	獨國ハルツ山内の小博物館		網★
3に	民俗學資料p.14－16.		
3に①	スウエーデン、スカンセン（民俗學者アーツール・ハルツェリウス博士）	眼/郷/世	博/網/史
3に②	オランダ、アーンヘン市の民俗園	眼/世	博
3に②	デンマーク、アーラス市の昔の町デン・ガムール・ビー（Den Gamle By）	郷	博
3に②	ノルウエー、オスロー市の民俗園		博
第4章	本邦に於ける戸外文化財保存利用の現状p.16－18.		
4①	國寶保存法	郷	網/史
4①	重要美術品に關する法律		網/史
4①	史蹟名勝天然紀念物保存法	眼/郷	網/史
4②	ナシ（歴史遺産種類）		
4③	ナシ		
4④	ナシ（自然遺産種類）		
第5章	戸外文化財の性格とその教育的利用施設p.18－27.		
5①	ナシ		
5い	自由觀覽施設p.18.		
5い①	ナシ		
5ろ	文化史戸外博物館p.19.		
5ろ①	奈良縣平城京址		網
5ろ①	同藤原宮址		網
5ろ①	ポンペイ	前掲	前掲
5ろ②	奈良市の北山十八間戸		
5ろ②	秋田市の義倉		
5ろ②	福山市の義倉		
5ろ②	鎌倉の通稱縁切り東慶寺		
5ろ②	（諸藩の城郭）		（博/網/史）
5ろ②	舊岡山藩々學及び國寶建造物として閑谷黌講堂		
5ろ②	各地の地頭代官の館		
5ろ②	大阪府吉村要治郎氏住宅		
5ろ②	京都市小川平太郎氏住宅		
5ろ②	肥前その他各地の釜址		
5ろ②	韮山の反射炉		
5ろ②	平戸及び出島のオランダ商館址		
5は	考古學園p.19－20.		
5は①	靜岡市南郊登呂の彌生式文化時代聚落遺蹟		網
5は①	群馬縣瀧澤の石器時代遺蹟		
5は①	鹿児島縣指宿橋牟禮川の遺物包含地		
5は①	北海道網走市のモヨロ貝塚		網
5に	日本獨特の美術館p.20.		
5に①	日光の東照宮社殿	（世）	（博/網）
5に①	日光の輪王寺大猷院靈廟		
5に①	奈良の春日大社		
5に①	奈良の東大寺	（世）	（博/網/史）
5に①	奈良の興福寺		
5に①	奈良の藥師寺		（網）

戦後初期における日本博物館協会の「戸外文化財」構想

5に①	奈良の唐招提寺		(綱)
5に①	奈良の法隆寺	(世)	(博/綱/史)
5に①	奈良の當麻寺		(綱)
5に①	京都の廣隆寺		
5に①	京都の大徳寺		
5に①	京都の仁和寺		史
5に①	京都の醍醐寺		博/史
5に①	宇治の平等院		
5ほ	彫塑戸外博物館p.20.		
5ほ①	奈良縣東大寺の大佛		
5ほ①	鎌倉長谷の大佛		
5ほ①	栃木縣の大谷石佛		
5ほ①	奈良の春日山		
5ほ①	奈良の地獄谷の石佛		
5ほ①	大分縣臼杵町の石佛		
5へ	公園及び庭園p.20－23.		
5へ①	東京都の六義園		
5へ①	東京の後楽園		
5へ①	水戸の常盤公園		
5へ①	金澤の兼六園		
5へ①	高松の栗林公園		
5へ①	岡山の後楽園		
5へ①	宇治の平等院庭園		
5へ②	奈良縣の慈光院茶室及び書院		
5へ②	奈良縣の當麻寺中の坊庭園		
5へ②	京都市の鹿苑（金閣）寺		
5へ②	京都市の慈照（銀閣）寺		(史)
5へ②	京都市の本願寺大書院庭園		
5へ②	京都市の玉林院南明庵及び茶室		
5へ②	京都市の聚光院茶室		
5へ②	京都市の妙喜庵書院及び數奇屋		
5へ②	宇治の平等院庭園		
5へ②	鹿兒島縣の知覽町平山氏庭園		
5へ②	加世田町川村氏庭園		
5へ②	福井縣の宅良村伊藤氏		
5へ②	福井縣の栗野村柴田氏庭園		
5へ②	新潟縣の村山蹊嶺氏の貞觀園		
5へ②	金澤氏成巽閣庭園		
5へ③	ナシ		
5へ④	ナシ		
5へ⑤	ナシ		
5と	記念歴史館p.23.		
5と①	伊能忠敬宅		博
5と①	本居宣長宅		博/史
5と①	伊藤仁齋舊宅		博
5と①	荷田東滿舊宅		博
5と①	頼山陽書齋（山紫水明處）		博/綱/史

5と①	松江市の小泉八雲舊宅		博/綱/史
5と①	廣島縣神邊町の廉塾、菅茶山舊宅		
5と①	萩市の松下村塾		博/史
5と①	水澤の高野長英舊宅		博
5と①	下の關の春帆樓		博
5ち	民俗園p.23－24.		
5ち①	北海道のアイヌ部落		
5ち①	四國祖谷の民家		
5ち①	飛騨白川の多家族同棲民家		博
5ち①	（江戸時代の諸施設）		博/綱
5ち②	横濱市の故原富太郎氏經營の三渓園	眼	
5ち②	東京都田園調布の富家禮恩氏經營の懐古館		
5ち②	柳宗悦氏の移築長屋門		(史)
5ち②	長尾欽弥彌氏の飛騨白河村の移築		
5ち②	元箱根の岩崎邸		
5ち②	原宿の團伊能邸		
5り	地學園p.24.		
5り①	岐阜縣の根尾谷斷層		
5り①	長野縣の寝覚め床		
5り①	栃木縣名草村の巨石群		
5り①	福島縣の見禰の大石		
5り①	滋賀縣接觸變質地帯		
5り①	山梨縣の富士熔岩	後掲	後掲
5り①	山梨縣の富士風穴	後掲	後掲
5り①	山梨縣の富士熔岩樹型		
5り①	山梨縣の吉田胎内樹		
5り①	岩手縣の燒走熔岩流		
5り①	根反の大珪化木		
5り①	金澤市の大桑層化石包含地		
5ぬ	自然植物園p.24－25.		
5ぬ①	奈良縣の春日山原始林		
5ぬ①	北海道における藻岩山		
5ぬ①	奥日光の尾瀬		
5ぬ①	長崎縣の池の原みやまきりしま群落		
5ぬ①	宮崎縣の青島熱帯性植物産地		
5ぬ①	高知縣の室戸岬亞熱帯樹木		
5ぬ①	高知縣の海岸植物群落		
5ぬ①	山梨縣躑躅原れんげつつじ		
5ぬ①	山梨縣躑躅原ふじざくら群落		
5ぬ①	精進湖畔の樹海		
5ぬ①	長野縣霧が峰の植物群落		
5る	自然動物園p.25.		
5る①	香川縣の狸島（自然動物園）		
5る①	奈良の春日神社（神鹿の放養）		
5る①	東京都の武藏野市の井の頭自然文化園		(史)
5る①	山口縣萩市越ヶ濱の大谷天然水族館		
5る①	房州の鯛の浦	眼	

戦後初期における日本博物館協会の「戸外文化財」構想

5を	公園博物館p.25－27.		
5を①	ナシ		
5を②	國立公園「富士箱根」：岳麓の河口湖畔に諸分科綜合の中央博物館		博/綱
5を②	國立公園「富士箱根」：富士の風穴		博/綱
5を②	國立公園「富士箱根」：鳴澤の樹型		博/綱
5を②	國立公園「富士箱根」：船津の胎内潜り		博/綱
5を②	國立公園「富士箱根」：岳麓の原始林		博/綱
5を②	國立公園「富士箱根」：富士の山頂		博/綱
5を②	國立公園「富士箱根」：箱根の大湧谷		博/綱
5を②	國立公園「富士箱根」：關所趾	(郷)	博/綱/(史)
5を③	國立公園「日光」：東照宮靈廟の附近に中央公園博物館		博/綱
5を③	國立公園「日光」：華嚴瀧附近に地學園		博/綱
5を③	國立公園「日光」：戰場ヶ原から湯本邊に自然植物園		博/綱
5を④	國立公園「吉野熊野」		博
5を④	國立公園「伊勢志摩」		博
5を④	國立公園「大山」		博
5を④	國立公園「瀬戸内海」		博
5を④	國立公園「中部山岳」		博
5を④	國立公園「阿蘇」		博
5を⑤	輕井澤高原一帶に小博物館		綱★
5を⑤	鬼押出しの休憩所邊に説明板		博/綱★
5を⑤	淺間登山口の沓掛及び小諸に觀察細路		博/綱★
第6章	戸外文化財の教育的利用促進の方策p.27－32.		
6い	本施設促進の目標p.27－28.		
6い①	ナシ		
6ろ	本施設普及完成の方策p.28－29.		
6ろ①	ナシ		
6ろ②	ナシ		
6ろ③	ナシ		
6は	本施設開発の主動機關p.29－30.		
6は①	アメリカ博物館協會	前掲	前掲
6は①	日本：國立博物館	検討外	検討外
6は①	東京科學博物館	検討外	検討外
6は①	小石川の植物園	検討外	検討外
6は①	上野の動物園	検討外	検討外
6は①	戸外文化財委員會	前掲	前掲
6に	本施設法制化の必要p.30.		
6に①	ナシ		
6に②	オハイオ州の歴史協會		
6に②	ニユーヨーク州の無給地方的歴史委員		
6に③	史蹟名勝天然紀念物保存法施行令		
6に④	ナシ		

第５章　博物館法制定過程における「戸外文化財」の扱い

歴史的建造物等に関し、1931（昭和６）年に国連の機関であった国際博物館事務局が一定の見解を投じていたが、[註1] 1949年10月、フランスに本部を置くUNESCOのICOMでは、「（ａ）美術的・歴史的な遺跡や記念物と（ｂ）博物館に関する組織的関心についての共通問題」という議題を設け、①純博物館学的問題として、遺跡に付属すべき博物館、記念物に付属すべき博物館、Open-Air Museum、歴史的記念物の博物館転用、記念美術の博物館、文明史を描出する博物館、博物館都市計画が、②他の関連問題として、調査・記録・保存、遺跡に関する公教育と博物館に展示されていない記念物と個人コレクション、宣伝・観光・経済、専門家養成と専門課程、維持管理が協議されることとなり、世界大戦後に至り、改めて史跡と博物館の問題は国際的に重要な課題となっていた。[註2]

1950年１月頃、棚橋源太郎は、８章90条から成る「博物館動植物園法」を著し、同法の趣旨について、「博物館動植物園運営上の一切の障害を除いて、十全なる機能の発揮に資すると同時に、これが健全な発達を助長し、文化国家としての博物館動植物園全体系の完成を期せんとする」目的を掲げた。[註3] 第二条は博物館の定義であり、「博物館には、一般に博物館と称するもののほか、常設の美術館、社寺の宝物館、歴史または美術的建造物、史蹟、庭園等で、その名称にかかわらず、同種の事業を行うものを含む。（§２－２）」とされた他、[註4]「公開の薬草園及び演習林（§２－４）」なども含められ、『戸外文化財の教育的利用』で示唆していたように「戸外文化財」が博物館の一種として位置付けられている。[註5] さらに、博物館の設置者を定めた第八条では、「社寺、歴史的または美術的建造物、史蹟、庭園等の文化財で教育学芸上価値あるものの所有者または管理者は、保存及び管理上差支えない限り、これを一般に公開し、この法律による博物館動植物園として、教育研究上の利用に供しなければならない。（§８）」とされ、[註6] 博物館動植物園の設備に関する基準を定めた第五十五条では、「この章では、博物館動植物園のうち、第二条第二項乃至第四項に掲げた、一部特殊なものを除き、その経営に必要な設備の一般基準を定める。（§55）」とされた。[註7]

しかしながら、この頃、博物館と同等に扱われることを是としない動植物園が離反し、動植物園と博物館の同一性を訴えねばならない状況下において、棚橋源太郎は日本博物館協会『会報』第９号で、「博物館と動植物園とはなぜ同一法で律するを可とするか」を力説し、以下のように述べている。[註8]

> 博物館には歴史美術及び自然科学の博物館と、これ等を一緒にした綜合博物館とがある。博物館はなおこの外に歴史的由緒があるか、或は美術的に価値のある宮殿・名苑・城郭・偉人の住家等を、適当に保存公開しているもの、或は先史時代の遺跡・埋没古都市・旧政庁の廃墟等で、或は特殊民族の住宅その他の建造物を一所に移築し、民俗園をして公開しているものなどがこれに含まれている。これらの博物館が単なる見世物でなく、実物的教育学芸の重要機関であることには、何人も異論のないところであろう。（中略）
>
> そのため博物館と動植物園とは相接近交錯して殆ど区別し難いものがある。ことに近時戸外博物館や公園博物館の出現の結果、戸外に於けるいろいろな教育施設の発達を促し、

博物館と動植物園とは益々近接の傾向を示しつつある。

1950年10月18日、「博物館懇話会」が発足し、文部省担当官と博物館関係者が合同で法案の内容が協議されることとなった。[註9] 同年11月22日、「博物館関係者」の手に成る「博物館、動物園及び植物園法草案」では、第四条の博物館の定義において「この法律において博物館には、博物館と称するもののほか、美術館（単なる美術に関する展覧会場を除く。）及び社寺の宝物館等を、動物園と称するもののほか、水族館等を、植物園には植物園と称するもののほか、薬草園等を含むものとする。（§4）」とあり、[註10] 国立自然教育園について定めた第十七条では、「国立自然教育園は、動物、植物及びこれらの自然状態を保護保存して、一般公衆の利用に供し、あわせてこれに関連する調査研究及び事業を行う。（§17）国立自然教育園は東京都に置く。（§17－2）国立自然教育園の内部組織は文部省令で定める。（§17－3）」とある。[註11]

その後の「博物館、動物園及び植物園法草案修正案」では、第四条について、三ヶ所の「と称するもの」および「美術に関する」の文言が削られ、「及び社寺の宝物館等」に「社寺宝物館、歴史的または美術的建造物」と改められた上、[註12] 第十七条が削除された。[註13]

これに対して、同月に文部省から出された「博物館法案要綱案」、第3条の定義を、「前条の博物館には、博物館と称するもののほか、美術館（展覧会場を除く。）、社寺の宝物館及び歴史的施設等を含むものとする。（§3）」とし、[註14] 第六条の事業に関しては、「地域内の史跡、名勝、天然記念物及び国宝等の文化財につき、その教育及び学芸上の利用を指導援助すること。（§6－9）」となった。[註15] さらに文部省は、12月11日の「博物館法草案」において「前条の博物館には、博物館と称するもののほか、美術館（展覧会場を除く。）及び社寺の宝物館等を含むものとする。（§3）」として、[註16] 定義「歴史的施設等」を削り、先に示した「第六条の九」の内容もなくなった。[註17]

12月27日、日本博物館協会は「『博物館法草案』（25, 12, 11）に対する修正案」で、第二条について「前項の博物館には、博物館と称するもののほか、美術館（展覧会場を除く。）、社寺の宝物館及び美術的又は歴史的建造物等を含むものとする。（§2－2）」と改め、[註18] 第六条の七について「地域内の、史跡、名勝、天然記念物、考古遺跡、建造物、庭園、彫刻等の文化財につき、その教育及び学芸上の利用を指導、援助すること。（§6－7）」が加えられた。[註19]

翌1951年1月8日、文部省による「博物館法草案（26, 1, 8）」では、第三条が「前条の博物館には、博物館と称するもののほか、美術館（展覧会場を除く。）及び社寺の宝物館及び歴史的施設等を含むものとする。（§3）」となり、「歴史的施設等」の文言が復活し、[註20]「第六条の九」に「地域内の、史跡名勝、天然記念物及び国宝等の文化財につきその教育及び学芸上の利用を指導援助すること。（§6－9）」が戻されている。[註21] さらに、2月9日の文部省による「博物館法案（26, 2, 9）」では、「博物館法草案（26, 1, 8）」において第二条と第三条から成っていた定義に相当する部分が第二条のみに集約されて「社寺の宝物館及び歴史的施設等」の文言が外されており、[註22] 博物館の任務を定めた第三条において「所在地の周辺に当該博物館に関連ある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財（以下「文化財」という。）があるときは、当該文化財の解説書又は目録を作製する等一般公衆の当該文化

財の利用の便を図ること。(§3－8)」とされた。[註23]

4月3日の文部専門員及び文部省による「博物館法案（最終決定案)」は、4章29条からなり、「博物館法案（26,2,9)」の第二条と第三条における文化財関連の内容は、そのまま引き継がれた。[註24]なお、同日の文部専門員及び文部省による「博物館法の提案理由及びその概要について」では、「特に、わが国においては、その国がらから貴重な文化財が豊富にあるにもかかわらず、十分な活用が行われず却って文化財を損耗しつつあったと申しても過言ではないのでありまして、視覚聴覚教育機関としての博物館の整備充実を図ることはまさに緊急の要務であります。」と述べている。[註25]さらに、同日の文部専門員及び文部省による「答弁資料」では、Aに「全般にわたる事項（1～11)」、Bに「逐条にわたる事項（1～29条、附則1～11項)」について解説され、Aの5では、文化財保護との関係が示されており、[註26]Bでは第二条の定義に関する部分が示されているので、[註27]以下に引用する。

A　五、文化財保護との関係

文化財保護法は絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、民俗資料、その他の有形の文化的所産で、わが国にあって歴史上、又は芸術上価値の高いもの及び考古資料等の文化財の保存活用を図ることを目的としているが、本法案と文化財保護法とは極めて密接な関係にあるものでこれら法律の運用にあたっては相協力して各々その目的達成に努めなければならない。

特に文化財の保護活用については、博物館の専門的職員の適切なる指導助言を必要とする場合が多くなることと思われる。なお、本法案第三条第八号には「所在地の周辺に当該博物館に関連のある文化財保護法の適用を受ける文化財があるときは、当該文化財の解説書又は目録を作製する等一般公衆の当該文化財の利用を図る」べきことを明示している。(略)

B　第二条

1　博物館の範囲はどうか

博物館は、その資料の多様性から、画一的にその範囲を規定することはその本質上極めて困難である。即ち一定の資料が建築物の中に収蔵され展示される所謂博物館もあれば、自然景観を利用して、各種の資料を自然的に配列展示する野外博物館もあり、又歴史的、記念的施設を含む場合もある。(略)

従って、この定義の趣旨にそい、この法律に規定する事項に該当する施設であれば、動植物園をはじめ、その他の施設も当然この法律で定める博物館として、取りあつかわれるのであって、形式にとらわれず、実質の面から博物館をとらえるため、この定義の解釈の範囲を、広げてあるのである。

しかし、従来の社会通念としての動植物園その他の施設は、往往単なる営利を目的とした遊園地的、見世物的に運営されているものも少なくないので、これらの施設は、第二章に規定する登録の際は、十分審査されることになるのである。

2　設置の件を限定した理由

（略）なお、宗教法人を設置主体として、規定したのは、在来、社寺に附属する宝物館、陳列館等、その所有する貴重な文化財を展示して公衆の利用に供しており、実質的に博物館として運営がなされているものが大部分なので、実情に基づいて規定したものである。

小結として、まず、法制定にあっては、動植物園との足並みが揃わず、[註28] 棚橋は「戸外博物館」と動植物園の近似性を理由として動植物園の取り込みを図ったが、『戸外文化財の教育的利用』において、有力な動植物園が加盟している点を頼みとし、「戸外文化財」の利用に関する指導を協会に任せるべきと主張していたことを想起するとき、完全に論理が逆転し、説得力に乏しい主張が展開された様子が浮き彫りとなる。

博物館法制定の顛末から、日本博物館協会側は「博物館」の内に「社寺の宝物館、歴史または美術的建造物、史蹟、庭園等」を含め、文部省側も一時「歴史的施設等」を範疇としていたものの、最終的には「博物館」に含められることはなく、事業の一環として博物館周辺の文化財を解説する役割が位置付けられた。以上のような、「戸外文化財」は「博物館」そのものと見做す非施設型博物館が否定され、「博物館」が解説すべき「資料」という現行法の規定のみに落ち着いたという結果は、当初の協会案を鑑みれば妥協の産物に他ならない。また、文部省による「答辯資料」においても、「自然景観を利用して、各種の資料を自然的に配列展示する野外博物館も」あるため、「定義の解釈の範囲を、広げ」たと説明されているように、「博物館」とはみなされなかった「野外博物館」が定義を不明確にした根拠として扱われている。

1970年に伊藤寿朗は、博物館法制定に至るまでの間、国立博物館の措置以外にも、「国立公園等野外博物館を」「厚生省所管とし、同じく博物館行政の圏外に置いたことに対して、文部省内部においても、また現実の博物館界からも猛反対がおこなわれた」と記している。[註29] 現時点では、伊藤の指摘に対する典拠を得ることができなかったが、これが事実であったとすれば、文部省における野外博物館に対する意識の高さが窺われる。しかしながら、結果的には、法制定過程において大きな論争へと発展することなく、野外博物館のような非施設型博物館については曖昧なままに決着をみた。

『眼に訴へる教育機関』において、野外の文化財等が博物館そのものであるのか、博物館事業の延長として野外の文化財等を教育的に利用するのか、という議論は、法的定義の上では、このとき後者に落ち着いた。博物館法制定過程において、「戸外博物館」に対する充分な理念や理論的基盤を導き出すには至らなかったのである。

おわりに

「戸外文化財の教育的利用」の協議や出版は、日本博物館協会の組織だった初の運動であり、国策や博物館法制定を意識したものであり、戦前にはなかった実践的な試案や、促進にあたって目的、方法、機関に言及していることが注目される。また、永続的、かつ地方に連絡を有する常置の主動的機関の必要を説き、博物館法に盛り込む構想や戸外教育委員会の構想を述べており、1949年度の協会年次計画にも「戸外文化財の教育的利用に関する実地指導」が盛り込ま

れることとなった。[註1] 当初の目論見どおり、博物館法「第三条の八」に「文化財」を盛り込み、後の博物館事業への展望を開いたことに対しては、一定の評価を与えてよい。しかし、それにとどまり、「戸外文化財」を「博物館」の内に含めるという非施設的な博物館が盛り込まれなかった点は、妥協の結果といえる。

同協会の実情は、論理的基盤を構築し、このような事業を主導していくだけの実力はなく、総じて、欧米の顕著な事例を範としつつ、博物館法制定をみこし、わが国における既存の保護制度を適用しているため、各所にほころびが生じ、博物館として新たに「文化財」の価値を創出するまでには及んでいない。また、その一因には、国策を運動の基盤とすべく観光熱を博物館振興の一助とせざるを得なかった。建造物の移築、転用などに対する倫理規定は戦前から踏襲したものであったが、郷土博物館と密接な関わりをしていた時代と比較し、地域の文化を地域で保存していく姿勢は姿を消し、中央、国立性が顕著となり、ここで、農民の参画から成る郷土博物館とは完全に切り離されて論じられることとなった。

棚橋の著作においても、戦前に「戸外博物館」として章立てられていたものが、戦後の著書においては消失し、代わりに観光博物館などが出現しており、戦前から戦後にかけて、「戸外博物館」が博物館体系中の主体性を減じていった。以上のような矛盾点や理論的後退が見られ、最終的に同協会の論考において「戸外博物館」論が完成することはなかった。「博物館懇話会」で法制定にも携わった木場一夫は、文化財保護とは別に「保全（Conservation)」という考え方を輸入していたが、[註2] 同法ではあくまで「文化財保護法の適用を受ける文化財」に限定され、それ以上の広がりをもたなかった。

以上が博物館法「第三条の八」が形成された背景の議論であり、その後の充分な議論には発展せず、目下、法的裏づけの不明確さを内包しつつ、学芸員が養成されようとしている。

註

はじめに

註1　これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議（2009/2）『学芸員養成の充実方策について「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」第2次報告書（報告)』生涯学習政策局社会教育課、p.5.

註2　同上、別紙p.3.

註3　わが国では、非施設的な博物館に対する意識が低調であるという。広瀬鎮（1992/3）『博物館社会教育論』学文社、pp.33－36.

註4　http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S26/S26HO285.html（最終ログイン：2009年12月）

註5　高度経済成長以降に顕著な動向として、歴史的・自然的遺産の保護運動を支えるためには、地域住民の参画が不可欠となり、学術的、文化財的価値、あるいは観光化による経済的価値とは別に、地域住民にとっての価値観が運動を支える要件となった。このような視点に基づく研究として、福田珠己（1996/9）「赤瓦は何を語るか―沖縄県八重山諸島竹富島における町並み保存運動」『地理学評論. Ser. A』第69巻第9号、日本地理学会、pp. 727－743.などがある。

註6　近代日本教育制度史料編纂会（1957/6）『近代日本教育制度史料』第18巻、大日本雄弁会講談

社、pp.488－489.

註7　文部省（1946/11）『新教育指針　第二分冊—第一部前篇　新日本建設の根本問題—（第四章より第六章まで)』文部省　寺崎昌男・編（2000/11）『戦後教育改革構想. 1期 2』日本図書センター・複製を使用した。

註8　伊藤寿朗（1975/8）「博物館法の成立とその時代—博物館法成立過程の研究—」『博物館学雑誌』第1巻第1号、全日本博物館学、pp.26－40.

註9　伊藤寿朗（1978/5）「第二章　日本博物館発達史」『博物館概論』学苑社、pp.147－148.

註10　伊藤寿朗（1997/4）『市民のなかの博物館』吉川弘文館、pp.181－184.

第1章　戦前期における「戸外博物館」論

註1　棚橋源太郎（1930/11）『眼に訴へる教育機関』、寶文館、p.156.　※伊藤寿朗・監修（1990/11）『博物館基本文献集』第1巻、大空社を参照した。

註2　同上、pp.156－161.

註3　Coleman, L. V. 1927. *Manual for Small Museums.* G.P. Putnam's Sons. pp.136－139. また、当該箇所の訳出は、「記者」の著者名で『博物館研究』に掲載されている。記者（1929/2）「戸外展觀物」『博物館研究』第2巻第2號、日本博物館協會、pp.5－6.

註4　前掲、棚橋源太郎（1930/11)、p.162.

註5　同上、pp.163－164.　棚橋は、「Nature Trails」の訳語として「路傍博物館」を当てているが、このような認識は、Bear Mountainを実見した森金次郎にも共通する。森金次郎（1930/8）「歐米博物館の視察談」『自然科學と博物館』第8號、東京博物館、p.13.

註6　同上、棚橋源太郎（1930/11)、p.164.

註7　同上、pp.164－165.

註8　新井重三（1989/3）「野外博物館総論」『博物館学雑誌』第14巻第1・2合併号、全日本博物館学会、p.26.

註9　棚橋源太郎（1932/9）『郷土博物館』刀江書院、pp.28－29.　※伊藤寿朗・監修（1990/11）『博物館基本文献集』第2巻、大空社を参照した。

註10　棚橋源太郎（1931/4）「瑞典の郷土博物館に就て」『教育研究』第370號、初等教育研究會、pp.139－146.

註11　黒板勝美（1912/5）「史蹟遺物保存に關する意見書」『史學雑誌』第23編第5號、史學會、pp.84－127.

註12　前掲、棚橋源太郎（1931/4)、p.143.

註13　田中琢（1974/2）「遺跡の保護（4）」『考古学研究』第20巻第3号、考古学研究会、pp.85－86.

註14　Klein, E. 1931. Rural Museums in Sweden. *The Museums Journal. Vol.30. No.7.* pp.261－262.

註15　ただし、『郷土博物館』でもスウェーデンの博物館を論じるにあたり、E.クラインの論考を踏襲しているが、ここでは論旨に即した内容となっている。前掲、棚橋源太郎（1932/9)、p.88. なお『博物館研究』には、「記者」名で大要の訳出が掲載されている。記者（1931/3）「瑞典の郷土博物館」『博物館研究』第4巻第3號、日本博物館協會、pp.1－5.

註16　前掲、棚橋源太郎（1932/９）、pp.28－29.

註17　同上、pp.164－188.　同書のp.16.では、H. レーネルの論文として「郷土博物館の任務目標及び制度（Das Heimartmuseum, Sseine Aufgabe und Ziele, Formen und Organisation)」を挙げている。

註18　同上、p.170.

註19　（社）日本博物館協曾（1942/４）『郷土博物館建設に関する調査』、pp.8－9.

註20　犬塚康博（1995/３）「藤山一雄と棚橋源太郎―小型博物館論から見た日本人博物館理論の検討―」『名古屋市博物館研究紀要』第18巻、名古屋市博物館、p.23.

第２章　戦後の文化財保護とその周辺

註１　史蹟名勝天然紀念物保存協會（1947/12）「史蹟名勝天然記念物戦災一覧」『花の木』第20巻第１號（復刊第１號)、文部省社會教育局文化課、pp.20－21.　なお、本誌は同協会の機関誌『史蹟名勝天然紀念物』の改題であり、巻号は継続されている。

註２　鏑木外岐雄（1947/12）「史蹟名勝天然記念物の在り方」『花の木』第20巻第１號（復刊第１號)、文部省社會教育局文化課・史蹟名勝天然紀念物保存協會、pp.1－3.

註３　伊藤寿朗（1991/７）「第二〇巻『文化観覧施設一覧』解説」『博物館基本文献集』（別巻）大空社、pp.263, 265.

註４　同上、pp.264, 266.

註５　運輸省観光課（1948）『昭和二十一、二十二年度　観光事業年報』、pp.4－5.

註６　同上、p.10.

註７　間島大治郎（1947/３）『観光事業の知識』湖山社、pp.148－153.およびp.192.

註８　東京国立博物館（1973/３）『東京国立博物館百年史』、pp.588－590.

註９　同上、p.594.

註10　同上、p.592.

註11　同上、p.630.

註12　同上、p.631.

註13　同上、p.632.

註14　国立国会図書館国会会議録検索システムを参照した。http://kokkai.ndl.go.jp/（最終ログイン：2009年６月）

註15　同上

註16　前掲、東京国立博物館（1973/３)、p.632.

註17　同上、p.632.

註18　文化財協会・編（1952/３）『学習指導における文化財の手引』日本教育新聞社、pp.246－258. 237－277.

註19　日本社会教育学会社会教育法制研究会（1972/２）『社会教育法制研究資料ＸⅣ』、p.96.

註20　同上、p.99.

第3章　日本博物館協会と「戸外博物館」関連の動向

註1　棚橋源太郎・他（1962/4）『棚橋先生の生涯と博物館』六人社、pp.94－97.

註2　（社）日本博物館協会（1945）『再建日本の博物館対策』、緒言

註3　同上、pp.7－10.　なお、地方博物館の建設方針は、（社）日本博物館協会（1947/4）『地方博物館建設の指針』としてまとめられている。

註4　同上、pp.10－14.

註5　文部省調査局（1948/2）「博物館事業振興に関する資料について」『文部時報』第846号、p.25.
この答申を提出した1947年11月の日本博物館協会本会通常総会において、棚橋は「館園以外に、戸外文化財が教育的利用をまっている。これも考慮に含めるがよいと思う。」と発言し、第7項に対する影響を及ぼしたものと考えられる。

註6　（社）日本博物館協會（1947/10）『観光外客と博物館並びに同種施設の整備充実』、pp.13－19.

第4章　日本博物館協会による「戸外文化財」論

註1　（社）日本博物館協會（1947/8/20）「博物館活動領域の擴大」『博物館研究』（復興）第1巻第4號、pp.1－2.

註2　棚橋源太郎（1948/3/31）「國立公園の戸外教育施設」『博物館研究』（復興）第2巻第1號、（社）日本博物館協會、pp.1－3.

註3　棚橋源太郎（1948/7/1）「中央人類學博物館の構想」『博物館研究』（復興）第2巻第2號（社）日本博物館協會、pp.1－7.

註4　（社）日本博物館協会（1948/11/1）「觀光と文化觀覽施設」『博物館研究』（復興）第2巻第3號、p.1.

註5　同上、pp.2－3.

註6　American Association of Museums. 1931. Outdoor Education. *The Museum News. Vol.9. No.3.* p.5. および American Association of Museums. 1932. National Parks Make Progress in Museum Program. *The Museum News. Vol.9. No.14.* pp.1, 5.

註7　American Association of Museums. 1940. Nat'l Park and Monuement Areas Have 114 Museums 29 Other Exibit. *The Museum News. Vol.18. No. 10.* pp.5－6. および、Lewis, R. H. 1941. A Survey of National Park Service Museum. *The Museum News. Vol.19. No.7.* pp.10－12.　後者では、この調査結果に基づき、Park Museum、Headquarter Museum、Branch or Focal Point Museum、Observation Station の用語を定義している。また、棚橋は『博物館史・美術館史』において、このルイス（Lewis）による記事を参考文献として掲げている。棚橋源太郎（1957/6）『博物館史・美術館史』長谷川書房、p.105.

註8　棚橋源太郎（1950/10）『博物館学綱要』理想社、pp.245－246. ※伊藤寿朗・監修（1990/11）『博物館基本文献集』第13巻、大空社を参照した。

註9　棚橋源太郎（1950/4）『博物館』三省堂出版、pp.127－128.　※伊藤寿朗・監修（1990/11）『博物館基本文献集』第17巻、大空社を参照した。

註10　棚橋源太郎（1949/7）「郷土博物館の將來」『教育と社会』第4巻第7号、社會教育聯合會、

p.42.

註11　伊藤寿朗（1991/7）「第二〇巻『文化観覧施設一覧』解説」『博物館基本文献集　別巻』大空社、pp.262－264. ただし、1950年5月の地方税法改正で観光・娯楽的施設、および博物館等の教育的施設に対して入場税を課す案が第5回特別国会に提出され、伊藤はこれを契機として「観光・娯楽的施設と博物館とを区別する制度的裏付けが必要となり」、博物館法法制化の外的要因の一つとなったものと考えている。前掲、伊藤寿朗（1975/8）、p.33　博物館協会が展開した観光志向の側面と、観光施設との線引きという側面については、改めて結論を下したい。

註12　1920年代後半の『*The Museum News*』には、Park Museum や国立公園に関する記事が乏しい。

註13　例えば、1938年には Park Museum 計画における3つの問題点として、規模、立地、経費についての研究が成され、規模の内、特に小型博物館の妥当性については、E. S. ロビンソン（E. S. Robinson）による来館者調査の結果に基づいている。Disher, K. B., Lewis, R. H., Stevens, A. B. 1938. Three Basic Qestions in Park Museum Planning. *The Museum News. Vol. 16. No.4.* pp. 11－12. その後、国立公園局によっても、Yale 大学 Peabody 博物館において来館者調査が成された。Kearns, W. E. 1940. Studies of Visitors Behavior at Peabody Museum. *The Museum News. Vol. 17. No.14.* pp.5－8.

註14　1950（昭和25）年3月25日、および1951年2月22日（衆議院宛）、3月9日（参議院宛）の博物館法制定を巡る陳情書では、社会教育機関としての重要性の他に、学校教育上の必要と観光資源としての重要性を掲げ、後者に関して国際観光が国策となっている現状と博物館による観光外客への文化の紹介を掲げている。前掲、（社）日本博物館協會（1965/3）、p.150, 166. また、棚橋の著書において「観光地博物館」の語が初出するのもこの時期である。前掲、棚橋源太郎（1950/4）、pp.201－202. および前掲、棚橋源太郎（1950/10）、p.71. また、伊藤寿朗は、運輸省による「博物館振興政策は、その後具体化されず実を結ばずに終わった」と評している。伊藤寿朗（1991/7）「第二十一巻『観光資源要覧第四編陳列施設』解説」『博物館基本文献集　別巻』大空社、pp.282－285.

第5章　博物館法制定過程における「戸外文化財」の扱い

註1　Rivière, G. H. 1949.10.18. Meeting of Experts on Sites and Monuments of Art and History, Problems of Common Interest to Organizations Concerned with (a) Sites and Monuments of Art and History, (b) Museums. UNESCO.

註2　1931年10月21日から10日間開催された会議では、Ⅰ. 保護に関する様々な法令、Ⅱ. 記念物の復原、Ⅲ. 経年と大気の影響による損害、Ⅳ. 記念物の周辺環境（植生の役割等）、Ⅴ. 記念物の活用、Ⅵ. 研究と実行に関する国際博物館事務局が果たすべき役割、が最終声明として提出された。American Association of Museums. 1931. World Conference on Monuments to Meet at Athens. *The Museum News. Vol.9. No.4.* pp.1, 3., American Association of Museums. 1931. World Conference on Monuments Set for October 21－31. *The Museum News. Vol.9. No.6.* pp.1, 3. なお、1951年7月の ICOM 憲章、第2章（定義）は、「博物館とは芸術、歴史、美術、科学、および技術関係の収集品、ならびに植物園、動物園、水族館など文化的価値ある資料、

標本類を、各種の方法で保存し、研究し、その価値を高揚し、なかんずく公衆の慰楽と教育に資するために公開することを目的として、公共のために経営されるあらゆる恒常的施設をいう（以下略）」であり、1962年には、「大衆に公開されている歴史的記念物、および寺社の宝物などその一部または付属物件、史跡、遺跡および自然景観地域、自然保護区」などが加わった。鶴田総一郎（1975/10）「博物館定義の変遷」『博物館研究』第10巻第５号、（社）日本博物館協会、pp.2－5.

註３　前掲、日本社会教育学会社会教育法制研究会（1972/２）、p.10.

註４　同上、p.12.

註５　同上、p.12.

註６　同上、p.13.

註７　同上、p.17.

註８　棚橋源太郎（1950/５）「博物館と動植物園とはなぜ同一法で律するを可とするか」『會報』第９號、（社）日本博物館協會、pp.1－3.

註９　前掲、伊藤寿朗（1975/８）、p.34.　なお、伊藤は「博物館関係者」として「棚橋、古賀、徳川、木場、小倉等」を挙げている。

註10　前掲、日本社会教育学会社会教育法制研究会（1972/２）、p.21.

註11　同上、p.23.

註12　同上、p.25.

註13　同上、p.26.

註14　同上、p.28.

註15　同上、p.28.

註16　同上、p.31.

註17　同上、p.32.

註18　同上、p.37.

註19　同上、p.37.

註20　同上、p.40.

註21　同上、p.40.

註22　同上、pp.44－45.

註23　同上、p.45.

註24　同上、p.51.

註25　同上、p.57.

註26　同上、pp.63－64.

註27　同上、pp.67－69.

註28　川崎繁（2008/12）「講演録 博物館法制定時の事情」『博物館学雑誌』第34巻第１号、全日本博物館学会、pp.87－94.

註29　伊藤寿朗（1970/３）「社会と博物館―近代博物館の本質と当面する問題によせて―」『博物館研究会　会報』第16号、法政大学博物館研究会、p.14.

おわりに

註1　年次計画の実地指導の項目には、これ以外にも、「観光地観覧施設の設備充実に関する実地指導」、「地方博物館の建設充実に関する実地指導」が盛り込まれている。（社）日本博物館協會（1949/4）「本年度事業計畫及び豫算」『會報』第1號、p.2.

註2　木場一夫は、「保全」（conservation）の考え方を知ったのが戦後であると述べている。木場一夫（1968/12）「私の自然学習」『熊本県中学校理科教育研究会々誌』第6号、熊本県中学校理科教育研究会、p.6

（國學院大學大学院博士課程後期）

衛生展覧会に関する一考察

A study of Health exhibition

大貫　涼子
ONUKI Ryoko

はじめに

衛生展覧会は、明治時代からはじまり現在に至る、衛生思想普及を目的に展開された通俗教育である。また一方で、人体模型や病症模型の使用と結びついて、不気味な雰囲気漂う見世物としての印象を拭い去ることのできない世界でもあるといえる。しかし我が国で行われた衛生展覧会の実態やその内容について全くと言ってよい程不明であるのが現状であるところから、本稿では衛生展覧会の展開を時代ごとに詳しく捉え直し、衛生展覧会の実態やその展示内容を考えるものである。

まず、第1章では、海外で行われた万国衛生博覧会と国内で開催された衛生展覧会の開催状況の把握と、展覧会の主催団体を紹介して展覧会の概要把握に努める。そして、第2章から衛生展覧会の内容を具体的に分析して、衛生展覧会がどのような催しであったのかを明示する。第2章では明治時代の衛生参考品展覧会を分析する。明治時代は衛生参考品展覧会が主流であり、当該時代の衛生展覧会を理解するにあたっては、この衛生参考品展覧会を分析していく必要があると考えられるので、本稿ではその中でも特に我が国で最初に行われた明治20年（1887）の衛生参考品展覧会に着眼し、具体的な内容を論及する。第3章では衛生参考品展覧会だけでなく、様々な内容の衛生展覧会が開催されるようになった大正時代の衛生展覧会の分析へと視点を移動する。今回まとまった史料を手に入れることができた大正2年（1913）に横浜市で開催された衛生展覧会を例に取り、その展覧会の展示内容を分析する。第4章では明治20年の衛生参考品展覧会と大正2年の衛生展覧会の比較を行い、明治と大正で展覧会の内容の違いを考えるとともに、展覧会開催の背景にも視座し衛生展覧会の内容が変化する意味を考察していくこととするものである。

研究史

田中聡は、衛生展覧会を病の具現化の場であり、「健康」を啓蒙するための方法であったと論じている。そして展覧会の内容を分析することは、近代に必要とされた「健康」を知ることのできる材料であると考えている。(1) また、荒俣宏は人体標本や蝋人形の製作方法とその活用に注目し、標本や人形を使用した海外の衛生博物館や日本の衛生博覧会の見世物的な性格を紹介している。(2) さらに、小野芳郎は衛生展覧会が衛生のシステム化に果たした役割を指摘し、衛生展覧会は細菌の実態と病症の恐ろしさを模型でみせる、病の視覚化に役立ったと結論づけている。(3) 以上の数少ない先行研究は衛生展覧会がどのような性格を持っているものか、大意

を掴むことはできるが、最終的に衛生展覧会はそこからみられる「衛生」の姿を考えるための材料でしかないか、または見世物として人を呼び込む装置であるとしか思い浮かべることはできないのである。展覧会として、展示方法や展示効果を展覧会ごとに一つ一つ分析していく研究は行われていないのが実状であると看取される。

1　衛生展覧会の開催状況

万国衛生博覧会と衛生展覧会

衛生展覧会には「万国衛生博覧会」と「衛生展覧会」の二者がある。万国衛生博覧会は海外で開催された、国際的な博覧会である。日本の参加が確認できる万国衛生博覧会は、明治17年（1884）のロンドン万国衛生博覧会と明治44年（1911）のドレスデンの万国衛生博覧会である。明治17年のロンドン万国衛生博覧会は「衛生上の改進ならびに初歩及び専門の教育につき思想交換」[(4)]が目的とされている。万国衛生博覧会への我が国の参加目的は、日本の衛生の現状や歴史、日本の気候や風土を世界に紹介するためのものであった。

一方、日本国内では「衛生参考品展覧会」、「衛生展覧会」の名称で展覧会が開かれている。日本で行われた衛生展覧会は様々な目的や内容を以って行われてきた。明治時代は衛生参考品展覧会の開催が主であるが、大正時代になると展覧会の開催数も増え、大日本私立衛生会の衛生参考品展覧会だけでなく、児童衛生展覧会や口腔衛生展覧会など様々な分野に焦点をあてた衛生展覧会も行われるようになった。詳細は次表[(5)]の如くである。

表1　衛生展覧会年表

（2010年大貫作成）

年　号	西暦	開催地・主催	名　　称
明治20年	1887	築地西本願寺　大日本私立衛生会	衛生参考品展覧会
明治25年	1892	宮城	衛生参考品展覧会
明治26年	1893	名古屋	衛生参考品展覧会
明治27年	1894	京都	衛生参考品展覧会
		横浜	衛生参考品展覧会
大正２年	1913	横浜　衛生組合	衛生展覧会
大正８年	1919	芝区の小学校　芝区衛生会	伝染病伝播を示せる衛生展覧会
大正10年	1920	島津科学普及館	児童衛生展覧会（東北・関西に巡回開催）
大正12年	1923	島津科学普及館	衛生展覧会
		麹町区　歯科医専学友会	口腔衛生展覧会
大正13年	1924	東京博物館	衛生工業展覧会
		東京衛生試験所	衛生工具展覧会
昭和２年	1927	赤十字参考館	冬の衛生展覧会
			乳幼児保健展覧会
昭和３年	1928	東京　衛生試験所	冬の衛生展覧会
昭和12年	1937	赤十字博物館	公衆衛生展覧会

衛生展覧会の主催者

衛生展覧会の主催者は多岐に亘り、例えば大日本私立衛生会・衛生組合・警察部衛生課・赤十字博物館等が主な主催団体である。この他にも歯科医専学友会などの医学学会や科学普及館、新聞社など実に様々な団体が衛生展覧会を開催している点が一つの特徴である。大日本私立衛生会は、明治初期のコレラ流行を契機として長与専斎らが中心となり、公衆衛生事業の推進には政府が中心となって、民間機関が側面的に援助する官民協力を図ることが必要であるとの観点から、明治16年（1883）５月設立され事業を行った組織である。(6) 日本で最初の衛生展覧会と観られる明治20年に開催された衛生参考品展覧会は、大日本私立衛生会が第５回目の月例会を開いた際に催された展覧会であった。その後各地で開かれた衛生参考品展覧会や、大正８年（1919）３月の芝区の衛生展覧会なども大日本私立衛生会が開催している。コレラ流行に対処して各地で発生していた団体である衛生組合も、大正２年に開催された横浜市衛生展覧会を主催している。また、警察部衛生課もさまざまな衛生関連のイベントを開催した。地方衛生のもっとも重要なものは防疫事務であり、これは警察取締的性格が強かったため、衛生事務は警察の所管であった。(7) この繋がりから警察の衛生課で、衛生展覧会や伝染病予防の衛生宣伝などが行われている。そして、常設の衛生博物館として設立されたのが赤十字博物館である。赤十字博物館は、日本赤十字社構内に大正15年に設立された衛生参考館が濫觴で、昭和３年（1928）に赤十字博物館と改称され、昭和38年まで開館、活動としては年に２回程度の特別展覧会や、学校、病院、民間団体に対して資料の貸し出しを行っていたようである。(8)

2　明治期の衛生展覧会―明治20年衛生参考品展覧会を例に―

明治20年衛生参考品展覧会概要

明治20年（1887）５月28日に大日本私立衛生会が第５回の総会を開いた際に、当日の28日から30日の３日間衛生参考品展覧会(9)が開催された。この明治20年の衛生参考品展覧会が、日本で最初に開催された衛生参考品展覧会である。(10) 大日本私立衛生会の総会に伴う衛生参考品展覧会はこれ以降各地で開催され、多くの衛生関係展示を行ったと同時に、その後の衛生展覧会の基本を形作った催しであった。当該衛生参考品展覧会の開催の目的は、衛生上適切な衣食住の諸物や伝染病の原因となる病原菌の顕微鏡標本、衛生学の試験器械などを収集して公開することにより、衛生思想の改良と進歩を促すことである。さらに、実際に衛生関係の品を見ることは効果的であるとする、視覚の学習効果が期待された展示であった。しかし、明治20年の衛生参考品展覧会はあくまで総会に伴う催しであったため、会員のみを対象にした小規模な展覧会であり、開催期間も極めて短期間であったところから社会啓蒙には至らなかった。前項で衛生展覧会は、衛生思想普及のための通俗教育の場であると記述したが、衛生参考品展覧会の実際の来館者は官人、警察関係者、実業家、市・私立学校教員と生徒に限られていたようで、視覚による学習を行う人物は限定されていたようである。

明治20年衛生参考品展覧会の展示内容

コレラ流行がおさまった明治20年に、伝染病が流行した後に行う防疫対策では流行病を防ぐ

ことはできないとの反省から、真に禍災の本源をつくために、上下水道の整備や食品衛生の整備が求められた。[11] かかる衛生行政を背景として、明治20年の衛生参考品展覧会を見ていくと、まず展示の中心となっているのは食品衛生への関心が窺える飲食物の成分分析である。食物は人体をつくる材料であり重要なものであるとの認識から、成分分析が丁寧に行われたのであった。(表２・３)

表２　食物成分分析 [12]

食物模型と各食物の化学成分（実物）10品目	日用食物分析比較表10品目
日本食膳栄養成分比較表	飲食物主成分比較標本（４成分比較）
標準食料（人体に必要な栄養を摂取できる理想献立６例）	飲食物贋造品原材

表２は食物成分分析関係の展示をまとめたものであるが、食物成分分析の主な展示は、肉、魚、穀類、野菜、果物、海藻、はもちろん、味噌や酒などの醸造品においても、その食物中に水、たんぱく質、脂肪、デンプンといった成分がどれほどの量含まれているのかを表したものが陳列されている。成分表で示す場合と、食物に含まれている化学成分を標本資料にして実物で並べている場合がある。

また、食品関係の展示には表３のような牛乳や飲料水の成分分析や試験機器もあり、この展示からは明治16年に成立した衛生試験所の機能[13]である、飲料水や牛乳などの検査の影響がみられる。

表３　牛乳・飲料水試験

東京府下牛乳成分分析表	牛乳一升中の諸成分彩色表
飲料水試験器械一式	牛乳試験器
東京府下飲料水成分比較標本	飲料水中黴菌定量試験器械一式

次に展示の中心となっているものは、生活環境の整備に向けての研究材料になると考えられる、都市衛生、建築衛生資料である。上下水道設備や廃棄物処理方法などが不完全な状態では、流行病の発生を抑えることはできないとの危機感から、上下水道の衛生工事は特に注目される件であったと考えられる。(表４・５)

表４　厠・水道関係資料

厠圏標本　日本式・西洋式	掘抜井戸の標本
ムール式運搬土雪隠	ドイツミュンヘン府水道絵図
運搬水雪隠（ダルトン社製）	英国ロンドン府下水線路図
磁製水道管13種	マギール式安全下水管接続標本

表４からは衛生的な水道・下水道の敷設の整備に向けて、海外の水路図や水道管が参考として陳列されている様子や、厠・雪隠の実物資料を観察している様子がわかる。この他に換気装置や煉瓦、ペンキ、暖炉図といった建築に関する衛生品の展示も行われている。さらに、表５では都市整備と並んで、医療の整備と学校設備についての関心を読み取ることができる。

表５　病院写真・学校図案

米国新約克府ベルビュー病院撮影		米国製下等小学校用卓子椅子	米国波士頓府公立小学校図
内部撮影９枚	同上卒業証書	仏国パリ府選定小学校用連続卓子椅子	模範教場内部裁断図
付属看護婦練習学校規則書		スウェーデン製学校暖炉模型	山田寅吉氏図案学校図

海外の病院の内部写真や卒業証明書、看護婦練習学校規則などの展示からは、海外の病院を視察し、国内の病院制度について研究している状況が窺え、学校の図案や小学校用の備品の紹

介からも、学校設備の充実を求めている状況が見て取れる。

表6　防疫関係資料

不健康顔料を用いて皮膚病を発したる手袋・靴下	靴	病菌図画7種
サニタス液薫蒸器（サニタス液付）	自働消毒器	炭疽熱黴菌
婦人洋服コルセットに由て生ずる後天不具	種痘包摂器	コレラ菌
ヲースチン会社有孔消毒器	消毒薬24種	青色膿汁黴菌

そして、明治20年の衛生参考品展覧会には、「衛生」と聞いてまず思い浮かぶであろう、病の直接の原因である病原体や病そのものの説明、さらにその症状と障害へと及ぶ展示はほとんどない。この衛生参考品展覧会の防疫関係資料は、表6にある消毒器や消毒薬、種痘器具、病原菌数種とわずかであった。（表6）

前記の衛生参考品の展示方法は、実物の試験器械や消毒器、椅子や図案が置かれているだけであり、展示を理解しやすく構成するより、物を見せることに重点が置かれているようである。唯一靴の展示で、足に合わない靴を履き続けた時に障害が起こる部分を、石膏を用いた足の模型で明示しているのが説明的な展示であるといえるが、その他は実物をそのまま置いただけの方法がほとんどであった。その代わりに展示室の見学は自由に展示室内を見て回るというものではなく、一人の解説員の後について説明を受ける方法であったようである。[14] 所謂解説者の配置により情報伝達量を高めたことが理解できよう。

その後、各地で行われた衛生参考品展覧会も同様の形式をとっており、明治27年（1894）に京都で行われた衛生参考品展覧会の内容も、飲食物分析に関係する資料、上下水道整備、暖炉・換気装置など実物資料が多くの割合を占める展示であった。[15]

3　大正期の衛生展覧会―大正2年横浜市衛生組合主催衛生展覧会を例に―

横浜市衛生展覧会の概要

大正時代になると大日本私立衛生会主催の衛生参考品展覧会だけではなく、様々な主催団体によって行われる衛生展覧会が多数開催されるようになった。

横浜市衛生展覧会[16]は大正2年（1913）の10月1日から開催された、規模の大きな展覧会であった。当初の予定では10月31日までの開催予定であったが入場者が多かったため、開催期間は11月15日まで延期された。開館時間も延期され、それまでは毎日午前8時から午後5時までであったが、11月1日以降は夜間10時まで開館した。総入場者数は319,215人、一日の平均は6,939人である。当時富国の増進のため国民の健全なる精神と肉体をつくることは最重要課題であり、その国民を健全なる身体へと導く方法と考えられていた、衛生思想の発達と衛生施設の完成は現下の急務となっていたのである。そこで横浜市は、民衆の衛生思想の発展を図るため衛生展覧会を開催している。衛生思想の進歩は衛生参考品展覧会と同様の目的であるが、民衆の衛生思想発展のために衛生展覧会を開催の目的としているところに、参考品展覧会との違いが指摘できるのである。この横浜市の衛生展覧会は専門家や官人だけではなく、一般市民を対象にしたものであったことが窺い知れる。

また衛生展覧会では有志の出品も多く、横浜市衛生展覧会においても一般からの出品物を募集しているので、出品規定を知ることができるのが興味深い。展覧会に出品する者は、出品目

録に形状や大きさなどの情報を記入して、衛生展覧会事務所に申し出ることになっていた。出品物の会場までの運送費、陳列台の用意、台の装飾は自費で行い、出品物に付けられる解説は展覧会開催者側で行われている点が特徴的であった。

横浜市衛生展覧会の展示内容

展示室は、第1号館と第2号館にあり、1号館は生育、保健、防疫、歯科、治病といった分野ごとに展示がわけられている。2号館には薬品や衛生参考品を展示している。すべての展示品には簡単な説明が付けられていて、さらに医師会員、薬剤師会員と看護婦10名が展示室内に待機し、説明にあたっている点が特徴的である。自由に展示室をまわり、質問がある場合は解説員に声をかけるという見学方法であったと看取される。

表7　生育部資料 (17)

模型	表	標本
妊娠模型	出産調査表	胎芽及胎児発育順序標本
妊娠2～10ヶ月胎児模型	私生児及死産調査表	胎児の頭、胸、腹、上肢、下肢等に分裂せる標本
双子妊娠模型	各国出生比較調査	
初生児膿漏眼模型	日本小児体重比較	

第一の生育部（表7）は、妊娠・出産の展示コーナーで、表7のように胎児の発育順序模型や胎児の子宮内の模型を配置して、妊娠時の胎児の様子を説明している。この展覧会では模型を使用しているが、実際に胎児の液浸標本を見せることもある。出生率比較や私生児、死産調査も行われていた。

第二の保健部（表8）は人口や年齢構成、四季の天気の変化や風向きなどの横浜市の環境を紹介する展示であるとともに、不完全な設備の厠から汚水が井戸に流れ込む様子や、河川においても上流の汚物が下流に流れていくことを示した模型などをつくり、水道設備が完全でないと危険であることを強調し、水道敷設の必要性を呼びかける展示意図となっていたことが表8から窺える。明治20年の衛生参考品展覧会の水道設備紹介の表（表4）と比べると、下水の状態を説明するような模型や、健康人の臓器と病気の臓器が比較できる資料、食料と消化を解説した表など説明的な展示が増えている。

表8　保健部資料

模型			
完全便所模型	不完全便所模型	井戸構造模型	健康人心臓実物模型
流水に汚物混入し危険なることを示せる模型	不完全便所にして汚水地中に滲入せる状態を示せる模型	健康人の肝臓模型	脂肪変性心臓模型
		大酒人の変性初期肝臓模型	白粉中毒模型
		大酒人の変性末期肝臓模型	白髪染中毒模型
表			
本県現在人口調査	横浜の気象要素	上水道普及と死亡率	食糧調理法と消化の関係
実物			
寄生虫(肝蛭)36点	牛の腎臓結石	牛の胃腑中における異物	犢の二頭一体の奇形児

展覧会全体としては衛生の教育に力を入れようとしている印象が強いが、子牛の二頭一体の奇形児実物標本や、牛の結石のように、衛生と関係があるのか一瞬迷ってしまうようなものが

並べられるところは、見世物的な印象がぬぐえない。

次に第三の防疫部（表9）であるが、この横浜市の衛生展覧会では、防疫と後に出てくる治病が独立した分野に数えられていることから病に対する関心の高さが窺える。この防疫部の展示はコレラ、赤痢、腸チフス、ジフテリア、痘瘡、ペスト、結核、インフルエンザ、寄生虫、トラホーム、癩などの病気の予防が中心であった。

表9　防疫部資料

模型			
コレラ患者の腸模型	蝿＝糞便（病毒）＝飲食物	血清製造の模型	玩具、書籍、手拭、布片など病毒に汚染されたる状態を示せるもの
赤痢患者の腸模型	地底水＝汚水＝井模型	種痘模型	
腸チフス患者の腸模型	蝿発生順序模型	天然痘模型	
結節癩模型	肺結核模型	消化器解剖模型	
標本			
結核菌培養標本	コレラ患者の腸壁実物標本	赤痢患者腸壁実物標本	培養基及細菌の発育せる実物標本
ジフテリア血清実物標本	腸チフス患者腸壁実物標本	痘苗実物標本	
表・図			
コレラ病伝播の経路	トラホーム感染経路	コレラ病調査	トラホーム患者調査
天然痘死体図	トラホーム疾患図	痘瘡患者及死亡者	ジフテリア調査
実物			
予防液と血清	種痘器械一式	勝手用具予防器	ホルマリン消毒装置

表9から、コレラ患者の腸模型など病状を示すための模型と標本を多数使用していることや、食器や便所に細菌が付いている様子を再現して感染経路図を説明している様子がわかる。さらに、蝿が糞便に集り病原菌をまき散らす様を見せ、病原菌を運んでくる原因である蝿と、蝿がいる不潔な環境がいかに悪いかを強調し、その病原菌がもたらす病気を患部の実物標本や写真といった目に見える形で示すことで、危機感を感じさせ予防に努めさせようとする展示もあったことが窺える。培養させた細菌を顕微鏡で実際にみることができる参加型展示も組み込まれていた。また、危機感を煽るだけではなく、消毒品の実物と使用法の説明を展示して消毒の必要性を説いており、血清の製造順序なども示されている。

第四の歯科部は人間の歯について説明をするため、牛や犬の頭骨と人間の頭骨を比較したり、さまざまな材料を使った義歯の紹介や、矯正装置と矯正前後の歯並びの違いを比較した陳列が中心になっていた。

そして、第五の治病部（表10）は花柳病の展示が中心で、性病に関しては恐怖を引き出すため、症状を示す模型が多く、それとともに洗浄器の説明もある。表10の煙管を持てる人形は下疳患者を模した人形で、患者から煙管、酒盃、茶碗、箸などに細菌が付き、それらの道具を通じて病気が感染する様子が現されている。

表10　治病部資料

梅毒初期模型	悪性梅毒模型	煙管を持てる人形
娼婦有毒者比較	島田式洗浄器	普通洗浄器

最後に衛生参考品の陳列であるが、衛生参考品には明治44年のドレスデン万国衛生博覧会に

出品された、温泉療養地の紹介の富士山の模型が展示されており、万国衛生博覧会の出品物を国内でも展示する機会が設けられていることがわかる。これらの参考品群を通り部屋を一周し入り口兼出口に向かうと、横浜市衛生展覧会の展示は終了である。

4　参考品展覧会から教育の場に

衛生参考品展覧会と横浜市衛生展覧会の違い

明治の衛生参考品展覧会と大正の衛生展覧会を比べてみると、その目的や展示の内容、展示方法が変化していることが理解できる。明治20年の衛生参考品展覧会では、主に食品衛生、都市・家庭環境衛生関連の資料が多くの割合を占めており、病原菌標本や病症模型は数点のみの出品であった。一方、横浜市の衛生展覧会には直接病と結びつくような資料が多く展示され、さらに模型や標本を使用し、その模型自体も汚水が川に流れ込む様子を表したり、病原菌が患者から周囲に移る様を再現したりと説明的な展示も多く、ただ実物を置くだけよりもわかりやすく説明されるようになっている。そして、横浜市の衛生展覧会と衛生参考品展覧会の大きな違いは、展覧会の対象者であったと考えられる。横浜市の衛生展覧会は、民衆教育を目的に掲げていたのに対し、衛生参考品展覧会は対象とされている観覧者が一般の人たちではなく、官人や警察関係者に割合が傾いており、どちらかといえば衛生行政を施行する側の人間であったので、病がどのような症状を引き起こし、どんな弊害がでるのかといった展示を行うより、衛生行政を進めていくうえで有用な物品をみせることが重要であったのであろう。

以上のことから、明治時代半ばまでは衛生参考品展覧会は、実物資料の展示により衛生思想の改善と普及を図ることができる衛生展覧会の教育効果は認められてはいたが、会員のための展覧会という印象が強く、民衆の教育の場として確立していなかったものと推定されるのである。

衛生思想普及の方法としての衛生展覧会

民衆の衛生教育の場として一番重要な場所と捉えられていたのは学校であったようで、衛生思想普及のためには、衛生専門の高等学校の設置や、小中学校には衛生科を教科として増やすことが提唱されていた。『大日本私立衛生会雑誌第173号』[18]には下記の如く明示されている。

> 一面には衛生専門の高等学校を興し又所々に細菌学其他の研究所を置き一面には大中小学校に適当の衛生科を加へて大に一般国民の衛生思想を養成せんことと希望するものなり

それが明治40年ごろに、衛生展覧会を民衆の教育の場として活用することが主張されるようになったようであり、衛生思想の普及の方法として衛生講話を開催し、新聞雑誌を利用し、あるいは幻燈や掛図、標本といった実物説示を行うべきという意見や、

> 如何なる方法を以て衛生思想を普及せしむべきか、口と筆によるのほか、又眼に見得らるるやうに務むべし、何をか口筆と云ふか、云ふ迄もなく、或は講話、或は新聞雑誌、或は幻燈掛図標本の如き可成実物説示の方法を以てすべし[19]

市民の衛生思想啓発のためには、市に衛生展覧会を設置すべきという意見とともに、結核予防事業の一環として結核展覧会の設置を望む意見も見られるようになる。

大都市には、進んで市民の為めに、図書館を設置するのを美挙と同時に、市には市民の衛生思想を啓発すべき衛生展覧会の設置を希望していました。今結核予防事業の一つとして、是非結核展覧会の設置を望みます。(20)

以上の如く、衛生思想普及のために、衛生の事物を形にしてみせる展覧会の機能が求められるにともない、衛生参考品展覧会のような実物だけを展示する方法から、大正時代のような病症模型、標本、実物資料の並ぶ、衛生展覧会へと変化していったと考えられる。さらに、衛生展覧会を一過性の教育機能で終わりにするのではなく、常設の博物館を設立すべきとの考えから設立の必要性が説かれた衛生博物館が、赤十字博物館として日本赤十字社の構内に設立されることになったのである。

常設の衛生博物館

日本赤十字博物館は、日本赤十字社の設立50周年を記念するため参考館の建設が計画されたことがきっかけで、大正11年（1922）に建築に着手、大正14年の年末に竣工を告げた。大正15年に棚橋源太郎を赤十字参考館の館長として迎え、衛生思想啓発を目的とする参考品や、日本赤十字社の歴史と事業を周知せしめるための資料の収集、陳列をはじめている。館内には展示室の他に、講堂、書庫、図書閲覧室、集会室、作業室などがあった。展示室は一階と二階にわかれていて、二階展示室には日本赤十字社の創立関係資料が、一階に赤十字の救護事業に関する衛生参考品が陳列されている。衛生博物館の展示はともすれば、見物人に不快な印象を与えてしまうので、展示台の構造や背景の選択には気をつかっていたようである。そして同館の展示の特徴は、見物人の注意を喚起し興味を持たせるため、模型を多く使用していることである。標本や模型だけで示しがたいものは絵画や写真を付け、できるだけ通俗化して見物人にわかりやすくしてあった。様々な場面のジオラマが再現されていたり、展示内のハンドルを動かしたり、照明や動力スイッチを押して見物人自らが使用実験できる工夫も考えられていた。この赤十字衛生博物館は、少数の学者・専門家の学術研究のために設けられたのではなく、一般の民衆や学校生徒などの人々を普く教育することを目的に設立されたのである。(21)

おわりに

本稿では衛生展覧会が実際にどのように開催されていたのかを考えるため、衛生展覧会における展示内容の分析を試みた。その方法として、明治20年の衛生参考品展覧会と大正２年の横浜市衛生展覧会の二つの展覧会を例に挙げ、まずはそれぞれの展覧会の内容を分析し、その後に展示内容を比較したところ、明治の衛生参考品展覧会と大正の衛生展覧会の違いを読み取ることができた。明治20年の衛生参考品展覧会が官人や専門家を対象にしていたのに対し、大正２年に行われた横浜市の衛生展覧会が一般の人々を対象にするようになっていること、それに伴い実物資料を陳列するだけの展示から、再現模型や標本を多用する展示になっていることがわかった。そして、このような展覧会の目的の変化と展示内容の違いは、明治期後半に展覧会による実物教育が求められたことがきっかけとなっているのではないかと考察した。

今回は衛生展覧会の資料が揃っておらず、明治20年の衛生参考品展覧会と、大正２年の横浜

市衛生展覧会の比較しか行えなかったが、今後は時代ごとに衛生展覧会の姿を調べ、その展覧会が行われた背景を考察し、衛生展覧会の本来的な意義を考えていきたい。

註

（1） 田中聡　1990『衛生展覧会の欲望』青弓社
（2） 荒俣宏　1997『衛生博覧会を求めて』ぶんか社
（3） 小野芳郎　1997『〈清潔〉の近代』講談社　pp136－179
（4） 山本光雄　1970『日本博覧会史』思想社　p254
（5） 『読売新聞』、大日本私立衛生会　1887～1894『衛生参考品展覧会案内記』、東京衛生試験所　1926『東京衛生試験所報告』等を参考に作成。表にある展覧会以外にも多くの展覧会が開催されているが、現在確認できている展覧会を掲載した。
（6） 財団法人日本公衆衛生協会HP　http://www.jpha.or.jp/jpha/home.html
（7） 厚生省医務局　1976『医制百年史』ぎょうせい
（8） 棚橋源太郎　1931「衛生博物館の設備」科学知識普及会『科学知識　第11巻第11号』pp1338－1341
（9） 大日本私立衛生会　1887『明治二十年五月大日本私立衛生会第五総会衛生参考品展覧会案内記』
(10) 横浜衛生会　1894『衛生参考品展覧会案内記』
(11) 厚生省医務局　1976『医制百年史』ぎょうせい　pp36－39
(12) 表２～６は大日本私立衛生会『衛生参考品展覧会案内記』をもとに作成。
(13) 山本俊一　1981『日本食品衛生史』中央法規出版
(14) 大日本私立衛生会　1894『大日本私立衛生会雑誌　第132号』p470
(15) 大日本私立衛生会　1894『大日本私立衛生会雑誌　第132号』pp469－474
(16) 横浜市衛生組合主催衛生展覧会　1914『横浜市衛生組合主催衛生展覧会報告』
(17) 表７～表10は横浜市衛生組合主催衛生展覧会『横浜市衛生組合主催衛生展覧会報告』をもとに作成。
(18) 大日本私立衛生会　1897『大日本私立衛生会雑誌　第173号』p22
(19) 石原喜久太郎　1908『新編家庭衛生』博文館　p10
(20) 遠山椿吉　1916『強肺健胃法』広文堂書店　p165
(21) 前掲註８と同じ

（國學院大學大学院博士課程前期）

博物館における展示評価についての一考察

—展示の教育性は展示評価によりどのように実証されてきたか—

A study of display valuation in museum — How did confirmed display educationality from the view of display evaluation ? —

小島　有紀子
KOJIMA Yukiko

はじめに

博物館における展示は「博物館の最大機能」(1) であり、来館者が博物館に来る最大の目的でもある。来館者が博物館に来るということはほぼ全ての場合において、展示を見に来るということに等しいのである。「展示機能を持たない博物館はない」(2) と言われるように、展示は博物館の中核機能なのであり、展示室や展示資料こそが来館者と博物館が直接的に関わる場所なのである。

博物館は博物館法第１条にあるように「(略)社会教育法の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もって国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする」のであり、博物館展示は第２条に「(略)資料を収集し、保管し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、研究調査、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、(略)」とあるように、教育的配慮が求められているのである。この教育的配慮に関しては先学者により、様々な論述が展開されており、1904年の前田不二三の「學の展覧會か物の展覧會か」から現在に至るまで、展示そのものがまず教育であるという点を指摘した論文や著書が数多く発表されている。しかしながら、現在にいたるまで発表されているということは、実際の博物館展示において教育性を感じられない展示が行われているという現状が指摘できるのである。

博物館の存在意義、教育に関しては展示のみに留まる訳ではないが、展示の教育性について考察する上での内容のため、本論は展示に立脚して論述を展開していくものである。

博物館の展示・展示資料における教育は、資料が内蔵する学術情報が一部でも伝わることでもあり、博物館に来た来館客に何かを感じ取ってもらうことでもある。その教育方法と手段は「展示」と「教育普及活動」の二通りがあげられる。本論では、展示は展示者側が意図を有した「展示」がされている資料、解説シート、キャプション等のハードそのものとし、教育普及活動は人による展示解説、講座、講演会・バックヤードツアなどの、資料と来館客をつなぐソフトによる教育とする。

昨今、国立博物館の独立行政法人化に伴い、博物館評価と言われるような「評価」について聞かれるようになってきたが、「展示」についての評価という観点から、展示における教育が

どのように実証・研究されてきたかを考えて行きたい。

1．展示に関わる評価

1－1　展示の評価段階

博物館展示を評価する際には評価段階があり、資料そのものの収集段階から展示後の評価まで何段階にもわたり評価が行われる。

①資料自体の評価

まず始めに行われる評価が、資料自体の価値についての評価である。収集の前段階での評価であるが、ここで資料そのものの価値があるかどうかについて研究・評価が行われる。

②資料収集段階での評価

次いで、当該博物館において必要な資料かどうかの検討が行われる。この段階では、当該博物館のテーマに見合った資料であるか、収蔵スペース・保存環境が整っているか、購入資料であれば予算は合致するか、寄贈であれば所有者との条件が合うかなど、経営面にも絡んだ検討が行われる。

③収集後の資料の研究・評価

以上の2段階を踏まえた上で、現在までの保存状態や必要に応じた修復、更に詳しい資料の研究が行われる。「博物館の展示では、学術的に見て間違いは許されない。調査、研究に裏打ちされた理論が厳存しなければならない」[(3)] といわれるように、この3段階目での資料の学術調査が最も重要な点と考えられる。

④展示構想段階での研究・評価

資料の学術研究を踏まえた上での展示に対する構想はあるかという点が4段階目での対象となってくる。「展示（Exhibition）は単に「もの」があればできるのではなく、「意図＝構想」があって、はじめて「もの」が生かされるのである」[(4)] と佐々木朝登により述べられているが、資料の学術的研究を踏まえた上で、当該資料のどの情報を伝えたいのか、そのためにはどのような展示テーマを持って資料を展示するのかという構想がなければ「展示」ではなく「陳列」となってしまうのである。

⑤実際の展示段階での研究・評価

実際に資料を展示する場合には、資料に対する研究内容の発表ができるか、保存環境は整っているか、構想と資料に見合った手法であるかという点を確認しながら行っていく必要がある。

しかしながら「博物館展示論・展示技法、中でも技法は多岐に亙り、更に専門的なことも相俟って展示業者主導で博物館展示は展開されてきたのが現状である」[(5)] と青木豊が指摘しているように、現状では展示業者により展示室が作られている博物館も数多く存在する。その問題点として、展示技法というハードに頼りすぎた結果、さながら展示技法を展示する展示室と受け取れる博物館も存在し、資料そのものが持つ価値が伝わりづらい現状が指摘できる。

⑥展示後の研究・評価

保存状態の評価・情報伝達が出来ているか（適正な手法が採られているかの評価）が展示における最後の評価となる。博物館展示においては、この6段階目が最も重要な点であり、「展

示には必ず展示する者と展示を見る者の二者が必要であって、いずれか一方を欠いても展示は成立しないのである」[6]と言われているように、博物館が博物館であるためには、二者が資料を通じて併存する状況を展示によって創り出していかなければならないのである。なおかつ、展示を通して常に新しい驚きと発見を来館者に感じてもらえることが博物館における展示であり、それこそが展示における教育なのである。

1－2　評価プロセス

一般的な評価のプロセスは「事実の収集→分析・研究→評価→改善アクション」[7]であり、このサイクルを常に踏んでいくことが物事の向上につながる。最大のポイントは、評価をしなければ問題点、もしくは新しい問題点を発見することができず、改善には及ばないとうことである。博物館展示においては「展示あって展示学なし」[8]と言われるように、学には対象と方法がなければならない。この場合の展示における対象は学術資料であり、方法は展示手法である。この点を図式化すると以下のようになる。

資料に対する研究→ 展示された学術資料（対象と方法） ←来館客

博物館展示の基本理念は「資料を媒体とした情報の伝達手段」[9]であり「展示の目的は個々の資料が内蔵する学術情報を研究することにより導き出し、その成果を伝え教育することにあり、それはまた同時に学芸員の研究成果を世に問う場でもならなければならない」[10]のであれば、博物館の展示として常にあり続けるためには、資料の研究のみに留まらず、情報伝達の部分についても調査が必要なのである。資料に対する研究と来館者が併存し博物館としての機能を果たすためには、両者の調査が同じ重みを持っていなければならないのである。つまり、1－1であげた評価段階の③、④、⑤、⑥についてそれぞれに「事実の収集→分析・研究→評価→改善アクション」のプロセスがとり続けられていることが求められるのである。

展示に対する評価者、評価方法については以下の方法が挙げられる。

・博物館設置母体による評価
・博物館運営者による評価
・博物館内部関係者による展示評価
・学問の体系化などを行う関係第三者による展示評価
・来館客調査（行動調査）による展示評価
・来館客調査（聴き取り調査）による展示評価

実際に博物館評価に関連して論文として発表されているものを分類すると、以下のとおりである。[11]（　）内は発表本数。

・博物館評価（67）
・展示批評・評価（79・内シリーズ5本）
・来館者研究（45）
・来館者調査（32）※改善項目が指摘されていないもの

・展示における教育、教育性の評価（５）※改善項目が指摘されているもの

本論で述べるべき目的は展示の教育性であったが、実際に評価という項目からこれらの論文を抽出していくと、展示における教育、教育性の評価についてはたった５本のみに留まるのである。「学術研究の上では望ましい展示手法が採られていても、実際の情報伝達という観点に立脚するとそれが望ましい展示手法であるのかどうかという点について研究が必要」[12] と言われているように、１－１で挙げた⑥の博物館として最も重要な項目が、いかに行われていないかがうかがえるのである。

２．展示評価と来館者調査

２－１　来館者調査と来館者研究

まず区別しておきたい定義が「来館者調査」と「来館者研究」である。「来館者調査」とは、アンケート形式で記入式の用紙・聞き取り調査・行動調査などが方法としてとられており目的としては主に、展示・教育普及など経営に関わる全ての部分で、評価手段の一つとして活用できる。「来館者研究」は来館者そのものが研究対象であるため、改善のための手段である来館者調査とは異なる。しかしながら、来館者研究によって問題点が見えることもあり、相互作用は十分にある。ただし、来館者研究45本の論文の内、そのデータが来館者調査の目的へと移行していった論文や、来館者研究のデータが改善につながった論文は現在の段階では目にしていない。

２－２　展示評価の手段としての来館者調査

実際に展示評価・改善の手段としての来館者調査として最初に挙げられるものに朝比奈貞一が1932年に発表した「博物館に於ける実物実象教育効果測定の一方法」[13] がある。

これは国立科学博物館にて３種類の資料の陳列順番が変わることにより、来館客の資料に対する理解度がどのように変化し、結果どの順番で展示するのが良いのかを実測により研究した内容である。測定対象人数については記述なく、改善が必要であるともあるが、実際に展示に改善につなげたかどうかは記述がない。しかしながら、教育効果の測定として来館者調査が有効な手段であると述べられており、現代においても来館客調査（行動調査）による展示評価や来館客調査（聴き取り調査）による展示評価によって、実測調査段階でコミュニケーションがとられ、改善に対する効果があることが十分にうかがえるのである。

ここでひとつ問題点を挙げると、一方通行の記入式のアンケートが全ての項目において、評価から改善につながりうるのかという点が考えられる。項目に関しては、来館日時・性別・年齢・職業・来館頻度・来館理由・広告媒体・展示内容について・ご意見ご感想などが一般的に使用されているが、意見感想以外の項目はチェックを入れる形式が採られているのを目にすることが多い。このチェック形式のアンケートの問題点は以下の問題に絞られる。

・項目数が適当であるか
・聞き取り側が望む項目のみになっていないか
・直接的表現で表していないにも関わらず解答が得られるのか
・常設展と特別展の項目の差

・特別展における項目の目的（広告媒体・物品販売促進・マーケティング・リピート率・客層把握・来館理由・展示改善など）が博物館以外の主催者が望む項目に絞られていないか。

この形式のアンケート結果は博物館のホームページで閲覧できることが多いが、この結果の数字によって改善されるのは企業体質としてとらえた利益と数字である。

2－3　実際の展示評価の手段としての来館者評価の一例

ここで実際に展示評価を目的として筆者が調査した来館者調査を一例として挙げたい。

2008年8月2日と3日の2日間、群馬県立自然史博物館にご協力を頂き、床下展示の展示技法の評価を行った。以下が調査項目と、本論に必要な結果のデータである。

○展　示　資　料：発掘現場再現とトリケラトプスの化石の実物資料（構造展示）
○展示の意図：通常見ることのできない発掘現場を見ていただくこと
○方　　法：行動目視調査と聴き取り式アンケート
○行動調査項目：展示に対する注意の喚起はあるか、資料へ興味が向いているか、観覧姿勢の負担はあるか、ガラスの上は歩けるか
○聴き取り調査項目：上記項目に加え、資料に対する理解はあるか

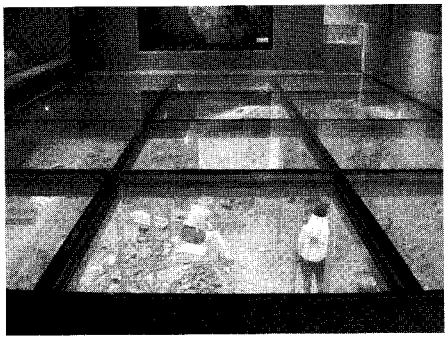

写真1　群馬県立自然史博物館　ボーンベッド

○理解度分類基準：
・詳しく分かる：発掘現場と化石の2ワードが理解できている方
・分かる：発掘現場と化石の2ワードのうちどちらか一つが理解できている方
・知りたいと思う：見たいが見る事が出来ない方、もっと詳しく知りたいという方
・分からない：上記2ワードどちらもない方、もしくは聞き取りが出来なかった方
・興味なし：展示技法にのみ興味を示している方

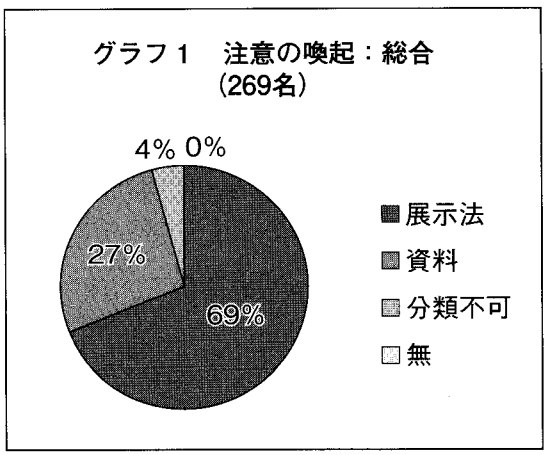

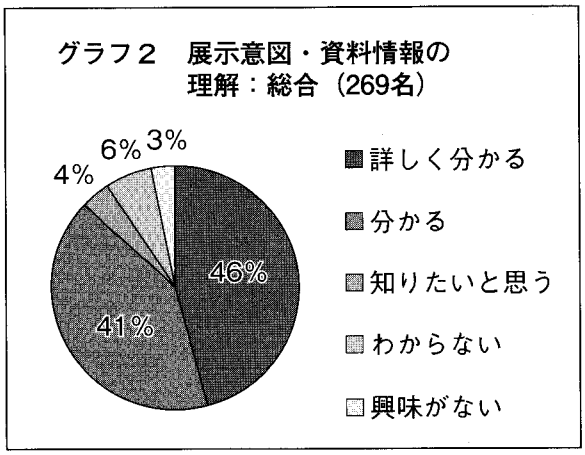

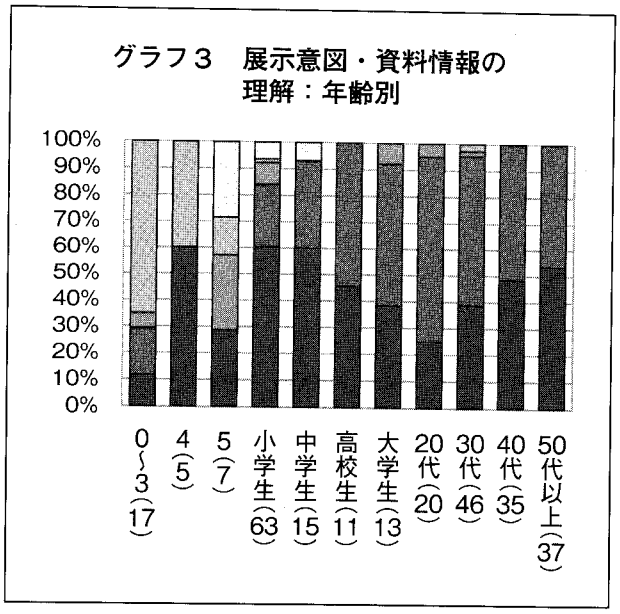

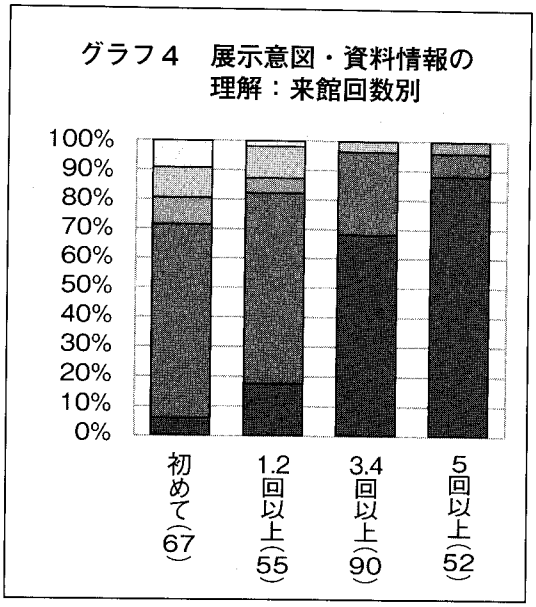

○グラフ数値からの分析：

・注意の喚起が100%である

・総合で87%のお客様が資料情報を理解しているとの回答。

・年齢と来館回数が増えるにつれ、理解度が上がっていく

・年齢で理解力が上がることは当然であるかもしれないが、来館回数が増えるにつれ「詳しく分かる」の項目が格段と上がっている。この数字は来館するたびに、新しい驚きと発見があるということの証明のひとつになる。

・来館回数が増えると「分らない・興味がない」の項目が０%となる。資料への興味が確実に増していると判断でき、これも驚きと発見がある要素と言える。

○数値から考えられる展示の教育性：

・展示自体の面積がかなり広くとられており、ガラス一枚の面積も大きく作られているため、十分臨場感が感じられる。

・実物資料そのものは距離が遠く見ることは難しいが、レプリカの骨格標本が横に展示されているため、資料自体の情報は十分にカバー出来ている。

・展示室内に解説員が常駐しており、定期解説以外でも適時解説を実施してくれるため、疑問に思った事の回答が聞ける環境である。

・解説内容は、お客様の年齢や関心の度合いに合わせて対応できるように教育されており、専門性がある質問等の場合はすぐに学芸員に連絡を取り回答してくれる体制も整っている。

・祝祭日はボランティアスタッフが常駐しており、入館者数が増えた場合の解説の対応をしている。

・展示室内の再入館は可能で、その日一日は何回でも入場できるようになっている。

・資料を見る際の姿勢負担が殆んど無い

以上が分析結果であるが、今回一例として挙げたこの展示は青木豊が分類した展示基準[14]の配列法では象徴展示である。群馬県立自然史博物館において象徴展示の一つであるボーンベッドの理解度が高いのは、展示が「展示」として機能しており、更に付随して教育普及活動も行っているため理解度の向上につながったのである。そしてこの調査は結果として「博物館展示は教育性がある」と言える要素のひとつとなった。

実際に来館者調査を行って、展示についての理解度の評価を行う場合は一方通行の記入式アンケートではなく、直接来館者の声を聞く評価法の導入が望ましいと考える。

3．博物館評価

来館者が博物館に来るということはほぼ全ての場合において展示を見に来るということに等しく、展示室や展示資料こそが来館者と博物館が直接的に関わる場所なのである。展示が博物館の最大機能であるということは、昨今聞かれる博物館評価にも展示に関する項目が不可欠であると考えられるため、博物館評価の項目としての展示評価にも触れておきたい。

博物館評価に関する文献は「社会における博物館の評価」という観点では1981年ごろに発表され、「博物館の評価」は1999年ごろから、「博物館評価」は2000年より数多く見ることが出来る。この背景には社会的・経済的状況の変化が挙げられる。

この社会的・経済的状況の変化とは、2001年度から実施されている国の財政難に端を発した国立博物館・美術館の独立行政法人化[15]に伴う市場化テスト導入の動き、2003年から開始された地方自治法改正による指定管理者制度[16]の導入と公益法人制度改革関連３法[17]の成立が主な変化である。

ここでは１－２で挙げた博物館運営者による評価について見て行きたい。

2008年に日本博物館協会によって『博物館の評価基準に関する調査研究』が行われ発表された。日本博物館協会による博物館評価基準の展示・教育普及活動の調査項目を以下に抜粋する。

（展示）

博物館は館の方針に基づき、蓄積した資料や情報を最良の状態で計画的に展示し、それを見聞き、体験する人々に知的な刺激や楽しみを与え、それを分かち合う。さらに博物館は、様々な工夫を行うことで多くの人々の展示に対する理解を深め、人々の新たな価値の創造を助け、社会に貢献する。

・展示方針・計画：展示の方針を策定して展示を計画的に行っている
・特別展・企画展の実施：特別展・企画展を企画し、展示の戦略的な展開を図っている
・展示の更新：定期的に展示を更新して、新たな情報発信に努めている
・満足度：満足度の高い展示が出来るように、観覧者の満足度を把握している
・観覧者数：観覧者数に目標を設け目標の達成を図っている
・展示解説書：リーフレット・展示図録・ガイドブックなどを作成・配布し、展示内容の理解促進に努めている
・人による案内・解説：館の専門スタッフ（学芸員など）やボランティアスタッフが、目的に

応じ、案内・解説を行い、観覧者と交流する中で展示内容の理解促進を図っている
・解説機器：音声ガイドなどの解説補助用の機器を効果的に活用して展示内容の理解促進を図っている
・外国語対応：利用頻度の高い外国語で、案内表示を行ったり、解説パネルを作成したり、ガイドツアーを行ったりして、外国人観覧者の展示内容の理解を促進している
・特別展・企画展の理解促進：出品目録や展示案内などの作成、講演会などの実施により、特別展・企画展の内容理解の促進を図っている
・参加体験：参加体験型の展示手法を導入することにより、展示内容の理解促進を図っている
・展示品の管理：展示品を看視し、定期的に点検することにより、盗難、汚損などの被害を防いでいる
・展示環境の管理：展示室内の温湿度や光などを管理することで、展示品の劣化を防いでいる
・展示機器の維持管理：展示機器を定期的に点検し、故障があった場合、迅速・適切に対応できる体制がとれている
・活動の記録：展示の計画から実施までの過程や結果を記録・保管し、参照できるようにしている

（教育普及）

博物館は、方針を策定し、さまざまな方法で計画的に教育普及活動を行うことを通して、人々の自発的な学習を支援する。また、人々に知的な刺激や楽しみを与え、それを分かち合う。さらに学校教育と連携して児童・生徒・学生の学習を支援するとともに、博物館専門職の養成に貢献する。

・教育普及活動の方針・計画：教育普及活動の方針を策定して、活動を計画的に実施している
・満足度：満足度の高い事業を展開するために、参加者の満足度を把握している
・活動への参加者数：参加者数に目標を設け、目標の達成を図っている
・問い合わせ対応：利用者からの質問・相談に対応できる体制が整っている
・利用支援：博物館のよりよい利用方法や博物館の役割を伝える機会を設けている
・図書・情報の利用：来館者が利用可能な図書情報コーナーを設け、学習の支援を図っている
・施設利用：市民が調査研究会合などで、館の施設・設備・機材を利用できるようにしている
・出張・移動活動：館外に出て展示や講座、出前授業などを実施することで、人々の学習意欲を喚起している
・学校連携：学校としての連携に関して、館としての方針を持ち、実施計画を策定して連携の推進にあたっている
・学校利用：学校の利用件数に目標を設定することで、学校利用の促進を図っている
・学校利用の効果の促進：館として体制を整えたり、学校に対する啓発に努めたり、教員と協動したりすることで、より効果的な博物館の教育利用を図っている
・実習・インターンの受け入れ：博物館実習の学生やインターンを受け入れることで、博物館専門職の養成・学生の教育指導に貢献している

・活動の記録：教育普及活動について計画から実施までの過程や結果を記録している

この博物館評価に関わるアンケートでは、1500館に用紙を郵送、850館からの有効回答を得ている。このことから少なくとも850館はアンケート項目に関する解答をしており、1－2の評価プロセスの「事実の収集」を行っているはずである。このことより内部関係者による博物館評価は、文献数よりもはるかに多く行われていることが推測できる。しかしながら、事実の収集から分析・評価というプロセスを踏みながらも、その内部評価から問題点を発見し改善するプロセスが研究として行われていないのが現状であるといわざるを得ないのである。更に、約半数である650館からの回答がなかったという点に関しては、事実の収集か分析を行う時間がない、もしくは評価は必要ないと判断したかのどちらかである。

この日本博物館協会『博物館の評価基準に関する調査研究』からは展示と教育普及のみを抜粋したが、問題点の一つ目として視点が経営・運営に偏りすぎているという点が挙げられる。博物館は博物館法や施行規則においても事業計画書及び予算の歳出の見積に関する書類の提出は求められており、補助金交付の条件もあるが「利益を上げることを目的とする」内容の条文は一切ない。ここが企業評価とは異なる点であり、企業が評価すべきは指針のあるモノと数字であるのに対し、博物館が評価すべきは大前提として来館客数よりも資料情報の伝達（＝教育）なのである。

この根本的な部分が先に挙げた社会的・経済的状況の変化によって見失われているのである。この変化によって、来館者サービスといったような論文まで数多く目にするようになったが、サービスを見直せば来館者が増えるわけではなく、あくまでも「展示」によって来館者は左右されるのである。それは各館の特別展と常設展の入館者数の統計を追えば一目瞭然である。公共施設としての最低限度の来館者サービスはあって然るべきだが、いくらサービスが良くても展示が伴わない場合には2度目の来館はない。逆に、展示が来館客に訴えるものであれば、サービスがなくとも人は2度、3度と足を運ぶのである。

二つ目の問題点として展示の評価項目の内容であるが、「博物館は館の方針に基づき、蓄積した資料や情報を最良の状態で計画的に展示し、それを見聞き、体験する人々に知的な刺激や楽しみを与え、それを分かち合う。さらに博物館は、様々な工夫を行うことで多くの人々の展示に対する理解を深め、人々の新たな価値の創造を助け、社会に貢献する。」というテーマで評価項目を立てているにも関わらず、最良の状態かどうかを定期的に調査しているといったような項目がないのである。更に満足度の把握とあるが、満足度＝理解ではないという点をはき違えているとも考えられるのである。非常に一方通行的な調査であり、見る者が存在しての博物館であるという点について、来館客が置き去りにされている感が否めない調査であった。

平均的に評価は行わなければならないが、評価基準は各館の設置目的や方針によってそれぞれの評価項目を作成すべきであり、同じ基準での評価は出来ないのである。このような同じ基準での評価では数字のみが独り歩きしてしまう可能性が指摘できる。本当の意味での博物館評価が行われていないのが、今の日本の博物館の実際であり現状なのである。

4．まとめと今後の課題

本論は「博物館における展示評価についての一考察―展示の教育性は展示評価によりどのように実証されてきたか―」を題目としたが、実際に評価という項目から先行研究を抽出していくと、展示における教育、教育性の評価と改善がいかに行われていないかという点がうかがえた。このことより考えると、博物館側（展示をする者）の一方通行であり、来館者（展示を見る者）との資料を通じたコミュニケーションがとられていないと言わざるを得ないのである。

博物館評価に関しては上記で述べたように社会的・経済的背景に端を発した状況があるが、そのような中で行われ始めたという点に関しては、利用者への視点が評価として組み込まれたということが大きな前進であったといえる。しかしながら、逆に考えると博物館の存在自体が逼迫した状況になって初めて利用者への視点が注目されたというのが、博物館のおかれている現在の状況を作り出したともいえるであろう。おそらくこれから評価制度が導入され、数多くの文献や分析結果が出てくると考えられるが、このままの方法では評価そのものが利用者からかけ離れてしまう、博物館の機能からかけ離れてしまう危険性が指摘できる。

対処としては数値などで成果が見えやすいものだけを評価するのではなく、それぞれの項目の評価期間に差をつけて活動自体を評価していくということが必要になってくるのではと考える。

来館者調査が展示による教育、展示の教育性を指摘する方法の一つであることは間違いないが、現在に至るまで博物館を運営している内部関係者がその点を含めた博物館学についての研究を殆んど行ってこなかったことが、社会における博物館と理想とする博物館との乖離を生んでいる要因のひとつではないかと考える。

また、この乖離の要因のひとつとして、本来展示を含む博物館を批評・批判すべきマスメディアが特別展を主催しているがゆえに、それが公に行われていないということも問題点と考えられる。マスメディアのあるべき姿が、博物館に関しては主催者側の立場のため機能していないのである。この、メディアが主催するという点に関しても現代の博物館運営の大きな問題のであり、展示と教育を乖離させている原因のひとつと考えている。

教育的配慮の名の下の教育普及活動において、講座・ワークショップ・参加型・解説員といろいろな活動があるのは事実であり、それが必要であることは否定しないが、第一に「展示」が資料の学術情報に相応しい方法であるかどうかに全てがかかっていると言えるであろう。「展示」が展示として機能して初めてそれ以外の活動が生きてくるのである。つまり、展示あってこその教育であると断言できるのである。

今後の課題として、博物館が博物館としての役割を果たし、展示が教育であると捉えられていないと言わざるを得ない現状を改善するために、先行研究を踏まえながら、実際に運営されている博物館の中で評価を行わないもしくは行えない現状についての問題点、来館者調査による展示評価の可能性と限界について博物館評価を引き続き研究していく必要がある。

註

（1） 青木豊　2003『博物館展示の研究』雄山閣

（2） 註1に同じ

（3） 佐々木朝登　1990「展示」『博物館ハンドブック』雄山閣

（4） 註3に同じ

（5） 青木豊　2006「学芸員養成科目としての「博物館展示論」の提唱」
全国大学博物館学講座協議会『全博協研究紀要』第9号

（6） 註1に同じ

（7） スティーブン・R・コヴィー　1996『7つの習慣』キングベアー出版
榊原聖文　2008「博物館における展示とその要素、及び評価と還元のシステム的関係について（Ⅰ.Ⅱ）」『博物館学雑誌』第33巻2号

（8） 新井重三、他　1981『博物館学講座　展示と展示法』第7巻　雄山閣

（9） 註1に同じ

（10） 註1に同じ

（11） 全国大学博物館学講座協議会　2007『博物館学文献目録』
同上　2009『全博協研究紀要』第11号
国立国会図書館 NDL－OPAC　http://opac.ndl.go.jp/index.html より抽出

（12） 林公義　1978「展示」『博物館概論』学苑社

（13） 朝比奈貞一　1932「博物館に於ける実物実象教育効果測定の一方法」
『日本諸学振興委員会研究報告』第15号

（14） 註1に同じ

（15） 独立行政法人通則法：第2条
国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるもの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。
※5年間の中期計画による運営費交付金を自らが運用することになった。

（16） 地方公共団体や外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人・市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる（行政処分であり委託ではない）制度

（17） ①一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
民法に定める公益法人に関する制度を改め、剰余金の分配を目的としない社団又は財団について、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により法人格を取得することができる制度を創設し、その設立、機関等について定める。
②公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
公益法人の設立の許可及びこれに対する監督を主務官庁が行う民法に定める制度を改め、内

閣総理大臣又は都道府県知事が、民間有識者による委員会の意見に基づき、一般社団法人又は一般財団法人の公益性を認定するとともに、認定を受けた法人の監督を行う制度を創設する。

③一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

①及び②の施行に伴い、中間法人法を廃止するほか、民法その他の関連する諸法律の規定を整備する

参考文献

新井重三　1981「展示の形態と分類」『博物館学講座７』雄山閣

石崎和宏、他　2006『美術鑑賞学習における発達とレパートリーに関する研究』風間書房

井上由佳、他　2009「国立歴史民俗博物館第３展示室リニューアルに伴う試行展示とその評価に関する考察」『国立歴史民俗博物館研究報告』

榊原聖文　2008「博物館における展示とその要素、及び評価と還元のシステム的関係について（Ⅲ.Ⅳ）」『博物館学雑誌』第34巻１号

田川　泉　2005『公的記憶をめぐる博物館の政治性』明石書房

日本博物館協会(編)　2008『博物館の評価基準に関する調査研究』

日本博物館協会(編)　2008『博物館の評価機関等に関するモデル調査研究報告書』

村井良子(編)　2002『入門　ミュージアムの評価と改善』㈱アム・プロモーション

村山　皓　2001『施策としての博物館の実践的評価
―琵琶湖博物館の経済的・文化的・社会的効果の実践―』雄山閣

ジョン・H・フォーク　1996『博物館体験』雄山閣

スーザン・A・クレイン　2009『ミュージアムと記憶』ありな書房

（國學院大學大学院博士課程後期）

日本における博物館教育研究史

—博物館教育概念の確立期における研究傾向の変遷と日本教育史—

History of museum education study in Japan
— The change of the tendency to study and history of Japanese education in the establishment period of the museum education concept —

辻　夏奈子
TSUJI Kanako

はじめに

博物館における教育活動は、博物館の顔である展示と一対の関係にあり、非常に重要なものである。なぜなら、展示は自らの目的に従って自由に閲覧することができる、いわば強制力が極めて少ない学習であり、調査研究の所産としての展示の意図が十分に伝わらない可能性を持っているため、他の教育方法（ワークショップや講演等）と対を成すことにより確かな効果を発揮するからである。

今日のような生涯学習社会において、博物館は生涯学習を支援するための重要な施設であるという考え方が生涯学習振興施策(1)のなかで強く打ち出されており、この施策に基づいて博物館では多様化・高度化しつつある学ぶことに対する人々のニーズに応じた多彩な教育活動が行われるようになっている。

近年、博物館における教育活動が利用者を主役に考え、盛んに行われるようになった(2)のは良い傾向である。しかし、現在の博物館で行われている教育諸活動は、勾玉製作や土器製作に代表されるように、本当の意味で体感し学びにいたる教育活動が少なく、来館者を増やすためだけの、いわば上辺だけの教育活動が多くなってしまっているのではないだろうか。筆者は博物館における教育活動というものは、何かしら知識を得る「学び」という行為にまでに達するものでなければならないのではないかと考えている。

そこで、現代の生涯学習社会における博物館教育のあり方を考察するために、まず博物館教育研究史の視点から博物館教育の概念と位置づけについて捉えていきたい。そのために、全国大学博物館学講座協議会が発行している『博物館学文献目録』（内容分類編）の〈教育・普及〉の項目に記載されている文献を主体とし、『博物館研究』などの文献の中から教育に関連するものを抽出して加えたデータ(3)を基に、明治・大正・昭和（昭和については期間が長いため、戦前・戦中〈前期〉、戦後～博物館法成立20年〈中期〉、それ以降〈後期〉の三期に分類した）・平成の各時代における研究傾向の分析と考察を行っていきたいと考えている。その一環として、本稿では博物館教育概念の確立期にあたる昭和前・中期に焦点をあて、研究傾向や特徴を捉えると共に、その歴史的背景について博物館学史(4)と日本教育史(5)の観点から考察するものである。

研究傾向と歴史的背景

1、昭和前期

1－1　研究傾向

昭和前期と位置づけた1926年（昭和元年）～1945年（昭和20年）は戦前・戦中期であり、博物館史においても教育史においても著しい変化を遂げた時期にあたる。この時期は博物館教育に関する文献自体が少ないが、学校教育関連の文献の比率が明治・大正期と比べ2倍に増加しており、昭和前期における博物館教育論は学校教育との関わりに着目し、展開していたと言える。

1－2　博物館学史・教育史的背景

Ⅰ．学校博物館の設立と文部省の動向

学校教育に注目が集まった背景には、まず第一にこの時期に大学や専門学校などに付設された、いわゆる学校博物館の創設が目立つ傾向にあった(6)ことがあげられる。これは、1931年に棚橋源太郎が「学校と博物館」において「學校と博物館の両者間には解決を要する種々の問題がある。其のひとつは學校博物館の問題である。」とした上で、

> 「學校博物館はもと學生の研究や教育上に使用する爲めに設けられたものであることは言ふまでもないが、其の殆どすべてが一般にも公開されて民衆の觀覧に供されて居る。…（中略）…我が邦のやうに博物館施設の極めて貧弱幼稚な所では、このユニバシチー・ミユージヤム（大學博物館）並カレーヂ・ミユージヤム（専門學校博物館）の問題は極めて重要視しなければならぬ。我が邦の學藝教育の爲め一日も早く本問題を解決して、其の發達完成を期するやうにしたいものである。」(7)

と述べ、学校と博物館の関係において学校博物館の存在に着目していることからも読み取ることができよう。

こうした動きは1929年（昭和４年）に文部省に社会教育局が新設され、社会教育行政が一段と推進されたことや、翌1930年に「博物館施設ノ充実完成ニ関スル建議」が行われたことによるものである。

文部省が社会教育に積極的になったのは、日本の経済社会の発展、内外の民主主義思想の高揚と、それに起因する施策の進展といったことがある。内務省には日露戦争後の地方改良運動からの行政の流れがあった。1919年に内務大臣は民力涵養運動五大要綱を訓令（これは国体観念の養成、自治観念の陶冶、修養、相互偕和・彼此共済、勤倹力行という五項目を強調したものであった）すると同時に、社会事業も進めることになり、行政機構としても地方局救護課を社会課と改称、翌年には社会局に昇格させた。さらに、1922年には、もうひとまわり大きい外局とした。このときに内務省警保局の労働争議調査、農商務省の労働者保護、逓信省の船員保険、外務省の国際労働、国勢院の労働統計等の業務が社会局に集中した。戦争中に厚生省が、戦後労働省が分離したような業務が、全部「大社会局」にかかえこまれたのである。文部省が社会教育に積極的になったのは、この動きの一環とみることができる。(8)

しかしながら、岡田彌一郎が「なぜ博物館を国民教育に一層活用せぬか」において

博物館が凡ゆる教育方面に重要な役割をなしてゐる事は、玆に諜々するを要しないと思ふ。特に日本の如き形式的には整備されても、内容的には比較的貧弱な教育施設をもつ國に於ては、博物館をしてその缺を補ひ、國民教育の向上を計らしむる事が、國家としてなす可き當然な事業であらう。…（中略）…一都市の博物館に於てすら斯くの如く國民教育には博物館自體が相當の活動を繼續してゐるにも拘はらず、吾が博物館に於ては、餘りにもこの方面に活動されないのは如何なる原因によるのであらうか。日本の一般社會からは、博物館は一種の死物を陳列する場所に過ぎないものである様に認識されてゐるのは如何なる理由によるのであらう。全く吾々には理解し難い點が多いのである。然し在來の日本に於ける博物館の活動を廣く眺めると、寧ろ社會から斯く認識されるのが當然である様にも考へられる。…（中略）…要は從來の博物館が餘りに活動的でなかつた事に國民の認識を誤たしめたのであらう。故に、吾が博物館當事者が卒先して、之が事業を益々進展せしめ、活躍せしむる時には國民の博物館に對する認識を改むる事は當然の結果であらう。(9)

と指摘しているように、社会教育における博物館活用はまだまだ不十分であったようである。

「博物館施設ノ充実完成ニ関スル建議」においては

①古美術や歴史資料の保存展覧に関し政府の方針を樹立し指導すること
②中央館よりも地方小博物館の建設促進を図ること
③博物館職員養成のための方法を講ずること
④博物館令を制定すること

の４点が柱となっており(10)、各学校付設の学校博物館は学生の教育・研究に資するためのみならず、③を達成するためにも必要とされ、次々と創設されるに至ったと考えられる。

Ⅱ．学校教育における博物館利用

第二の要素として、棚橋が「学校教育と博物館」の冒頭において「博物館が學校教育上に盛んに利用さるゝに至つたことは、教育上近來の著しい現象と謂はなければならぬ」(11)と記述しているように、日本において博物館を学校教育に利用する動きがこの時期に活発になったことがあげられる。

これは、政府が思想善導政策を重視したことに起因するものと考えられる。思想善導政策が生まれたのは大正期である。第一次世界大戦後、国民の間に民主主義・社会主義思想が急速に普及し、学農運動や学生運動が高揚した。これに危機感を覚えた政府・支配者層はこれらの「国民思想の悪化」を抑止するために、社会教育と学校教育を通して「思想善導」を推し進めようとしたのである。1925年（大正14年）普通選挙法とほぼ同時に治安維持法が制定され、京都学連事件や三一五事件等によって多数の学生が検挙されるにいたって、特に学生・生徒への思想善導政策が一層重視されるようになった。政府は1928年文部省内に学生課を新設し、帝国大学・官立大学と主な直轄学校には学生主事・生徒主事・同主事補佐（これらは高等教育機関の学生・生徒の思想傾向の調査、教員とその授業内容の監督を任務としていた）を置いて思想善導費を配分するなどの対策をとった。学生課は翌年に学生部へ、さらに1934年には思想局に昇格され、機能が拡大・強化されていく。

こうした動きの中で、博物館ではこの思想善導に博物館を利用できるかどうかが討議されている。討議は博物館事業促進会が1929年５月に東京で開催した「博物館並類似施設主任者協議会」において行われた。この協議会はわが国の博物館関係者が一堂に会した初めての会議であるが、この時に文部省が諮問した「現時ノ我ガ国情ニ鑑ミ博物館ノ普及発達ニ関シ適当ナル方案如何」を討議し、速やかに博物館令を制定することを筆頭とした７項目についての答申がなされている。(12)この７項目の中に、

５．博物館ニ関スル国民ノ思想ヲ啓発スル為メ国定教科書ニ博物館ノ一課ヲ加ヘ師範学校ノ教育科ニ学校教育上ニ博物館ノ利用ノ一項ヲ加ヘラルヽコト

６．本省ニ於テ実施セラルヽ思想善導並成人教育ノ講演会等ニ博物館ヲ利用セラルヽコト

という項目が含まれており、これによって思想善導における博物館の有用性が認められ、博物館を学校教育に利用する動きの活性化に繋がったと見られる。

また、1935年文部大臣の諮問機関として教学刷新評議会が設置されると、翌1936年には「教学の基本は祭祀と政治と教育の三位一体の立場を基本とし、国体と日本精神の意義を明らかにすると共に教育も政治も天皇制国家に帰一せしめることを宣言、国体の本義に添わないものの是正や排除を要望する」といった主旨の「教学刷新に関する答申」が可決された。これによって、日本の教育は知識の教授を基本とするものから修練などの訓育を基本とするものへと変質することになる。つまり、戦時下において即戦力となりうる人間の育成に力が注がれるようになっていくのである。

上記のことから、おそらくこうした日本教育の変質により、学校教育における実践的な修練という面が「博物館が所有する資料や展示が主役であり、その価値や情報は利用者が勝手に吸収していく」(13)という考えを基に、資料や展示の価値や情報をいかに利用者に分かりやすく伝えるかという一点に注がれてきた当時の博物館教育活動と重なり、それが博物館を学校教育に利用しようとする動きをさらに加速させたのではないだろうか。こうした動きがあったために、この時期において博物館と学校教育との関係に着目する研究傾向が見られるようになったと考えられるのである。

１－３　研究活動の動き

こうした動きの中で、棚橋は「博物館を學校の教育上に利用することは實に世界的現象」として、海外における学校の博物館利用について具体的に紹介し、

今日の學校教員は博物館利用に關する理論と實際を十分に理解する必要に迫られて居る。故に博物館教育法は之れを師範教育の一部として、到底看過することが出來なくなつて來たのである。(14)

として、今後は学校教員における博物館理解が必要であることを示した。「学校と博物館」においては

學校博物館の問題に劣らず、重要視すべきものは一般の公開博物館を學校生徒の教育上に利用することである。本邦にはまた博物館らしいものが極めて少いので、この學校教育上へ博物館の利用と云ふことは、餘り問題にされて居ないけれども、欧米國では、…（中

略）…今日の博物館を利用しないで、完全な學校教育を行ふことは殆ど不可能とされて居るのである。(15)

と述べ、一般公開の博物館においても学生の教育上に利用すべきであり、博物館を利用しなければ完全な学校教育を行うことは不可能であるという欧米の考え方に共感を示している。

また、今現在、1942年（昭和17年）～1945年（昭和20年）までの博物館教育に関する文献が見つかっていない。この年は戦局が不利になり本土への空襲がはじまった時期と重なるため、空襲によって博物館も閉館するところが多くなり、博物館教育活動も行えなくなったことによるものと考えられる。

2、昭和中期

2－1　研究傾向

昭和中期は1946年（昭和21年）～1970（昭和45年）は戦後～博物館法成立の20年後までと位置づけた。(16)この時期は、昭和前期に比べ生涯学習関連の文献の比率が2倍に増加していること、明治大正期・昭和前期・昭和後期のどの時期よりも生涯学習関連の文献の比率が最も高いことから、博物館における社会教育に最も注目が集まった時期であると言える。

また、この時期は木場一夫・棚橋源太郎によって博物館教育概念が提唱され、鶴田によって整理されることにより博物館教育概念が確立にいたる時期でもある。

2－2　博物館学史・教育史的背景

この時期に最も生涯学習が注目された背景には、社会教育法の成立が大きく関わっている。戦後、社会教育について真っ先に触れた法律は1947年（昭和22年）に公布された教育基本法であり、第7条に社会教育の条文が設けられた。第7条は社会教育を「家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育」として、その教育を奨励することを国や自治体に義務付けている。さらに第2項では国・自治体は図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用などにより教育の目的の実現に努めることが義務付けられている。これらは公教育としての社会教育について述べただけではなく、国や自治体は国民の自主的な社会教育に対し、統制するのではなく奨励することとした点においてわが国における社会教育政策の大きな転換であったと言える。(17)

これを受けて1949年に社会教育法が公布されることとなる。この社会教育法は全57条からなり、第2条において

この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和二二年法律第二六号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）をいう。

と定義づけがなされたのである。

こうした動きの中で、博物館法制定への働きかけが日本博物館協会によって促進される。博物館に関する法令を制定することにより博物館施設の振興を図ろうとする運動はすでに明治後期から見られ、昭和期においては前述の1929年5月に東京で開催した「博物館並類似施設主任

者協議会」での討議においても博物館法制定に触れるなど、日本博物館協会の前身である博物館事業促進会がその推進に大きな役割を果たしてきたが、残念ながら戦前には実現しなかった。しかし、戦後になって社会教育法が成立したことが博物館法制定への追い風となり、1951年に博物館法が成立したのである。つまり、社会教育法を追い風とした博物館法の成立に伴い、博物館における生涯学習関連の教育活動に注目が集まったと言えるのである。

2－3　研究活動の動き

昭和中期は博物館教育の概念を確立させるために様々な論法で研究が進められる時期である。これは、社会教育に関心が集まる中において博物館は学校等とは異なる教育機関であることを明確に定義づけるためではないかと推測される。

この時期における木場・棚橋両氏の論を見ると、守井典子が指摘するように、戦後まもない頃に登場した「博物館教育」は概念と呼ぶにはその意味するところに規定されるものがない、非常に曖昧なものであったと言える。(18)それは博物館教育という概念自体が存在しないという、致し方ない情況であったとはいえ、日本の博物館事情とはほぼ無縁なところから生み出されたためではないかと考えられる。

それでもあえて当時の「博物館教育」の意味を定義づけるとすれば、「資料を有効的に活用した博物館独特の活動のすべてを示し、社会に対する博物館の姿勢を示す」(19)ものであったとすることができるだろう。

しかしながら、博物館が優れた教育施設であり、その所蔵資料を活用することで独自に成しえる教育活動を展開することができるという可能性を世にアピールしようとするものであったところは、博物館教育概念の確立に大きく寄与したとして評価されるべき点である。

鶴田の論は、論としては整然としていてわかりやすく、また木場・棚橋の両論から数年しか経っていないにも関わらず、海外の事例に頼ることなく展開しているため、現実に添って考えられるので当時としてはかなり有効な論であったのではないかと推測される。一般的には鶴田の論において博物館教育概念は確立されたとされているが、筆者は守井氏の指摘する「教育面における将来的に有効な提唱等が抜け落ちてしまっている」(20)という点から、博物館教育論概念として確立されたとは言い難く、論としても不十分なのではないかと考えている。また、鶴田の論に関しては新井重三が疑義を発しているので、これ含めて今後考察していきたいと考えている。

おわりに

以上のように、戦前においても戦後においても博物館は学校教育等とは異なる教育機関であるという考え方を前提として研究が進められており、博物館を教育機関として考えるという見方は知識層の中においては伝統的な博物館理解であると言える。こうした伝統的博物館理解が構築されていたからこそ、戦前・戦中の学校教育の場において思想の弾圧や研究会の無期限停止といった厳しい状況の中においても博物館の有用性が認められ、積極的に利用されていたのであろう。また、戦前から博物館法の成立に向けた動きや教育に活用する動きがあったからこ

そ、戦後間もない時期において博物館法が成立し、博物館教育概念の確立に至ったと考えられる。そうした意味で、昭和初期は今日に続く博物館教育概念を確立するための準備期間であったとも言うことができる。昭和中期においては棚橋・木場・鶴田によって現代に至る博物館教育概念確立の基礎が築かれ、今現在、その理論が発展し定着しつつあるのは喜ばしいことである。しかし、いまだに実践へと繋がってない部分も多く、定着しつつある理論が実践へと繋がるような研究が進むことを強く願うものである。

その後の研究傾向の流れから推測すると、昭和初期における博物館教育活動は時代のニーズもあり、「博物館が所有する資料や展示が主役であり、その価値や情報は利用者が勝手に吸収していく」という考えを基に、資料や展示の価値や情報をいかに利用者に分かりやすく伝えるかという一点に力が注がれていたが、戦後においてはその方向性を改め、「主役はあくまで利用者であり、資料や展示は利用者を感動させ、成長させるための道具の一つである」とする考え方を基に、それらの道具を総動員していかに博物館利用者を感動させ、成長させるかという視点で構成されるようになっていったと考えられる。

今回使用したデータは全国大学博物館学講座協議会発行の『博物館学文献目録』を基盤として独自に集めた文献を含めてまとめたものであるが、データとしてはまだまだ不十分であり、脆弱である。そのため、今後は基盤固めを行うと共に、他の時代においても博物館学史や学校教育史・社会教育史といった日本教育史を交えた考察を加えて研究史として進展させ、博物館教育の概念や位置づけの変遷について研究していきたい。また、これらを踏まえた上で、実際に博物館で行われていた教育活動の歴史・内容や目的の変遷という点にまで発展させ、社会教育面から現代の生涯学習社会における博物館教育のあり方を考察していきたいと考えている。

註

（1） 社会教育審議会社会教育施設分化会報告　1990 「博物館の整備・運営の在り方について」

（2） 註3で作成したデータによると、平成に入ってから発表された博物館教育関連の文献総数は2009年6月現在で647本、そのうち国内で実際に行われている（もしくは行われた）教育活動を研究対象としているのは総数の約37%にあたる237本であり、昭和前期の6%・昭和中期の19%・昭和後期の20%と比べて飛躍的に伸びていることから、近年教育活動が盛んに行われ、その活動の研究も盛んに行われていると言える。

（3） このデータは以下の文献を参考に作成し、ＷＥＢＣＡＴ＋と国会図書館のデータベースで検索した文献を基に作成した。論文題目で判断した文献がほとんどであるため、ズレがあることが前提である。

社団法人日本博物館協会　復刻版『博物館研究』1～10

〔1巻1号（昭和3年6月1日発行）～34巻4号（昭和36年4月発行）〕

全国大学博物館学講座協議会　2007年『博物館学文献目録』（内容分類編）

（4） 博物館学史の教育的側面は以下の文献を参考とした。

古賀忠道ほか監　1979 『博物館教育と普及』博物館学講座第8巻　雄山閣出版

加藤有次ほか編　1999 『生涯学習と博物館活動』新版博物館学講座10　雄山閣出版

大堀哲監　2000『博物館展示・教育論』博物館学シリーズ３　樹村房

（５）日本教育史は以下の文献を参考とした。

三好信浩編　1993『日本教育史』教職科学講座２　福村出版

黒羽亮一　1994『学校と社会の昭和史上』第一法規出版

大串隆吉　1998『新版日本社会教育史と生涯学習』エイデル研究所

寄田啓夫編　2002『日本の教育の歴史と思想』ＭＩＮＥＲＶＡ教職講座②　ミネルヴァ書房

（６）椎名仙卓　2000『図解　博物館史〈改訂増補〉』雄山閣出版　p134

（７）棚橋源太郎　1931「学校と博物館」『教育時論』1646号　開発社

（８）黒羽亮一　註５の前掲書に同じ　p174

（９）岡田彌一郎　1941「なぜ博物館を國民教育に一層活用させぬか」『博物館研究』第14巻７号

(10) 註６に同じ　p133

(11) 棚橋源太郎　1928「学校教育と博物館」『博物館研究』第１巻２号

(12) 註６に同じ　p138～140

(13) 棚橋源太郎　1930『眼に訴へる教育機関』伊藤寿朗監　博物館基本文献集第１巻　大空社

(14) 註11に同じ

(15) 註７に同じ

(16) 分析の便宜上、博物館法成立後20年という区切りとした。

(17) 大串隆吉　註５の前掲書に同じ　p161

(18) 守井典子　1996「博物館学における教育概念の変遷―博物館教育論の構築に向けて―」『日本社会教育学会紀要』通号32号　日本社会教育学会

(19) 註18に同じ

(20) 註18に同じ

（國學院大學大学院博士課程前期）

博物館経営の近年の傾向

—博物館経営論の現在と、『博物館研究』にみる博物館の経営—

Recent trends in museum management
— Present of museum management theory and museum management to watch for "Hakubutsukankenkyu" —

水谷　円香
MIZUTANI　Madoka

はじめに

「博物館経営論」とは、1997（平成９）年に大学における学芸員資格取得のための必修科目として新しく加えられた教科であり、文部省のねらいと設定した内容としては、博物館経営及び博物館における教育普及活動について理解を図ることにある。しかし、学芸員資格課程のある大学の講義内容でも、各大学で博物館経営論は内容に幅があるのが現状であると山本哲也の論文「我が国における博物館経営論の推移（２）」[(1)]にある。

また、不況による厳しい地方財政の影響を受けて、博物館の存在意義や事業を見直す足掛かりとして「博物館経営」が博物館の現場から見直されている。そのような背景から、近年の博物館経営に関する研究論文は大きく分けて、ミュージアム・マネジメント、博物館活動の経営評価、マーケティング、教育普及や広報活動などを利用者の視点から再考していこうとする向き、博物館の事業を行っている組織や、館長や学芸員についての職員論、施設や資料の管理・運営などの点から合理的で無駄を省いた博物館活動を目指すという傾向にある。その内容には実践論的なものが多く、普遍的な理論というには未完成の感がある。牛島薫・川嶋－ベルトラン　敦子の「日本における博物館経営の経緯と現状—戦後から今日まで—」[(2)]は、博物館経営の特に経営評価を主にして迫った論文だが、その中で「評価そのものは単に経営及び運営の過程」であり、「共通理解のないまま評価について論議すると、常に混乱するだけでなく、手法さえ誤る可能性がある。」と述べている。このことからも、博物館経営は理論として十分に構築されていないと言える。理論が明確でない現状では、現場の学芸員が事例を集めて理論の構築を目指しても空回りする危険があると言える。そのような事態を避けるためには、博物館経営の学問的な基盤として、博物館経営の学史的な補完をしなければならないと考える。しかし、博物館経営の変遷を扱ったものは註（１）、（２）の論文の他には、山本の論文[(3)]しか確認できない。そこで、上記のことを踏まえ、博物館経営論の理論部分を明確にする第一歩として「博物館経営論史」をまとめていくことを修士論文の目標とする。

本稿では、その準備段階として以下のことを整理していく。まずは、「博物館法施行規則」の改正前後における「博物館経営論」をみていくことで博物館経営論の扱う主題や内容と傾向を把握する。次に、現在ではほとんど同じ意味で使われている博物館の「運営」と「経営」の

違いと関係性を再考する。

1　近年の博物館経営論の傾向

1997（平成９）年頃の「博物館経営論」

1997年には、諸岡博熊の『博物館経営論』[4]と倉田公裕・矢島國雄の『新編博物館学』[5]の中に博物館経営に関するものがある。諸岡は1987年から1997年当時にUCCコーヒー博物館の館長で、その経験に基づいた独自の博物館経営論を展開している。他の著書に1989年『企業博物館時代』[6]が、1995年に『企業博物館ミュージアム・マネジメント』[7]がある。1996年には『ミュージアム・マーネジメント：博物館運営の方法と実践』[8]にも執筆している。2000年代にも、ミュージアム・マネジメントや企業博物館について著作を出版している。主に利用者に対する「もてなし」を意識した接客法、企業博物館と国や地方自治体の運営する公立博物館の経営に対する意識の違い、ミュージアム・マネジメントをキーワードとして主張している。博物館経営論が、学芸員資格課程に追加されたのと同時期の出版ではあるが、学生向けの内容ではない。

『新編博物館学』は、倉田の『博物館学』を骨子に「博物館法施行規則」の改正を受けて出版されている。この改正というのは、博物館学に博物館概論、博物館経営論、博物館資料論、博物館情報論の四科目六単位とする、学芸員資格取得の単位についての改正のことである。第一部がMuseology、第二部博物館学各論がMuseographyを主題としており、「博物館経営論」は第二部第五章に属している。

第五章　博物館経営論（９）

（一）　博物館経営（Museum　Management）

⑴経営とは　⑵博物館経営とは　⑶ミュージアム・アドミニストレーション　⑷ミュージアム・マネジメント

（二）　博物館と地域社会

⑴博物館社会学　⑵博物館地域社会　⑶社会調査　⑷博物館評価

という構成になっている。内容は、「博物館経営(museum administration, museum management)という用語は、ことさら新しいものではない」で、「従来、博物館の運営や管理と訳されていた」としている。さらに、「博物館の管理・運営という課題それ自体は、博物館の登場以来存在していたはずである」が、「明確に博物館経営論といった組み立てが形造られるのは、1960年代のアメリカの博物館運営の中からであると言ってもよかろう」としている。「ミュージアム・アドミニストレーションはいわゆる博物館行財政と、博物館におけるトップ・マネージメントの問題」であり、「ミュージアム・マネージメントは博物館内における実際の具体的な管理運営に関わる諸問題」と解説されている。ミュージアム・マネジメントは、先に挙げた諸岡の『博物館経営論』の中でも、「（９）アメリカの博物館発達史」として章が設けられており、博物館経営の方法について、アメリカの博物館の方法論に影響を受けていることが窺える。

1997（平成9）年以降

大堀哲が編集し1999年に刊行された『博物館経営論』[10]は「大学における学芸員養成科目のスタンダードなテキストとして執筆したもの」であり、文部省の示した「博物館経営及び博物館における教育普及活動について理解を図る」ことをねらいとしている。内容としては「博物館の行財政」「ミュージアム・マネジメント」「博物館の職員及び施設・設備」「博物館における教育普及活動の意義と方法」が挙げられているので、以下のように

第1章　博物館経営とはなにか　第2章　博物館の行財政　第3章　博物館の組織と人材　第4章　博物館の建築，施設・設備　第5章　ミュージアム・ネットワーク　第6章　博物館の団体・学会活動　第7章　博物館と危機管理　第8章　博物館と広報　第9章　利用者サービスとミュージアム・マネジメント

と、文部省の示した内容に則した章立てとなっている。また、1999年出版の『新編博物館学講座　第12巻博物館経営論』[11]では、

Ⅰ　博物館経営の目的・理念と方法　Ⅱ　博物館設置の条件　Ⅲ　博物館の機構および組織　Ⅳ　博物館の職員論　Ⅴ　博物館の予算と経営　Ⅵ　ミュージアム・マーケティング　Ⅶ　博物館広報　Ⅷ　ミュージアム・サービス　Ⅸ　館別博物館の企画運営

といった章立てとなっている。「Ⅰ博物館の経営の目的・理念」を意識して、計画的に博物館を建設し、建物を建てて終わりではなくその後の運営について考えることの重要性を説いている。全体的に、教育施設である博物館として、利用者にどう貢献していくか述べている。

また、大堀の編集した『博物館学教程』[12]では、この中の「第7章博物館経営論」は大堀自身が執筆しており、

第1節　博物館行財政制度　第2節　ミュージアム・マネジメント　第3節　博物館の職員と組織　第4節　博物館の人材養成　第5節　博物館ボランティアの育成　第6節　ミュージアム・ショップ　第7節　施設・設備　第8節　各種団体の組織と運営　第9節　博物館の国際機構　第10節　博物館における危機管理

というような章立てである。上記3冊は、ほとんど同じ主題を含んでいるが、用語や重点をおく箇所に違いがある。

また、2000年代に入ってからの出版物では、網干善教・高橋隆博編『博物館概説（改訂版）』[13]中の各論第1章に博物館経営論があり、

第1節　博物館の組織　第2節　博物館の行財政　第3節　博物館の国際機構　第4節　博物館の建設　第5節　博物館における教育普及活動の意義と方法

となっている。節数が少ないが、「第1節博物館の組織」の中で、館長・学芸員・庶務管理の職員の関係がどうあるべきかという職員と組織について述べられている。「第4節博物館の建設」の中では、建設の計画段階についてから、施設・設備についてと設備の整備や危機管理についても扱っている。第5節では、広報や講演会など博物館事業についてとボランティアの養成を含んでいる。解説している内容は、ほぼ同じ主題であるが、少しずつ博物館の組織の組み方や施設・管理の方法や用いる用語に異なる点がみられる。この他にも、『新博物館学』[14]や『新しい博物館学』[15]『概説博物館学』[16]など、博物館経営論を扱う著書が出版されている。

また、2007年に文部省で「これからの博物館の在り方に関する検討協議者会議」[17]が行われるなど、最新の動向も常に変化し続けている。

1997（平成９）年以前の「博物館経営論」

1988年、倉田公裕の『博物館の風景』[18]中の「美術館経営学のすすめ」と「博物館経営学考」という章があり、「博物館経営学とは、博物館学の新しく分科された実践科学である」として、これまでに紹介した博物館経営とほとんど同一の問題を扱ったものが以下に引用したように書かれている。

１　序　２　博物館経営者の養成　３　博物館経営の理念　４　ミュージアム・マネジメント　５　経営の戦略・戦策・戦術　６　博物館における意思決定　７　経営評価

「序」では博物館の経営とは何か、「２博物館経営者の養成」では、経営者としての博物館の館長像といったように書かれている。「４マネジメント」や、「７経営評価」についても、平成９年以後の内容と大きく異なるところはない。

これより以前に遡ろうとすると、経営という言葉はほとんど用いられなくなり運営・管理といった言葉が主流となっていく。例えば、1978年の森田恒之・伊藤寿郎編『博物館概論』[19]では「博物館経営論」という章は存在せず、別個に、「第五章博物館の運営と職員」、「第六章博物館の建築」、「第七章博物館の行財政」と分かれている。運営と経営は、ほぼ同じように扱われるが、上記のように博物館経営の要素が独立した章となっており、博物館経営論として扱われてはいないことが窺える。1978～1980年まで雄山閣出版から刊行された『博物館学講座』の『第９巻　博物館の設置と運営』[20]が扱う主題や内容は博物館の施設のことであったり、職員の組織であったりと「博物館経営論」とほぼ同じなのだが、やはり「設置・運営」となっている。このことについては、次章でもう少し検討する。

小結

企業が事業を行う際の経営に必要な要素は３つ、「ヒト」「モノ」「バショ」である。この３つがうまく機能し合って、企業は効率よく利益をあげる。博物館ではこの３要素は、「ヒト」は学芸員や利用者、「モノ」は資料、「バショ」はもちろん博物館の建物で、著作によっては「カネ」になる。これらの要素がうまく働きあって、研究機関として利用者の生涯学習の助けや知的欲求に応え、地域文化の保護などを果たしていくことが現在の博物館と博物館経営では望まれている課題である。

『新版博物館学講座』を例に挙げれば、学芸員については「Ⅳ職員論」、場所である建築物については「Ⅱ設置の条件」、資料については「Ⅸ企画運営」で利用者に好まれる展示・展覧会を考えるという体系がうかがえる。その企画を効率よく行うために考えられるのが「Ⅲ機構および組織」であるし、展示以外のミュージアム・ショップや休憩場所などのサービス、どんな展示が行われているか利用者に博物館の活動を伝えるための広報といった、これらの一連の博物館の事業が上手に働き合って、利用者に大きな満足感を与えることができれば、博物館経営が上手くいっている状態であるといえるだろう。これは一例であって、大堀の『博物館経営

論』では、ここに行政論が加わっている訳であるし、諸岡の『企業博物館』を見れば、より利用者へのサービスに重点を置いた「もてなし」を強調した経営論が考えられている。博物館の経営を考える際には、設置母体や友の会、指定管理者による経営方針やその地域の人々のボランティア活動、講演会や学校との連携やそれぞれの博物館の状態についてなど、考慮するべき点はとても多いということが1997（平成９）年以降からの博物館経営の傾向である。

2 「経営」から「運営」への移り変わり

「博物館の管理・運営という課題それ自体は、博物館の登場以来存在していたはずである」と『新編博物館学』[21]で述べられているように、『博物館研究』[22]の論文中には「経営」という用語はすでに存在している。例えば、第一巻一号（1928年、昭和３年発行）の一記者が書いた「博物館従業員の養成」という記事の中で「博物館を十分に活用するため、経営に関する専門知識を有する学芸員育成のため、講習会を開くこと」を提言している。他にも、第一巻二号の博物館ニュースの中に、「鐵道博物館の活動」「秋田縣記念博物館建設建議」という項目があり、その中に「經營」という言葉が登場している。第一巻三号では團伊能氏の論文「本邦博物館に関する諸問題」で、

それで私は小規模でもよいから一つ完全なものを出來るだけ早く建設して本式の經營を試みてみたいと思ふ。そして博物館としての價値を十分に發揮させて見たいと思ふのである。

という意見を述べている。同じく第一巻三号の一記者の記事「美術工藝の博物館について」中にも、「經營の方針」という項で、利用者の獲得とそのための宣伝広告の必要性や、経営能力のある学芸員が必要であると述べられている。現在の経営論で扱う内容とほぼ同一である。

このように、「博物館の運営」というよりも「経営」の方が主に用いられている。それでは、なぜ経営から運営へと主に使う言葉が変化していったのだろうか。

博物館の経営から運営へと用語が切り替わった最大の要因は、1951（昭和26）年制定の「博物館法」の中で「博物館の設置・運営にかんする基準」という項が設けられたこととされている。そこから「博物館経営」という語は徐々に見られなくなっていき、1997年に諸岡の著作が出版され、1997（平成９）年の必修科目に「博物館経営論」が加えられるまでは「運営」が主流となった。そして現在、この二つは現在ほぼ同じ意味で使用されている。この「運営」と「経営」の関係を考えるにあたって、参考になる意見が先に挙げた「我が国における博物館経営論の推移（１）（２）」という山本の論文にみられるので引いておく。どちらも、鶴田総一郎氏の著作『博物館学入門』[23]に言及するものだが、鶴田氏は「博物館の「運営管理」よりも、経営の方が、簡潔で力強く、また実際的な動きも感ぜられるからで、本質的な意味の違いはない」と1955（昭和31）年に記していたが、後年の解説[24]では

（四） 博物館経営学へのアプローチ

力及ばず、博物館経営学（あるいは経営博物館学）の確立は全くできず、従来型の博物館運営管理（博物館組織と博物館行政等）に終わってしまった。

と、鶴田氏の考えを紹介している。この鶴田氏の考えを補強できるような資料を探すことは今後の一つの課題である。

小結

「経営」と「運営」の移り変わりを整理し、現在では運営と経営を同一のものと扱うことがわかった。しかし、鶴田の意見を参考に、経営を上位として経営論の中の方法論の一つとして博物館の運営を位置付けることができれば、博物館経営を語る上で一つの基準ができるといえるだろう。

3　棚橋源太郎の博物館経営と昭和初期の博物館経営

棚橋源太郎の博物館経営の要素は、棚橋が編集を行っていた『博物館研究』の記事や著作から窺える。棚橋は高等師範学校の教師を務め、東京教育博物館の館長になった経歴の持ち主であるから、棚橋の博物館経営の背景には教育思想が強くあった。理科系の講演会や特別展を通して、博物館が社会に開かれた通俗教育機関となるよう取り組んだ。(25) 棚橋の著書である『博物館教育』(26) の「第八章　博物館の機構及び管理」中にある「博物館の職員」という項目が、現在の館長と現場の職員に求められる職員論と共通点を持っている。例えば、現在の館長論ともほとんど変わらない次の一文がある。

> 博物館館長はもちろん、博物館経営管理の主脳者であるが、館が財団によって建設維持されている場合は。館長は大体その財団の専門的顧問であると同時に、常務理事でもあろうから、その人選は極めて重要である。館長としての資格で最も肝要な条件は、館の機能並びにその経営に関し、十分の理解をもつことである。

としている。現在の館長論でも、公務員の人事の一つとして博物館の館長を就任するということや、法的な規定がないために非常勤の館長が勤めているという問題がある。(27) また現在の博物館でも、学芸職員と事務職員が連携して仕事をすることができるように、事務処理・経営能力に優れていることが館長には求められる。(28) 棚橋の時代の博物館から、現在の博物館の職員論と共通する問題点が存在していたと言えるだろう。

また、棚橋は外国の博物館経営を高く評価していて、「流石に古くから経営されて居るだけに博物館学 Museummskunde と言つて博物館経営に関する専門の学問技術が発達して居る位である」(29) と欧米の博物館を評価しているし、『博物館教育』の「博物館の職員」中で、イギリスの学芸員の資格取得の事例を挙げている。英国博物館協会の定める学芸員の資格免許には

> 学芸員たるの資格としては、第一に博物館収集品中の一学科につき、相当の教養を有すること、すなわち専門教育機関の中の何れかの卒業免状を有することが必要である。第二に、博物館の管理経営の方法及び技術に関する素養を有すること。（中略）第二の資格を認められるには、同協会の試験委員の検査に及第すること

とあり、「合格者はさらに３年の実地の経験を積まなければならない」ということである。現代の英国博物館協会の免許の基準では、文部科学省のホームページ中「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」（第３回）配布資料［資料４］(30) の「学芸員制度各国比較」中に掲載されている。他にも、フランス・アメリカ・韓国の学芸員の要件があるのだが、イギリスの「博物館職員の配置及び職務に関する定義・法的根拠等」は

＜参考＞「博物館は専門的な訓練及び経験を積んだ学芸員を置くこと」

（博物館・美術館委員会（英国憲章に基づく公益団体）登録基準）
（最低条件）「学芸員は以下の条件の一つは備えていることが望ましい」
・博物館が扱う分野に関係する学位
・博物館学のディプロマ又はそれに相当する資格
・博物館運営と管理についての理論と実践に関する実質的経験

ということになっており、棚橋の時代には「経営管理」であった要件が「博物館運営と管理について」と変化している点が見られるが、棚橋の時代とそう変わっていないことがわかる。おそらく、棚橋が『博物館教育』中であげている「第二の資格を認められる」ために「試験委員の検査に及第すること」が求められているのは、「イギリス博物館協会による資格認定制度」の「AMA（Associateship of Museums Association）」（称号付与制度）ではないだろうか。

小結

棚橋の時代と、現在に共通する博物館経営の問題点をいくつか発見できた。イギリスでは「博物館経営」に詳しいことが学芸員の要件として認められる事実があることも発見した。とはいえ、イギリス以外の国では学芸員の要件として「経営」か「管理・運営」について優れた能力を有していることを挙げている国をみることはできない。しかし、日本においては1997（平成９）年の「博物館法施行規則」の改正で博物館経営論が新たに必修科目に加えられ見直されている事実から、博物館経営はまだまだ新しく展開していく可能性があると言える。

おわりに

現在までの博物館経営論を簡単にまとめてはみたものの、現場の博物館経営に関わる立場の人から見たら扱い損ねている問題など至らない点が多いことと思う。しかし、『博物館研究』で遡れる範囲の博物館経営で問題にしていることは、現在の博物館経営とも共通項がいくつかあるということが発見できた。このような共通項についてより深く追及していけば、現在の博物館経営が抱える問題の解決の糸口を掴むことができるかもしれない。さらに資料を収集し、確認や分析ができていない過去の文献から「博物館経営」に関する論文や記事などを資料として「学史」としてまとめ、博物館経営論の理論構築の第一歩となるよう努力していきたい。

註

（1） 山本哲也　2000「我が国における博物館経営論の推移（２）」『全国大学博物館学講座協議会研究紀要』第６巻　全国大学博物館学講座協議会
（2） 牛島薫、川嶋－ベルトラン　敦子　2002「日本における博物館経営の経緯と現状―戦後から今日まで―」展示学学会『展示学』p.52～p.63
（3） 山本哲也　1998「我が国における博物館経営論の推移（１）」國學院大學博物館学紀要第23輯
（4） 諸岡博熊　1997『博物館経営論』信山社
（5） 倉田公裕、矢島國雄　1997『新編　博物館学』東京堂出版
（6） 諸岡博熊　1989『企業博物館時代』創元社

（7） 諸岡博熊　1995『企業博物館　ミュージアム・マネジメント』東京堂出版
（8） 大堀哲編　1996『ミュージアム･マネージメント：博物館運営の方法と実践』東京堂出版
（9） 前註（5）に同じ
(10) 大堀哲編　1999『博物館経営論』博物館学シリーズ4　樹村房
(11) 鷹野光行編　他17名著　1999『新版博物館学講座第12巻博物館経営論』雄山閣出版
(12) 大堀哲編　1997『博物館学教程』東京堂出版
(13) 網干善教、高橋隆博編　2001『博物館学概説』関西大学出版
(14) 小林克著　2009『新博物館学：これからの博物館経営』同成社
(15) 全国大学博物館学講座協議会西日本部会編　2008『新しい博物館学』芙蓉書房出版
(16) 全国大学博物館学講座協議会西日本部会編　2002『概説博物館学』芙蓉書房出版
(17) 文部科学省　http：//www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/index.htm
(18) 倉田公裕　1988『博物館の風景』六興出版
(19) 森田恒之、伊藤寿郎編　1978『博物館概論』学苑社
(20) 下津谷達男編　1980『博物館の設置と運営』雄山閣出版『博物館学講座第9巻』
(21) 前註（5）に同じ
(22) 日本博物館協会　1979『博物館研究』復刻版　第1巻～第16巻
(23) 鶴田総一郎　1956「博物館総論」『博物館学入門』日本博物館協会 p.100～122
(24) 鶴田総一郎　1991「『博物館学入門』の「博物館総論」篇を執筆した経緯」『博物館基本文献集別巻』大空社　p.118～126
(25) 佐藤優香　1998「教育博物館における教育機能の拡張」全日本博物館学協会編『博物館学雑誌』第23巻第2号（通巻28号）
(26) 棚橋源太郎　1953「第八章　博物館の機構及び管理」『博物館教育』大空社　1991『博物館基本文献集第十五巻』p.215～229
(27) 前註（11）のp77「館長論」より引用
(28) 前註（13）に同じ
(29) 棚橋源太郎　1914「先づ自然科学博物館を建設すべし」『現代教育』8号6, 7ページ
(30) http：//www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shougai/014/shiryo/07022102/003.htm

仏教美術品の展示（序論）

—仏教美術の展示史を主題として—

The display of Buddhist art in history — The main theme of a display history of buddhist art —

渡邉　亜祐香
WATANABE Ayuka

はじめに

わが国の仏教伝来は、欽明天皇13（522）年に百済の聖明王（聖王）が使者を遣わし、仏像や経典とともに中国から朝鮮半島経由でもたらされた。日本国内で仏教が広まるのは、六世紀後半飛鳥時代に聖徳太子が政治の中心で活躍していた頃であり、聖徳太子自身が仏教に深く帰依し、仏教を基調とした政務を執っていたことは知られるとおりである。天皇家や豪族らは信仰の中心である寺院を氏寺として建立し、当時の技術の粋をもって仏師らに造らせた荘厳な仏像や仏具などをそこに納めていた。古代の日本においては、特に仏像等に見受けられる特徴であるが、国宝に指定されている法隆寺金堂の釈迦三尊像のように、大陸の様相を持った仏像がみられる。しかし、時代がさがるにしたがって、日本人独自の感性によって、いわゆる「和様化」がその顔付き等に表れる。次第に仏教は日本人にとってより身近な存在になり、また天皇家の積極的な仏教国家政策によって、民衆にまで深く浸透していった。

日本において、仏教は王朝の創始期にかなり近い時期から執政者によって信仰され、現代にいたるまで日本史の重要な一端を担っている。そのため、それに関連する仏像や法具類も歴史資料としての文化的・美術的価値を有するものである。しかし当時の人々は、現在の価値基準でこれらを判断していたわけではなく、これらは信仰の対象や儀式に用いるために製作されたものであり、宗教上の側面を意識して生み出されたものなのである。おそらく今日のように“美術品”としての認識が本義ではないことは当然の理解である。

それでは現代において一般的に仏像や仏具を“仏教美術品”として取り扱うようになったのはいつのころなのだろうか。またその原因や経緯は何なのだろうか。筆者はその起源を、仏像・仏具が寺院を離れ、他の場所で“展示”されるようになったころと想定し、第一章では仏像展示の萌芽、第二章では博覧会・博物館での仏教美術の展示について述べることとした。

本稿は展示史を主体とし、仏教美術の展示にたいする一考察として論考するものである。

Ⅰ、開帳からみる仏教美術の展示

寺院における仏像や仏具を仏教美術品として“展示”するようになったのはいつなのであろうか。

我が国の博物館の萌芽としては、天平勝宝８年（756）の聖武天皇崩御七十七忌に東大寺大仏に奉献された「正倉院宝物」であるとされている。(1) しかし、その性格は“展示”ではなく、あくまでも天皇遺愛の品々を納める“保存”である。本稿は仏教美術の“展示”を考察していくことが目的であり、かなり時代は下がるが江戸時代盛んに行われた「開帳」に“展示”の萌芽があると思われるため、そこで第一章では「開帳」における仏教美術の展示の意義を考察してゆくこととする。

第一節　仏教美術品における広義の展示

①　開帳とは

開帳とは、凡そ普段目にすることのできない秘仏や秘宝を開扉し、民衆に見せることで神仏との結縁を目的とする宗教行事である。鎌倉期には既に存在していた行事で、『明月記』には、善光寺仏の三尊仏の開帳で京中が礼拝者で賑わっていた様子が記されている。(2) 開帳には、仏像が安置されている寺で期間を定めて公開する「居開帳」と、他の場所へ持ち出して公開する「出開帳」がある。元々、開帳の意義としては、寺院の本尊等を見せることでその霊験をしめし、諸信徒と一体になって寺院さらに自宗を興隆させていくことであった。しかし、開帳が盛んに行われる江戸期になるとその意義は変化していく。

日本の寺院は、もちろん日本建築で建立されているため、いうまでもなく木造である。それゆえ、風化が早く、破損し、火事による焼失も多々あった。特に寺院は一般の家屋より大規模であるので、再建はもちろん修復でも多額の費用が必要となる。寺院の経費だけでは当然まかなえず、檀家が負担する場合もあろうが、これだけでも足りない場合は、将軍家に助成を求めた。助成方法は大別して二通りあり、ひとつは被下金や拝借銀と呼ばれる全品の給付や貸与であり、もうひとつは勧化の御免と、開帳の差許し（差免）であった。開帳は「居開帳」、「出開帳」とも寺社奉行が管轄し、開催場所となる寺社、開催機関、出品リスト、開催を伝える立札、本尊と霊宝が江戸に入ってから開催寺院に到着するまでの道筋等を、寺社奉行へ詳細に申請し承諾を得なければならなかった。しかし「勧化」と比べれば、寺社奉行に対して行う手続きも審査も容易であったようで、開帳が隆盛したひとつの理由であると考えられる。(3)

比留間尚によると、幕府による被下金や拝借銀の給付の積極的な助成はなく、そのため「開帳」による民衆の喜捨によって、寺院堂宇の補修・修繕・立て替えに必要な資金をまかなっていたようである。そもそも開帳秘仏を見た民衆がその霊験を受け、寺社に寄進する行為は、信者との結縁を結ぶための純然たる宗教活動であったが、江戸中期以降になると、寺社側の“資金集め”や民衆の娯楽的側面が顕著であったようである。

②　開帳の様相―展示史を視点として―

江戸期を通じて開帳は多くの寺院が行っていたが、次章で法隆寺について取り上げることを踏まえて、法隆寺の江戸出開帳を中心に他の事例を加えながら、広報活動、出品物など開帳の様相をみていく。

法隆寺の江戸出開帳は、元禄７年（1694）と天保13年（1842）に開催され、場所は２回とも

本所回向院であった。まず回向院について少し触れてから法隆寺の出開帳に論を進めたい。

現在の墨田区両国に存在していた回向院は、明暦３年（1657）の大火によって焼死した人々を埋葬し供養するために創建された寺院である。予期せず被害を受け、悲しい死を迎えてしまった沢山の命の魂の回向を願うことから、いずれの宗派にも属さないこの寺院の正式名称は「諸宗山無縁寺回向院」という。幕府は大火を防ぐことを目的として、江戸市中に“広小路”と称される広場を設置するが、この広場は次第に人々が集まる盛り場としても機能するようになる。本所・回向院は両国橋東詰の広場に隣接しており、人々の往来で賑わうところから開帳を開いた際に多くの集客を期待でき、さらに回向院で秘仏を開帳することは、数多の無縁仏を供養することに通じ、最大の弔いであったのだろう。このような背景があってか江戸期を通じて本所・回向院での出開帳は江戸中期からはじまり、幕末にいたるまで百六十六回と盛んに行われている。(4)

法隆寺の元禄七（1694）年第一回江戸出開帳は、幕府の政策や将軍徳川綱吉の生母である桂昌院からの援助を受け行われた。当該期の幕府の政策は寺院の堂塔の建設や修理を行うための資金調達の方法として、出開帳の開催を寺社に推奨すると同時に、幕府も資金の援助を惜しまなかった。開催期間は７月５日から９月５日での二ヶ月であったが好評でさらに一ヶ月間延長された。この出開帳の場合、開帳仏に相当するのは法隆寺東院の舎利殿の霊宝である仏舎利であった。元禄の出開帳は幕府からの資金援助のほか、大名、旗本からも金品等の多額な寄進を受け、大成功を収め収益は総計4246両を超え、これを元に伽藍の大修理がなされた。出開帳に出品された宝物は、仏舎利のほか、玉虫厨子、橘夫人念持仏厨子、夢違観音像、法華義疏等と多数あったが、出品目録である『江戸開帳之記』（法隆寺蔵）には、七種之霊宝（釈迦御袈裟、梵網経、五大明王鈴、御足印、賢聖瓢壺、梓弓、六目鏑矢）や牙笏、紅牙撥鏤尺など記載されており、これらは天保の出開帳にも出品されている。

このように寺宝と一緒に霊仏霊宝を公開する目的は、人々の目を引き話題となりそうなものを拝観させ、参詣者を増やすことであった。これに関連して開帳の際の話題づくりといえば、出開帳に限定されるが、「江戸入り道中」という行事もあった。「江戸入り道中」とは、在所から江戸に到着した際に、宿寺まで行列をつくって江戸市中を練り歩くことで、主な目的は開帳前の宣伝であることは明確である。衆目を集めるため次第に華美になっていったようでありその様子は『武江年表』に数件記載されており、(5) また成田山新勝寺の出開帳に関しては、下記の如く記され、「建札」という看板が立てられており、民衆をより集めるための広告も作製されたことがうかがいしれる。

『江戸開帳日記一』「文化３年」より一部抜粋

乍恐以書付奉願上候

一下総国埴生郡成田村新勝寺奉申上候、拙寺本尊不動明王并二童子霊宝等開帳仕度奉願上候所、願之通被　仰付難有仕合奉存候、依之深川永代寺門前其外所々江、別紙絵図面之通建札仕度奉存候、願之通被　仰付被下置候ハヾ難有仕合ニ奉存候、以上

文化二乙丑年十一月　　下総国埴生郡成田村

新勝寺　印

寺社
　御奉行所様
　　絵図面左之通

天保13（1842）年の江戸出開帳の開催寺院については、紆余曲折ありながらも回向院に決定し、(6) 期間は天保13（1842）年6月11日8月11日までであった。しかし、晴天に恵まれなかったこともあり、参詣者数は伸び悩み興業的には失敗に終わっている。これは寺社経営に大きな打撃となり、この天保の出開帳の失敗も出品宝物が明治11年皇室に献納されることとなったひとつの要因になったと考えられる。(7)

天保の出開帳時、法隆寺は木版本『御宝物図絵』と『御宝物図絵追編』を作製している。作者は江戸の画工歌川国直で、『図絵』作成のため宝物五十四種を写し取っている。これは出開帳の図録であると考えられ、出開帳が秘仏の霊験を期待するという信仰目的だけでなく、出品の宝物自体にも関心が生まれてきたことを示すと注目される。(8) このような図版の例は、成田山新勝寺の出開帳にもみられる。(9)

以上法隆寺を主として出開帳の様相をみてきたが、これらを踏まえて考察するに、開帳における仏教美術品の展示は、「教育」を目的とする現代の博物館学の展示とはその意義はかけ離れている。また図版の例はあるにしろ、「美術品の鑑賞」も第一目的ではない。時代がさがるにつれ、秘仏や宝物の公開のみでは参詣者が得られず、見せ物等の興行に頼らざるおえなくなるが、あくまでも信仰の対象とする礼拝が一番の目的であり、秘仏・霊宝の公開はそのための展示なのである。しかし、展示の概念からその基本要素として、「①目的のある展示（ある一定の意志に基づく情報の伝達を目的とする行為）」「②見る側にとっての受益」に「開帳」も当てはまると充分に言えるので、「開帳」は広義の展示といえる。(10) また日本の博物館学の歴史のひとつとして開帳をみた際、直接関係はないが「江戸入り道中」や現代のポスターに通じる「建札」にみえる広報活動はたいへん興味深い事例と思われる。

第二節　近世以前の寺院での“展示”

仏像・仏具をはじめとする様々な仏教美術品は、寺院において永らく“安置”されてきた。この意義は、仏の教義を諭すことが第一の目的であり、そのためこれもまた“広義の展示”と呼べよう。また棚橋源太郎は、寺院は「仏像を安置して民衆が礼拝崇敬の殿堂であると同時に、半面新輸入の美術工芸を鑑賞せしめる一種の博物館施設でもあった。」(11) とも述べている。

そこで寺院を鑑賞の場という視点で考えた際に、筆者が大変興味深いと感じた展示を、少しではあるが述べたい。

〈法隆寺金堂〉

法隆寺金堂が作られたころ、当時の礼拝の中心は釈迦如来であった。そのため法隆寺金堂内陣は釈迦進行の典型を表している。須弥壇上に釈迦三尊を中心に諸仏が配置されている。四隅を四天王が守り、周囲の壁面には仏の浄土が絵画で表現され、堂内の壁面に如来、菩薩、天井に接する小壁は天空にみたてられ、飛天が舞っている。天蓋には飛天や鳳凰の彫刻が取り付けら

れている。釈迦が住むという須弥山になぞらえた空間であり、現出した仏の世界といえよう。(12)

〈東寺　講堂諸尊〉

空海がその構想に着手し、承和６年（839）に完成した。鎮護国家の信仰を密教像によって表現した羯磨曼荼羅（彫刻で構成される曼荼羅）。(13) 平面ではなく立体化された曼荼羅の世界。真言密教では、正面からの礼拝を意識し、五智如来（大日、阿閦、宝生、阿弥陀、不空成就）の全てが正面を向いて置かれる。この五仏は真言系寺院の教義を象徴する重要な根本物であるため、そのように配置されている。

以上少ないながら、寺院における展示による仏教の世界観の表出を例に挙げてみた。この二例を構成するのは、世界遺産や国宝、重要文化財に指定されているものであり美術的にも歴史的にも価値が高いことは広く知られているところである。しかしこのような“展示構成”をもって世界観を表していることを知るには事前に誰かが教授したり、自身で学習したりするほかない。このような予備知識をもってはじめてわかる面白さもあるのである。本論とはやや離脱するが、仏教美術品は、元は寺院に安置し儀式等で使用するためのものであって、純粋な鑑賞の対象ではない、そのため博物館や美術館にこれらを展示することは、仏像においては特にその本来性から外れる。しかし、博物館や美術館では、仏教美術の作品の意匠のすばらしさやその歴史的価値をより学術的に観衆へ伝えることが可能であり、また例に挙げた法隆寺金堂や東寺講堂諸尊における仏の世界の創出といった、別の視点から鑑賞する楽しさを紹介することもできるのではないだろうか。あってしかるべき寺院という場所から離れたとしても仏教美術品は様々な情報を持ち合わせており、これらを展示する場所としての博物館と美術館が果たすべき役割を考えていかなくてはならない。

Ⅱ、仏教美術における狭義の展示

明治期になると、政府が主体となって明治５年湯島聖堂での開催を皮切りに、博覧会が各地で行われ、明治10（1877）年には内国勧業博覧会が、東京・京都・大阪などで５回開催されており、近代博物館の萌芽が見られる。しかしこれらは殖産興業政策に貢献した博覧会ではあったが、仏教美術のような、宗教的な美術品、工芸品を主要としたものではない。そこで具体的にいつから、どのような流れで、仏教に関する彫像や工芸品が美術品として扱われるようになり、「博物館」という施設で展示されるようになったのか、明治初期の博覧会から博物館の完成にいたるまでの動向を追って検討していきたい。

第一節　文化財保護思想

明治４（1871）年５月23日「古器旧物保存方」が布告される。このころ旧物旧習を否定する風潮に加え、明治元（1868）年３月に神仏分離令が布告されたことにより、以降仏教関係の建造物等は破壊され、いわゆる“廃仏毀釈”が進んだ。そのため寺院の経済状況は深刻になり、所持していた仏像や仏具、経巻の廃棄や、古物商に売り渡すという風潮が全国的に広まった。(14) こうした状況を危惧し、大学物産局に関わっていた町田久成や田中芳男らが「献言」し、「古器旧物保存方」の公布にいたった。

明治四年　古器旧物保存ノ布告

古器旧物ノ類ハ古今時勢変遷制度風俗ノ沿革ヲ考証シ候為メ裨益不少候処自然厭旧競新候流弊ヨリ追々遺失毀壊ニ及ヒ候テハ実ニ可愛惜事ニ於テ歴世蔵貯致シ居候古器旧物類別紙品目之通細大ヲ不論厚ク保全可致事、但し品目並ニ所蔵人名委詳記載し其官庁ヨリ可差出事。

明治四年　古器旧物保存ノ布告 別紙

…略…古仏像並仏具之部　仏像　経筒　五具足　宝鐸等ノ仏具

上記の史料によると古器旧物を31部門にわけたうち、「古仏像并仏具」の項目があり、「古器旧物保存ノ布告」は、わが国における文化財保護を働きかけた最初の布告であることをふまえれば、仏教関係の器物は、このときに始めて“保護の対象”として法的に認定されたといえる。しかし、“美術品”としては取り扱われていない。だが、少なくともこの時に、仏像・仏具等を後世に伝え（保存、管理す）るべきものと捉えていたと考えられる。この後明治５年５月に社寺宝物調査のために町田久成らは関西方面に出張している（壬申調査）。

第二節　明治初期の博覧会からみる仏教美術

明治新政府は、幕末にパリ万国博覧会に徳川幕府が参加した経験などから、博覧会が殖産興業の振興や、一般人の啓蒙を促す可能性をもつことを知っていたと想定でき、博覧会を殖産興業政策の一環として考えていた。明治６年に開催予定のウィーン万国博覧会の参加を取り決めたことも相俟って、日本国内でも博覧会を実施しようとする動きが盛んになり、明治４年５月に大学南校物産局主催の物産会が行われ、翌年５年３月に湯島聖堂の大成殿で博覧会を開催し、会期期間を一ヶ月以上延期するほど大盛況のうち幕を閉じた。前述したようにこの博覧会は我が国における殖産興業実現とその発達を期待するものであったし、ウィーン万国博覧会の準備的な様相も有していた。つまり、東京で開催されていた博覧会は諸外国に対して国の威信や国力の充実をかけての国策であり、文化財や美術品を重視していたものではなかった。しかし博覧会は東京のみで催されたものではなく、地方でも各地で会場や規模は小さいが開催されていた。本稿は仏教美術について論考しているので、古来より仏教文化の中心であった奈良と京都に選定してこの二府における博覧会をあつかい、仏教美術はどのくらい扱われていたのか、その規模や反響・影響はどのようなものだったかをみていきたい。

―京都博覧会―

一般的に博覧会といえば、明治５年の湯島聖堂における博覧会がいわれるが、我が国最初の博覧会は明治４年の京都博覧会である。この博覧会は明治新政府ではなく、京都の有力商人や地元の有志が主催している。京都は御所を中心とする宮廷文化と共に伝統産業が発展してきた都市であるため、東京に首都が移転したことで、長年にわたってその文化を形成してきた人々の誇りや動機がなくなってしまう危険性がある中で、京都の町の活力維持、つまり伝統産業の維持が大きな課題であった。この課題に対する解決の糸口として博覧会が開催されるわけであり、このような背景ありきで地域産業と密接に関係していることが京都博覧会の大きな特徴でもある。

明治４年の京都博覧会は、西本願寺の書院を会場にして、明治４（1871）年10月10日から11月11日までの会期で11000人を超える入場者数があった。『京都博覧会沿革史』[15]によると、国内製品が166点、中国製品が131点、ヨーロッパ製品が39点で、合計336点が出品されていた。この京都博覧会は大盛況であり、多大な利益をあげた。『京都博覧会沿革史』によると、この博覧会は収支的には成功したものの、短期間で準備したこともあって、「古物或いは骨董会の感があって、所謂新時代の産業振興といふ角度から視ると凡そ縁遠い存在でしかあり得なかった。」と評されている。結局、京都博覧会は“博覧会”として正確に認められてはおらず、翌年の「第一回京都博覧会」を最初の博覧会として位置付けている。仏教美術の展示史という視点からみても、出品された古物は、ほぼ個人所有であり、寺社のからの出品は極めて少なく、仏教美術といえるようなものはなかった。[16]

翌年明治５（1872）年の第一回京都博覧会は、前年の反省点を活かし、織物、塗物、彫物、染物、組物、金工、鋳物、陶器等の伝統工芸で地場産業の発展を図りつつ、さらに天産物も多数出品することで、殖産興業を考慮した啓蒙的な要素も強く持ち合わせたものとなった。第一回京都博覧会は明治四年京都博覧会と比べて個人所有の出品だけでなく、寺社所蔵の品々が飛躍的に増えている。仁和寺、大徳寺、相国寺等の寺院から、現在、国宝や重要文化財に指定されている作品も出品されていることも特徴のひとつであり、特に絵画作品がきわだって多くみられる。[17]

―奈良博覧会―

奈良博覧会は明治８（1875）年３月１日から５月20日に開催され、東大寺の大仏殿と回廊を会場として開催されたのが最初である。この博覧会は明治20（1887）年の第十二回まで続く。

奈良博覧会を開催するにあたって、明治七年に京都と同様に有力町民による奈良博覧会社が設立される。博覧会が及ぼす影響力については京都博覧会によって既に認識しており、その影響もあったであろう。こちらも殖産興業の興隆を目的としてはいたが、奈良は他の県と比べ寺社、古器旧物が多く、その特性を商工業に活かして経済的高揚を促そうという方向性で奈良博覧会社も動いていたらしい。また時代は少しさかのぼるが、明治５（1872）年に文部省大丞町田久成が中心となって古社寺宝物の調査を実施している。この背景には、ウィーン万国博覧会に向けての出品物の調査と博物館建設における準備があったようで、更に広範囲に広がる夥しい数の古器旧物の調査を容易にするために、博覧会によって一堂に集めるという目的もあったと推測される。[18] 奈良博覧会の展示目録をみると正倉院や法隆寺の宝物の他、東大寺、春日大社などの有名な寺社所有の工芸品が大量に展示されていたことがわかる。同時期に行われている明治八年第四回京都博覧会の出品物と比較しても、京都博覧会は各県の天産部の資料や青磁や陶器等の伝統工芸品も多く見られるが、第一回奈良博覧会はそのほとんどが寺社の工芸品である点を最大の特徴とする。

以上二ヶ所にみられる博覧会を見ると、京都博覧会では皆無に等しかったが、第一回京都博覧会の出品物は、仏教関係の作品においては仏像、仏画、仏具等の出展が認められる。これらは当時の日本では、ウィーン万国博覧会の影響で「古美術」という概念が生まれる[19]が、目録に仏教関係資料以外の作品と一緒に「古美術」領域として記載されている。また前述したが、

同時期に町田久成らが関西地方に出張し古文化財保護とウィーン万国博覧会へ出品準備のための社寺宝物の調査を行っているが、これは日本が殖産興行に遅れをとっていたので、技術や意匠に優れた工芸品を出品すべきというドイツ人でお雇い外国人のワグナルの助言もあってのことであった。

そもそも日本は特に古代において美術品、工芸品とされるものはほとんどが仏教美術品であり、仏教美術品以外の絵画や工芸品等の美術品も、寺社においてそれら伝世品が多数保存されていた。これを踏まえると、宗教的意義をもつもの、もたないものに関わらず、「宝物」として一色単に分類されていたのではないかと考えられる。第Ⅰ章でも述べたが、仏教美術は宗教的背景の上で作られたものであり、本来ならば寺院にあってしかるべきものである。しかし、当時「美術品」という概念は生まれてはいなかったが、仏教美術はその宗教的色彩のみでなく、芸術的価値とさらに作品にまつわる歴史的背景という三面性を包括しているため、宗教的概念のみにとらわれることなく、自然な流れで博覧会等に出品されたと考えられる。また工芸品としての意匠とその由緒は出品物として優秀なものでもあるので、博覧会において「陳列」という形態で展示されるようになったのではないだろうか。

―京都・本願寺集覧会―

明治８（1875）年４月15日から本願寺を会場にして開催されている。本願寺集覧会は厳密に府県博覧会として判別しにくいが、陳列品がほぼ仏教資料であるため本稿の主旨と関連するところから取り上げることとする。

【目録本文】

此度ハ本山を始め國々末寺に傳来する／法寶物を一集しこの集覧会をひらき
もろ人に拝礼をなさしめ給ふハ徒に耳目を／おとろかして世の語合艸にせんとにはあらす／宗祖聖人の影像ヲ拝みては遠く在世の古を／慕ひ中祖上人の遺品にむかひては繁昌の今を／喜ひこれを聞法の便りとして信の上より援謝の／おもひをまさしめんとなりしかれハ大谷の流れをくみ／此勝縁に値奉る輩いよいよ嘉義を相守り仏法世法につき障りなからん事を希ふのみ／明治八年四月十五日

「本願寺と諸国に広がる末寺に伝来する宝物を一ヶ所に集め、より多くの人に礼拝をしてもらうようにするのは、宗祖聖人（親鸞）を拝んで、宗祖が在していた古き世を慕い、中祖（蓮如）の遺品に向かうことで今の繁栄を喜び、開法の便りとして信仰の上で援謝の思いをしめせば、この秀でる縁参上する輩がますます嘉義を守り、仏法世法によって障げなくすごすことができるようのぞむのみである。」とあり、この集覧会の主旨がうかがえる。展示内容としては、各寺の祖師木像や祖師真影、祖師や中興の祖といわれる蓮如上人、他上人の真筆の名号や経文が大多数であり、その他念珠、袈裟、画像、消息（手紙）等がある。本願寺集覧会は博覧会とは、名称はもちろん開催の目的も異なる。しかし様々なモノを陳列し見せることで、観衆の啓発を促す博覧会の性格は、祖師や中興の祖等にまつわる品々を見せ、民衆がより（宗派に関する）知識を得（てさらに興隆す）ることと同様の性質を持っていると考えられる。この集覧会が江戸期にみられた開帳と異なるのは、出品の数と霊宝か否かであり、開帳は秘仏公開による霊験の享受と寺との結縁が本来の性格であったが、この集覧会においては仏像や霊宝による霊

験を期待するようなものではなく、ある意味「学習」的な面を見いだすことが可能であり、このような啓蒙的な側面が博覧会に通じると考えられる。ここから導き出される見解として、この本願寺集覧会は、仏教資料を初めて博物館的に展示した事例である可能性があるのではないかと思われる。但し、このような寺院中心の博覧会の他の例について未検討であるので、あくまでも可能性のひとつであると述べておく。この件に関しては今後の課題のひとつとして研究していきたい。

第三節　博物館と法隆寺宝物

①　法隆寺宝物

奈良博覧会に出品された法隆寺宝物は開催終了後法隆寺へ帰ることはなかった。明治初期の廃仏毀釈の影響は、法隆寺という大寺院にも例外なく訪れ、窮乏する寺社経営の中で、宝物を守りきることは不可能であると判断した法隆寺の住職たちによって、献納願が提出され、それが受理されたためであった。博覧会終了後は東大寺に一時的に保管されていたが、明治11年に皇室御物として正式に決定されるとひと足先に同じく皇室御物となった正倉院に収納され、明治15年上野公園の博物館新館が開館した後、博物館に移送され、現在にいたっている。

②　帝国博物館

内国勧業博覧会以降、内務省が管轄していた博物館は、明治14年に新たに設置された「農商務省」へ移管される。この年に制定された事務章程に、「博物局ハ古器物ノ保存美術ノ推奨ニ関スル事務ヲ調理シ博物館ヲ管守ス」とある。[20] 当時の仏教に関する器物の分類が「古器物」であったか、「美術品」であったかは定かではない。さらに明治16年博物館の将来のあり方で「本邦固有ノ美術ノ進歩ヲ益々奨励スルコト」[21]とあり、「本邦固有の美術＝仏教関連の資料」も含まれているならば、このころには仏教工芸品または作品が「美術品」という範疇でとらえられていたといえるだろう。

その後、明治18（1885）年内閣制度発足を契機として皇室財産を形成しようとする動向の中で明治19（1886）年農商務省管理の博物館が宮内省に移管され、同時に法隆寺献納御物も博物館に貸与という形式で博物館に保管され、宮内省の管轄になった。明治22（1889）年には帝国博物館と改称し、東京帝国博物館の初代総長は九鬼隆一が任命され、美術部長には岡倉天心を任じた。このころから帝国博物館は美術系に傾倒していく。明治35（1902）年には、農業・林業・漁業関係の列品を農商務省ほかに移管され、大正13（1924）年８月から天産部の列品は文部省へ譲渡が開始され、翌14（1925）年３月には譲渡が完了し、８月に天産部は廃止された。[22]

帝室博物館の動向からみるに、博物館が美術系へと傾倒していく中で、法隆寺宝物を中心とする仏像、仏教絵画、仏具等は、本来の使用意図は別として、その意匠を鑑賞する美術作品と位置付けられていったのだと思われる。特に法隆寺宝物等の大寺院にあるように貴重な仏具は、皇族や貴族が現世利益や救済をより求めるために、信仰の表れとして華美で装飾性に優れたものが多く、美術作品としてみても充分に力がある。そもそも寺社を離れてしまった時点で、仏具は、ひとつの“作品”として成り立つ他なかったのかもしれない。大正期の帝室博物館は美術課と歴史課に分かれ、美術課と歴史課双方に法隆寺宝物は分割貸与されていた[23]ようだが、

昭和13（1937）年に復興した新しい本館が開館すると、歴史課が保有していた陳列品は美術課、美術工芸課の陳列区分に合わせて分割され、歴史課は事実上の廃止となる。今日まで続く仏教美術のいわゆる提示型展示の形態は、このような博物館の動向によって形成されてきたのであろう。

Ⅲ、総括

以上、「仏教美術の展示史」と題してまず第Ⅰ章では、その萌芽が江戸期における「開帳」と位置づけし、その概要や様相から「開帳」による仏像あるいは寺院の霊宝の展示は、初期の開帳においては、「①民衆の霊験の受容のためと寺院との結縁」と、後期においては「②拝観者の増加を期待すること」が目的であり、意図するところであった。これは展示の基本概念をふまえて広い意味での「展示」とし、「広義の展示」と位置づけることが可能であろう。また開帳の開催期に実行された「江戸入り道中」や建札の設置が博物館の広報活動に通じる点や、また今日の博物館の目録と同様と考えられる絵付きの目録が開帳においても成作されている点は、博物館展示を考察する上で注目されるに値する事例である。

次いで、第Ⅱ章では狭義の展示として明治初期に開催された京都博覧会と奈良博覧会、本願寺集覧会について取り上げ、その目的や博覧会にいたるまでの動向から仏教美術作品がどのように考えられていたかを考察した。まず明治初期の京都・奈良地域の活性化を博覧会によって成し遂げようとする機運と、文化財保護とウィーン万国博覧会の出品準備を目的とした宝物の調査（壬申調査）がある中で、

① 仏教美術も宝物の一部と位置付けされた

② 京都・奈良博覧会の特徴とする伝統工芸品や豊富さを生かした古器旧物の展示資料として、その性質に仏像・仏具等仏教資料も合致した

という二点を推測した。これをふまえて以上の二点が、仏教美術が宗教的意図から外れ博覧会において「陳列品」となった理由であると考えるものである。

また第三項では法隆寺献納宝物と博物館の動向から、法隆寺宝物をはじめとする仏教美術品は、帝国博物館の美術系への傾倒によって、資料がもつ情報のうち芸術性がとられ、仏教美術品以外のものと、同様に「美術品」として分類され、現在のような提示型の展示形態になったと考える。

註

（1） 椎名仙卓　2000『図解　博物館史〈改訂増補〉』雄山閣出版

（2） 『明月記』とは、藤原定家（1180－1235）の日記。本文の記載は嘉禎元年閏六月十九日条。

（3） 比留間尚　1973「江戸の開帳」「江戸開帳年表」西山松之助編『江戸町人の研究』2
※「勧化」は老中の許可が必要であったが、「開帳」は勘定奉行の寄合の許可でよかった。
他、開帳の基本知識として以下の著書も参考にした
大本山成田山新勝寺　1998『成田山新勝寺史料集　第五巻』
神崎照恵編　1968『新修成田山史』成田山新勝寺

（4） 湯沢隆　1978「江戸における沈静的開帳の展開」『史観』90号
1986「江戸における開帳場の構成―享和三年善光寺出開帳の事例を中心として―」
『国立歴史民俗博物館研究報告』11巻
1991「江戸の開帳における十八世紀後半の変化」『国立歴史民俗博物館研究報告』33巻
北村行遠　1989『近世開帳の研究』名著出版

（5） 斎藤月岑　2003『定本武江年表』上、中、下　今井金吾校訂　ちくま学芸文庫　筑摩書房

（6） 天保13年の江戸出開帳において法隆寺は回向院を希望したが、奉行所は大川端の多田薬師東江院に変更するように指示を出す。しかし法隆寺側の再度申し込みにより最終的に回向院になる。

（7） 金子啓明　1996「法隆寺献納宝物の由来と聖徳太子信仰」
『特別展 法隆寺献納宝物』総目録　東京国立博物館　P16

（8） 前掲載註（6）に同じ　P15

（9） 新勝寺の出開帳は全回数33回に及び、居開帳は16回、出開帳は17回であった。その内容は本尊（不動明王）並びに両童子の開扉と天国の宝剣及び霊宝の展観であった。新勝寺の出開帳の様子は、文化十一年深川永代寺での出開帳について記載される以下の史料に見られる。
『武江年表』「文化十一年甲戌」
三月朔日より永代寺にて、成田不動尊開帳（奉納の幟（のぼり）、大提灯、米俵、造り物等夥しく有り、此の時より奉納目録に絵を加え、板行して売歩行（うりあるく）ことはじまる）。

（10） 青木豊　2003『博物館展示の研究』雄山閣

（11） 棚橋源太郎　1958『博物館・美術館史』P110

（12） 守屋正彦　2003『すぐわかる日本仏教美術―彫刻・絵画・工芸・建築―』東京芸術　P18－19

（13） 濱田隆　西川杏太郎　監修　1991『仏教美術入門4　密教の美術』平凡社　P118－123

（14） 前掲載註（12）P84－88

（15） 『京都博覧会沿革史』とは、明治三十六年に京都博覧協会が編纂したもの。京都が全国で初めて博覧会を開催した地であることを前提に開催後約三十年を経てまとめられている。
並木誠士　2008「近代京都の博覧会における「古美術」」高木博志編『近代京都研究』P325

（16） 京都市　1975『京都の歴史　8　古都の近代』学芸書林
P124－145　第二章第二節京都の博覧会

（17） 東京文化財研究所編　2004『明治期府県博覧会出品目録　明治四年～九年』

（18） 高橋隆博　1982「明治八、九年の奈良博覧会陳列目録について」（上）

『史泉』56、7号

(19) 佐藤道信　1996『「日本美術」誕生―近代日本の「ことば」と戦略―』講談社メチエ九二　講談社

(20) 前掲載註（1）

(21) 椎名仙卓　2005『日本博物館成立史 博覧会から博物館へ』雄山閣出版　P90－91
（内務省）博物館は殖産興業の政策に添った施設であったが、事務章程に“美術の推奨”が加わったことで、美術系に傾倒していく様子が見える。

(22) 東京国立博物館編『東京国立博物館百年史』東京国立博物館
野間清六　1957「旧法隆寺献納御物の来歴」『MUSEUM』76号
矢島恭介　1959「法隆寺献納宝物類の来歴とその目録（一）」『MUSEUM』95、96号

(23) 石田茂作　1974「法隆寺献納宝物の由来」東京国立博物館『MUSEUM』282号

（國學院大學大学院博士課程前期）

銀行博物館の研究

A Study of the Bank Museum in Japan and Korea

落合　広倫
OCHIAI Hiromichi

はじめに

我が国に於ける貨幣の研究は流通、経済、保存科学、歴史学、民族学等多岐に亘る学問分野からその研究がなされている。また、博物館展示に於ける貨幣は、特に人文系博物館ではよく展示に供されるのであるが、その展示は単に陳列されているだけのことが多い。貨幣そのものが人の営みにおいて切っても切れないものであり、資本主義社会においても、原始的生活を営む離島の住民であっても生活の基本は貨幣（石貨や貝貨等）であり、それ故おのずと博物館展示の一部になるのは言うまでもないが、そのほとんどが見学者に情報を伝える展示には到達していないのが現状である。

本稿は、日本の銀行博物館の歴史を考察し、日本の銀行博物館と韓国の銀行博物館の事例紹介をしながら、現代社会への貢献と銀行博物館の意義を考察するものである。

1．日本の貨幣博物館

日本銀行金融研究所貨幣博物館は東京都中央区日本橋の日本銀行分館内に、1982（昭和57）年の創立百周年を記念して設置され、1985年に開館した博物館である。もともと日本銀行は日本及び諸外国の貨幣資料を収集し、調査研究を行なっていたが、田中啓文コレクションの寄贈を受けてさらにその規模を拡大していったのである。この金融研究所の設立目的の一つに外部の研究活動の便宜に資する各種情報、資料等を公に提供するとあり、その研究活動は金融経済に関する歴史的資料の収集、保存、公開（アーカイブ・貨幣博物館）となっている。したがって、貨幣博物館はこの金融研究所の研究活動の一環として運営がなされている。また、2002（平成14）年の日本銀行創立120周年を記念して、日本銀行が貴金属地金として保有していた古金銀貨を貨幣博物館で保存し一般公開を始めている。以下にこの田中啓文コレクションの寄贈に至るまでの経緯を述べていく。

澁澤敬三と貨幣博物館

澁澤敬三は日本資本主義の父と称された澁澤栄一の孫で、我が国の経済界で多大な功績を残した人物である。澁澤は幼少の頃から「腕白倶楽部」なる会を結成し、それは後にアチックミューゼアム構想へと発展していった。アチックミューゼアムとは澁澤が東京帝国大学（現東京大学）に入学した頃から、自宅の物置小屋の屋根裏に友人３人で作った小さな博物館のこと

である。しかし、父・篤二の廃嫡が決定し、祖父・栄一から「お頼みする」と銀行業務に就いてもらいたい旨を願われ、生物学者への夢は閉ざされることになった。75歳の栄一が19歳の敬三に対して羽織袴の正装で頭を下げて頼む姿に「あの時は、悲しくてしょうがなかった。命令されたり、動物学はいかんといわれたら反発していたかもしれないが、70すぎの老人で、しかもあれだけの仕事をした人に、ただ頭を下げて頼まれると、どうにもこうにも抵抗のしようがなかった」と述べている。[註1]

澁澤が文化・学問分野でもさらに大きな貢献を果たし、アチックミューゼアムに傾注した理由は、自らが叶えられなかった学者への夢を、多くの学者を育てることで果たそうとしたからと考えられる。東京帝国大学卒業後、祖父栄一が願った日銀ではなく横浜正金銀行に入行した敬三は、アチックミューゼアムの活動を続け、ロンドン赴任の時期はバンクホリデーを利用してヨーロッパ各地を旅行し、多くの博物館を見学した。このヨーロッパ見聞は澁澤が関与した我が国の博物館建設に大きく影響を与えたのであった。澁澤が関わった博物館は数多く、そのうちの一つが貨幣博物館である。

田中啓文は古銭収集家の同人会「東京古泉協会」に所属し、その後「東洋貨幣協会」（旧東京古泉協会）理事に就任、のちに第3代東洋貨幣協会会長に就任した人物である。田中コレクションは貨幣・金融関係のコレクションで銭幣館コレクションと称され、田中が50年かけて収集した資料は10万点を超える。田中は単なる好事家とは違い、コレクションの保存・展示のための施設である東洋貨幣研究所「銭幣館」を1923（大正12）年に自宅内に設立し、そこで資料の分類及び研究を行ない、さらに研究者の育成を実践した。

刈谷均[註2]は、

> 季刊アチックには、1939（昭和14）年12月2日「荏原区戸越の銭幣館見学参観者祭魚洞先生・戸谷・大里・木島・山口の五氏に龍門社及び実業史博物館準備室よりも数名参加」と銭幣館見学の記事がある。敬三自身「昭和15・6年ころ、土屋喬雄兄に誘われ、戸越の田中啓文さん主宰の銭幣館を拝見した時は、その量、質、蒐集方法及び、ひたむきにかけた50年に亙る年代と、その間情熱ある研究のもたらした識見、さらに貨紙幣に限らず、古代の鋳造用具、枝銭そのもの、四千部以上の古泉文献、図版、地図類、または千両箱等の保管具や、昔からの各種貯金玉等、凡そ立体的に且つ緻密に網羅されているに、いたく驚嘆した」とその感想を述べている。

と論じていることから、澁澤は日銀総裁に就任する以前から田中のコレクションに対して非常に注目しており、田中からの寄贈の申し出を快諾したことは容易に想像できるのである。1944年頃、戦争の激化により資料の散逸を恐れた田中が日本銀行に相談に訪れ、澁澤はその対処として、資料のみならず銭幣館の研究者をも日銀で受け入れ、研究の継続を提案したのである。この澁澤の文化財・学問に対する理念に共感した田中は、全コレクションの寄贈を申し出たのであった。その人生すべてをアチックミューゼアムに力を注いだ澁澤は、「資料は学界に提供するために収集する」という理念を持ち、その理念は田中コレクションを公的機関である日銀で保護したことにも強く読み取ることができるのである。

膨大な田中コレクションを日銀の地下室に搬入するには3ヶ月余りを要したとされ、戦時下

にもかかわらず、日銀内に貨幣標本室を設置し、同時に銭幣館の研究員であった郡司勇夫を迎え入れた。郡司は日銀に移籍後も貨幣コレクションの整理・保存・研究に尽力し、貨幣保存において多大な貢献をした人物である。

さらに刈谷は、[註3]

> 敬三はまだ東京帝大経済学部の学生だった頃に近世の金融システムに興味を持った。それは「次郎長や忠治等の生態の裏に、やはり経済的優位の基盤があり、浪花節的仁義の世界は、如何に面白くも、それだけでは旅費なしに歩く弥次喜多の旅と一般根のない花になる。貨幣経済が、末端まで行き亙らぬ当時の地方で、上層や下層間に浮遊する硬貨を、一面質屋的万屋的商業経営を密かにやらせ、一面射俸に踊る人身を巧みにつかんでの賭場寺銭で、人を養い勢力を保った生き方」であり、人間と貨幣との関わりであった。これを「民度の進展に即しつつ人類生活の道具として、物質文化の面からも、貨幣を学問的体系的に把握出来まいか」と考えたという。銭幣館コレクションには、まさに人心と貨幣との関わりを知り得る資料が多く含まれており、これも敬三がコレクションを救った一つの理由になるかもしれない。

と論じている。後に澁澤自身が「僕は日銀総裁として何もしなかったが、田中さんのコレクションを譲り受け保存した事だけは、良い事をしたと思っている」[註4]と回想していることからも、澁澤の文化財に対する熱意を理解することができるのである。敗戦後 GHQ 政策による接収の危機があったが、日銀は田中コレクションを保護し、現在は貨幣博物館で一般に公開している。この接収の際、郡司が「金銀貨をはじめとする貨幣に関する資料は日本の文化財であり、それは日本人の手で守り、活用していくべき」[註5]との信念に基づき強く折衝したことで、それらを文化財として公開することを条件に接収から免れることができたのであった。以上が貨幣博物館の田中コレクション寄贈の経緯であるが、今日日銀が博物館を設置し、広く一般に公開している点は高く評価できるものであり、これは澁澤の力によるところが大きいことは言うまでもない。

貨幣博物館の特色

貨幣博物館では日本貨幣史をテーマとした展示がなされ、我が国の貨幣の発生と発達を日本貨幣史上の重要な出来事別に時代区分、つまり古代（物々交換から物品貨幣へ・わが国における貨幣発行の開始）・中世（中国銭の使用）・近世（江戸時代幣制の芽生え・独自の幣制の成立・幣制の安定と動揺・金座絵巻・銭座絵巻包金銀・枝銭・銭緡・千両箱・銭刀・銭鎛・札挟み・江戸時代のさまざまな紙幣）・近現代（明治初期の幣制混乱・円の誕生・日本銀行の設立・金本位制度から管理通貨制度へ）として取り上げている。また、世界貨幣史上の動きと比較展示され、その他テーマ展示がある。

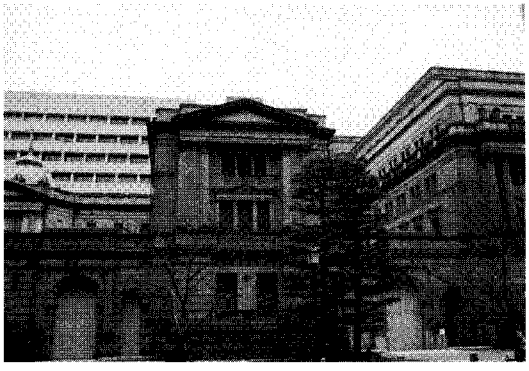

日本銀行本館（重要文化財）

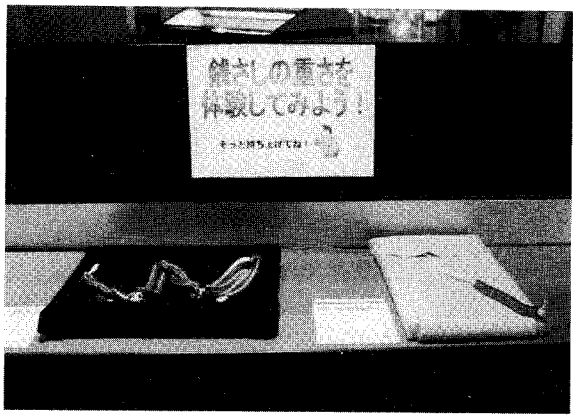

体験型展示（銭さしの重さ）

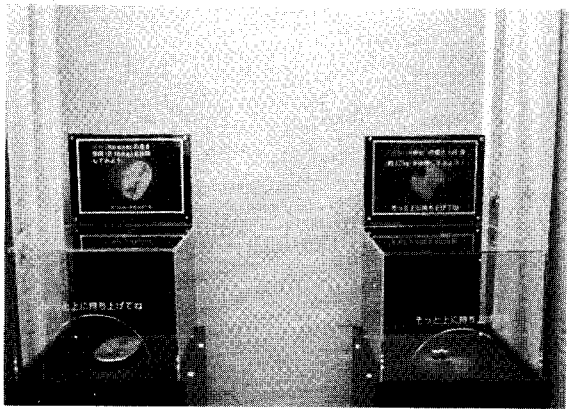

体験型展示（お金の重量）

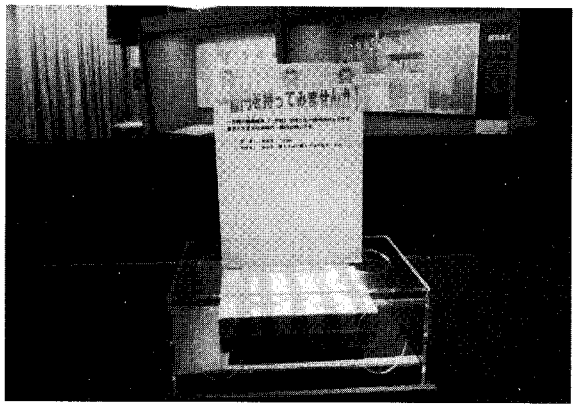

体験型展示（一億円の重さ）

ミュージアムショップ（自動販売機）

このように一般の博物館で見られるような、単に展示ケースの片隅に置かれている展示とは違い、歴史を中心としているものの貨幣を様々な学問領域から展示した総合博物館といえるものである。何よりも博物館の骨格といえるコレクションが優秀であることが最大の評価であろう。まさに「モノ」で見せ、「モノ」で情報伝達が可能な博物館である。資料が優秀であれば展示技法による小細工は必要としないし、集客力もリピート客も望めるのである。勿論入館料は無料である。無料であることから相当数の学生が貨幣博物館を訪れて見学している。比較的年齢層の高い子供を対象としたハンズオン展示や、参加型展示も見受けられ、一般の見学者だけでなく、学生もターゲットにしている展示となっている。

また、隣接する明治29年築の日本銀行本館は重要文化財に指定されており、100年以上使用された地下金庫や、本館内部の見学及び日本銀行の歴史や業務内容の解説を予約制で行なっている。さらに「市民講座」を中心とした「日銀を紹介する夕べ」を開催している。18：30～19：40という時間設定や講座内容から考えて大人向けのワークショップである。

資料の性格上警備員の配置が多いことと、ミュージアムグッズが自動販売機で売られている点が他の博物館にはあまり見られない特色といえる。

日本銀行旧小樽支店金融資料館

金融資料館は明治45年、北海道小樽市に建築された旧日本銀行小樽支店を、そのまま資料館として活用し展示公開している施設で、近代遺産としての歴史的建造物を保存している点が評価できる。パリのルーヴル美術館はルーヴル宮殿を、オルセー美術館はオルセー駅を美術館として活用しているように、欧州では歴史的建造物を美術館などに転用する事例が多い。建物そのものが歴史資料となっているものであるが、我が国では高度経済成長に伴って古い建物が壊され、新しいビルが立ち並ぶようになった。そのような状況の中で、日本でも古きよき町並みが消失していくことに危機感を抱いた地域住民の保存運動が発端となり、町並み保存が起こり、今日ではさらに近代化遺産が積極的に保存される時代になった。

我が国の近代化遺産の一つに明治期～昭和初期にかけての銀行建築があり、それらが博物館や美術館に転用されている事例も多い。この日本銀行旧小樽支店がそれにあたるものであり、他には旧第一銀行函館支店（大正10年築で市景観形成指定建物）は函館市文学館に、日本銀行旧函館支店（大正15年築）は函館市北方民族資料館に、旧第五十九銀行青森支店（昭和６年築で登録有形文化財）は青森県立郷土館に、旧第五十九銀行本店（明治37年築で重要文化財）は青森銀行記念館に、旧秋田銀行本店（明治45年築で重要文化財）は赤れんが郷土館に、旧大間々銀行本店（大正11年築で市指定重要文化財）は大間々町歴史民俗館に、旧横浜正金銀行本店（明治37年築で重要文化財）は神奈川県立博物館に、旧川崎銀行千葉支店（昭和２年築）は千葉市美術館に、旧川崎銀行佐倉支店（大正７年築）は佐倉市立美術館エントランスホールとして保存活用されている。

このように建物の外観を残して、内部を改築するファザード保存は欧州で見られる保存方法で、歴史的町並みを形成するうえでの方策でもある。そこに住まう住民は現代の快適な生活空間を保障されなければ、建物の保存も難しい課題となってくるであろう。したがって、建物の外観のみを保存し、内部に入ると現代的な居住空間が保障されていることが多い。この理念から旧銀行の外観を残し、内部は改築して展示空間として公開しているもので、中には内部もそのまま改築せずに保存活用している施設もある。後述する韓国の貨幣博物館は旧銀行を貨幣博物館として転用している事例である。

三菱東京UFJ銀行貨幣資料館

三菱東京UFJ銀行貨幣資料館は、1961年東海銀行設立20周年を記念して、東海銀行本店ビル（現・三菱東京UFJ銀行名古屋ビル）内に設立された資料館である。1981年に北隣の御幸ビルに移転、2002年には名古屋市中区錦に移転した。2006年には社名変更により、UFJ銀行貨幣資料館から現在の名称に変更された。2009年に一時休館し、同４月に名古屋市東区に移転し開館した。この資料館が当初入居していたビルは、東海銀行の前身の一つ・名古屋銀行の本店として1926年に建設され、1961年までの間は東海銀行本店として、その後は中央信託銀行名古屋支店として使用されていた。この資料館がある広小路通は、かつての旧住友銀行名古屋支店（1998年解体）、名古屋日本徴兵館（2004年解体）など大正から昭和初期の建築物が立ち並んでいたが、相次いで取り壊され、その状況の中で三井住友銀行名古屋支店、明治屋名古屋店と

ともに保存され、1989年に名古屋市都市景観重要建築物に指定された。資料館自体は三度の移転を経て現在に至っている。

旧貨幣資料館は近代化遺産として保存し、別の場所で貨幣資料館を設けた点に於いては前述の日本銀行金融研究所貨幣博物館と同じ運営方法である。展示概要は、日本及び諸外国の貨幣およそ1万点を展示し、その他歌川広重の「東海道五十三次」などの資料も展示している。展示室に我が国最大の両替屋を再現した時代部屋や、1億円の重量体験コーナーといったハンズオン展示が特徴となっている。入館料は無料である。

造幣局造幣博物館

造幣博物館は、1911（明治44）年に火力発電所として建てられた建物を博物館に転用して展示公開している。この建物は大阪市北区天満の造幣局構内に残る唯一明治時代の煉瓦造り西洋建築物である。平成20年から「人に優しい博物館、環境に配慮した博物館、魅せる博物館」をコンセプトとして大改装が行なわれ、翌21年にリニューアルオープンした。

展示はLED（発光ダイオード）による照明で、貨幣の表裏両面から見ることが可能な立体展示を採用している。

主に小学生を対象とした千両箱の重量や貨幣袋の重さを体験する展示や、実物の金塊・銀塊に触ることが可能なハンズオン展示、パズルチャレンジコーナーといった体験型展示が充実している。また、これらの展示と連動して、工場見学も行なっていることからも、この造幣博物館は子供たちの教育の場として活用されている博物館である。

東京大学大学院経済学研究科貨幣コレクション

東京大学大学院経済学研究科は日銀に次ぐ貨幣コレクションを所蔵しているとされる。藤井粲三朗コレクションと安田善次郎コレクションがその中枢となっており、小島浩之[註6]は「両コレクションは、旧蔵者も蒐集対象も異なっているが、高い学術的価値を有している点で共通している。学術的な観点から体系的に蒐集されたものである点は多いに評価されるべきであろう。」とし、さらに「藤井は寄贈の際に編んだ原拓本本『寶貨録』の序に次のように記している。」として、

> つらつら惟うに明治の聖代以降、學術の事、悉く備りて泰西に譲らず、唯だ錢貨の學の未だ起らざる有るは、最も遺憾たり。不肖之を茲に志すこと二十有餘年なり。集むる所の同文國の錢貨殆んど備われり。則ち歴史を徴めて事蹟に鑑がみ、孜々として倦まず、研鑽して一日を空費せず。然りと雖も頽齢して耳順を超え、中途の挫折を恐る。今聞くならく我が最高學府に錢幣の實物有らず、故に學者史上に記す所の錢幣、其の名を知りて其の物を識らず、常に隔靴掻痒の嘆有り、と。不肖之を聽き、大いに感ずる所有り。直ちに蒐集する所の錢幣を舉げ、東京帝國大學に寄贈し、以て學者の嘆を除き、學府の闕を補わんと欲す。

を引用して、「当時、貨幣そのものの分析に関わるのは研究者ではなく古銭蒐集家だとの認識が強かった。藤井はこの傾向を嫌い研究重視の姿勢を鮮明にしたため学究肌として知られて

いた」と述べている。さらに「安田は書誌学に造詣が深く、(略) 研究者への学術支援も惜しまなかった。(略) 両コレクションは、旧蔵者の学術研究への深い理解の下、蒐集されたものだったのである。」と論じている。

東京大学大学院経済学研究科ではこれらのコレクションの活用について再三検討がなされ、田中啓文と郡司勇夫を招いて座談会が開催されたという。この座談会では成立過程と寄贈経緯の記録が残されたが、公開や活用には及んでいない。昭和54年から57年にかけて大整理が行なわれ、写真撮影と目録カードが作成され、平成8年から10年にかけて図録と目録が作成されたが、その時点においても公開と活用には及ばなかった。しかし、その後画像データベース化により公開が実現されたのである。

以上のように、東京大学大学院経済学研究科には藤井、安田両コレクションが収蔵されており、データベース化され、公開されている。現代社会に於いて Web 公開による資料の活用は、遠隔地からでも情報を容易に入手することができる点で、便利で優れた情報伝達方法と言えるが、展示施設で一般公開することの意義はさらに大きいと考える。何故ならば、博物館は実物「モノ」を見せることで情報伝達する教育機関であり、画像上の資料を見るよりもはるかに臨場感があり、訴える力が大きいことは言うまでもなく、驚きと発見の場なのである。東京大学は優秀な付属博物館を持ち、優秀な資料を所蔵していることは周知の通りであり、この貨幣コレクションの一般公開も期待したい。

2．韓国の貨幣博物館

韓国銀行貨幣金融博物館（BANK OF KOREA MUSEUM）は、ソウルの中心部の韓国銀行旧本館に2001年6月12日、韓国銀行創立50周年を記念として開館した。この建物は日本の植民地時代に朝鮮銀行として建てられた歴史的建造物で、銀行は現在新しいビルで営業している。この博物館は古代から現代に至るまで、韓国や北朝鮮などの世界各国の貴重な貨幣4,500点余りと、国内外の貨幣文化の歴史、韓国銀行の歴史史料、沿革を展示し、貨幣文化に対する国民の認識を高めるべく設立された。貨幣博物館は資料の保存、研究、展示を通して、教育的な機能をも果たす現場学習の場を提供している。

日本の貨幣博物館と比較すると、対象年齢が低く設定してあり、小学校低学年の子供たちが沢山見学に訪れている。これは韓国独自の現地教育によるものであろう。韓国では月に一回程度、教員は生徒を歴史的な場所や博物館などに連れて行く義務がある。したがって、韓国の博物館はいつも学生たちで賑わっているのである。チルドレンズミュージアムを併設することで、小さい頃からの博物館教育が可能となっており、博物館が楽しく学べる場となっている。この韓国銀行貨幣金融博物館は全般的に子供を対象とした展示になっていることからも、子供たちの科学の芽を育む場として、自国の歴史を学ぶ場として活用されているのである。勿論入館料は無料である。

展示室は当時の建物内をそのまま利用しており、重厚感のある展示室となっている。ミュージアムショップで販売されているしおりは、当時の実物資料を実際に動かすことによってお金の刻印を施すことができる。参加型展示の新しいあり方で、ミュージアムショップのグッズの

貨幣金融博物館の展示

韓国銀行　貨幣金融博物館

4 화폐광장

(화폐의 기원)

돈은 아주 오래전부터 우리들의 일상생활에서 없어서는 안 될 귀중한 생활수단으로 인류역사와 함께 존재하여 왔습니다. 화폐가 없던 시절, 인간은 오랜 세월동안 물물교환에 의존해서 살아 왔습니다. 그러나 물물교환은 불편한 점이 많았어요.

그래서 누구나 갖고 싶어 하면서도 휴대와 운반이 편리하고 오랫동안 보관할 수 있는 것으로 필요한 물건을 구할 방법을 생각해 냈습니다. 이렇게 해서 돌이나 뼈로 만든 무기, 뱁씨나 조개 등과 같은 물품화폐가 사용되었습니다.

이중 _____(을)를 본뜬 한자인 패(貝)는 화폐(貨幣), 자산(資産), 매매(賣買) 등 돈이나 경제용어 등으로 의미가 확대되어 쓰이고 있습니다.

(별난 화폐를 찾아서)

1 돈으로 만든 돈도 있어요.

1 고려시대에 우리나라 모양을 본떠 만든 _____은(는) 화폐가치가 높아 대부분 국제무역과 같은 대규모 거래에 사용되었습니다. 초콜릿처럼 쪼개서 쓸 수 있는 세은이라는 돈도 만들었는데 가지고 다니다가 사고 싶은 물건이 있으면 조각으로 잘라서 값을 지불했답니다.

2 화살촉을 돈으로 본 적이 있었나요?

1 조선 세조 때 화살촉 모양의 _____라는 돈을 만들었습니다. 평소에는 돈으로 사용하다가 전쟁이 나면 무기로도 사용했다고 하니 우리 선조들의 지혜를 엿볼 수 있지요.

3 아름답고 예쁜 돈이 있다던데……

1 _____은 조선시대에 상평통보를 만들 때 재료의 품질과 무게 등을 시험하기 위해서 만든 화폐입니다. 좋은 의미를 나타내는 글자와 다양한 동식물이 문양에 들어가 있어서 예술적 가치가 높은 돈이랍니다.

4 동전 모양은 언제 만들어졌나요?

1 고대 중국에서는 농기구 모양의 _____(화)과 칼 모양의 _____(이)라는 돈을 사용했습니다. 두 화폐 모두 물품화폐의 흔적이 남아있는 돈이지요.

이후 진나라 때 중국을 통일한 시황제는 _____(두 兩)이라는 동전을 만들어 온나라에서 쓰게 하였는데, 이것이 바로 전국에 통용된 중국 최초의 화폐입니다.

(우리나라 화폐단위의 변천)

지금 우리가 쓰고 있는 화폐단위 이름은 '원'이고 영어로는 _____이라고 씁니다.
근대 화폐제도가 확립된 후 우리 돈의 단위는 '원(圓) → 환(圜) → 원'으로 바뀌어 왔습니다.

문제 풀기

1. 옛날에는 조개껍질과 곡식 같은 물건을 돈으로 썼는데 이것을 무엇이라고 할까요? (　　)
① 신용카드　② 물품화폐　③ 별전　④ 수표

2. 현재 우리나라에서 쓰고 있는 모든 지폐(종)와 동전(종)을 한 개씩 가지고 있으면 모두 얼마일까요?
_____원

3. 현재 우리가 사용하고 있는 동전에는 무엇(또는 인물)이 그려져 있을까요?
① 500원 _____　② 100원 _____
③ 50원 _____　④ 10원 _____
⑤ 5원 _____　⑥ 1원 _____

4. 돈으로 사용하기 위해 지녀야 할 재료의 특성에 대해 써 보세요.

子供向けのワークシート

販売効果を上げる一つの手立てである。さらにミュージアムグッズはすべて貨幣、銀行に関するグッズとなっており、小規模ながらも質の高いショップといえる。また、この館も資料の性格上、警備員が館内に多く配置されており、休憩所の椅子は裁断紙幣が使われて、貨幣博物館の特色を出している。歴史的建物であるため階段が多く、そのバリアフリー対策として車椅子の自動移動装置が後付けされている。まさに子供から大人まで楽しめる博物館といえよう。

おわりに

我が国における貨幣博物館の数は少ないが、日本銀行金融研究所貨幣博物館は、そのコレクションが優秀であり、一般公開し、研究もなされ、入館料が無料であることから高く評価できると考える。澁澤敬三の理念を引き継いでいることからも、保存と研究に重きを置いた博物館である。しかし、世間一般にあまり周知されていないこともあり、韓国の貨幣博物館のように、今後はさらに子供たちの勉強の場として、子供から大人まで楽しめる生涯学習の場としての活用が望まれる。

一般的にアジアの博物館よりも欧米諸国の博物館の方が優秀とされているが、韓国の博物館は質が高く、例えば野外博物館の民俗村は完成された野外博物館であるとされ、国立中央博物館のチルドレンズミュージアムも充実した施設といえる。この貨幣博物館に於いてもその質は高いと考える。旧銀行をそのまま保存し、さらに貨幣の博物館として転用し、活用していることは最も理想的なあり方である。沢山の見学者が訪れていることからも市民の中の博物館となっているのである。

最後に自分の職場である千葉銀行の文化施設を紹介したい。平成２年６月に、千葉銀行東京営業部がある千葉銀行日本橋支店２階に常設展示の画廊「ちばぎんアートギャラリー」が開設された。千葉県内在住の作家を中心に、洋画・日本画・陶芸などの作品を展示し、お客様とのコミュニケーションを深めている。入場料、会場使用料は無料で、単なる画廊活動ではなく、「文化をつくる」ための施設で、これまで422回の展覧会を開催し、延べ14万７千人が見学に訪れている。

地方銀行は地域密着が一つのコンセプトでもあるので、基本的に千葉県に関わる作家を限定として活動している。千葉県の作家の作品を東京支店で展示公開することにより、千葉県の芸術の高さを外にも発信している。これは郷土資料館の理念と通じるものと考えられる。郷土資料館は当該地域の文化・風土・歴史等を学ぶ、地域住民のふるさとの確認の場なのである。このような観点から、「ちばぎんアートギャラリー」の設立は地域住民と密着した活動と考えられ、今後はさらに学芸員の配置が必要な充実した施設になることを期待したい。

註

註1　井上　潤　2002「生物学者への夢と挫折」『屋根裏の博物館』横浜市歴史博物館

註2　刈谷　均　2002「銭幣館コレクション」『屋根裏の博物館』横浜市歴史博物館

註3　註2と同じ

註4　註2と同じ

註5　日本銀行金融研究所貨幣博物館ホームページ「銭幣館コレクションと貨幣博物館の設立」

註6　小島浩之　2007「古貨幣・古札画像データベース試行版公開の意義と課題」『月刊IM』第47巻1号

参考文献

高橋亘編　2007『新版　貨幣博物館』日本銀行金融研究所

2004『BANK OF KOREA MUSEUM』THE BANK OF KOREA

http://www.mint.go.jp/plant/museum.html

先史・古代の壁画空間から読み解く現代の展示空間への考察

Consideration to the modern exhibition space thinking from the fresco space of the ancient times and prehistory

大塚　恵理子
OHTSUKA Eriko

はじめに

本論は研究テーマとしている「展示空間」のうち、その濫觴と考えられる洞窟壁画を事例として考察するものである。

太古の人々は限られた空間のなかで、何に向けて、何を目的とし、何を意図して壁画を残したのであろうか。彼らにとって、事物を描くとはどのようなことであったのか。また、それら行為の本意はどこにあったのか。

最古の芸術とされる先史時代の洞窟壁画から、世界各国に見られるいくつかの代表的な壁画空間と日本における壁画空間に焦点を当て、各年代・各地域におかれた人々の状況を比較し、その発生過程、存在意義、概念を読み解くことを目的としている。

現代に生きる私たちにとって彼らの残したものは、美術作品として認識されるものが一般的である。博物館や美術館、または、そのような展示施設で公開され、色彩の美しさ、線画の力強さなどを愛で、時には賞賛の声をあげるというような鑑賞物としての位置づけが強い。

このような芸術的フィルターを通し、美術作品として優先的に捉えてしまうことで、当時の人々の壁画を描くという行為の最も重要な内なる価値を見失ってはいないであろうか。

残された壁画を彼らと全く同じ視点から感じとること、観ることは難しい。しかし、彼らがどのような作業行程を経て、どのような思いを込めて壁画を描いたのか、そのものの表層の部分だけでなく、概念や精神をも含めた多角的な認識から今一度、理解の焼直しをしていく。

第１章　展示空間の概念と要素

現代日本の展示空間に求められているもの

明治時代以降、日本文化は西洋文化に追い付け、追い越せと言わんばかりに目覚ましい発展を遂げてきた。そのようななかで本格的な博物館設立に対する意識も誕生し、今日までに総合博物館、歴史博物館、科学博物館、野外博物館、美術館など各種の博物館が作られ、それと共に多くの展覧会が催され、世界各地の貴重な作品を日本に居ながらにして鑑賞出来るほどに充実したものとなってきた。しかし、現在の日本の博物館の展示空間には行き詰まりが生じてきているように思える。様々な展示技法が考案される昨今、それらの技法をどのように取り入れ

ればその館の目的とする展示空間が構成出来るのか、資料の持つ情報を分かりやすく引き出し表現出来るのか、考えあぐねてしまっているのではないだろうか。沢山の博物館が存在する中で、それら博物館が人々にどれほど認識され、日常的に利用されているか、疑問の残るところである。

もちろん、独自の展示空間を模索し、評判を得ている博物館も少なくないが、一方で多くの博物館は来館者数を如何にして増やすかに頭を悩ませている現状である。さらに、その来館者の館内における滞在時間についても考えなくては真の意味での充実した展示空間は成立しないのではないだろうか。滞在時間が長ければ長いほどそれだけ見応えのある展示がなされ、来館者にとって有意義な時間を過ごすことのできる空間であるという証明となる。そして、来館者が展示物に対してどれだけ多くの知識や理解を得ることができる空間であるかも重要な要素であり、博物館の展示空間を作り上げるうえでの必要要件であると考える。

そのための具体的な空間作りとして「必要な動線は単純明快で、床に段差がなく、自由にかつ夢中に展示物を鑑賞してなお安心なこと。見やすく、ゆったりとしてくつろぎながら展示物との間に連想を楽しめる空間でありたい。（中略）室内意匠は簡素単純で、その仕上げの素材や色は資料や作品を極力浮きたたせ、その価値、性状を阻害しないこと。特別な場合を除き、一般的には資料・作品のみが強く印象に残って床や壁の仕上げ等は思い出せない程度のものに抑える。さらに騒音や光に注意し、展示物に不要な音や光は可能な限り排除する。特に照明空間の設定に意を用いる。」[註1] と言われている。

確かに、簡潔な空間において人は観ようとする展示物に対して目を凝らして意識を向けることが予測できる。来館者がこの「意識をして観る」という体験を自らすることによって展示物を通してそこに無限の存在を想起させ興味を呼び起こし、知的欲求を満たすことが出来るのである。このような展示空間を構成すべく空間設計となる形状、色彩、床、壁、天井、照明設計となる光源の種類等についても考察の余地が多分にある。

日本では保存という分野において古来より土蔵、桐箱、鬱金裂、曝涼などの優れた伝統的な保存方法が残されている。高温多湿な日本において当時の人々は、それぞれの事物にとって最良の保存方法を生み出す知恵を育ててきたのである。これと同じように、日本と言う風土の中で日本人には日本人なりの空間に対する独自の感覚や捉え方があると考える。この脈々と受け継がれてきた現代日本人の潜在意識にある感覚の部分を呼び起こし、人々の興味をより一層喚起させることの出来る魅力ある展示空間が前述した空間設計、照明設計により実現されることが現代の日本の博物館には必要だと思われる。

第２章　先史ヨーロッパにおける洞窟壁画

ラスコー洞窟壁画・アルタミラ洞窟壁画

現在、一般的に美術作品と認識されるものが登場したのが旧石器時代である。洞窟の中に絵画が描かれるようになるのは紀元前３万年頃に始まる旧石器時代のオーリニャック期の時代からであった。オーリニャック期からペリゴール期にかけての洞窟壁画の殆どすべてが輪郭線を主体とする線画であった。最古の絵とされているのは、何本かの指先で洞窟の壁の軟らかい粘

土の上を何回もなぞって描き、くぼんだ長い平行線の抽象的な表現で、「マカロニ」の愛称がついている。その後のソリュトレート期からマドレーヌ期にかけての洞窟壁画には「マカロニ」も見られるが、そこから動物を主とする具象画へと発展し、赤、褐色、黄、黒の彩色を施した彩色画と線画の両方を見ることができる。

洞窟壁画に描かれる動物たちは、自然にできた洞窟内の壁面の凹凸を利用し表現されているものもあり、動物たちの存在感、躍動感がより伝わってくるものとなっている。この頃からすでに、人々がいかにして外界のものを洞窟内により現実味を帯びて再現しようとしたのかという工夫が見られる。

ここでは、洞窟壁画の最盛期とされるマドレーヌ期（約15000から10000年前）に属するラスコーとアルタミラの洞窟壁画を事例とし、当時のクロマニヨン人が洞窟空間をどのよう捉えていたのかを考察する。

このような洞窟壁画は、フランス、スペイン以外の地域では殆ど発見されておらず、それら特定の地域での芸術は「フランコ・カンタブリア美術」と呼称される。「これは、他の地域の多くが、石灰岩地帯ではないので洞窟が少ないからという説明がなされることがある。（中略）ユーラシア大陸において、旧石器時代に、石灰石洞窟が住居として利用された事例は多くあるが、フランスやスペインにおいて洞窟壁画が存在する地域は極めて限られている。この地域の人々の生業と深く関わる祭祀や儀礼、または呪術のあり方と密接な関係性があったとする考え方が、特殊な場所に他の地域には見られない洞窟壁画を誕生、発展させたのであろう。」[註2] と考えられており、以下その考察を試みる。

先ずラスコー洞窟は、フランス南西部ドルドーニュ地方モンティニャック村に位置し、大きな主洞窟、奥洞、井戸と呼ばれるいくつかの小部屋からなっている。

この石灰石の洞窟には人間が居住した形跡がなく、壁画を描き、呪術的な場所としてのみ利用されたと考えられている。神聖な場所として他とは区別され一種の儀式のため、もしくは何らかの目的のためだけに壁画が描かれ利用されたということになる。

この洞窟の主洞は「雄牛のホール」とも呼ばれ、最大で長さ５m以上の雄牛のほか、比較的小さな鹿や馬などが描かれている。（写真１）この洞窟内には、数百の馬、山羊、羊、オーロックス、鹿、カモシカ、人間、幾何学模様の彩画、線刻画、顔料を吹き付けて刻印した手形が500点にものぼる。その材料は、赤土、木の炭を獣脂・血・樹脂で溶かして混ぜて作成されたと考えられ、それらの顔料を用いて、こけ、動物の毛、木の枝をブラシ代わりに、または指を使って微妙な濃淡まで付けて壁画を描いた。

また、井戸と呼ばれる部屋には、槍を突き刺され、内蔵を見せているバイソンやバイソンに倒されたような人間も描かれているが、この人間の頭は鳥の形をしている。そばには鳥をのせた竿や、投槍器と思しき鉤のついた棒も描かれている。（写真２）

さらに、ラスコーの洞窟壁画で特徴的なものは、古い絵の上に新しい絵が重ねて描かれている点である。暗闇のなかに残された絵、下に描いてある絵が邪魔して、今描いた絵がわからなくなる重ね描きの絵、これらもまた洞窟絵画ひいては原始絵画を理解するうえで、重要な手がかりと考えられる。

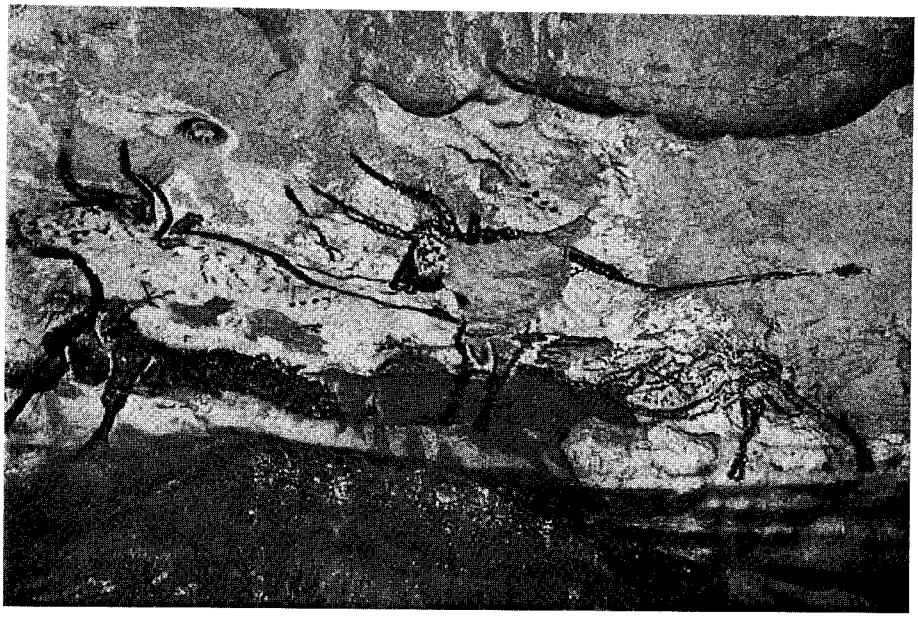

写真１　ラスコー洞窟　雄牛のホール内部壁画

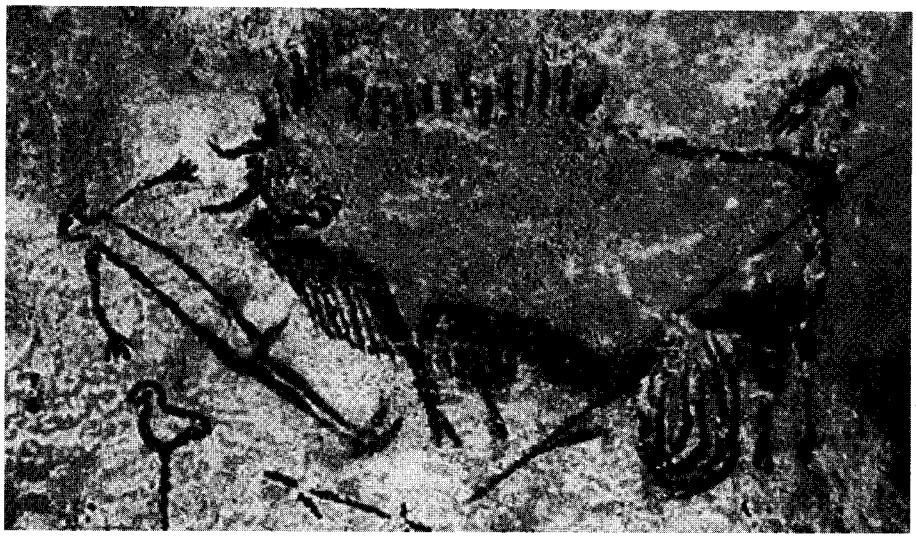

写真２　ラスコー洞窟　バイソンと人と鳥形
（写真１，２　ジョルジュ・バタイユ 著/出口裕弘 訳「ラスコーの壁画」）

つまり古代の人々にとって絵を描くという行為は、絵画意識などからではなく、精神的且つ神聖な儀礼の一部を担うものに過ぎなかったのだ。近・現代の絵を描いたあと、人の目に触れる場所に並べて、次々と大勢の人が鑑賞する、といった主旨の芸術作品とは性格の全く異なったものだったのである。

また、フランスのルズニコフ氏、ドヴォワ氏が、洞窟内の音の反響を調査し、絵の沢山ある場所は音響効果が特別に良く、絵と音は切り離せない関係にあるという結論を出している。このことから、洞窟壁画が、発した先から消えていく音や声によるメッセージに似ているという

考察を試みる。

音や声は消えても、頭の中には深く残る。つまり、絵を描くという手段をとって発した超自然への祈りや願いは、当事者や仲間たちの頭の中に刻み込まれている限り、そして、その祈りや願いが効果を発揮していると信じられる間は、生き続けていくのである。絵を暗闇の空間に残そうと、重ねて描こうと、その目的にとっては、何ら支障をきたすことにはならなかったのである。それにも関わらず、これらの動物の絵が、息づかいまで感じさせるほど生き生きとした迫力あるものになっているのは、可能な限り実物に近づけることが必要だったからであろう。

一方、スペイン北部、カンタブリア州のサンティリャナ・デル・マール近郊にあるのがアルタミラ洞窟である。この洞窟には、入口付近では居住空間が存在しており、当時の人々は洞窟の中で30人から40人もの集団で暮らし、川で魚を取り、森で狩りをして生活をしていたとされ、そのような痕跡も発見されている。

この洞窟は、洞窟壁画として発見されたもので、1879年にサウトュオラが洞窟調査をした際に、彼の娘が発見し、旧石器時代の壁画であることを発表した。しかし当時の研究者たちは極めて懐疑的な見解を示し、旧石器時代のものであるとは認められなかった。しかし20世紀初頭、他の洞窟壁画が多く発見されるにつれ、それらが旧石器時代のものであるとわかり、このアルタミラ洞窟の壁画も旧石器時代のものであると認められた。

この洞窟は長さが270mほどで、天井も低く、洞窟壁画のあるものとしては決して大きなものではないが、こちらもラスコーの壁画同様に野牛、イノシシ、馬、トナカイなどの動物が中心として描かれている。このような洞窟が、最大面積を誇るラスコー洞窟と並んで有名な理由には、最も典型的で、しかも優れた洞窟壁画（特にバイソンの特徴的な姿態）が数多く描かれ

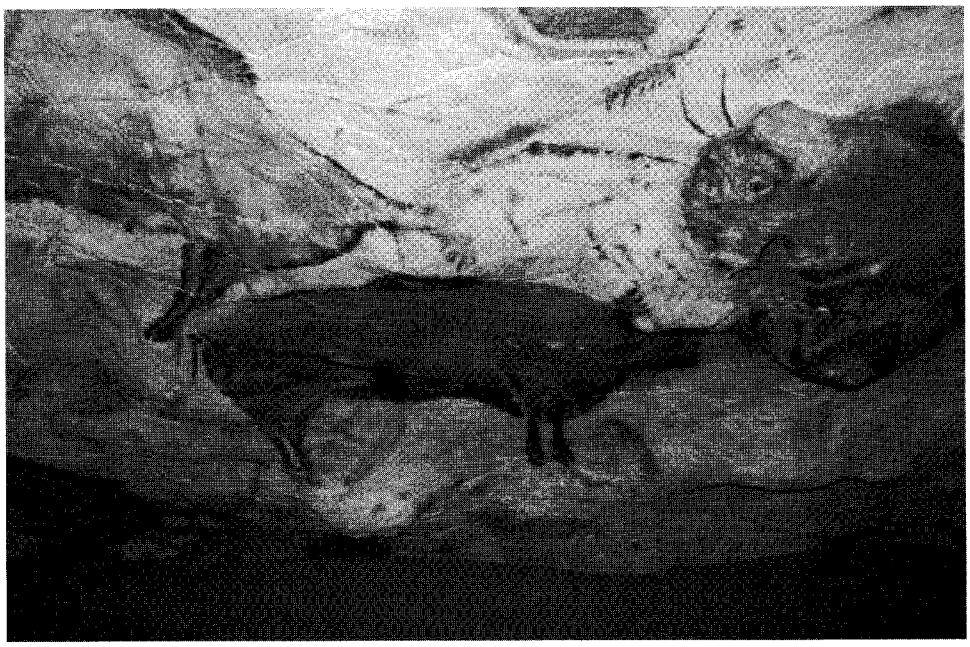

写真３　アルタミラ洞窟　バイソンの群れ
（「世界美術大全集―西洋編―第１巻　先史美術と中南米美術」）

ているという点である。(写真３)

さて、両者の洞窟壁画の共通点は以下の通りである。

まず、狩猟生活をしていた人々は、動物たちの魂とされた絵姿を殺すことで狩猟の成功を願ったのではないか、ということである。壁画が多く描かれているのが、洞窟の最奥に集中していることから、洞窟（特に洞奥）が彼らにとっての聖域と考えられており、人々がなかなか辿り着けない、目につきにくく隔離され、一日中陽の差さない湿ったこの何もない空間に、壁画を施すことによって「生」の空間を作り出し、ある種の神聖性をさらに高めようとしたと考えられる。

ここで注目したいのが、先に出てきたラスコー壁画（写真２）に描かれているバイソンと人間であり、この人間はラスコー壁画内で唯一描かれている人間である。バタイユが述べている素晴らしい技法の「歪んだ遠近法」で、瀕死の状態であろうにも関わらず生命力に溢れたバイソンとは対照的に、この人間は簡略化され、稚拙なものであり、この描写性の差の意図するものは何かを考察する。

バタイユ等の研究者によれば、人類がその後「神」のようなものを立てて聖なる対象として崇め拝むようになる以前、そのような人々よりはるかに秀でた能力の持ち主としてマドレーヌ時代の人々は、動物＝獣をその対象として見なしていたようである。力も嗅覚も聴力も視力も、どの能力においても自分たちより優れた存在であり、のちの「聖なる」という概念を彼らは動物という存在の中に見い出していたと思われる。このような観点から見れば、当時の人々の意識として低劣で非力な人間自身に細心の注意を払って描く必要性のないことが明らかになってくる。彼らは大型動物に特別の関心を寄せ、大きな畏怖と親近感さえ抱いていたのかもしれない。ただの狩猟・衣食住生活の目的を超えた存在であるその大型動物に、人知の及ばざるもの、人間の到達出来ない遥か高い存在、それらが浄化され、知りたい、到達したいと願うものとなり、人間の理想となったのであろう。

奥深く狭い洞窟のなかは一切光の届かない空間であり、その神秘性を帯びた特別な空間に壁画を描くという行為から「聖なる対象」つまり大型動物へ向けてそれらの壁画を空間を超えて知らしめたい、観せたいとの強いメッセージ性が伺われる。だからこそ、気迫溢れた壁画が描かれたのであろうし、現在でもその存在は色褪せることなく多くの人々の鑑賞するところとなっているのであろう。また、この壁画の描かれた空間は殆どの時間を限られた範囲で生活する女性や子供に外界の状況、つまり大型動物の存在やその危険性などに関する知識の情報伝達の場としても利用されたのではないかとも考えられる。

第３章　古代アジアにおける石窟寺院の壁画

アジャンタ石窟寺院群

インドのマハーシュートラ州北部、ワゴーラ川が大きく馬蹄形に湾曲した部分を囲む断崖の岩面を550mにわたって掘りぬいて作られたもので、30からなる石窟群である。

紀元前６世紀頃、生前の仏陀とともに出家した僧たちは、このワゴーラ川の周辺の森に洞窟を見つけ、風雨を凌ぎ、そこで修行を行うようになったのである。洞窟内は涼しく、静かで瞑

想に適していたため、僧たちは人工の石窟を求めるようになった。開窟年代は前期（第１期・紀元前１世紀～紀元後２世紀の前期）と後期（第２期・５世紀後半～６世紀頃）とされている。

簡素な前期窟に対し、後期窟は王侯貴族や富裕な商人の寄進により造られ、数々の仏像や豪奢な壁画などで華やかに装飾が施された。石窟は、渓谷の端から順に番号が付けられているが、時代順に並んでいるわけではなく、中央部の石窟に最も古いものが多い。

第１期のものは、仏塔（仏陀を象徴する建造物）を有する祠堂としてのチャイティヤ窟（チャイティヤは、「聖なるもの」という意味がある）と、僧たちの宿房としての僧房であるヴィハーラ窟（平地では木造か煉瓦造であったようである）の２種類に分かれる。チャイティヤ窟では半円形の後陣に仏塔があり、列柱が馬蹄形の内部を身廊と側廊に仕切っている。このチャイティヤ窟では仏塔を中心に儀礼が行われた。ヴィハーラ窟には装飾は殆どなく、僧のための小さな宿房がいくつか設けられているだけであった。

第２期のものもチャイティヤ窟とヴィハーラ窟に分けられるが、この期の仏塔は仏像と合体したものとなる一方、僧房も大型のものとなり装飾が多くなる。平天井で方形の広間を有し、正面には仏陀像のある仏堂が設けられ、左右の回廊に宿房があるのが一般的である。この第２期のヴィハーラ窟においては、仏塔のあるチャイティヤ窟と同様に、礼拝などの儀礼が行われていたとみられる。

際立った特徴は、紀元前１世紀から６世紀半ばに及び、仏の姿をあからさまに現すことを禁忌とされた初期と、積極的に仏像が造られる後期の石窟が同じ場所に同居していることである。それが数ある石窟寺院の中でアジャンタが人々を今もなお魅了する理由のひとつと考えられる。つまり、小乗仏教期と大乗仏教期のもので、小乗仏教期の遺跡はさほど装飾等が施されてはいないが、大乗仏教期の石窟内は、当時の形式的な信仰心の比喩的表現を裏づけるものといえよう。

初期の仏教においては仏の姿を像に刻むことはタブーとされ、仏の姿をあらわに刻むことで、仏が到達した真理がその人間の執着に染まりねじ曲げられることを何より警戒したと考えられる。紀元後になって初めて仏の姿を像に刻むことが始まり、これは神の像を人間に似せて刻むことを憚らない、遠いギリシャ文化の影響を受けたことによると言われている。

そしてまたアジャンタの地は、デカン高原の諸王朝の寄進に支えられており、同時に交易のための街道から離れすぎない場所にあり、瞑想のための静かな自然環境を維持しつつ、俗世界との関わりも保たれていたのである。さらに、この地の花崗岩は適度な硬さで掘りやすく、ワゴーラ川によって豊富な水量を随時保つことで生活用水や開窟などの作業用水にも困ることはなかった。それ故、これだけの石窟群を完成させることが出来たのである。

洞窟学に没頭した神学者ジャック・ガファレルによれば、「自然の洞窟や洞窟建築には、人間の気分や精神状態にのちのちまで残る強い作用を及ぼす力があり、それも瞑想を促進させるだけではなくて、気分を楽しくさせたり心を沈ませたりする力すらある。」[註3] とされている。

前述したラスコーやアルタミラの洞窟内での壁画や呪術などと同様に、どの時代においても人間には洞窟のような閉じられた空間への、見えざるものへの神秘性や脅威性を抱かずにはいられない何かがあるのかもしれない。だからこそ人間自らの手によって壁画等を施すことで、洞窟を脅威となるものや神聖なるものへ彼らの意思を観せる場へと変化させ、その空間を掌握

しようとしたのだと考える。

古代インドの美術品は大半が石造彫刻だが、このアジャンタでは、膨大な量の仏教壁画が見つかっている。壁画は一種のフレスコ画に似た方法で描かれたと考えられる。フレスコとは、漆喰が生乾きの状態の上に水彩絵具で絵を描くことにより、絵具を漆喰の石灰層に染み込ませる高度な技法で、時間をおいて絵具の染み込んだ石灰が乾燥すると、堅牢で耐久性の高い表面を得ることができ、それには高度な職人的技術力が必要とされる。しかしこのアジャンタの壁画は、漆喰の上に塗布した白石灰を乾燥させた上に岩絵具で描く技法とされていることからフレスコ画に似た技法との解釈の方が正しいと思われる。

その技法とは先ず「岩面に素地として粘土や牛糞などを混ぜて塗り、漆喰（石灰）を重ねて下地とする。その上に赤褐色、または黒で人物などの輪郭線を入れていく。この輪郭線が生命となり、その上で、青いラピスラズリなどの石や黄色い黄土などからとった顔料で彩色をしていく。」[註4] というものであった。更に、西洋近代の油絵のような陰影を描く方法、チベットのマンダラ図のように陰影を殆ど付けない方法なども見つかっている。現存する壁画の多くは、インド古典美術が開花した6世紀から7世紀に、世俗の絵師が手がけたものとされている。例えば、第1窟は最も保存状態の良い後期に開窟されたヴィハーラ窟のひとつで、壁画の素晴らしさは、アジャンタでも類のないほどである。まず、美しい姿の蓮華手菩薩像（写真4－1）と頭に精巧な冠を被った金剛手菩薩像（写真4－2）が、本道の入口を両脇から挟むように描かれている。本道の側壁には、マーラによるブッダへの攻撃と誘惑、またスラヴァスティの奇跡が描かれ、石窟の壁には種々の物語に出てくる光景が描かれている。

左：写真4－1　アジャンタ石窟寺院群第1窟　蓮華手菩薩
右：写真4－2　アジャンタ石窟寺院群第1窟　金剛手菩薩
（写真4－1，4－2「アジャンタとエローラ」大村次郷　写真）

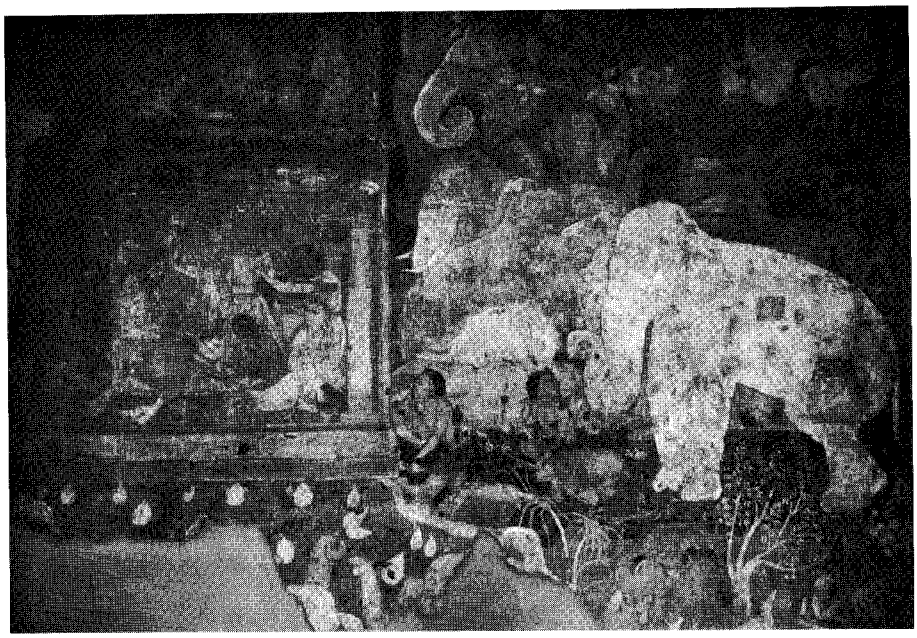

写真５　アジャンタ石窟寺院群第17窟　六牙白象本生
（写真５「週刊 世界遺産」No.83）

つまり「壁画の主要なテーマは、釈迦の生涯を表した仏伝とジャータカ（釈迦が前世において悟りを得るために菩薩として修行したときの物語）（写真５）であるが、そのほかにも、仏や菩薩たちの姿、宮廷や民衆の生活なども描かれている。」[註5]とされ、石窟内の回廊の四方の壁や天井にはびっしりと壁画が描かれているものもあり、これら石窟内全体、人間の視覚に入る部分のすべてを装飾し「観せる」ことによって、壁画（その他装飾彫刻も含まれるだろうが）は、文字の読めない巡礼者には仏教の教えを説く役割を果たしたであろう。また、そのような空間の中で、人々は自身のいる場所が岩をくりぬいて造られたものであるという感覚を忘れ、外界からは隔てられた、柔らかみのある、あたたかく包み込まれるような別空間であるかのような感覚に浸ったのではないだろうか。

一方で、起住していた当時の僧たちの視点でこの石窟群を思えば、石窟内では夜はもとより日中でも、灯明のか細い光のみが頼りのほとんど暗闇に近い世界だったことであろう。描かれたばかりの壁画は極彩色を保っていたに違いないが、乏しい光の中で壁画の全体像とその本当の色を見ることは、当時の僧たちはおろか描いた絵師たちでさえも叶わないことだったのではないだろうか。そのような揺らめく灯明の頼りない光の中で一瞬、描かれた仏や菩薩と人々がそこに現在するかのように生き生きと映し出される。居ても見えない、だが確かに感じる無数の像や描かれた釈迦などに見守られながらの空間に居ることで、彼ら僧たちは何を感じ、何を悟ったのだろうか。

また、壁画ではないが現在見学可能な石窟群の最も奥にある第26窟にはアジャンタ唯一の涅槃像（写真６）が安置されている。右脇を下にして横たわる７mほどの身の丈の涅槃仏はインドでも最大級のものであり、その台座中央に、最後まで仕えた阿難（アナン）が、涅槃に入った師に正対した結跏趺坐の姿で彫り込まれている。その並びには仏の入滅を嘆き悲しむ十数人

の人たちが彫られており、それぞれがそれぞれの仕草で深い悲しみを表している。上部には、入滅を歓迎する飛天たちが彫り込まれている。

涅槃（ニルヴァーナ）とは、「尽きること」を意味するが、ここではすでに悟りを開いていた仏陀が「俗なるもの」として残っていた肉体を捨てたということなのであろう。煩悩、行為、さらに肉体も尽きた完璧な寂静が仏教では最も「聖なるもの」とされている。この涅槃の意味と涅槃仏を石窟群の奥に閑寂さと共に彫り込んだ意味を考察する。

27窟が26窟とつながる予定だったことや、29窟、30窟は15窟と16窟の間に最後に発見されたことで付けられた数字であり、今では15A窟と呼ばれることもある理由から、26窟に涅槃仏を置くことよって視覚的に、また概念的にこの仏塔のある場所を仏陀の最後の空間としてアジャンタ石窟群を集結点へと導いていると考えられる。

そして、未完成のままの28窟において輪廻より解脱した後の世界を壁画等によって表現し、人々に見せ、その空間を体感することで仏教における人生観の重要性を伝えようとしたかったのではないかと推測する。

第4章　古代エジプトにおける王墓の壁画

王の谷・王妃の谷

ナイル川から西約4㎞、ネクロポリスの奥に位置する涸れ谷に古代エジプト新王国時代（紀元前1550年頃～紀元前1069年頃）の王たちが眠る「王家の谷」がある。フランス人ジャン・フランソワ・シャンポリオンによって命名されたとするその谷は東と西に分かれている。それぞ

写真6　アジャンタ石窟寺院群第26窟　涅槃像
（写真6「週刊 世界遺産」No.83）

れ、東の谷には58基、西の谷には４基の墓（中には未完成の墓や盗掘坑までが数えられている）が現在確認されており、1922年に発見されたツタンカーメン王墓が62基目となっている。

古王国時代から建設された80基にも及ぶ王墓のピラミッドは、「すべて盗掘の被害に遭い、王たちが最終の眠りにつくための安住の地ではなくなってしまった。そこで第18王朝のトトメス１世は、テーベ西岸の平地の背後にそびえるエル＝クルンと呼ばれるピラミッド形の山裾の涸れ谷にはじめて岩窟墓を建設し、その存在を知られまいと工夫したのである。」(註6) そしてまた、王たちの供儀を行うための葬祭殿は墓と切り離して、ナイル西岸の平地に営まれたのである。「この土地は人が侵入しづらい立地であるという現実的意味と、首都テーベの西側太陽の沈む方角ネクロポリス（死都）の中心であり、太陽の納められる土地であるという象徴的意味のふたつがあった。」(註7) とされている。

トトメス１世以後第20王朝のラメセス11世まで「王家の谷」に墓はつくり続けられたが、ピラミッドの盗掘と同様に、殆どの墓は墓泥棒たちによって略奪され、無傷で発見されたのは、今のところツタンカーメン王墓だけである。やはり、この岩窟墳墓も王たちの死後の安住の地とは成り得ず、ラメセス11世以後は谷における墓作りは行われなくなった。

古代エジプト人にとって壁画とは、「王墓の壁や天井に描かれた装飾は単なる彩り豊かな色彩の世界ではなく、そこには死んだ王のために作者たちが作りあげた永遠の冥界が用意されていたのであった。」(註8) とされ、全ては来世のための準備という様式的概念がそこには存在したのである。

現代芸術においてはしばしば「美」の表出を目的として作品が作られるが、古代エジプトの人々は全く別の目的を持って作品を作っていた。それは、表現することによって描かれたものを「存在させる」という目的である。墓に墓主の像を描くのは、そこに彼らの姿を再現し、呪術的に存在させるためであり、そもそも人間の鑑賞者を想定していなかった。これが古代エジプトの壁画は「機能性」にあり、「美」を追求したものではなかったのである。

この思想は、描く場所とモチーフの規範、姿勢の規範、二次元表現における書き方の規範、色の規範、人物像の大きさの規範などの決まり事や様式を出現させ、また様式の発展の際に大きな影響を与えていくものである。例えば、「壁画への二次元表現における人物像の描き方の規範では、人物や神の姿を描く際には、顔は横から、目は正面から、肩は正面から、胴から下は側面から見た外形（輪郭）を組み合わせて人物像を完成させていくのである。古代エジプトの描写は異なる視点から見た部分像の複合であったと言える。このような描き方が用いられたのは、彼らが物の本質を捉えることを意図しており、視点と言う制作者の主観的な位置に左右されることなく、最も物の本質を良く表す角度からの描写を組み合わせる方法を好んだためであると考えられる。」(註9) とされている。

王墓において、神々や墓主は永遠に継続するように、安定して望ましい姿で描かれる必要があったため、躍動的と感じられるような不安定な姿よりも、永遠に続くような静的な姿勢が好まれたのである。立像や椅座像などの決められた姿勢はこうした目的にかなっていて、現代の芸術家が求められているような個人的な個性の表出は期待されていなかった。

また、「通常壁面は水平の区画線によって「レジスター」と呼ばれる段に区切られ、それを

地面に見立てて人物やその他の図像をその上に配置された。（中略）このように古代エジプトの壁画様式は、当時の人々の思想に深く根ざしており、それが様式的なものを感じさせる大きな理由であったが、さらに長年にわたって同じ様式を継続させていくための技術的な工夫と制度的な工夫もあった。技術的な工夫とは人物像のプロポーションを決めておく方法であり、制度的な工夫とは壁画を制作するための職人組織であった。その職人組織での作業では、壁画を描く時にまずは平面に一定の間隔の方眼（グリッド）を印すことからはじめた。」[註10] という様式化された方法論が存在していた。

次に、「王家の谷」のいくつかの王墓の壁画の例をあげながら、どのような内容で描かれてきたのかについて触れていきたい。王家の谷では、普通、「黒、赤、青、黄、緑、白の６色以上の絵の具が使われることはなかった。彩色の際には、入り口の近くでは太陽の光を利用し、墓の奥では油ランプの光で色の判断をし、時にはこれらの絵の具を混ぜ、グラデーションや微妙な色合いの調合を作り出した。初期の頃の装飾は墓の切り出しが完全に終わってから埋葬までの間に行われたが、墓の規模が大きくなるにつれその装飾も大がかりなものとなり、建設と装飾は同時進行された。」[註11] ようである。狭い墓の中での作業であるから、ぶつかりあって塗り立ての壁画が汚れたり、破損しりすることが無いよう、死んだ王の来世の準備の空間を立派なものとする目的のため、細心の注意が払われたことであろう。

前述したように王墓において、壁画の意味と目的は最も特徴的な要素であると考える。今日では、これらの壁画は王墓と私人墓等とを区別する役割をも果たし、古代エジプト人が考えた来世の姿を視覚的に捉えることの出来る具体的な指針図として、他では見ることの出来ない重要な資料でもある。初めは、来世のモデルとして冥界の様子しか描かれていなかったが、時代が進むにつれ天の図も描かれるようになり、全宇宙が墓の中に描かれるようになった。

その理由の一つとして次のことがあげられる。古代エジプトの王権の特徴の一つは、王は死後の世界と密接に関連付けられていたことである。例えば、「オシリス神は冥界の支配者であり、この世界の王がその化身であるホルス神の父であると信じられていた。そして死した王は、やがて父オシリスと一つとなり冥界に君臨するという。あるいはまた、死した王は船に同乗して、永遠に天空と冥界をめぐった。」[註12] という。従って、来世の存在を信じた古代エジプトの人々にとって、王は来世をも左右する重要な存在であり、死してなお宇宙の維持者であり続けるという来世観のもと壁画は描かれてきたのである。

これら装飾の中心となる内容は、王家の谷に墓を造った第18王朝から第20王朝までの３つの連続する王朝とともに少しずつ変化していく。第18王朝では、地下を進む太陽の旅を強調し、第19王朝では、天を行く太陽の旅と、先に述べたオシリス神やその他の冥界の様々な大地の神々の重要性を二分化した。第20王朝では、地と天の太陽の旅が同じように強調されて表された。

このような幾らかの焦点の変化はまた、墓の中に見られた葬送の図形様式の選択の変化、描かれた場所、また、選ばれた情景の変化などに確認することが出来る。第18王朝においては、玄室においてのみ装飾が施された。この装飾は、開かれたパピルスの巻物の形を取り、そこにはアム・ドゥアト書（写真７－１，写真７－２）が記されていた。また、その彩色や碑文の形式も忠実にパピルスの形式を模していた。

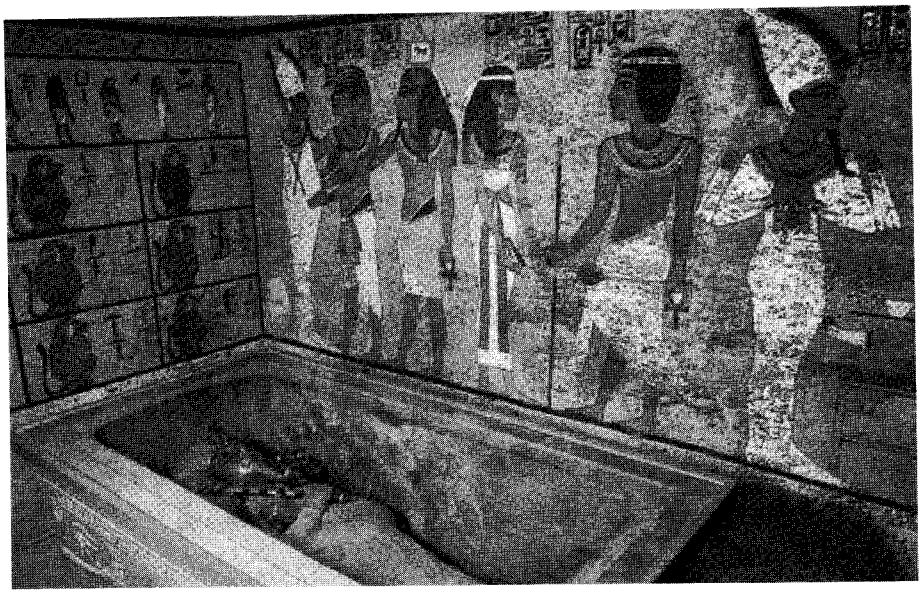

写真７－１　ツタンカーメン王墓　画面左側アム・ドゥアト書
(写真７－１「ナイルの遺産」―エジプト歴史の旅―　仁田三夫　写真)

写真７－２　アメンヘテプ２世王墓　アム・ドゥアト書
(写真７－２「ナイルの遺産」―エジプト歴史の旅―　仁田三夫　写真)

(写真7－1)　「夜の航海に出発する太陽神のために、西の地平線にある冥界への門を開く12頭のヒヒたちが描かれている。画面下には、今もなおツタンカーメンのミイラのみが安置されており、その他黄金の仮面などの副葬品はエジプト考古学博物館に展示されている。」(註13)

(写真7－2)　「冥界に下った太陽神が、１時から12時に分けられた夜の世界を聖船で航行して、

夜明けに再生するまでを描いた冥界の書のひとつ。アム・ドゥアトとは「冥界に存在するもの」と言う意味で、古代エジプト人によって「秘密の部屋の書」と呼ばれた上下の段には、様々な姿をした神々が描かれている。普通中央の段は二段になり（ここでは描かれていないが）上段には聖船で冥界を航行する羊頭の太陽が描かれ、中央の段は船で移動するスカラベと先導する神が描かれている。」(註14)

第19王朝になると、装飾は墓の至る所に施されるようになり、墓の主軸が太陽の東西を横切る道を表すという概念が重要視されてくる。ラメセス２世の時代になると、ラー神の朝と昼の姿を囲んだ太陽円盤が、王墓の入口の上に描かれるようになる。墓の外側にあるこの円盤は黄色で塗られ、昼の太陽を表した。墓の内部では同じ円盤が赤く塗られ、こちらは墓の東西の主軸を進む夕方と昼の太陽を表した。王墓の入口には内部には、太陽神ラー・ホルアクティに祈るファラオの姿が描かれ、そこには「ラーの讃歌」（第18王朝に始まった二部に分かれる太陽の讃歌は太陽神ラーの75の異なる姿を伝え、ファラオが太陽神やその他の神々と結ばれる様子を讃えている葬送の書のひとつ（写真８）が記されている。

また、南と北を象徴するイシス女神とネフティス女神が太陽円盤を挟むように立つ姿が、墓の入口や通路の一定の箇所で描かれた。このように、上エジプト（南）と下エジプト（北）が墓の通路の両側を指しているのは、東西を結ぶ太陽の通り道に当たる墓の主軸、すなわち通路の持つ象徴的機能を強調したものと思われる。

さらに、「墓の象徴的な方向性を示したものに、第19王朝に発展した墓を前方部（入口、象徴的東）と、後方部（象徴的西）に分ける概念がある。ここでは、ラー神が墓の前方部を支配し、「西方の先頭にいる者」であるオシリス神が後方を支配した。この概念的分化、墓の内部

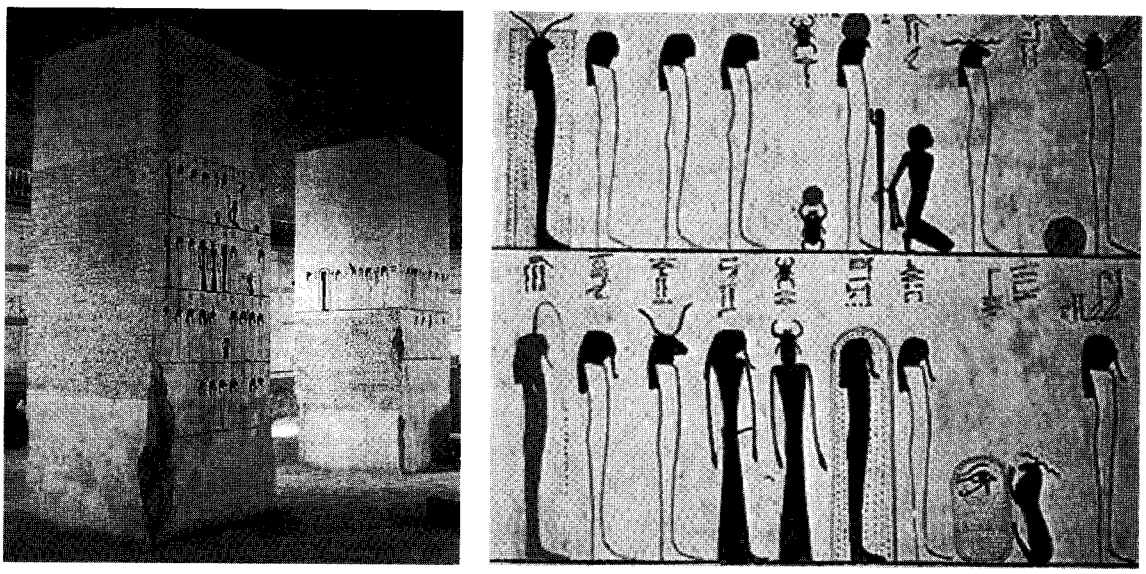

写真８　トトメス３世王墓　ラーの讃歌　［右：詳細図］
（写真８「図説古代エジプト２【王家の谷と神々の遺産】篇」 仁田三夫　編著）

に大きく描かれたオシリスの厨子に明確に表されている。オシリスの厨子は、冥界の他の神々とともに、墓をちょうど二分する第１列柱室の奥に描かれ、この時点から墓は、より奥の低い部分へと下っていく構造になっている。そこには、太陽神はまだ出現しているが、オシリス神に比べて小さく描かれている。ホルエムヘブ王墓を初めとして第19王朝の墓の奥を支配したのは、オシリス神を頭とした冥界の神々であった。ラメセス１世のために用意された石棺には、蓋の外側の表面にオシリス神の姿をした王の姿が描かれている。

第20王朝になると、王墓に見られるシンボリズムはさらに発展していった。特に死者である王と太陽神との関係が強調され、天と冥界のいずれの神も同様な力を持つようになる。ラメセス３世の玄室（棺を納める部屋）では、二匹の絡み合った蛇によって作られた円盤の内側に王名が記されている。このように円盤のなかにその名前を記すことによって、ラメセス３世は自らを太陽神と同一視し、一日の旅のサイクルに自ら加わったのである。」[註15] とされており、確かに彼の墓では、王の称号は玄室へと続く広間の天井の中央に記されている。天を象徴する青の背景に輝く黄金の星々に囲まれ、王の名前は太陽の進む道の上に記されている。ここでも、王は太陽の日々の航路に自らを同化させているのである。すなわち、王と神は太陽の通り道の上で一体化しているのである。

第20王朝の墓の奥の壁はその位置の持つ重要性から、太陽の昼と夜の航路を表すために使われたとされている。石棺を納めた部屋の天井には天の書（写真９）が記され、大地と冥界の書からとられた碑文や絵がその壁に刻まれ、描かれた。新王国時代にその装飾の上で頂点に達し

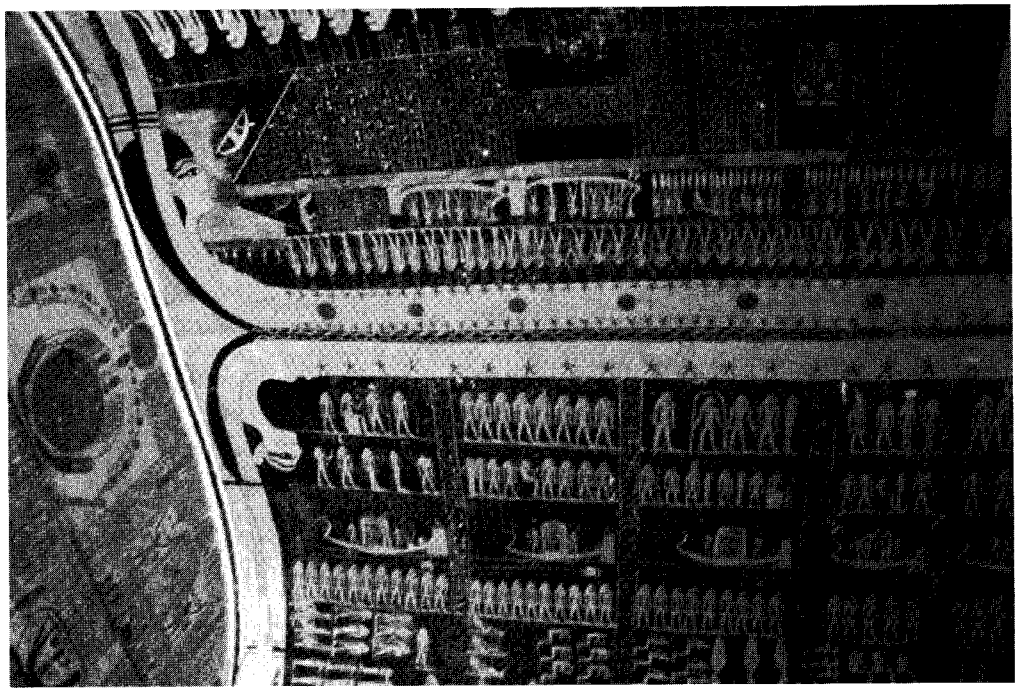

写真９　ラメセス６世王墓　天の書［昼の書・夜の書天井図部分］
（写真９「ナイルの遺産」―エジプト歴史の旅―　仁田三夫　写真）

たエジプト王墓には、大宇宙か描かれたが、それはイメージや図形様式によって表現されただけでなく、墓のそれぞれの場所と結びついたシンボルによってもまた、表されていたのである。

この天の書は新王国時代に完成され、太陽が天の道を進む様子が記されている。この一連の書のうち、最も良く知られているのが、昼の書、夜の書、聖なる牛の書である。写真4が天井に描かれた天体図、「昼の書」と「夜の書」と言われるものである。右端の方に女性の顔が二つ対象に描かれている。「これが天空の女神ヌゥト女神であり、上の女神には太陽が描かれ、昼の空を表す「昼の書」、下の女神の身体には星が描かれ、夜の空を表す「夜の書」と呼ばれる。「夜の書」の夜の空では、12時間に区切られた夜の世界を夜の船に乗った太陽が西から東に旅をしている。古代エジプトでは、太陽（太陽神ラー）は「太陽の船」に乗り現世と来世の空を巡っていると考えられていたのである。また、天がこの図の様にヌゥト女神の姿で表されている場合、太陽が夕方になると天の女神ヌゥトの口に入り（この写真では不鮮明であるが、上の「昼の書」のヌゥト女神の口元には、今正に飲み込まれようとしている赤い太陽がある。）、夜の間は、彼女の胎内を旅し、翌朝生み出されると考えていたことを表している。また、太陽だけでなく星々も同様に彼女の胎内を昼の間旅している。なお、星々はヌゥト女神の衣服の飾りとして表されることもあった。またヌゥト女神は、天の赤道近くに位置する星座を神格化した可能性もある。」[(註16)] とも言われている。

最後に、「王妃の谷」は「王家の谷」より南西に約1.5㎞離れた場所にあり、第19王朝以降の王族や貴族の墓とともにある。

この「王妃の谷」の約80を数える墓には装飾のないものが多いが、ネフェルタリ王妃の墓は彩色美しく、現存する壁画のなかでも最高傑作の一つとされる墓である。壁画は主として「死者の書」（写真10）に基付くもので、王妃が神々に導かれて冥界へ赴くまでが白地を背景に美しい色彩で描かれている。ゲームを楽しんだり（写真11）、神々に捧げ物をする王妃の姿（写真12）とともに、様々な神の肖像も見ることが出来る。

第5章　古代日本における古墳内の壁画

装飾古墳と大陸文化との関係

一般に壁画古墳も装飾古墳という名称のなかに総括されているが、そもそも装飾古墳とは多種な形式より成り立っていると思われる。また、たとえ、「古墳の内部の遺骸を埋納した施設である棺や室に装飾的な要素のあるものに限定したとしても、今日の現代人の観念でそれらを装飾的とみなしたとして、当時の人々が果たして装飾ということを意識したものかどうかも明らかでないことも多い。

これまでに装飾古墳という名称のもとに取り扱われている例をあげてみると、遺骸を直接納めた石棺や陶棺などに図文の施されているもの、石室の内部に設けられた囲み石や区切り石や屋根形施設などに図文の施されているもの、または石室の壁面に直接図文の施されているものがある。」[(註17)] とされている。図文は、彩色によるもの、彫刻によるもののいずれか、またはその複合である。これらの諸形式のうち、最も本格的なものは横穴式石室の壁面に、図文が特に彩色によって施されているものである。本章では、その最も本格的とされる横穴式石室の壁

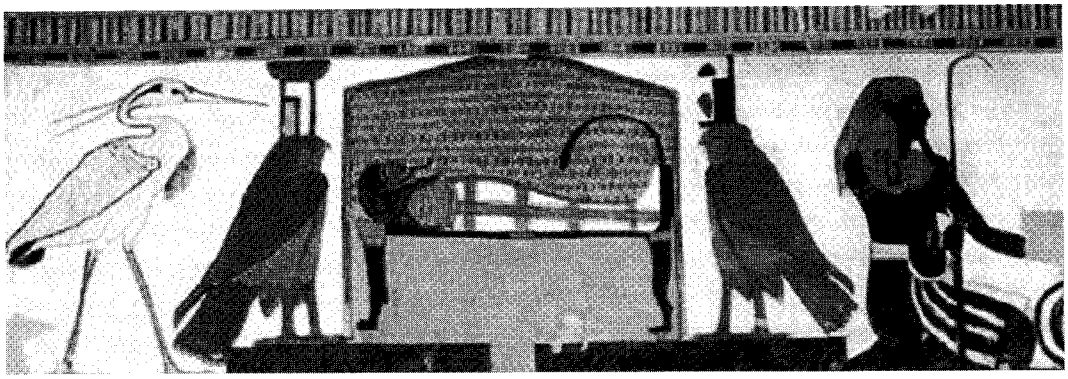

写真10　ネフェルタリ王妃墓　死者の書　第17章

写真11　ネフェルタリ王妃墓内壁画

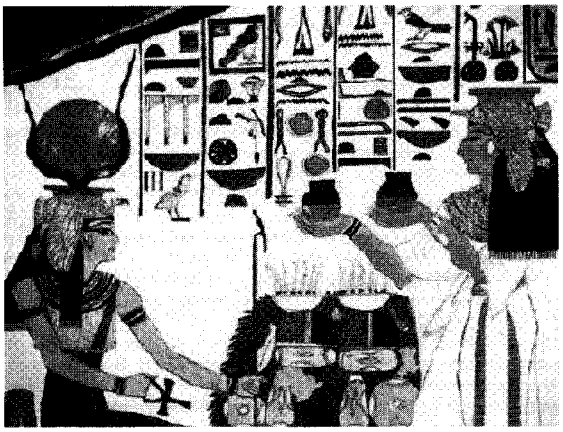

写真12　ネフェルタリ王妃墓内壁画

（写真10, 11, 12「図説古代エジプト２【王家の谷と神々の遺産】篇」仁田三夫　編著）

面に施された図文・壁画に焦点を当て、いくつかの古墳を例にあげて考察していく。

日本古来の横穴式石室の壁面に直接彩色で文様が描かれるようになったのは、６世紀の前半ので、なかでも、「日ノ岡古墳（福岡県・写真13）が最も古い彩色壁画とされて、単室の石室奥壁に大きな同心円文が６個、その両側壁にも同心円文、連続三角文、蕨手文などが赤で描かれている。その後、６世紀中頃になると、赤、青、緑、黄、白の５色を用いて豪壮華麗な壁画が描かれた王塚古墳（福岡県・写真14－１，14－２）が出現する。彩色を施した最も古い壁画の形式は、この王塚古墳のような横穴式石室の奥壁に接して作られた石屋形とよばれる埋葬施設への壁画に始まる。」[(註18)]とされ、他にも、国越古墳、釜尾古墳（熊本県）やチブサン古墳（福岡県）などがある。石屋形とは両側に袖石を立てて、屋根形か板石の天井石を置いた構造のものである。

このようにして壁画古墳は、次第に石室も単室から複室へとなり、図文も一色から多色の彩色となり、文様的な具象的なものを配列する図柄から人物など生態的なものをも取り入れた、今日でいう、絵画らしい図柄に進展していったのである。

また、それ以前にも、色の塗り分けを施した最初の装飾古墳として、５世紀中頃の築造と推定される鴨籠（かごも）古墳（熊本県）があるが、それは壁面にではなく、石棺の蓋石に直弧文と円文を

写真13　日ノ岡古墳　同心円文
（写真13「古代の装飾壁画」
飯山信一　編集）

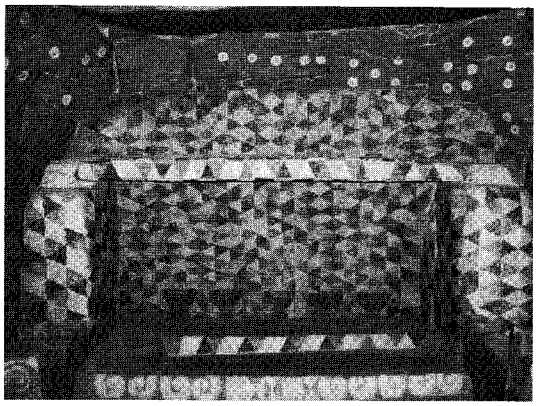

写真14－1　王塚古墳　レプリカ石室　三角文

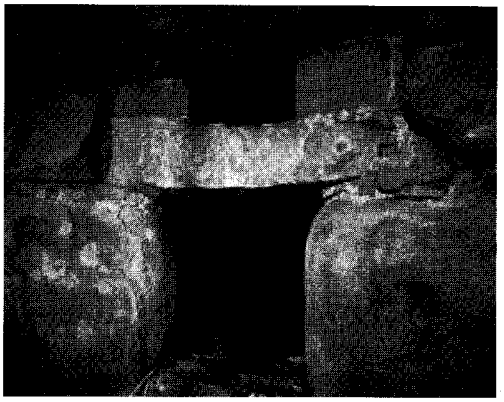

写真14－2　王塚古墳　前室　騎馬人物壁画
（写真14－1，14－2「古代の装飾壁画」飯山信一　編集）

彫刻し、その上に赤と青で彩色が施されているものであった。

その他「壁画に使用された顔料で現在確認されているものは6色で、赤、青、黄、黒、緑、白で、すべての顔料は天然物であり、赤はベンガラ、緑は緑色の岩の粉末や青灰色の絹雲母、黒は黒色粘土や炭素など、古墳付近にある岩石や粘土を用いた。」(註19) と考えられている。

壁画古墳のなかで、最も重要な要素をなすものは図文である。絵画的な性格を持つこれらの図文にどんな種類があり、どんな技法がたどられ、またどんな意義を含んでいるかを知ることは、古代日本の人々の文化、殊に彼らの精神生活を考えるうえで重要な作業である。

まず、図文には多種多様なものがあり、これを正確に整理分類することは困難であるため以下のグループに分類されたものを参照とする。(註20)

1、文様的なもの（円文、円三角文、その他、直弧文、蕨手文など）
2、生態的なもの（人物、馬その他の獣類、鳥、魚など）
3、具体的なもの（船、盾、短甲、太刀、剣、鉾、弓矢、家屋など）
4、自然の植物的なもの（樹木、木の葉、花など）
5、天体的なもの（日月星辰、四神）

と分類されたものである。

これらが、各形式の古墳に施された場合、おのずからの秩序があった。例えば、直弧文は棺や囲み石・区切り石などに彫刻され彩色も施されているが、壁面には用いられず、また、人物・馬などは石棺には見られない。技法においては、前述したような彩色画と、彫刻画とが見られ、彫刻画には、線彫り、浮彫りのような薄肉彫りもあり、これらの面に彩色を施したものもあった。また、円文に関していえば中央にごく小さな穿孔があり、そこから一種のコンパスのようなものを用いたとされるが、これらの技術は概して未熟であり、質朴ささえ感じるようなものである。

上記のように図文の各種について分類されているが、問題はこれらの図文がどのような意義を持っていたかということである。もちろん、石棺や墓室を飾るという装飾的な意図もあったかもしれないが、死者の霊魂の宿る石棺や墓室を素面にせず華麗な意匠で飾るということは、空虚さによる恐怖感をやわらげるうえでも効果的であろう。しかし、壁画においても単に純粋な装飾ということではなく、本来特別な意味が主体性を持ち、これに装飾的要素が加わったと考えられる。つまり、石棺も墓室も死者を安置する神聖な場所である。単なる装飾的な意図の他に、もっと深遠な精神的なものがあったのではないだろうか。円文を施す場合にも奥壁に大きく配列しており、石室全体の中心をなす壁画が多くある。それは、装飾という枠を超えた大きな精神的意味の表れなのであろう。

このような観点から、図文のなかでも特に種類の多い文様的図文の意義は、呪術的要素があげられ、特に「グループ１／文様的なもの」にはその要素が強い。その理由として、古墳が発達した当時の人々が死者に対して恐怖し、不浄なものであるという考えの一方で、死者の霊魂の存在を信じ、これが死とともに遺骸から遊離するという観念をまず持っていたことと関係している。それから次第にその観念が死者の霊魂は別の世界で生きているというものに発展し、死後の生活をも想像するに至ったのである。それに伴い、死者を外部の悪霊の侵入から防止し保護しようとする考えも一段と強くなっていったと考える。

さらに、「４世紀の古墳には埴輪や鏡など鎮魂的意味のある副葬品が多く見受けられるが、５世紀以降、副葬品も日用品的なものへと変化していることからも推測出来るように、鎮魂的な意味合いから死者の保護へと、その呪術的意味も変化していったと考えられる。また、色彩自体にも呪術的な要素があったと思われる。」(註21) とされている点から、例えば赤という色彩は古代の社会において、血液を象徴したり、生命賦与という内容を持っていることは民族学的にも説かれており、石室の壁面を赤く彩色したり、円文などを赤で描いたりする行為も、このような呪術的意識の具現化であったと考える。

その他、「グループ２／生態的なもの」は供養的葬送儀礼的な被葬者の魂を運ぶものという意義を持ち、「グループ３／具体的なもの」や「グループ４／自然の植物的なもの」は被葬者の身分や、生前の生活、周辺環境を再現し、供養するという意義が込められていたと考えられる。

そしてまた、「グループ５／天体的なもの」では大陸との関係性を考えることが重要と思われる。つまり、４世紀頃から朝鮮半島で繁栄を期していた高句麗などとの関係である。なぜなら、まず壁画古墳自体の特徴として、北九州や東九州地域を中心として発達したことがあげら

左：写真15－１　安岳３号墳　西側傍室西壁　墓主・冬寿
右：写真15－２　安岳３号墳　西側傍室南壁　墓主婦人
（写真15－１，15－２「高句麗壁画古墳」　平山　郁夫/早乙女　雅博　著）

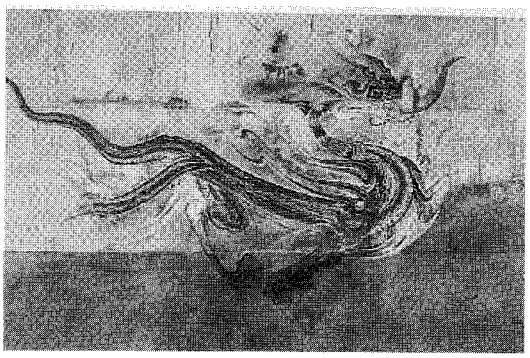

写真16－１　江西大墓墓室　西壁白虎図

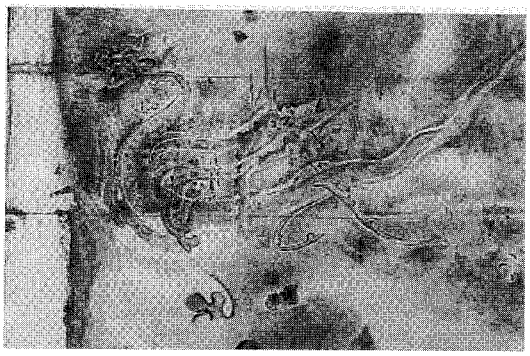

写真16－２　江西大墓墓室　東壁青龍図

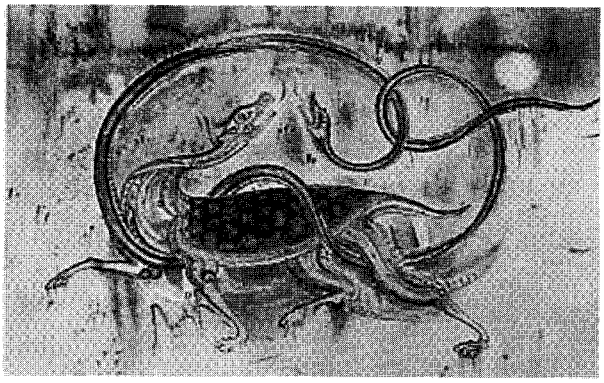

左：写真16－３　江西大墓墓室　北壁玄武図
右：写真16－４　江西大墓墓室　南壁朱雀図
（写真16－1，16－2，16－3，16－４「高句麗壁画古墳」　平山　郁夫/早乙女　雅博　著）

れる。「6世紀から7世紀前半、高句麗の壁画古墳（写真15－1，15－2）（写真16－1，16－2，16－3，16－4）は高潮に達していた時代であった。そのような時代に豊かな経済力を基盤として勢力を誇っていた北九州の豪族たちが、高句麗・百済・新羅の人々との深い文化交渉によってこれまでの図文だけでない、新たな要素を持った壁画古墳への発展を導き出したのだと推測できる。」(註22) と大陸との関係性があったことが言われており、高句麗との直接的関係、もしくは新羅などを通しての間接的な関係であったかは定かではないが大陸からの技術的導入が壁画古墳を発達させた一つの背景にあるのは明白である。

しかし日ノ岡古墳の壁画は、三角文・蕨手文・円文・盾文などの簡単な図であり、図文そのものには特に高句麗古墳の要素は現れていないようである。円文の配列は高句麗古墳の壁画にも見られるが、その影響とは見なされがたい。従って、大陸との国際的文化的交流により、大陸からひとつの系統を受けたのは確かであるが、はじめは壁画自体に色彩で図文を施すという技法上の導入があり、その後、徐々に図柄そのものの影響をも受けたと考えられる。

例えば、生態を表したものや具体的なものは、大陸のものに比べれば確かに未熟さがあるが、直弧文（写真17－1，17－2）のような文様的なものにはかなり洗練された技風と知性を感じられ、ひとつのデザインとしても秀逸であると思われる。「この直弧文は、スイジガイという貝を祖型とし、その貝自体が当時帆の人々にとって呪術性を持ったものだと信じられていたものであり、その形態を平面的な図として表し、多分に呪術性を持たせた。」(註23) という点において、古代日本の古墳の図文として、大陸には見られない独自性の発揮された素晴らしい文様であると言える。

これまで考察してきた古代日本の壁画古墳とは全く別物と言わざるをえない、異彩を放つ古墳が現在2つ確認されている。奈良県明日香村にある高松塚古墳（写真18－1，18－2）とキトラ古墳（写真19－1，19－2）である。両古墳はどちらも奈良県高市群明日香村にあり、7

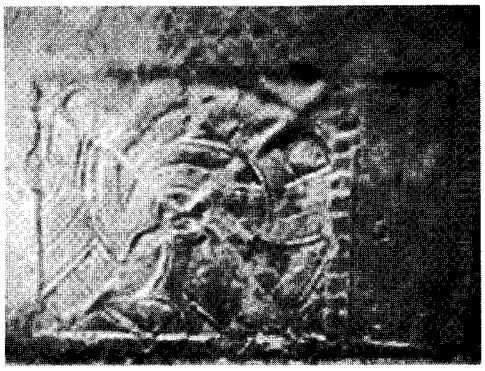

左：写真17－1　井寺古墳・熊本県　直弧文
右：写真17－2　千足古墳・岡山県　直弧文

（写真17－1，17－2「古墳文化と壁画」　斉藤忠雄　著）

世紀頃に築造されたといわれている。

壁画に描かれた題材や技法が高句麗古墳の壁画（写真16－１，16－2，16－３，16－４）に似ており、石室は床、壁、天井に漆喰が塗られ、金箔や銀箔がちりばめられ、極彩色で綿密かつ周到に、そして正確な計画のもと描かれたようである。それらを描いた人物は高句麗からの渡来人なのか、それとも大陸に渡った古代日本の絵師なのか、被葬者は誰なのか、おおむね皇族説・渡来系氏族説・高官説が有力であるが、多くの問題が様々な視点から議論されている。

このような状況から、その内容については簡単に述べておくにとどめておくことにする。また両古墳とも、卓越した華麗な壁画であるためその美しさに焦点がおかれ、様々な議論が繰り広げられ、真の壁画の意図を見極めるには現段階では難しいと思われる。

ただ、描かれた壁画の内容から推測すると、中国的思想が強く反映されているように考えられ、その内容を網干善教によってまとめられたものを以下に参照とする。(註24)

1、石槨の天井に星辰（星宿・星座）を表している。

2、東西両壁の中央の上部に、東には金箔を貼って表した日像を、対する西壁には銀箔で表した月像がある。

3、東西南北の各壁に四神（東＝青龍、西＝白虎、南＝朱雀、北＝玄武）が描かれている。

4、東西両壁に男女各４人の群像形式の人物図が描かれている。この人物像には表現された髪形、衣服、持物から隈取りの手法に至るまで多くの研究課題がある。この男女各８人を描いた意味は葬送の行列図、出行図、あるいは侍従図と思われる。

というものである。

つまり、星辰図は分野思想、分野説という中国の思想形態の一つであり、日・月は陰陽思想であり、四神も中国の伝統的な思想を表現したものである。中国と高句麗は陸続きで、当時も

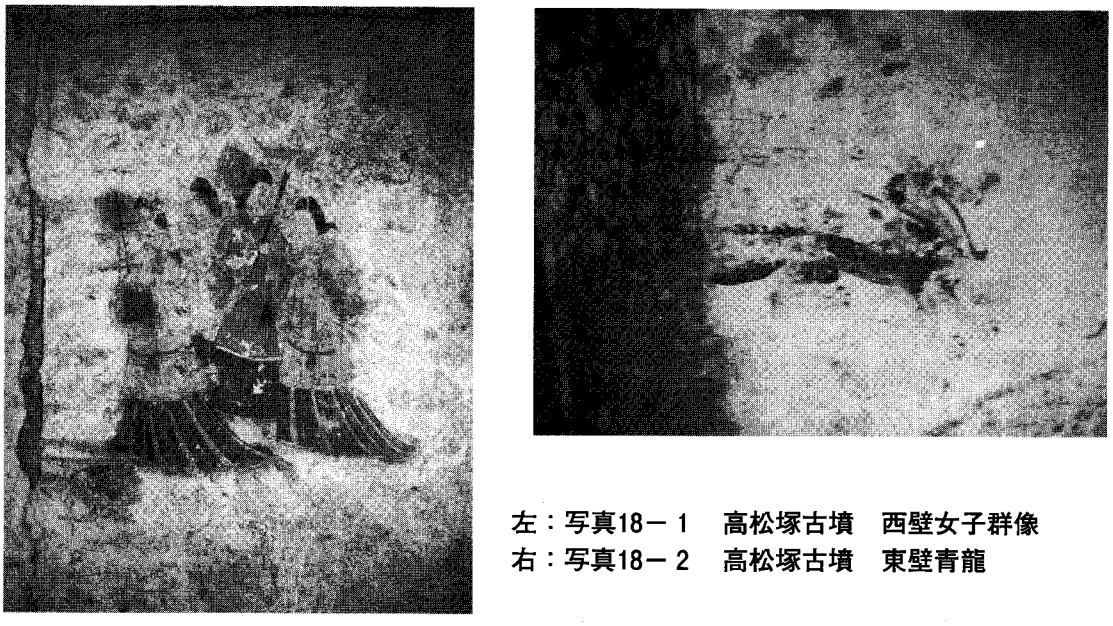

左：写真18－１　高松塚古墳　西壁女子群像
右：写真18－２　高松塚古墳　東壁青龍

（写真18－1，18－２「高松塚とキトラ古墳壁画の謎」　来村多加史　著）

写真19－1　キトラ古墳　天井星辰図

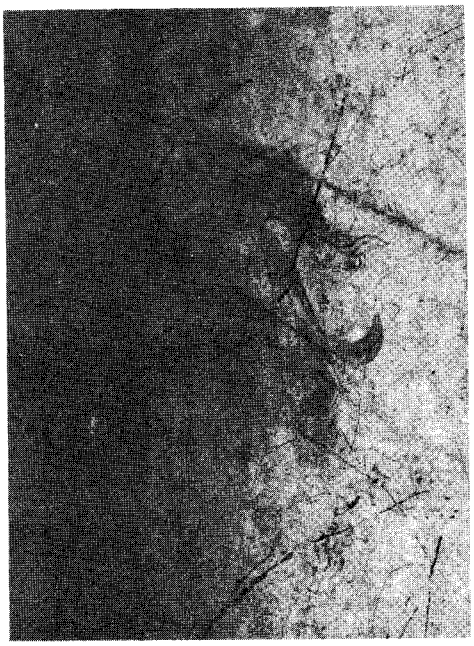

写真19－2　キトラ古墳　東壁青龍図

（写真19－1，19－2「高松塚とキトラ 古墳壁画の謎」 来村多加史　著）

政治的、文化的交流は頻繁であり、このような観点から、まず高句麗の古墳壁画が中国の影響を多分に受け、その結果、高句麗と交流のあった古代日本においても高松塚古墳やキトラ古墳のような壁画古墳が築造されたのではないかと考えられる。

おわりに

先史・古代のどの地域の壁画の誕生においても、まず呪術的、宗教的概念がその根底にあった。到底手の届かない「聖なる対象」へいかにして近づこうか、いかにして自らのものにしようか、という超自然の宇宙の存在者とでも言うべき聖なる対象と人間との間での精神的交流をはかるために「絵を描く」という行為が始まったのである。壁画とはそのような概念を表現するためのひとつの方法であったのである。

つまり壁画は先ず「聖なる対象」へ観せたいという人々の意識から始まり、ラスコーやアルタミラ洞窟では人々への外界の情報伝達の場とされ、アジャンタ石窟群では文字の読めない巡礼者に仏教の教えを説く手段として「人」を対象として転用されるようになった。壁画はこのようなはっきりとした制作意図を持ち、日常とは切り離された特別な空間に描かれたのである。この非日常的な特別な空間は言い換えれば「観せる空間」であり、その構想が確立されていたのであると考える。

この「観せる空間」こそ現在の「展示空間」に通じる起源ではないだろうか。例えば古代エジプトでは死んだ王の来世での準備をするという壁画への制作意図があるように、何をどのように伝えたいのか、という点において今日の博物館における展示意図と共通するものがあると考えられる。また、古代日本の古墳のように床、壁、天井といった空間要素にいくつかの種類

があることやそれぞれの図文に特定の意味を持たせて表現させていることなど、各時代・地域によって当時の人々が自らの発想力によって様々な表現方法を生み出していることは、今日の博物館の展示空間が画一的なものとならないよう各館がその館の目的に合わせた展示空間を構成するよう念頭に置き、大いに参考にするべき点であろう。

このように、先史・古代の壁画空間には「観せたい」「伝えたい」という当時の人々の確固たる意図が明確であり、そのような概念など、今日の展示空間へ応用すべき基本的な要素が多数あるのではないだろうか。「温故知新」という言葉があるように、展示技法の発達の目覚ましい今日だからこそ、過去の事物からそれを古いの一言で片付けずに、もう一度見直すことによって個性のある展示空間の糸口を発見し、展開していくことも重要であると考える。

註

註1　半澤重信　1991『博物館建築』鹿島出版社
註2　青柳正規ほか　1995『世界美術大全集―西洋編―第1巻　先史美術と中南米美術』小学館
註3　ジャック・ガファレル　1637『世界の著名な洞窟についての書』工作舎
註4　伊藤照司　1986『インド仏教美術入門』雄山閣
註5　立川武蔵　文/大村次郷　写真　2000『アジャンタとエローラ』集英社
註6　ニコラス・リーヴス/リチャード・H・ウィルキンソン 著　近藤次郎　訳
　　1998『王家の谷百科』原書房
註7　註6に同じ
註8　仁田三夫　1998『図説 古代エジプト2【王家の谷と神々の遺産】篇』河出書房新社
註9　高宮いずみ　2006『古代エジプト　文明社会の形成』京都大学学術出版社
註9　註6に同じ
註10　註6に同じ
註11　註8に同じ
註12　註9に同じ
註13　註6に同じ
註14　註6に同じ
註15　註9に同じ
註16　註9に同じ
註17　斉藤忠　1997『斉藤忠著作選集　第3巻　古墳文化と壁画』雄山閣出版
註18　飯山信一 編集　1997『古代の装飾壁画』神奈川県政地方記者会
註19　註18に同じ
註20　註17に同じ
註21　辰巳和弘　1992『埴輪と絵画の古代学』白水社
註22　註17に同じ
註23　佐原真/春成秀爾　1997『歴史発掘5　原始絵画』講談社
註24　網干善教　2006『壁画古墳の研究』学生社

学校教育における地域博物館利用の一事例

A Case Study of Collaboration of schools with museums

粕谷　崇
KASUYA Takashi

1　はじめに

学校と博物館をどのように連携していくか、この問題は長年、博物館の課題として取りあげられ、その実践例が様々な形で報告されてきた。さらに、平成18年度の教育基本法の改正に伴い、小・中・高等学校の学習指導要領も改訂され、博物館の活用も促されていることにより、その重要性がさらに注目されている。例えば、小学校の学習指導要領の社会では、

第３　指導計画の作成と内容の取り扱い

１（２）　博物館や郷土資料館等の施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにすること。

というように、地域博物館が学校教育の中で、ますます活用が求められているといってもよいだろう。

今回は、平成20年度に実施した白根記念渋谷区郷土博物館・文学館における学校との連携、特に小学校と博物館との関わりについて紹介し、連携のあり方について考えてみたい。

2　小学校と博物館との連携の現状

小学校と博物館との連携についての実践例は、これまで様々な形で行われているが、それらを概観してみると、学校と博物館の連携のあり方、特に授業の構成、プログラム作成について注目した場合、いくつかのパターンが見受けられる。

（１）　授業の「場」

まず学校と博物館の関わり方として、授業の場、授業をどこで行っているかをみてみると、大別して３つの場で実施していると考えられる。すなわちア）博物館内で行う授業、イ）学校で行う授業、ウ）博物館・学校ではなく全く異なる場所に出向いて行う授業、以上３つのパターンである。

ア）博物館内で行う授業

この場合は、いうまでもなく博物館が授業の場となる。実際に授業が行われる場としては、展示室、あるいは講堂や講座室などになるであろう。展示室では、展示されている資料を使用しながら授業が行われるであろうし、講座室などでは学習内容に相応しい題材を館の収蔵資料の中から抽出し、それらの資料を使って授業が展開される。この時、子どもたちが実際に資料を手に取り、資料に触れさせている館も多い。

イ）学校で行う授業

この場合は、学校の教室が授業の場となる。また学校に郷土資料室のような場所があるところでは、その場所に移動して授業が実施されることもある。この時、授業に使用される資料は、学校が所蔵していることもあるが、概ね博物館の収蔵資料を学芸員が学校に持参し、学芸員が授業をすることが多いだろう。いわゆる出前授業と呼ばれるものである。また、博物館が事前に資料を準備し、資料を貸し出して（「貸し出しキッド」）、教員が授業を行うスタイルもある。

ウ）博物館・学校ではなく全く異なる場所に出向いて行う授業

この場合は、博物館、学校でもなく、地域に飛び出して、例えば川や田んぼ、発掘現場、史跡などに行き、そこで授業をするものである。現地に赴くということで、臨場感、その場の空気を味わうことができるため、遠足的な気分も味わいながらの楽しい授業になり得る。

（2） 授業の「先生」

学校と博物館との連携での授業においては、授業の「先生」役をするのは主として学芸員である。（1）－ア）の場合、授業の場が博物館であることもあり、「先生」役を学芸員が担当し、学校の教員は補助にまわることが多い。学芸員が主体的に資料について解説し、時には子どもたちに質問をしながら、授業を進めるという展開である。子どもたち側からみれば、通常の教室ではない空間に来てお話を聞くということになり、学芸員の話に集中して耳を傾けてくれる場合や反対に落ち着きをなくし、集中力が続かない場合もある。

（1）－イ）では、授業の場は学校となるが、資料を利用した授業を担当の教員が行うか学芸員が行うか否かによって、両者の関係に違いが生じる。

担当の教員によって資料を使用した授業が行われると、子どもたち側みれば、通常の授業に過ぎない。しかし学芸員が学校に出向きお話をすると、同じ資料を使った授業であったとしても、子どもたちの授業に対する姿勢は異なってくる。授業は学校の教員が授業の進行役となり、学芸員は「ゲストティーチャー」という形で紹介され、授業が展開される。この時、学芸員はあくまでもお客様という形とはなるが、子どもたち側からみた場合、「普段と違う先生が来た」ということになる。よって通常の授業よりは集中していたと、授業終了後に担当の教員からコメントをよくいただくことが多い。

（1）－ウ）では、（1）－イ）と同様に、学芸員が現地に赴きお話をするのであれば、学校の教員が授業の進行役、学芸員は「ゲストティーチャー」という関係になるであろう。

（3） 授業の内容

学校と博物館との連携の中で、学校の授業における連携のあり方にも、いくつかのパターンが見受けられる。すなわちア）博物館主導のプログラム作成、イ）教員主導のプログラム作成、ウ）博物館と担当教員によるプログラム作成、以上３つの場合である。

ア）博物館主導のプログラム作成

これは、これまで博物館で一般的に実施されてきたやり方である。博物館側が学校専用の授業のプログラムを作成し、学校に提示していく方法である。

学芸員がテーマを設定し、それ関係する資料を選び、○分間で完結するというように、あらかじめ博物館が用意した内容を学校に提示し、博物館の利用を促していく方法である。具体的

には「博物館利用のてびき」を制作して配布する、あるいは国立科学博物館のように教員向けの講座を設定し、博物館の利用を促す場合もある。

博物館内でのプログラムのほかにも、（1）－イ）でも触れたように、学校への貸し出しキッドを用意することも実践されている例の一つであろう。博物館の収蔵資料のなかで、学校の授業にあった資料を集め、それをそのまま学校に貸すというものである。たとえば「昔の道具」を学習するのであれば、火熨斗、アイロン、羽釜などのように事前にセットしておいて、学校からの依頼に応じるものである。

では「てびき」や「キッド」を作成する際に携わる人物は誰であるかを考えてみると、次のような関係があると考えられる。これは、それぞれの館の人員体制の違いによって異なってくると思われるが、①学芸員のみ、②学芸員＋博物館に配属された指導主事の教員、③学芸員＋教員の研究グループ、概ね３タイプである。

①の場合では、学芸員が博物館側として、資料の持っている情報をこれだけは知ってほしいというように、学芸員の眼で見た情報の提示が見受けられる。つまり、学芸員の資料に対する思い入れが詰まった傾向になる。

②では、博物館に配属された指導主事の教員が主体となり、教員の眼で見た資料の情報の提示になっている。学芸員の資料の見方を踏まえたものに、教員の見方を取り入れたことにより、模範的な授業スタイルを提示している場合が多い。

③の場合では、教員の研究グループと学芸員とが話し合いながら、授業のプログラムを作成していくものとなる。このケースで作成されたものは、②と同じような模範的な授業スタイルを提示していく傾向にある。

ここで①から③のプログラムにおいて、重要な違いがある。それは②と③が、学習指導要領に基づいたプログラムの作成になっているのに対し、①は指導要領に則した内容でない場合があるからである。②と③は教員がプログラム作成に加わっていることから、現場の教員が実際の授業を組み立てやすいようなプログラムの提示になっている。しかし①の場合、資料あるいは史実中心になってしまう傾向があり、子どもたちの年齢、理解度、各学年の到達目標という観点が抜けてしまいがちである。この点が現場の教員の立場からすれば、授業の指導計画・指導展開を考えていく際に、博物館を利用した授業計画を立案しづらいものとなっていると思われる。

イ） 教員主導のプログラム作成

これは、教員が作成した授業計画のなかに、博物館の見学あるいは学芸員の出前授業が盛り込まれたもので、現状としては教員からの依頼にあわせ、学芸員が博物館で説明をしたり、学校でお話をしたりしている。この場合、担当する教員によって指導計画・指導展開のカリキュラムはすでに作成されており、博物館を利用した授業はその一コマではある。しかしながら博物館側からしてみると、その重要度がつかみづらい。学校においては、各学年の授業の単元ごとに指導計画・指導展開などを作成し、授業が行われているが、博物館側にはその全体の計画中のどの位置、どんな役目を負っているかが伝わってこない、わからない状況になっている。たとえば博物館の見学を教員からの依頼があったとする。実際の見学に先立つ下見において見

学内容の打ち合わせをするが、その展示室内での説明内容の確認が中心となってしまい、全体の授業計画の中で博物館を見学する意義にまでに及ばない。博物館側からしてみれば、博学連携の一部として学校からの見学依頼や出前授業の依頼は受託することにはなるが、解説した内容が子どもたちの学習する内容の、どの部分に相当するものか、どのような役目を果たしているのかが学芸員に見えていないのである。

ウ）博物館と担当教員によるプログラム作成

実際に授業を行う担当の教員と学芸員が協働して、授業のプログラムを作成していくものである。教員が子どもたちの現状を踏まえたうえで、学芸員と話し合いながら作成するため、事前学習→見学→事後学習の具体的内容がわかる。そのため解説するポイントや内容自体についても、学芸員と教員とが話をすることでき、来館し、決められた時間内での効果的な利用を検討することができる。

但し、打ち合わせる時間もかかるため、制約された時間の中でどのくらいの協働作業ができるかが問題となる。

3　学校と博物館との連携による授業の実例

渋谷区内には現在、区立の小学校が20校あるが、各小学校には郷土資料室あるいは学校資料室、校歴資料室などの資料室が存在する。これら資料室の多くは、開校○○周年事業の際に校歴資料を展示したり、あるいは昔の人たちが使用した道具を集め展示をした教室が、そのまま資料室となり現在に至っている。その中で、今回、連携して授業を行った渋谷区立猿楽小学校は、校歴資料室のほかに教室内に竪穴住居を一部復元してある猿楽資料室があり、区内の資料室の中でも特徴のあるところである。

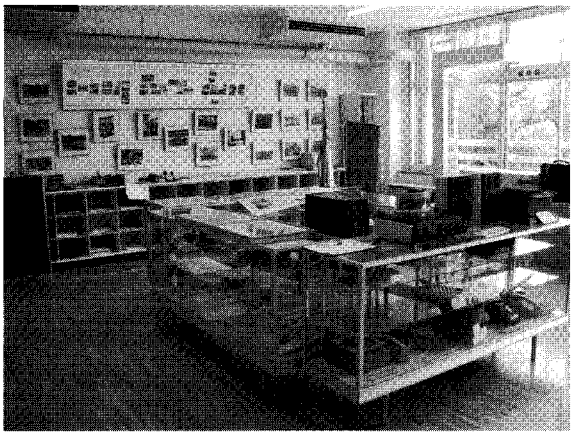

写真１　猿楽小学校校歴資料室内部

この猿楽資料室であるが、これは小学校が猿楽遺跡内に立地していることにより設置された。

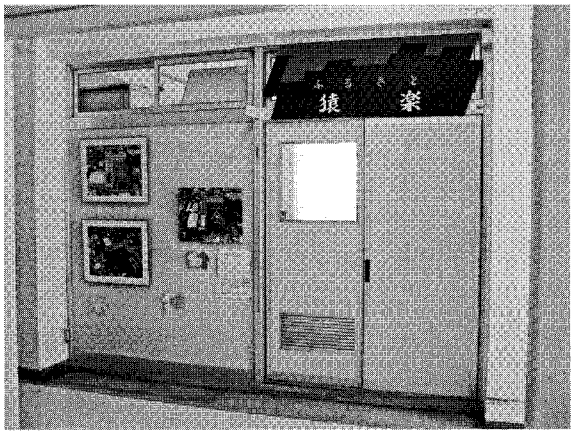

写真２　猿楽小学校猿楽資料室入口

今回は、この猿楽小学校の校歴資料室と猿楽資料室を使用し、さらに白根記念渋谷区郷土博物館・文学館の常設展示室を使用した３年生と４年生の授業を、猿楽小学校の伊東大介教諭（平成20年度時）とともに立案し、実施した概要を述べ、学校と博物館の連携のあり方について考えてみたい。

（１）　連携の視点

今回の連携において伊東氏からの提言は、ア）学芸員と教員が協働で学習活動をプロデュー

スする、イ）学芸員と教員が協働で学習環境を整備する、ウ）事前事後の学習の充実・学習課題意識の明確化、エ）博物館活用方法の工夫ということであった。

この提言を受け、連携の具体的な内容を検討したところ、次の点を博物館側として協力することとなった。

①校歴展示室および猿楽資料室の整備
②授業内容についての協働
③見学時・授業時の臨時講師

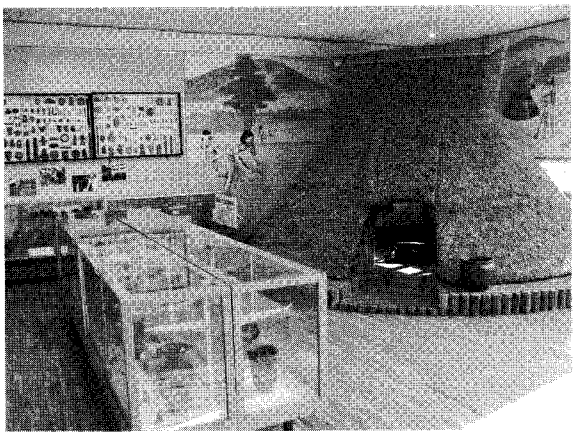

写真３　猿楽小学校猿楽資料室内部（１）

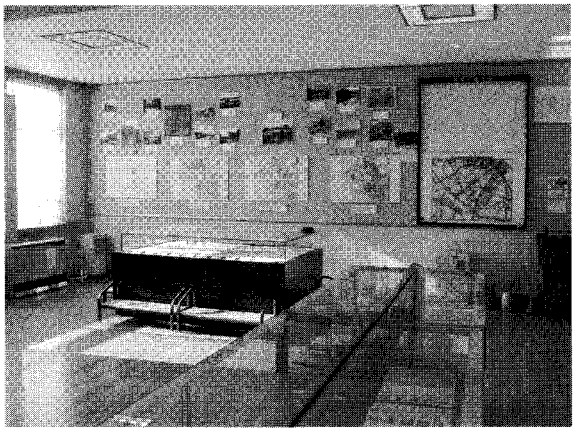

写真４　猿楽小学校猿楽資料室内部（２）

（２）　校歴資料室および猿楽資料室の整備

猿楽小学校では二つの資料室があり、校歴資料室は学校の歴史を紹介したパネルや卒業アルバム、さらに昔の道具などが展示され、猿楽資料室は原始・古代の道具や渋谷の地形模型・写真などが展示されていた。しかし、両者とも余剰備品の一時的な収納場所として使用されている状態で、特に校歴資料室ではそれが顕著であった。

こうした資料室は創立○○周年事業で整備されるが、時間が経過するとあまり使用されないことが見受けられる。またこの整備を行った社会科の教諭が他校に異動してしまった場合は、授業で使用されなくなり、物置化してしまうようである。そこで、まずこれら資料室の整備を協働で行うこととした。

猿楽小学校の場合は、すでに資料室に展示ケースがあり、模型なども展示されていたことから、最初からすべてを制作するのではなく、子どもたちが見やすいように改良していくことにした。整備のポイントとしては、①余剰備品の整理、②資料の再配置、③解説パネルやキャプションの手直しを中心に実施した。

さらに猿楽資料室には、猿楽小学校から歩いて５分ぐらいのところに所在する鶯谷遺跡から出土した、縄文土器や弥生土器そして石器を展示することにした。この資料室には、すでに猿楽遺跡から出土した縄文土器の破片などのほかに、市販の縄文土器・弥生土器・土師器や埴輪、石器の模造品が展示されていたが、実物資料は非常に少ないものであった。そこで、今回の整備で実物資料をできるだけ展示することにした。文化庁も埋蔵文化財の活用を推進しており、発掘し報告書を作るだけではなく、一般の方へ還元する方向になっていることから、今回もそれに準じて、子どもたちに学校内で本物の土器や石器を見てもらえるようにした。

（３）　授業内容についての協働

３年生と４年生の授業で、どれだけ博物館が協力できるかを教員と学芸員とが打ち合わせをし、博物館の関わり方について検討を行った。子どもたちが学習に興味を持ち、ものを観察し、

そこでわかったことをどうまとめていくか。その中で、博物館がどう関われるかを特に留意しながら、指導計画、展開計画を考えることにした。

子どもたちが博物館で見学し学習して学校に戻る、学校に学芸員が出向き１時間だけ出前授業をする、このような学校と博物館との関係の中で、常日頃感じていたのは、子どもたちの学習にどれだけ博物館が役立っているかという問題である。限られた時間の中では、子どもたちがどのようなことを考えたのか、あるいは見学後や授業をした後にどう変化したのかが、博物館側にはなかなか見えてこない。

学校の授業は、いうまでもないが、学習の単元があり、それについて担当の教員が指導計画、展開計画をたて、実際に授業をしていく。その一部に博物館が関わることになるので、全体のカリキュラムの中での役割を認識しながら、学校と博物館が連携する必要があると考えている。

そこで今回は、３年生の「わたしたちのまちのたんけん」、４年生の「くらしのうつりかわり」という単元において博物館がどのように関われるかを、担当の教員と打ち合わせを重ねて実施した。

３年生の「わたしたちのまちのたんけん」は21時間の内容で完結されている。授業の前半では、担当の教員によって学校の屋上からの観察や、猿楽資料室での渋谷区地形模型を使った学習をし、さらに猿楽小学校の周辺を探索し、「猿楽マップ」を作成している。その探索の際、ポイントとしたのが、代官山同潤会アパート跡の見学である。現在は、再開発で代官山アドレスという複合施設になっているが、建物の通路には昔の代官山同潤会アパートの写真パネルが掲示されており、当時の様子を知ることができる。ちなみに同潤会アパートは、関東大震災後に震災復興のために建てられたもので、昭和初期の最先端の技術で作られ、当時としてはモダンなアパートであった。子どもたちは、それが自分たちの住んでいる地域に、かつてそのような建物があったことを知り、どんな部屋になっていたのか、住んでいた人はどんなものを使っていたかなど、知りたいことや疑問点が生じてくる。その後、博物館を見学し、常設展示室内に復元されている昭和初期の住宅のコーナーで学芸員の説明を聞き、わからなかったことや知りたいことを質問したりして、より学習を深めていくこととなった。最終的には、授業で見学

時	学習活動	主な内容
1	博物館へ行こう①	博物館で昔の道具を調べる視点をはっきり持たせる
2	博物館へ行こう②	博物館で昔の道具を調べる
3	博物館へ行こう③	博物館で調べたことを新聞にまとめる
4	校歴資料室へ行こう	学芸員の解説を聞き、校歴展示室で昔の道具を調べる
5・6	昔のくらしを体験しよう	学芸員の説明・助言を聞き、昔の道具を使って、調理・洗濯などを行う
7・8	「昔発見カード」を作ろう 「昔発見カード」で作品を作ろう	調べた道具を「昔発見カード」にまとめる 「昔発見カード」をもとに、カルタ・絵年表・昔博物館などをつくる

表１　４年生向け　単元「くらしのうつりかわり」指導計画（抜粋）

時	ねらい	学習活動と内容「主な発問・支援」	博物館の活用・連携
1	博物館で昔の道具を調べる際の視点を持つことができる。	○「博物館で昔の道具を調べるとき、どんなことを調べればいいかな？」 ・名前、材質、使われた年代、使われた場所、用途など資料の見方の視点を学ぶ。 ・「スケッチも大切だね」	事前に問題意識を高め、見学の目的をはっきりさせる。
2	博物館で昔の道具を、視点を持って調べ、昔のくらしについて関心を持つことができる。	○「博物館で、昔の道具を調べよう」 ・前時の学習内容を思い出し、視点に沿って調べる。 ・周囲の展示物（昔の建物）などとの関連も考えられるように助言する。 ・「この道具は何に使ったのかな？」	レクリエーション機能（水遊び場など）を併せ持つ博物館を選択し、遠足でも博物館を利用できるように配慮する。 実踏時に学芸員・展示解説員に説明のポイントを相談しておく。
3	博物館で調べた昔の道具をわかりやすくまとめ表現することができる。	○「調べたことを新聞にまとめよう」 ・博物館で調べたことをもとに新聞作りをする。 ○「イラストなども描いて見る人にわかりやすくまとめよう」	調べたことを新聞にまとめながら、見学内容を振り返る。
4	校歴資料室で、地域で使われた昔の道具を見て、昔のくらしについて関心を深めることができる。	○「今日は学芸員さんに来ていただきました。校歴資料室の昔の道具について教えてもらおう！」 ・校歴資料室にある昔の道具について、学芸員からの解説を聞く。 ・「博物館で見たものと同じものがあるかな」	学芸員が来校し、昔の道具の解説を行う。質問も受け付ける。 校歴資料室を協働で整備しておく。
5・6	昔の道具を実際に使用し、先人の苦労や工夫を学ぶ。	○「昔の道具を使ってみよう！」 ・七厘（炭おこし、餅焼き）、火熨斗（炭火アイロン）、洗濯板とたらい（洗濯）、火鉢（採暖）を体験する。 ・「わからないところがあれば、学芸員さんに聞いてね」	学芸員が来校し、昔の道具の使用法を説明する。 道具を協働で準備。
7・8	昔の道具について、調べたことをカードにまとめ、道具やくらしの変化・人々の知恵について気づく。	○「調べた道具をカードに書こう！工夫しているところや使い方も書いていいです」 ・調べたり、体験したりした道具についてカードにまとめる。 ・「友達のカードと一緒に並べて「昔博物館」を作ったり、「絵年表」にしてみよう」	調べたり体験したことをカードにまとめ、そのカードをもとに学び合い学習を行い、学習内容を深化させる。

表２　４年生向け　単元「くらしのうつりかわり」展開計画（抜粋）

してわかったことや見つけたことを発表した後、区内の様子をまとめた「渋谷マップ」を完成させて、単元を終了している。

４年生の「くらしのうつりかわり」では、担当の教員に協力して指導計画と展開計画を作成した（表１・２参照）。ここでは、資料の観察をまず重視し、カードに資料の絵を描き、そこに気づいたことや工夫しているところを記入していくようにした。さらに実際に道具を使って

みることもやっている。例えば、七厘を使うこともしている。七厘を使うということは、炭をおこすことから始まる。そして炭をおこした後に、実際に餅をそこで焼き、食べるところまで実施している。博物館では、夏休みの体験学習講座のように半日、あるいは一日、時間を使える場合は可能であるが、見学による来館した１時間程度では解説から体験までを実施するのはかなり難しい。よって、学校と博物館が役割を分担することによって、より効果的な授業になると考える。

4　結語

学校と博物館の連携の一つのあり方として、実際に授業を教える担当教員との打ち合わせをしながら、授業計画の中に博物館の利用を盛り込んだ内容を実践した。教員の授業の進め方に学芸員が協力することで、より効果的に子どもたちへ情報が伝わり、子どもたちがそれについて考え、理解を深めていくことが再確認できたといえよう。

連携の一つとして博物館側から学校に対し博物館利用の仕方を提示しても、子どもたちと長く接しているのは学芸員ではなく、現場の教員である。教員にも、教え方の自分のスタイルがある。博物館の見学あるいは学芸員の出前授業を、授業計画にどう盛り込んでいくかは、教員の考え方次第によって大きく変わるのが現状といえる。教員側からすれば、子どもたちが授業のために博物館へ行くということは、解決しなければならない問題が多い。その大きなネックの一つに、授業スケジュールの中での時間の確保がある。博物館へ行くということは、移動に２時間分から４時間分の授業時間が必要になってくる。そのため、博物館に徒歩片道30分程度で行ける今回の猿楽小学校のような学校は、比較的利用がしやすい。しかし何らかの交通手段を使用する場合は、その準備が担当する教員はもとより学校側にも必要になってくる。よって博物館を施設見学先の一つに組み入れる、あるいは総合学習時間にあててしまう例も多く、授業の組み立ても変わってくる。その反面、出前授業であれば出かける準備の必要がなく、学習する単元の中の１から２時間分として構成しやすくなる。

そのため博物館側には、移動する時間を含めてもあるいは出前授業を依頼する手間を含めても、博物館を利用する魅力を教員に提示していくことが求められる。その提示の方法は、従来からの利用の手引きの作成もその一つではあるが、何よりも大切なのは教員の授業計画にどれだけ協力できるかを教員に示せるかではないだろうか。さらには博物館を上手に利用した授業を教員にアピールしていくことも必要であろう。今回の取り組みについては、伊東氏に区内の社会科の教員による勉強会で報告をしていただいた。その後、まだ数校であるが出前授業の依頼が増加している。

今回の博学連携は、伊東氏の教職大学院派遣研修における博学の協働研究として、当館と協働で実施したものである。今後はさらに他の小学校と連携を試み、各小学校に相応した地域学習のプログラムを作成していきたいと考えている。

最後になりましたが伊東大介先生をはじめ猿楽小学校の諸先生・職員の皆様、他機関の方々にご協力、ご教示をいただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

（渋谷区教育委員会）

地域博物館を育む教育行政の課題

The problem of the educational administration to bring up a local museum

大貫　英明
ONUKI Hideaki

はじめに

先の衆議院総選挙では、高等学校の授業料無償化をマニフェストに掲げた民主党が勝利した。尾木直樹は「若者の自立を支えよ」で、「多くの日本人は、高校の授業料を払うことを「当然」と思い込んでいるが、世界の体制は無償化だ。日本は79年に国際人権規約の社会権規約を批准したが、「高等教育の無償化」を定めた条項の批准は留保している。締約国160カ国で、留保しているのはマダガスカルと日本だけ」(注1)としていた。

高等教育の無償化がようやく実現しようとしている一方で、昨年秋の米国リーマンショックを経て、100年に一度という大不況は止まるところを知らず、欧州から中東ドバイへと連鎖的に不況要因を出現させている。わが国でも二番底がささやかれるなど、市民生活は悪化の一途をたどっている。

こうしたなかマスコミは外国の話としてではなく、わが国のこととして、高校生10人の内1名が授業料を滞納していると報じる一方で、私立の中高6年制では教育費が694万円もかかり、その額は公立の実に2.3倍となると格差の拡大を報じている。

筆者はこれまで「博物館の運営と博物館法の改正」で、博物館関係者が関わって進められた博物館法改正の方向付けは、市民の学習を豊かなものとする改革にはならないと批判した。(注2)その後、筆者は朝日新聞で「博物館法改正、期待外れ」と報道された法改正の経緯を「博物館法改正と残された制度的課題」として明らかにし、原因の一つは、博物館関係者の求める博物館像に教育機関としての押さえが不充分であった為と指摘した。(注3)

こうした筆者の批判の根源は、博物館は公的社会教育機関であり、誰もがいつでも利用できなくてはならないとする信念である。本稿では、博物館長から生涯学習部長へと異動した筆者が、博物館と共に公的社会教育を担う公民館や図書館の現状と課題を視野に入れ、地域の文化や自然を調査・研究し、資料を収集・保存し、教育事業を進める博物館が市民の自己教育の場、相互教育の場として再生する為の教育行政課題を探ることとした。

1　新自由主義がもたらした教育をめぐる課題

増田ユリヤは「日本の場合、ＯＥＣＤ加盟国の中でも、ひとり親世帯の貧困率は突出して高い。しかも、驚くことに、日本の場合は、所得を再配分したあとの方が子どもの貧困率が上がる。つまり、税金や社会保障などの政策を実施した後の方が、子どもの貧困が悪化する」とし、

さらには「公教育に対する不信感をつのらせ、(中略)「お金をかけて子どもに教育を与え、子どもの将来に最低限の保障を得たい」つまり「教育＝安心をお金で買う」という志向へと流れてしまった」(注4)とする。

格差が拡大し、世の中が教育をお金で買う風潮が高まるなか、公的社会教育の一翼を担う博物館の一部には、依然として高額な入館料を徴収する館がみられる。博物館は地域博物館に限らず、美術館であれ、動・植物園であったとしても、一部の市民や学者に情報や安心を与える場ではない、まして富裕層の余暇の場となってはならない。「博物館の展示や催しを金で買う」現状を見過ごしてはならない。

年収200万円に満たないフリーターが、若者の4割にならんとする今日にあって、特別展を親子4人で観覧すると4,000円を超えるという出費状況を看過すべきではない。(注5) このままでは一部の博物館は勝組のサロンとなり、博物館法が目指す市民とともに歩み発展する博物館像を阻害するものとなる。

入館料徴収の温床となっている借り物展示は、教育事業とは言えず単なる興行に過ぎない。日本学術会議の基礎生物学委員会・応用生物学委員会・地球惑星科学委員会合同自然史・古生物学分科会は、『文化の核となる自然系博物館の確立を目指して』で、「遊園地・テーマパーク入場者ランキング」(2005年度統計)には、国立科学博物館(25位、162万人)、九州国立博物館(40位、128万人)、江戸東京博物館(43位、119万人)などの博物館もランキングされている。このような統計は、博物館が展示もしくは学習体験を提供するレクリエーションの場としての意義が大きいことを物語るものではある。しかし、博物館が「遊園地・テーマパーク」という範疇に納められていることに関して、私たちは、博物館のもつ多様な機能のうちの一部だけがいびつな形で社会的認知を受けることによる弊害を強く危惧するものである。(中略)自然史科学の研究成果の展示や学習プログラムは、博物館でなくても実施できる。博物館が博物館たる所以は、標本、資料をコレクションとして蓄積し、それを調査研究そして教育の材料として活用することであり、そのような博物館の機能の発揮にとっては、コレクションの価値を学術面および社会面から適切に把握し、将来にわたる利用を保障するための保存・管理を企画できるだけの十分な学識を備えた人材が本質的に重要である」(注6)としている。

もっぱら興業展示を行い教育機関としての理念を持たない、メモリアルとして建てられた「名ばかり博物館」の多くは、バブル経済が産み落としたモンスター文化施設である。こうした施設の多くは、教育と文化は分離すべきとする梅棹忠夫の文化行政論を追い風として作り出されてきたきらいもある。ところがバブル崩壊に伴う急激な経済の悪化は、地方公共団体の能力を超えたモンスター施設の管理運営費を、他の行政運営を圧迫する足かせと認識し、減量経営の対象として改革が進められたのである。

鈴木敏正は『教育の公共化と社会的協同』において、「政府が推進している新自由主義的な行政改革の嵐の中で、「公共性」が問われている。(中略)何が公共的なものなのか、どこまでが公共的なものとして保障されなければならないかという基準があいまいとなってきている」とする。「とくに行財政改革において縮減されがちな生活や福祉・教育といった、旧来は公共的であることが当然であると思われてきたような領域において不安と動揺が拡大してきてい

る」とし、「公共行政の基準は何か、住民生活を支える公共サービスは誰によって何によって担保されるべきか、そもそも地方公共団体の役割は何かにまで遡って考えてみる必要が生まれてきている」としている。

鈴木はまた、「社会教育・生涯学習の領域に目を向けると、旧来の公的領域の市場化・民営化が進展している典型的な事例を見ることができる」とし、「「社会教育」が公共性を持っていると考えられているのは、なによりもまず、それがすべての国民に権利として法的に認められているからである。憲法、教育基本法、社会教育法体制のもとでは、すべての国民に保障されるべき教育権は、自由権を基盤にした社会権であると理解されてきた」とし、まず検討されるべき基準は「公開性」であるとし、「情報の交換・共有・創造がなされるような公共的な機会と場の存在である。それは、誰でもが自由に出入りすることが可能な、公共的な学習の場そのものであろう。公共的社会教育施設が、誰にでも開かれていると言う意味での公開性を失うならば、それらは公共性をもっているとはいえない」とする。さらに「社会教育行政において重要なことは、単なる情報提供や既存の制度・施設への参加を超えた自己教育活動の推進、すなわち教育活動の目的・内容・方法に地域住民が「参画」することである。社会教育行政が公共性を持っているのは、法に規定された「国および地方公共団体の任務」（社会教育法３条）を前提にして、地域住民みずからが自己教育活動を推進できるようにするという「社会教育の本質（国民の自己教育・相互教育）」＝「社会教育の権利」を実現しようとしているからである」[注7]としている。

文化行政は教育行政になじまないとする文化行政論にのった、教育法体系に拠ることのない非教育的文化施設として建てられた都市圏の「名ばかり博物館」は、100年に一度という大不況下にあって、その公益性や存在意義が問われている。

公的社会教育機関は公共の存在であることを忘れてはならない。図書館は貸し本屋であってはならないし、博物館が道具の品揃えを競い、客を呼ぶとする道具屋であってはならない。博物館は資料を調査・収集し、整理・保存した上で住民の学習要求（生活課題）に応えるため、展示課題（テーマ）を設定し、展示カリキュラム（シナリオ）に基づいて教育事業として展示を行うのである。そして展示に触発された市民が、展示課題を受け止めることによって、思考や行動を変えることが展示効果であり、その変化が公教育として求められるものであることを再確認しなくてはならない。そしてこの教育効果を作用することこそ、博物館が世に存在する社会的意義であり役割なのである。

駒見和夫も『だれもが学べる博物館へ』において「社会的存在としての博物館の根源は公教育機関ということである。したがって博物館における娯楽性は、学ぶことの動機づけや学習の促進を見据えたものでなければならない。さもなければ、遊園地やテーマパークなどのアミューズメント施設との違いがなくなってしまう。博物館はそれらとは異なった独自の役割をもっており、それが公教育なのである。」[注8]としている。

2　社会教育機関は生き残れるか

筆者は平成21年４月の異動で、生涯学習政策全般の企画と事業の実施に携わることになった。

社会教育主事として９年、学芸員として25年の経験を踏まえ、改めて生涯学習・社会教育行政を、市政全体の中に位置づけその現状と課題を認識することになった。

今日の行財政改革は、リーマンショック後の世界的な出口の見えない大不況下にあり、バブル経済後の改革レベルを超え、政府が平成21年11月に実施した、「廃止か」、「今必要か」、「先に送れるか」という選択が迫られる「事業仕分け」に象徴される改革を必要としている。こうしたなか長期的展望を持った財政投資を必要とする教育・科学分野では、保健・福祉や環境・経済部門以上に、より深刻な事態を招いている。新規事業に着手できないばかりか、既存施設の改修や維持管理さえ危うい状況にある。

社会教育法によって教育行政に位置づけられている文化・スポーツ行政は、多くの自治体で逸早く変貌し、社会教育行政の枠組みから、補助執行という地方自治法上の仕組みによって首長部局へ移管されている。非教育的文化・スポーツ施設として設置された市民ホールやアリーナなどは、市民の受益サービス施設とされ、受益者負担の原則から有料施設として社会的認知を受けるに至っている。その後こうした実態を後追いするかのように、平成19年には地方教育行政に関する法律が改正され、第24条の２（職務権限の特例）により、条例の定めるところによりに地方公共団体の長が、スポーツに関すること（学校における体育を除く）、文化に関すること（文化財を除く）を管理・執行することができる[注9]ことになった。

文化・スポーツ行政を含む社会教育行政が、一般行政から独立し、他の教育行政とともに合議体による行政委員会（教育委員会）によって執行される仕組みは、文教政策が政治的中立性を確保し、長期的計画のもとに一貫した方針で安定的に行われるべきとする憲法や教育基本法の理念を受けているからである。

こうした変わり行く社会教育行政の中で、その理念を、市民の教育を受ける権利、公教育としての無償と機会均等の原則を保ってきたのが、公民館であり、図書館であり、登録博物館であった。しかしこれら三機関も、文化・スポーツ施設同様、今その原則を危うくしている。

１）図書館の事例

戦前からの長い歴史をもつ図書館を、教育機関として発展させる理論化は、社団法人日本図書館協会（以下「図書館協会」）が中心となってその実践を蓄積させている。図書館協会が決議した「図書館の自由に関する宣言（1979改定）」と「図書館員の倫理綱領（1980年６月４日総会決議）」は、三機関中の秀絶である。

図書館への指定管理制度導入に対しては、「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について2009年調査（報告）」をＨＰを通じ市民に公表している。これによると都道府県では2006年に岩手県立図書館が、2007年には岡山県立図書館が指定管理者制度を導入し、市区町村の図書館では、2005～2008年に169館（管理者の性格の内訳；企業94、ＮＰＯ29、公社財団44、その他２館）が導入済みで、2009年に導入を予定しているのが50館、2010年以降の導入予定が50自治体ある[注10]としている。

また先の総選挙に当たって、図書館協会は、平成20年の図書館法改正に際し全会一致で、指定管理者の弊害を指摘する決議があったにもかかわらず、危機が一向に好転しないことを受け、

各政党に対し図書館政策に関する公開質問を行いその結果を公開している。(注11)

国民新党は、教育と文化に関わる施策について、経費節減の目的から指定管理者制度を導入することは、行き過ぎであるとしている。

日本共産党は、図書館業務は教育委員会が責任をもって実施する公共サービスであり、図書館業務のアウトソーシングは、行政が責任をもって実施すべき公共サービスを「安あがり」にするものとしている。

自由民主党は、指定管理者制度の目的は、施設管理の費用対効果の向上、管理主体の選定手続きの透明化、出資法人の経営の効率化、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上を図ることにあり、制度を導入するか否かは、設置者の判断であり、利用者に対するサービスの充実に資するよう配慮しつつ導入の是非を判断することが重要であるとしている。

公明党は、図書館の管理運営を金銭的な収益を第一の目的とした民間企業に全て委ねることは、社会や地域の中で図書館が持つ意義や果たすべき役割を損なう可能性があり、基本的には行政が責任を持って実施すべき公共サービスであるとしている。

また平成21年11月11日には、衆議院議員会館で超党派の議員や図書館関係者による「図書館の振興と発展をめざす懇談会」を開催している。こうした実践は博物館はもとより、公民館にも見ることのできない機動力ある活動であり、強い危機感とともに社会に対する強い使命感を感じる。

その使命感をさらに強く感じさせるのは、「船橋市西図書館蔵書廃棄事件裁判の最高裁判決に当たって(声明)」である。裁判は2001年８月に船橋市西図書館が「新しい歴史教科書をつくる会」の会員らの著書を集中的に除籍・廃棄したことに対し、筆者らが職員と船橋市に対して損害賠償を求めたもので、最高裁判所第一小法廷は、2005年７月14日、本件は公立図書館において著作物が閲覧に供されている著作者の、思想・意見等を「公衆に伝達する」、「法的保護に値する人格的利益」を侵害するものとして、国家賠償法上違法と判示し、船橋市への損害賠償請求を認めた。

この判決に対し「図書館協会は、図書館の目的と社会的責任を表明する「図書館の自由に関する宣言」において、「図書館は基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする」とし、かつて思想善導の機関として国民の自由を妨げる役割さえ果たしたことの反省に立って、「国民の知る自由を守り、広げていくこと」を図書館の責務としています」とした。

さらに図書館協会は、東京拘置所の「よど号」ハイジャック記事抹消事件や東大和市立図書館の犯罪少年本人推知記事閲覧禁止事件の判決が、公立図書館を「公の施設」と位置づけるに止まり、施設設置者の大幅な裁量権を認めているのに対し、本判決は、「公立図書館は国民の知る自由を保障する「公的な場」であると憲法上認知したものと言える」と評価するとともに、当協会は、このような事件によって図書館への国民の期待と信頼の根底を傷つけた責任を真摯に受け止め、全国の図書館と図書館職員とともに「図書館の自由に関する宣言」と「図書館職員の倫理綱領」を自立的に実践することを改めて表明します」(注12)とした。

こうした図書館協会の、国民の表現の自由を守る権利や知る権利を守ることを使命とする実践活動は、博物館にかかわる職員や研究者に見ることのできないものであり、現状ではただ羨

望するのみである。

2）公民館の事例

公民館は、戦後復興の要として、文部省の寺中社会教育課長によって創案された社会教育機関であり、義務教育の学校と共に全国各地に設置されるべき機関とされてきた。寺中構想では、社会教育は「人」にだけ頼っていても長続きしない。社会教育を「人」と「施設」と「事業」の三位一体のものにしなくてはならない。そして社会教育を学校教育の延長と考え、いわゆる「修身斉家」式の精神訓育に限定することなく、「生活」と「経済」と「職業」にまたがる実践教育とすべきとした。

戦後の復興に合わせ爆発的な発展をみせた公民館も、松下圭一の社会教育は戦後復興の役割を果たしたとする『社会教育の終焉』論によって、教育委員会は学校教育に限定しそれ以外のものは首長部局に移管統合させるべきとする批判などにより、コミュニティーセンター化など、さまざまな変質をみせるものも多かった。しかしその後の生涯学習ブームに乗り命脈を保ってきた感もあるが、減量経営を求める行財政改革の渦中にある。

こうした状況下にあって、全国の公民館の連絡提携と公民館活動の振興発展をはかるために組織された社団法人全国公民館連合会（以下「全公連」）は、平成16年２月の文部科学省の「公民館、図書館、博物館の民間への管理委託について」に対しては、各都道府県の公民館連合会長に「全国公民館連合会の対応について」を通知し、合併や行財政改革等を理由に、それぞれの地域で永年にわたって培ってきた地域密着の公民館を中核とした社会教育、生涯学習の展開を阻害するような施策の導入も検討されているとし、公民館は「公教育である社会教育の中心的担い手であることを再認識すること」「利用に当たってはすべての住民が公平に利用できること」など、公民館の存在意義の再確認を全国の公民館長に促している。(注13)

また全公連はＨＰを通じ、市民に公民館で学ぶ特長は、集団による学習や実践から独善的でなく自分を見つめることができることや、仲間と学ぶことで励ましあい連帯感が生まれる相互教育の場であると、他の社会教育機関にない独自の役割をその存在意義として強調している。

公民館のあり方を見直し公民館発展の可能性を探ろうとする研究会も各地で行われている。平成17年２月、埼玉県入間地区公民館連絡協議会と所沢市教育委員会、狭山市教育委員会、入間市教育委員会によって実施された第19回入間地区公民館研究集会もその一つであり、その成果は『今、公民館ができること』としてまとめられている。(注14) 基調講演を行った小林文人の論点をまとめると次のようになる。

> 公民館は施設として行政が設置するものだけれども、その基本の活動は住民がつくる、その意味で公民館は住民主体の活動拠点である。行政が学習をつくるのではない、住民自らが学習し活動していく主体である。そこに住民が出会い、集い、交流し、そして学び合い、いろんな文化活動を創り出していく、その拠点としての公民館なのだ。そのための必要な条件整備を行政に求めていく。そういう住民の主体性と行政の役割の関係性を求めていく必要がある。
>
> 公民館の職員体制を充実していこうという方向とボランティアの役割論とがぶつかって

きたところがある。公民館事業の下請け的な立場でボランティアが位置づけられてきた側面もある。公民館の体制を充実していきたいけれども、具体的な定数や人件費の対応がなく、ボランティアに任せていくというような安易なボランティア論、行政安上がりのボランティアの実態があった。理論的に専任・専門職の職員体制を確保する、その課題が堅持されてきたなかで、ボランティアの本来の位置づけと役割の追求は深められてこなかったのではないか。安易なボランティア活用についての批判もあり、総じてボランティア論が弱い。

気がついてみたら、公民館は公民館でなくなる危機の中にある。

住民の学習や文化の活動は、本来心が躍るようなアニマシオンの方向を持ちたい、それに伴奏するようなかたちで、公民館が一緒に音楽を奏でるのだ。先に立って引っ張るんじゃない、横に付き添って、ときに励まし、ときに支えあい、一緒に心はずむ活動をすすめていく。

今はスイミングスクールに行ったりピアノ教室に行ったりというふうに、スポーツも文化も、祭りも趣味・レクリエーションも、そして受験学力も、なんでもどこかで子どもに買って与えるというような仕組みをつくり出してきた。生涯学習は残念ながらそういう時代を拡大してきた側面がある。

また小林文人は「公民館研究の新たな地平へ」において、「この半世紀余りの歳月のなかで、公民館の「公設公営」原則が他方で制度自体の硬直化を生み、主権者たる市民から遊離した公民館運営を矛盾的に定着させてきた側面がある。そこから脱皮する視点にたち、新たな公共性を創り出す方向性をもって「公的社会教育機関」としての公民館を再生していく課題を追求していく必要があろう」、「1990年代以降に市民協同への視点をもった公民館実践の取り組みが一つの潮流となって動いてきた。そこではＮＰＯ法（1998年）成立を契機とする非営利市民団体との出会いも始まった。公民館の外側で機能する市民団体への支援というだけでなく、公民館事業運営に内在する取り組みとして、市民協同、市民ネットワークの形成につながる事業論、学習論が新しい展開をみせつつあり、その視点から職員の専門性も新たな問い直しが求められてきているのではないか。その過程を通して、従来の公民館も小さな脱皮のジャンプを重ねてきていると見ることができるだろう」[注15]としている。

こうした全公連や公民館学会を代表する小林文人の、公民館を守り発展させるための理論化や活動は、博物館のそれに比べるなら、頼もしく感じるばかりであり、同じ公的社会教育機関にかかわるものとして共感と心強さを感じる。

3　博物館の挑戦への課題

公的社会教育機関としての理論化と、市民とのコミュニケーションの実践を積み重ねる図書館や公民館の行財政改革への挑戦は、いずれも設立当初の存在意義、憲法や教育基本法をはじめとする教育法的理念に立ち返り、そこから得られる現代的存在意義、新たな公共性を獲得する公的社会教育機関としての再生と構築の姿が見て取られる。

図書館に関わる者（以下「図書館人」）と博物館に関わる者（以下「博物館人」）の違いは、評価制度に対する姿勢を比較すると、より鮮明なものとなる。図書館人にとっての図書館評価

は、『公共図書館の自己評価』(注16)にみることができる。これによると図書館評価は図書館の活動と運営の実態を点検し測定し、図書館の存在意義、機能の発揮状況、目標の達成具合などについて判断するものとする。公共図書館の場合、設置者は地方公共団体であり、それぞれが理念や基本方針を持って施策を展開しており、その施策の一つとして図書館を設置し、運営のための資源提供を行っていると、公立図書館の社会的位置づけを明らかにする。

さらに地方公共団体からの資源提供としては、図書館からみればインプットであり、資金提供（予算）や人員、施設等の提供、さらには法令等の運営上の制約も一種のインプットであるとする。図書館はこうした地方公共団体からの資源提供を受け、資料を選択・収集し、整理し、利用者に提供する活動を行っているとする。そしてこうした図書館活動の結果、サービス対象にわたるものがアウトプットであり、資料の貸し出しや情報提供、施設設備の利用や読書環境の提供もアウトプットであるとする。さらにこのアウトプットの結果として、サービス対象に何らかの変化が生じ、その変化がアウトカムであるとしている。

公立図書館の設置者である地方公共団体が図書館に期待するのは、このアウトカムであり、市民の変化を期待して、地方公共団体は図書館を設置し、資源提供をしているのであり、地方公共団体が求める評価基準はインプットとアウトプットのレベル測定であり、事業効率（インプットとアウトプットの比率）にあるとする。

教育機関にあって評価制度が先行しているのは学校評価である。文部科学省は「学校評価ガイドライン」を公示している。評価に当たっては具体的かつ明確な目標等を設定し、実行し、自ら評価することから始まるとし、具体的には、全職員が当該年度に力を入れて取り組むべき項目を決定し、結果としてどのような成果を目指すのかを決める。学校がどんな努力をするかを「取り組み」とし、児童・生徒にどのような変化を求めるかが「成果」であり、ＨＰや「学校便り」などで保護者や地域住民に公表される。

成果目標は、抽象的な表現を避け、数値など具体的な指標で設定され、自己評価に当たっては児童生徒や保護者などを対象に行うアンケート評価なども活用する。自己評価は学校関係者（保護者・地域住民）から評価を受け、学校改善を図るとともに、さらに第三者（当事者・関係者でない者）による評価を受け、この結果を学校と設置者等にフィードバックし、資源提供などの改善を促し、学校運営の質を高めるとする。(注17)

こうした図書館や学校の評価に対し、博物館人の博物館評価に依然として影響を与えているのが、東京都が行った行政評価を受けてまとめた『入門ミュージアムの評価と改善』(注18)である。東京都が行った「事業仕分け」として著名な、この行政評価により高尾山自然科学博物館と近代文学博物館は廃館とされた。この行政評価が博物館にかかわる者たちに博物館評価を忌避させることとなった嫌いもある。佐々木秀彦は同書の「博物館評価をめぐる状況」で、次のような感想を述べている。

> 博物館の世界には、博物館評価について不安と忌避の空気があり、それが「博物館は非営利の文化的な機関であるから評価はそぐわない」という反応を生じさせているように感じる。非営利機関であるからこそ評価が必要であると、わたしは考えるが、今まさに進行しようとしている行政評価・経営評価は公益の文化施設を評価する方法としては、かなり

偏っているということになる。まず重要なのは、博物館という公益の文化機関にふさわしい評価方法を見出すことである。

また佐々木は、日本の多くの博物館は基本理念があやふやであり、自分たちが何の役割をはたすのか不明確であり、「目指す博物館像があやふやであるため職員が10人いれば理想の博物館の数は10個あるという事態も生じる」ともしている。

江戸東京博物館という教育法体系に拠らない首長の発想でつくられた公設民営の博物館に勤務する者としての感慨であり、図書館人が示す評価とは異なった意識がうかがえる。

村井良子は同書「博物館が評価する」で、「市民側は税金は正しく使われることを願っているし、行政側はそれを管理する義務がある。それゆえに、行政機関は、公立博物館に対して運営効率を求める」としている。また「現状のように博物館が乱立した状況では、市民側も、今後、多額の税金の投入を必要とする存在を無条件で受け入れてくれるとは限らない。行政や博物館の無謀な決断や無駄遣いに無関心ではいられなくなる。評価は設置者や出資者にとっては監視の手段である。そのための評価だけでは、博物館は一方的に評価を下されるだけで、存続危機を救うことはできない。しかし、評価は、博物館自らが率先して外部や所管とともに実施していけば、信頼関係を築くためのツールとして生かせるものでもある」とする。

この点は、佐々木も評価は博物館の使命の達成度を確認し今後の改善につなげるために、主体的に導入すれば博物館は向上するとしており、この二人の指摘は、図書館と同様の評価に対する意識変革を図るために重要である。公立博物館にあっては、設置者である地方公共団体が求める設置理念を無視し、「わが博物館には設置理念が明確でない」などとする博物館職員の言い訳を通してはならない。教育法体系に拠った登録博物館であるなら、その教育的役割と理念は教育基本法、社会教育法、博物館法に明記されている。ただ教育機関としての位置づけのない博物館類似館に勤める者には課題も多く、文化施設としての設置理念を明確なものとするか、教育法体系に拠る博物館として再編するか、いずれにしても市民と共闘した実践が求められている。

平成20年の社会教育法、図書館法、博物館法の改正で、公民館、図書館、博物館の評価は法律行為となった。登録博物館にあっては、図書館同様、設置者である地方公共団体がもつ理念や基本方針を展開する施策の一つとして博物館を設置していることをまず自覚し、法的理念や地方公共団体の基本方針に沿った事業を展開するために、地方公共団体は資源提供として学芸員などの人員を配置するとともに、運営予算などの措置をしていることを確認する必要がある。こうした認識の上に立って、地方公共団体がもとめる教育効果、博物館サービスの対象に生じる変化に対する評価から、博物館の存在意義を再構築しなくてはならない。

しかしこの場合留意しなくてはならないのは、地方公共団体＝首長ではないということである。教育機関の設置管理者は、教育委員会であることを確認する必要がある。首長は教育委員会の求めに応じて長の総合調整権のもと、建築工事議案や設置条例案、職員定数条例案や予算案を議会に提案していることを確認しなくてはならない。言うまでもなく政治的中立を保つべく教育行政は首長から独立しており、さらに教育機関の教育事業は教育委員会によっても指揮されるべきものでなく、他の教育機関同様、博物館も館長の下、博物館協議会の意見をもとに

機関として独立し、教育事業を展開しているのである。

近年進む行財政改革が、こうした法の理念を無視した調整権の乱用とも取られる、直接教育にかかわる内容に踏み込んだ改革もみられるが、これらに対しては法の枠組みを改革推進側に理解させる努力が求められる。博物館にあっても文部科学省が示す学校評価のガイドラインに沿った、外部評価を積極的に取り入れ、設置者に対し資源提供の充実を促すものとして、評価制度を活用しなくてはならない。博物館が行財政改革＝減量経営のための行政評価に飲み込まれないためには、教育法規の理念や地方公共団体の設置目的を、職員がしっかりと身につけ理論化し、自ら市民とのコミュニケーションを実践することが必要である。

村井良子は前出の論文で「博物館は、生き残りをかけて、自ら動き出さなくてはいけない。自らが率先して、外部の専門家や第三者機関、市民とのパートナーシップによって博物館の存在意義を周知させていく必要な時期を迎えている」としている。評価を設置者による資源提供の根拠とするものへと進化させなくてはならない。

次に博物館のパートナーシップについてであるが、佐々木基樹は、「博物館、その利用から考える」において「博物館の役割は多岐にわたるとして「一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、図書室等を設置してこれを利用させること。」とある。少し高飛車な言い方をすれば、研究意欲のある者（ここでは研究者とする）が、研究目的で博物館資料を利用することができる法的根拠がここにある。また、国際的にも、博物館資料の社会的利用への寄与は、国際博物館会議（ＩＣＯＭ）定款（1974）のなかで、博物館定義として明記されている。資料は、博物館資料となった時点で、私的所有資料、大学研究室所有資料、または法人所有資料とは根本的に異なる役割と宿命を担わされることになる。同時に、資料が人類共有の財産となった瞬間でもある。」[注19]としている。

佐々木が引用したのは博物館法第３条１項３号であるが、７号では「博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し」の次に「その開催を援助すること」、つまり市民が講演会などを行う援助も博物館業務としている。博物館の研究室は市民利用に供するために設置するのであり、市民の研究や講演会の開催援助を任務としていることを再認識しなくてはならない。

また平成20年の法改正で加わった９号は「社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること」も博物館事業とした。

市民とのパートナーシップによる博物館運営は、博物館法が本来期待する固有の事務であり、社会教育機関としての博物館は、興業展示や催しなどにより市民に迎合するのではなく、社会教育の理念のもと、市民の学習（自己教育）の成果を、資料調査や研究、収集や保管そして、社会的に必要とされる展示課題の設定や、さらには観覧者の変化を求める展示とその効果測定にいたるまで、市民をパートナーと位置づけ協働することが求められている。

博物館職員は、住民との互いの役割と相違を認識した上で、市民を対等なパートナーとして博物館をともに作り上げる活動を展開しなくてはならない。そしてその実践こそが、バブルの付けを住民に押し付けようとする行財政改革の名の下に実施される減量経営に対抗し博物館を

再生させる鍵なのである。

伊藤寿朗は、「博物館法は、博物館を公共的な社会教育施設として育てようと、1951年成立した。市民の学習の権利を保障するために、設置、運営者に数々の条件を設けたのが特徴」とし『ひらけ、博物館』(注20)で、「これだけは求めたい－博物館法にもとづく条件」として、次の23のチェック項目を掲げている。

事　業

1、図書や模型だけではなく、実物の資料がたくさんそろっていますか？
2、資料について専門的な調査・研究をしていますか？
3、資料の保管や展示について研究していますか？
4、資料を利用したいとき、説明や助言をしてくれますか？
5、資料目録や索引があり、資料の所在を検索できますか？
6、資料に関する解説、図録を発行していますか？
7、年報、調査研究報告書を発行していますか？
8、資料についての講演会、講習会、映写会、研究会などを開いていますか？
9、講演会、講習会、映写会、研究会などを市民が開くとき、手助けをしてくれますか？
10、研究室、実験室、工作室、図書室などを利用できますか？
11、資料などを車などに積んで運び出し、移動博物館活動をしていますか？
12、事業は学校教育や公民館活動などを助けるようにも組み立てられていますか？
13、どこの博物館とも積極的に、情報交換や資料の貸し借りをしていますか？

スタッフ

14、非常勤ではない専任の館長がいますか？
15、学芸スタッフは専門職として認められていますか？
16、学芸スタッフは6人以上いますか？
17、館長や学芸スタッフは研修に行けますか？

その他

18、博物館の設置条例はありますか？
19、教育委員会が所管していますか？
20、博物館協議会はありますか？
21、入館料は無料ですか？
22、夜間開館していますか？
23、建物の延べ面積は2000平方メートル以上ありますか？

伊藤は、「さらにこれも」として、受付が職員か、自主グループが結成されているか、市民との共同調査が行われているかなど13項目を上げ、ひらかれた博物館「ひらけ、博物館」を目指そうとする。しかし残念ながら、伊藤が遺作で18年も前に求めた「これだけはもとめたい」も充足できず、むしろ常勤館長の非常勤化や入館の有料化などの後退が進んでいる。

4　まとめ

岡本薫は『日本を滅ぼす教育論議』において、「日本で「生涯学習の振興」が始められた理由は、①「学歴社会」の打破、②「社会の成熟化」による（心の豊かさや生きがいのための）学習需要の増大への対応、③「社会・経済の変化」に対応するための（職業技術などに関する）学習の必要性―という三つだった」とする。そして「一番目の「学歴社会の打破」という理由は、他の先進諸国には見られない日本独特のものだった。このため単なる「生涯学習の振興」ではなく「生涯学習社会の実現」ということが言われたのである」とする。

岡本はさらに「「生涯学習社会の実現を目指す」とは、今だ生涯学習社会になっていないということであり、では今はどんな社会なのかというと「学歴社会」なのだ」とする。「政府が用いてきた生涯学習社会の定義は「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるというような社会」というものだ」とする。またわが国の「生涯学習の振興が当時の文部省を中心に行われてきたため、最も重要な目的である「学歴社会の打破」を目指した「労働市場の改革」が十分に行われなかった」このため「「社会教育での学習成果を大学の単位として認定すること」とか「公民館などが種々の認定証などを発行すること」などといったものに矮小化されてしまった。」[(注21)]としている。

教育基本法の改正により生涯学習に関する理念が明文化された現在、生涯学習社会を実現する中核的な社会教育機関として博物館を位置づけ、博物館の持つ実物資料や研究室そして専門職員をポテンシャルとして活かし、学歴社会を打ち破る生活者の生きた大学としての事業を発展定着させることが必要である。学歴社会を乗り越える教育活動、市民による自己教育、相互学習の場として博物館は事業を展開していくべきである。

学校教育は全科指導であり、すべての科目を合格点まで高めなくてはならず、「教育」という語感に苦痛を感じる者は多く、筆者もその例外でない。それに対し博物館の観覧は自己の興味に始まり、興味あるものを好きなときに好きなだけ学ぶことができる。なぜに始まり楽しく学ぶ自己教育は、社会人や青少年が生活者の視点で、自発的に行うことができる。そして時には異なった知識や意見を持った人々とコミュニケーションする相互教育へと発展させるなど、まさに博物館は社会教育の実践の場である。学歴社会の対極に位置づけられるのが博物館の教育活動である。

博物館は市民の教育実践の場としての社会教育的存在意義を、生涯学習社会を実現させるための中核教育機関としての存在意義を教育行政から高く評価されるべきである。大学が教育と研究の場とするなら、博物館は職員と市民のパートナーシップに基づいた教育と研究に支えられた社会活動の場である。社会教育法や博物館法に規定される実生活の向上に資するという定義は、まさにこのことを法的に定義したものである。

公民館が、『社会教育の終焉』による批判をかわすことができたのは、生涯学習ブームの追い風である。しかし小林文人が指摘するとおり、学習と教育をあいまいにしてきたことで、教育の産業化や公教育や公益性を無視した公民館事業を認めてしまったという事実もある。市民の学習権を守るとした公民館の無料レンタルルーム化は、再び公民館の存在を危ういものとしている。公民館研究者の間では今、行財政改革に対抗するため、公民館事業を公民館創設の理

念に合ったものか点検しようという提案がされている。趣味や娯楽の教室や講座でなく、新たな公共性を作り出す方向性を持って「公的社会教育機関」としての公民館を再生し「公民館が公民館でなくなる時代」を乗り越える為の政策展開が行政課題となっている。

図書館では、「図書館は基本的人権の一つとして知る自由を持つ国民に資料と施設を提供することを、最も重要な任務とする」とし、かつて思想善導の機関として国民の自由を妨げる役割を果たした反省に立ち、「国民の知る自由を守り、広げていくこと」を図書館の責務とするとして、公教育としての役割を守ろうとしている。しかし、選書への市民参加として発展したリクエスト方式による蔵書形成は、一方で市民の学習権をより強固なものとしたかにみえたが、結果として、書店や出版社を追い詰め、出版文化そのものの危機さえ招いている。地域図書館として住民生活にかかわる地域情報の開拓と収集がおろそかになっているとのそしりは免れまい。さらに電子媒体の発達は、手軽に直接個人への情報提供が進むことが予想され、公共図書館の展望を明らかにすることが行政課題となっている。

博物館も博物館法の原点に立ち返り、市民の教育実践の場としての社会教育的存在意義を明らかにし、職員と市民のパートナーシップに基づいた教育と研究をもって市民の実生活の向上を目指していかなくてはならない。それには、博物館を育む教育行政としては市民が資料を利用したい時にきちんと説明や助言に努める職員を育成することであり、市民が利用する資料の所在を簡単に検索できるシステムを整備し、利用できる仕組みや、市民が講演会や研究会などを開く手助けができ、学校教育や公民館活動などが手軽に博物館を活用できる仕組みを組み立てられる学芸員の力量を育てることである。

そして博物館を設置する地方公共団体にあっては、博物館を条例で設置するとともに職員数を定数条例で定め、所管は教育委員会とし、外部評価者としての博物館協議会を設置するとともに、公教育としての基本である博物館利用の無償化を実現することが喫緊の行政課題であることを認識しなくてはならない。

注

注1　尾木直樹「若者の自立を支えよ」―私はこう見る⑧　09衆院選　教育改革―　毎日新聞　2009年8月21日(金)　14新版　総合2

注2　大貫英明　2008年3月31日「博物館の運営と博物館法の改正」『國學院大學博物館学紀要』第32輯

注3　大貫英明　2009年3月31日「博物館法改正と残された制度的課題」『國學院大學博物館学紀要』第33輯

注4　増田ユリヤ　2009年6月20日『新しい「教育格差」』15、173頁　講談社現代新書1993　株式会社講談社

注5　注4「博物館法改正と残された制度的課題」219～220頁　江戸東京博物館大人1300円、東京国立博物館大人1500円とする特別展の入場料金など

注6　日本学術会議　基礎生物学委員会・応用生物学委員会・地球惑星科学委員会合同自然史・古生物学分科会　2008年1月21日『対外報告　文化の核となる自然系博物館の確立を目指して』

「第２章　現状と問題の認識」４、５頁

注７　鈴木敏正　2006年10月10日『教育の公共化と社会的協同―排除か学び合いか―』株式会社北樹出版　８、13頁、27～29頁

注８　駒見和夫　2008年２月20日『だれもが学べる博物館へ―公教育の博物館学』株式会社学文社　148頁

注９　今野雅裕「社会教育行政の所管について」平成21年度第２回（神奈川県）県央都市生涯学習研究協議会　平成21年11月10日　相模原市役所　今野氏の経過の整理に負うところが多い。

注10　社団法人日本図書館協会ＨＰ「図書館における指定管理者制度の導入の検討結果について2009年調査（報告）」2009年７月３日　日本図書館協会図書館政策企画委員会　４月10日付で47都道府県立図書館に調査協力を依頼、このうち７月１日までに45館から回答を得たとある。

注11　社団法人日本図書館協会ＨＰ「図書館に関する製作についての日本図書館協会の質問と政党の回答」2009年８月14日に図書館政策についての基本的な考え方を15項目に分けて自由民主党、民主党、公明党、日本共産党、社会民主党、国民新党、新党日本、改革クラブの８党に対し質問したもので。回答は、民主党、国民新党、日本新党、自由民主党からあり、締め切りに到着しなかった政党には、選挙後に改めて回答依頼をし、公明党から寄せられたが、社会民主党からは寄せられなかったので、同党マニフェストから抽出して紹介するとされている。

注12　社団法人日本図書館協会ＨＰ「船橋市西図書館蔵書廃棄事件裁判の最高裁判決に当たって（声明）」2005年８月４日

注13　社団法人全国公民館連合会ＨＰ　発公第109号　平成16年２月17日通知

注14　第19回入間地区公民館研究集会　企画運営委員会事務局（新所沢公民館）『第19回入間地区公民館研究集会記録集』

注15　日本公民館学会ＨＰ　日本公民館学会研究年報・創刊号2004

注16　神奈川県図書館協会図書館評価特別委員会　2007年10月20日　ＪＬＡ図書館実践シリーズ９『公共図書館の自己評価入門』社団法人日本図書協会　２～４頁

注17　文部科学省ホームページ「学校評価ガイドライン」の改定について　平成20年１月31日

注18　村井良子・東京都江戸東京博物館「博物館における評価と改善スキルアップ講座」実行委員会編　2002年２月15日『入門　ミュージアムの評価と改善―行政評価や来館者調査を戦略的に活かす―』株式会社アム・プロモーション　20～25頁、155、156頁、172～175頁

注19　佐々木基樹「博物館、その利用から考える」『哺乳類科学』40（１）：71－73、2000

注20　伊藤寿朗　1991年３月20日『ひらけ、博物館』岩波ブックレットNo.188　株式会社岩波書店　48～62頁

注21　岡本　薫　2006年１月20日『日本を滅ぼす教育論議』153、154頁　講談社現代新書1826　株式会社講談社

渡金双龍文

表紙の図案は、古墳時代の大刀の把頭である。
双龍環より取材し、博物館学研究室のシンボルマーク
として使用する目的で、デフォルメしたものである。

國學院大學
博物館學紀要　第34輯

発行日　平成22年3月31日
発行所　〒150-8440 東京都渋谷区東4-10-28
電話（03）5466-0268（直通）
國學院大學博物館学研究室
編集権代表者　青木　豊
印刷　株式会社　秀飯舎

國學院大學
博物館學紀要

2009年度　第34輯

目　次

博物館学史序論 …… 青　木　　豊 …… 1

戦後初期における日本博物館協会の
「戸外文化財」構想 …… 今　野　　農 …… 15

衛生展覧会に関する一考察 …… 大　貫　涼　子 …… 57

博物館における展示評価についての一考察
—展示の教育性は展示評価によりどのように実証されてきたか— …… 小　島　有紀子 …… 67

日本における博物館教育研究史
—博物館教育概念の確立期における研究傾向の変遷と日本教育史— …… 辻　　夏奈子 …… 79

博物館経営の近年の傾向
—博物館経営論の現在と、『博物館研究』にみる博物館の経営— …… 水　谷　円　香 …… 87

仏教美術品の展示（序論）
—仏教美術の展示史を主題として— …… 渡　邉　亜祐香 …… 95

銀行博物館の研究 …… 落　合　広　倫 ……107

先史・古代の壁画空間から読み解く
現代の展示空間への考察 …… 大　塚　恵理子 ……117

学校教育における地域博物館利用の一事例 …… 粕　谷　　崇 ……141

地域博物館を育む教育行政の課題 …… 大　貫　英　明 ……149